

令和 2 年度

コンテンツ海外展開促進事業

（我が国映画産業の海外展開のための国際共同製作促進事業）

調査報告書

2021年3月

公益財団法人ユニジャパン

目次

更なる国際共同製作促進のための調査検討業務	1
1.検討委員会	1
1.1 検討委員会実施内容	1
1.2 検討委員会の概要と主要な意見	3
2.更なる国際共同製作促進のための調査	22
2.1 調査概要	22
2.2 国・地域別調査レポート	25
2.2.1 フランス	25
2.2.1.1 フランスに関する調査概要	25
2.2.1.2 フランスの国内市場規模	26
2.2.1.3 フランスの映画産業および国際共同製作にかかる規制、法制度	30
2.2.1.4 フランスの映画産業にかかる支援制度	34
2.2.2 イタリア	64
2.2.2.1 イタリアに関する調査概要	64
2.2.2.2 イタリアの国内市場規模	65
2.2.2.3 イタリアの映画産業および国際共同製作にかかる規制、法制度	69
2.2.2.4 イタリアの映画産業にかかる支援制度	76
2.2.3 イギリス	90
2.2.3.1 イギリスに関する調査概要	90
2.2.3.2 イギリスの国内市場規模	91
2.2.3.3 イギリスの映画産業および国際共同製作にかかる規制、法制度	95
2.2.3.4 イギリスの映画産業にかかる支援制度	104
2.2.4 ドイツ	119
2.2.4.1 ドイツに関する調査概要	119
2.2.4.2 ドイツの国内市場規模	120

2.2.4.3	ドイツの映画産業および国際共同製作にかかる規制、法制度	124
2.2.4.4	ドイツの映画産業にかかる支援制度	130
2.2.5	アメリカ.....	151
2.2.5.1	アメリカに関する調査概要.....	151
2.2.5.2	カリフォルニア州の支援制度	155
2.2.5.3	ニューメキシコ州の支援制度	177
2.2.5.4	ジョージア州の支援制度	187
2.2.6	カナダ.....	196
2.2.6.1	カナダに関する調査概要	196
2.2.6.2	カナダの国内市場規模.....	197
2.2.6.3	カナダの映画産業および国際共同製作にかかる規制、法制度	201
2.2.6.4	カナダの映画産業にかかる支援制度	210
2.2.7	韓国.....	231
2.2.7.1	韓国に関する調査概要.....	231
2.2.7.2	韓国の国内市場規模	232
2.2.7.3	韓国の映画産業および国際共同製作にかかる規制、法制度	236
2.2.7.4	韓国の映画産業にかかる支援制度.....	240
2.2.8	中国.....	265
2.2.8.1	中国に関する調査概要.....	265
2.2.8.2	中国の国内市場規模	266
2.2.8.3	中国の映画産業および国際共同製作にかかる規制、法制度	270
2.2.9	台湾.....	278
2.2.9.1	台湾に関する調査概要.....	278
2.2.9.2	台湾の域内市場規模	279
2.2.9.3	台湾の映画産業および国際共同製作にかかる規制、法制度	283
2.2.9.4	台湾の映画産業にかかる支援制度.....	285
2.2.10	日本	296
2.2.10.1	日本に関する調査概要	296
2.2.10.2	日本の国内市場規模.....	297
2.2.10.3	日本の国際共同製作にかかる法制度	301
2.2.10.4	日本の映画産業にかかる支援制度	302

1. 検討委員会

2018年に締結された日中協定を受け、更なる国際共同製作を推進することを目的に次なる協定締結を視野に入れ、諸外国・地域の国内・域内作品への支援策や国際共同製作作品に対する優遇措置等について調査を行うとともに、業界関係者や有識者等を交えた検討委員会を実施した。

1.1 検討委員会実施内容

検討委員会では、業界関係者や国際共同製作に関する有識者に加えて、省庁関係者も交えて検討が行われた。様々な視点・観点から「国際共同製作」を検討すべく、金融や制作経理に詳しい専門家や、国際的な海外展開を見据えビジネスを展開している企業から10名前後の参加を募った。また、オブザーバーとしては国際共同製作に関係する幅広い省庁関係者が参加した。

また、「国際共同製作」を考える上で実写とアニメーションでは制作工程や考え得る課題が異なるため、検討委員会はこれらを分けての実施となった。

(a) 検討議題

- ・国際共同製作協定の締結を戦略的に進めるための考え方の共有
- ・国際共同製作を進める上での共通課題の把握
- ・国際共同製作を促進するうえで必要な取組、方策の検討

(b) 検討が示す方向性

- ・国際共同製作を推進する方策としての「協定締結」で、締結を目指すべき国の選定
- ・協定締結の戦略性などとも連動させた、国際共同製作に関する周辺施策の提示
- ・国際共同製作協定のモデルプランの共有

(c) 検討委員会参加者

a. 実写検討委員（敬称略、五十音順） ＊座長

市山 尚三	株式会社フーリエフィルムズ
上住 敬一	ビズアドバイザーズ株式会社 代表取締役
華頂 尚隆	一般社団法人日本映画製作者連盟 事務局長
楠 純子	Film Solutions 株式会社
小出 真佐樹	株式会社ロボット プロデューサー
小寺 剛雄	株式会社 KADOKAWA 映像事業局海外製作部シニアマネージャー
小山 芽里	松竹株式会社 グローバル事業部開発室 室長
定井 勇二	有限会社ビターズ・エンド 代表取締役
田島 健	株式会社バジェットコントロール 代表取締役
富山 省吾 ＊	日本映画大学理事長
槇田 寿文	特定非営利活動法人 映像産業振興機構 事務局次長
由里 敬三	株式会社ジャンゴフィルム 代表取締役社長

b. アニメーション検討委員（敬称略、五十音順） ＊座長

浅沼 誠	株式会社サンライズ 代表取締役社長
石川 光久	株式会社プロダクション・アイジー 代表取締役社長
後藤 秀樹	株式会社アニプレックス 執行役員専務
近藤 真司	一般社団法人 日本動画協会 事務局長
清水 義裕 ＊	株式会社手塚プロダクション 取締役
田中 栄子	株式会社スタジオよんどしい 代表取締役
林 信明	株式会社ポリゴン・ピクチュアズ 取締役
藤村 哲也	フィロソフィア株式会社 代表取締役社長
真木 太郎	株式会社ジェンコ 代表取締役
槇田 寿文	特定非営利活動法人 映像産業振興機構 事務局次長
増田 弘道	株式会社ビデオマーケット顧問
松岡 泰彦	日本アニメーション株式会社 国際部部长
山下 良幸	東映アニメーション株式会社 営業企画本部ライセンス事業部長兼海外営業室長

c. オブザーバー（敬称略）

経済産業省 商務情報政策局 コンテンツ産業課
外務省 アジア大洋州局 中国・モンゴル第一課
外務省 欧州局 西欧課
総務省 情報流通行政局 放送コンテンツ海外流通推進室
文化庁 参事官（芸術文化担当）付
国際交流基金
公益財団法人ユニジャパン

d. 事務局

公益財団法人ユニジャパン
（経済産業省委託事業受託事業者）

1.2 検討委員会の概要と主要な意見

(a) 検討委員会の概要

検討委員会は、前述の通り実写とアニメーションで分けて開催し、それぞれ 3 回実施した。

a. 第 1 回検討委員会の議事内容

- ①国際共同製作をとりまく現状の把握
 - ②映画業界のかかる課題
 - ③既存の映画支援施策の選択肢の紹介
 - ④映画共同製作二国間協定の有効性についてのディスカッション
 - ⑤協定以外の周辺の施策とそれに向けての課題についてのディスカッション
- （実写）
- ・人材育成
 - ・共同製作パートナーとして有効な国や地域
 - ・制作や経理におけるデジタルツールの活用
 - ・新型コロナウイルスによる影響と対応策
 - ・その他必要な施策
- （アニメーション）
- ・制作工程のデジタル化

- ・人材育成
- ・著作権 29 条（著作権の帰属）の整理
- ・資金調達、完成保証
- ・新型コロナウイルスの影響と対応策
- ・その他必要な施策

b. 第 2 回検討委員会の議事内容

- ①国際共同製作・協定の目的
 - ・各国の映画支援施策調査（調査報告）
 - ・国際共同製作 促進施策の選択肢（更新）
- ②国際共同製作・協定における日本の強み・弱み
 - ・主要国の日本映画の市場について（調査報告）
- ③国際共同製作に関するディスカッション
 - ・目指すべき市場とジャンル
 - ・共同製作の類型と方針の検討
 - ・共同製作を進めるための鍵

c. 第 3 回検討委員会の議事内容

- ①各国の映画産業支援の調査結果の報告
 - ・調査対象国・地域別の国内・域内市場、映画支援概要
 - ・国際共同製作の現状（国・地域別）
 - ・CNC と日本の支援の選択肢比較
 - ・国際共同製作のモデルプラン
- ②これまでの検討内容のまとめ
- ③検討事項まとめおよびディスカッション
 - ・国際共同製作を促進するうえでの課題と必要な取り組み
 - ・国際共同製作協定の方針と進捗

(b) 主要な意見（実写検討委員会）

計 3 回の検討委員会での議論に基づき、下記のように課題と検討の方向性を整理した。

【論点 1】海外市場獲得

課題（1）日中協定の活用

課題の概要	検討の方向性
● 日中双方で求められる作品が異なる。 ● 日中で予算に大きな差がある。 ● 中国側の検閲が厳しく、リスクが高い。	● 協定の解釈の変更、追加条項の交渉。

検討委員会では、委員より以下のような意見が挙げた

- ・日本と中国とで映画の傾向に大きな違いがあり、両国双方でのヒットが難しい。協定があれば中国映画として公開できるにも拘らず共同製作が進まないのは、企画の差も大きい。
- ・検閲が厳しくなっており、日中共同製作協定作品として成立したとしても、理由が示されず突然の公開中止もある。公開されない可能性があるためリスクが高い。
- ・日本と中国とで作品の予算が大きく異なる。
- ・中国の現在の映画法では、中国以外で別バージョンが公開になると、その映画の（中国国内での）公開は中止になってしまうため、中国の検閲を通らないと作品の公開ができない。

課題（2）更なる国際共同製作協定の締結

課題の概要	検討の方向性
● 協定が無いとアクセスできない助成金がある。 ● 国際共同製作はリスクが高く、メリットは少ないため手を出しづらい。 ● 協定を締結しても、日本から相手国へ提示できるものが少ない。	● 協定締結の推進により、国内外の支援制度へのアクセスを可能にする。 ● 支援策を拡大する。

検討委員会では、委員より以下のような意見が挙げた

- ・「海外市場を広げる」という意味で、共同製作協定を結ぶということが方法論として、近道である。
- ・フランスは、映画製作に対する支援が 1 番とってもいい国。フランスと共同製作協定を結ぶことができれば、フランスをハブにして他国との共同製作がどんどん広がっていくのでは。
- ・共同製作協定があると、TV 枠も多く買えることができるなど細かい特典もある。
- ・協定を締結することによって日本側が相手国に有利になる要件を提示できるのかという問題がある。日本側が得られるものはあるが、日本が提供できるものがあまりない構図。
- ・ヨーロッパの方が共同製作の助成金含めてシステムが非常に整っている。それを活用するという意味でも（協定締結は）取っかかりとして早い。では市場として大きいのかというと、中国や北米のほうが大きいので、市場の大きさを考えるならそちらを目指すのも 1 つの考え。
- ・アジア内など、組みやすいところを入り口に共同製作に取り組んでいくのも近道と考えている。

課題（３）資金調達

課題の概要	検討の方向性
● 製作委員会は海外からの投資を受けづらく、利益配分がしづらい。 ● 投資家へのメリットが少ない。 ● 日本側から提示できるインセンティブ（主に税優遇）が無い。	● 製作委員会以外での資金調達スキームを拡充させ、投資しやすい環境を作る。 ● 投資家への優遇策を検討する。

検討委員会では、委員より以下のような意見が挙がった

- ・海外と収益を分配すると、権利をどのように持つかを考えなくてはいけなくなる。日本のプロデューサーの多くは日本の製作委員会しか知らずワンポットのレバニューシェアの発想。劇場で儲からなくても他のメディアでカバーできればいいと考える。
- ・お金の話は先にすべきだと思うが、クリエイティブな立場から見て日本国内での感覚でやってしまう。
- ・資金調達という意味でも、組む相手国の税法によって工夫できるところもあるのではないかな。どこの国と国際共同製作をするかによって、向こうの税理士に話を聞かないとうまいかない。
- ・国際共同製作をする上で投資家が投資しやすい環境を整えることが非常に重要であると考えている。助成金を出すだけでなく、投資家に儲かるなと思ってもらうことで恒常的に資金が集まり、エコシステムができてくる。そうしてことを目指していくには、投資家への優遇策も必要なのではないかな。
- ・日本の場合も「投資による即時償却」や「税優遇」などがあっても良いのではないかな。国際共同製作協定の締結も今後見込まれているようだが、結局国際共同製作の相手国側のメリットを求めていくだけでは、相手にとってのインセンティブが余りなく、日本側からのインセンティブも重要だ。
- ・業界外からの投資家を入れるのであればリスク管理体制の強化や保険の充実、完成保証の実現は、投資家保護の観点からも必要なのではないかな。

課題（４）海外マーケットの拡大

課題の概要	検討の方向性
● 人口が減少し、日本のマーケットが縮小しつつある。 ● 国内マーケットが中心で、新規マーケットの開拓ができていない。	● 日本コンテンツを見る機会を創出する。 ● 映画祭での評価・海外配給へ繋がるような支援を増やす。 ● 中長期的視点で海外マーケットを見据え、海外展開を図る。

検討委員会では、委員より以下のような意見が挙がった

- ・フランスは、他の国と比べても「アート映画を見る映画ファン」の層が存在している。
- ・台湾は、日本映画は受け入れられている。アート系でない作品も公開されているし、売り先としては可能性がある。
- ・中長期的視野で言うと、東南アジアのマーケットに可能性を感じる。
- ・ベトナムに初めて行った際も、大きなスタジオや映画館（シネコン）があって驚いた。これから成長していく国のエンターテインメント市場には非常に魅力がある。
- ・日本はもう行き止まりで、人口も減少している。インドネシアは日本の倍の人口がいる。東アジア圏の映画のマーケットを作っていくことによって、面白い展開が次の世代に作られていくべき。
- ・東南アジアの映画人と仕事をしているが馬が合うと感じているし、日本映画もよく見ている。
- ・ヨーロッパの映画祭で評価されるような作品は、大スペクタクル作品というよりも作家性の強いものが多い。２～３億円かそれ以下で制作している作品が海外映画祭で評価され海外配給に繋がっているという事例が実際にある。

課題（５）IP の海外展開

課題の概要	検討の方向性
● 現状の日本の映画産業は、原作のある作品の映像化が多数であり、国内市場向け。 ● 効果的な IP の海外展開ができていない。 ● IP のグローバル展開の推進に、会社による差がある。	● 既存の IP を活用した共同製作を推進する。 ● 海外映画祭への出展やビジネスマッチングへの参加を積極的に実施する。 ● 積極的なコンテンツのセールス、グローバルな企画への支援を行う。

検討委員会では、委員より以下のような意見が挙がった

- ・インターナショナルに受け入れられる企画がもっとないといけない。海外に需要される企画がもっと必要。
- ・邦画は小説コミックを原作にした作品も多く、映像化・アニメ化されてない原作はないのではないかと
いうほどである。そこから共同製作（開発）に進むことが難しく、突破していくことが必要。
- ・今は全世界が配信に向かっていて、資金も持っている。制作はいい条件でディールし世界で配信して
くれることを目指す方向にある。
- ・IP を軸にグローバル化していくというのは良い考えかたで、大手の出版社であれば社内に国際ライツ
部があるので自社で対応可能である。編集部が出版も国際関連業務もやっているような会社では、
なかなか海外展開が進まないということが多い。IP を取りまとめて流通させていく機能を持てれば、IP を
基準に世界に広がっていくことができる。
- ・日本の IP を温存しておくのではなく、積極的に世界に展開していくべきだ。

【論点２】人材育成

課題（１）若手育成

課題の概要	検討の方向性
●若手の活躍の場が少ない。 ●映画産業に携わる若手人材が減少、定着しない。 ●国際共同製作に対応できる人材が少ない。 ●フリーランスが多く、ベテランから若手への知識の継承がしづらい。	●ベテランによる若手育成や海外派遣による経験蓄積に力を入れる。 ●若手が実務で経験を積める環境を創出する。 ●交流の場を設け、知見の共有をする。

検討委員会では、委員より以下のような意見が挙がった

- ・国際共同製作を考える上で、ヨーロッパやアジアのスタッフと、どうコミュニケーションを取っていくのか。その１つとして、国内スタッフに必修として英語を学ばせないと日本国内でのスタッフ確保が難しい。今後フリーランスに規制がかかることがあったとしても、不安定な職業であり、なり手が少ない以上海外に人材を求めることもしていかなくてはならない。
- ・若いプロデューサーや監督は海外志向である。
- ・プロデューサーはある程度の語学を身に付けていないと、映画の国際共同製作は絶対進まない。そこは時間をかけて支援していかなくてはならない。

課題（２）制作経理

課題の概要	検討の方向性
● 予算管理が個々のやり方により異なり、グローバルスタンダードから外れている。 ● 仮払いの多さや個人ではなく会社単位での予算建てなどが海外の相手先から理解されない。	● 海外との製作で必要な知識やソフトの習得を推進する。 ● 国際共同製作を通して、グローバルスタンダードを理解する。

検討委員会では、委員より以下のような意見が挙がった

- ・アメリカも中国も「個人」契約で、予算書に人の名前が列挙される。一方日本だと「会社」に対して発注するケースがほとんどで、その会社に対して支払っている。作業や撮影が終わったあと相手の国に監査をされたときに、「会社に出した金額が、本当に雇った人に渡っているのか」と聞かれた。
- ・日本の制作会社に対してお金を纏めて支払うほうが安く抑えられると考えていたら、実際は職種ベースで積み上げた想定予算よりも高くとわれた。
- ・日本は一人に仮払いとして多額の現金を渡すこともあるが、忙しくて精算できず予算管理ができない。解決策としてのクレジットカードが日本だと使えない場所もまだ多い。
- ・完成保証等を検討するからには現場の工程管理をしなければならないが、客観性が非常に乏しい。プロデューサーが、それぞれのやり方で頭の中で整理をしている。
- ・日本は予算表をエクセルで作るが、アメリカを始めとした海外ではムービー・マジック・バジェットティングという予算を作る専門のソフトを使う。日本にはムービー・マジック・バジェットティングを使えるプロデューサーが非常に少なく、信頼を失う。

【論点 3】環境整備

課題（１）現場環境

課題の概要	検討の方向性
● 日本の制作・撮影現場が厳しく、グローバルスタンダードから外れている。 ● 外国人スタッフが少なく、受け入れ態勢が無い。 ● 管理体制が脆弱	● 撮影環境改善のためのルールを作成する。 ● 受け入れ態勢の強化を図る。 ● 海外との製作で必要な知識やソフトの習得を推進する。

検討委員会では、委員より以下のような意見が挙がった

- ・日本の現場や撮影環境が厳しすぎる。海外のスタッフからすると休みが少なすぎる。日本の感覚で当たり前前の現場が、海外では当たり前ではない。
- ・Netflixや、海外での撮影現場での経験も出てきたため日本の映画スタッフが求めるものも変わってきている。制作環境の改善が必要。
- ・海外の制作現場からすると、現在の日本人スタッフの人件費は安い。、日本は、チーフクラスのスタッフの給与が安く、構成や演出の給与は高い。相対的に見れば、日本人はよく働き賃金も安いので「日本と仕事ができるならしたい」と思われている。
- ・日本の映画界は、外国人のスタッフが本当に少ない。日本映画を勉強した海外の若手で、日本映画の現場に就きたい人はいるはずだ。受け入れ側の問題改善も含め、推進をしていくべき。
- ・海外では撮影時に次の段取りを指示するスタッフがいる。残業すれば残業代も出すが、残業ができれば管理ができていないということで成績に響くため、管理を徹底する。日本ではそれができないのか？と言われた。海外においてはきちんと管理して、予定通りに残業なしで仕上げるのが助監督やプロデューサーの評価になる。
- ・日本はお金も時間も考え方が曖昧。ほかのアジアに行けば英語で話せるし、アメリカのやりかたで作ってくれる。日本で撮るよりそっちのほうがいいと言われてしまう。
- ・管理体制の整備、および国際化は非常に重要である。日本の現金仮払いの多さ、管理体制の脆弱さは海外のプロデューサーから大抵驚かれる。
- ・限られた日数で撮り切る過酷な現場と、グローバル化に向けた取り組みをどう共存させていくのかが見えない。

課題（２）撮影受入体制

課題の概要	検討の方向性
● 撮影規制が厳しく、許可が下りづらい。 ● 各行政の連携が乏しく、一括で許可申請ができない。 ● 海外からのスタッフへのビザの取得が煩雑。	● 各地方自治体の連携を強化する。 ● 国際共同製作作品に関する規定を別途設け、ビザ取得等の簡素化を図る。

検討委員会では、委員より以下のような意見が挙がった

- ・日本での撮影は規制が非常に厳しい。海外から「こういう画を撮りたい」と言われたものが殆ど実現できない。撮影の許可が下りない。
- ・もう少し規制が緩和され、映画撮影にフレンドリーになれば、海外に逃げってしまうプロダクションを日本に呼び寄せることも可能なのではないか。
- ・撮影許可が一元化されていないため、許可を貰うだけで膨大な時間がかかる。行政側からも映像撮影をしやすい環境を作ってもらえれば撮影はもっと進んでいくだろう。

- ・大勢の人数が集まる場所については、フィルムコミッションも日々努力はしてくれてはいるが、各行政のリンクがなかなかできずにいる。
- ・現在は日本での撮影が難しいことから、韓国や台湾にロケ撮影が流れ機会損失が大きい。東京で撮れなくても地方での撮影を提案できるようにしたり、追加での費用が発生した場合は助成金を出したりすることで誘致することが、理想だ。
- ・実証実験を生かしロケ誘致支援を受けた作品は緩和されて、入国しやすくなるなどの措置が必要。
- ・国際共同製作の企画開発でビザ取得の特例を作り、安心して制作できるような環境を作っていくことは重要だ。長期の撮影で1年のビザを取る場合、住民税や介護保険を収めるよう外国人スタッフに通告が来る。国や地方自治体、入国管理局で考えが統一されていず、入国管理法では住民票の登録や住所登録までもが求められる。撮影が終わったら帰ることが前提でホテル暮らしをしているスタッフにとって、それが適切なのか。

課題（３）支援制度の充実・細分化

課題の概要	検討の方向性
● 国際共同製作のスケジュールに見合った制度設計になっていない。 ● 作品の規模や性質により、支援が体系化されていない。	● 支援メニューへのアクセスをしやすくするための窓口を設ける。 ● 支援メニューの拡充を行う。 ● 映画以外への支援対象の拡充を図る。

検討委員会では、委員より以下のような意見が挙がった

- ・日本で撮影したいという相談を頻繁に受けるが、応募するのが（文化庁の助成金の場合）年に1回しかないために他の国での撮影に切り替えられてしまうという事例が多くある。1番良いのは随時検討し、随時検討会を開くこと。難しければ3か月に1回程度の頻度での審査をしていかないと、（海外に）逃げられてしまう可能性が高い。
- ・海外のプロデューサーは、日本と組んだ場合と他国と組んだ場合とのメリット・デメリットを比較しながらパートナー国を選んでいる。日本が日本ならではのクリエイティブ面で上回ればよいのかもしれないが、世界の中において日本での制作にどれだけメリットがあるのか。助成金やタックスインセンティブ、それぞれの費用の上限の有無についても大きなポイントになる。他のライバル国と比べ「日本がどれだけ魅力的なインセンティブを提示できるか」ということは、組んでもらう側としては重要である。
- ・共同製作で何をするか。1つは大型の作品を製作して、中国や北米などに進出すること。もう1つは日本で集まらない資金を、海外の助成金に申請して集めること。これらを一緒にして話をするとう混乱するため、分けた仕組み作りが必要だ。
- ・スタジオの大作を日本で制作することと、日本の作家性の高いインデペンデント映画をヨーロッパのインセンティブにアクセスして制作するのは全く違う話である。それぞれに対応していく仕組み作りや助成金

の充実を考えていくことが重要だ。また、支援する省庁が分かれている中で、それぞれの助成金を知り、どうアクセスすべきなのか理解することが難しい。本委員会の出口として、ワンストップで窓口を作るというアイデアは良い。

・支援の対象についても、映画だけでなくテレビや配信に広げていくべき。劇場との関係性もあるかと思うが、作るということに関して言えば劇場映画に限定することなしに、大きく“映像エンターテインメントの今後”ということを考えれば、配信も含めて支援し、カテゴリーを限定すべきではない。

課題（４）コロナ感染対策

課題の概要	検討の方向性
● コロナ感染対策費への補償が少ない。 ● 受け入れ先により基準や意識が異なる。 ● 国際共同製作は、国内作品より長期的な支援と海外からの柔軟な受け入れが必要。	● コロナ感染対策のガイドラインの統一と、定期的なアップデートを行う。 ● 国際共同製作作品への特別措置を検討する。 ● 支援メニューの拡充を行う。

検討委員会では、委員より以下のような意見が挙がった

・コロナ感染対策費が計上されるとすると動き方が全然変わってくるし、撮影途中で感染者が出たら中断しなくてはならなくなる。

・日本ではかなり厳しいガイドラインができて、受け入れ先によってかなり温度差はある。あくまで大まかな指針であり、各コミッションや各地の状況に合わせて臨機応変に対応していくことになる。

・途中で中断した作品や撮影を断念した作品の、資金的な問題がどの国でも多く発生している。予算の10%～25%は（対策費によって）増額になっているようだ。保険会社も尻込みし始めて、加入料が高くなっている。日本にはコロナ関連の保険商品も殆どない。

・公衆衛生に関する規制が各国・各地域で異なっていることで、このすり合わせに非常に労力がかかる。資金面では、フランスやドイツ、イギリスなど EU の国々ではコロナ対策に公的資金が徐々に入ってきているが、日本では余りないのが現状だ。ワクチンが出来たとしても前の撮影環境がすぐに戻ってくるとは考えられず、収束が見えてこない。殊に国際共同製作となると、コロナ関連に対する費用を検討せざるを得ないだろう。

・国際共同製作を考えるプロデューサーは、1年後に撮影するものであればシナハンやロケハンに行けるような特別措置が無い限り、国際共同製作をやっても無駄だと思われるのではないかな。

・文化庁の国際共同製作の制作助成は年度内事業である一方、コロナ禍でのロケ撮影など、国際共同製作は不安を抱えながらやらざるを得ない。こうした状況にも対応できるような例外やバッファのようなもの設けてもらえると、より活用しやすくなる。

・海外からの問合せでも「日本のコロナ対策の標準規定はなんですか」と良く聞かれる。既にガイドラインは出ているが、状況の変化に合わせて検証されていない。

・コロナ対応の「ローカルルール」も存在する。地方と都市部での意識の違いで予定がひっくり返ることもある。ルール統一化されないと、海外ロケ誘致のような一歩先んじた行動をすることは難しい。

(c) 主要な意見（アニメーション検討委員会）

【論点1】海外市場獲得

課題（1）日中協定の活用

課題の概要	検討の方向性
● 日中双方で求められる作品が異なり、日本の優位性を出しづらい。 ● 日中で予算に大きな差がある。 ● 中国側の検閲が厳しく、リスクが高い。	● 協定の解釈の変更、追加条項の交渉。 ● 制作期間の長いアニメに即した制度設計を行う。 ● テレビシリーズや配信用の作品にも更に支援を拡充する。

検討委員会では、委員より以下のような意見が挙げた

- ・外国作品だとクォータ制が適用され、配給収入の収益性も低い。協定を介すと中国作品として中国市場に入れる。日本の5倍以上ある中国市場に入っていけるメリットは大きい。
- ・中国映画として映画館での上映・テレビ放映される可能性も広がると、当然日本にメリットはあるが、日本の市場はすでにオープンなため中国側のメリットが少ない。
- ・中国側から資金調達する場合、中国側のプロデューサーが合作会社を通して許可を取ってくれば中国でビジネスしやすい。結果的に中国でヒットすれば、利益を得やすくなる。日本が入ったほうが、中国側で資金を集めるときに投資家に話が通りやすいという声も聞く。
- ・中国の製作費はハリウッド並みになってきており、協定規定の2割を日本が負担するのが難しい。
- ・最終的な認定に中国政府の許可が下りなくてはならない点で、リスクが大きい。
- ・日本が優位性をもって進めようとしても、中国はお金を出す分意見、注文も多く制作に制約ができる。
- ・中国市場はキッズアニメーションが主体。日本のキッズアニメーションは規制で上映・放送出来ない状態が続きメインストリームで稼ぐのは難しくなっているため、協定は有効に働く。

課題（2）更なる協定の締結

課題の概要	検討の方向性
● 国際共同製作はリスクが高く、メリットは少ないため手を出しづらい。 ● 協定を締結しても、日本から相手国へ提示できるものが少ない。	● 協定締結の推進により、国内外の支援制度へのアクセスを可能にする。 ● 支援策を拡大する。

検討委員会では、委員より以下のような意見が挙がった

- ・スクリーン・クォータ制の回避メリットは明らかなが、それ以外に。助成が充実した国との共同製作は、協定があれば非常にポジティブに働く。
- ・共同製作の幅がフレキシブルだと使いやすい。例えばプリプロは共同、ポストプロはすべて日本で行う場合なども多くあり、共同製作がバリエーションよく、幅を持ったものになればよい。
- ・二国間協定は互惠の制度であり、互いにメリットがあって成り立つもの。日本側はクォータ制も検閲もなく、二国間協定で緩和するものがない。逆にオファーできる優遇措置が乏しすぎる。
- ・助成が手厚い国と協定を検討していただけると、今後共同製作がしやすくなり、選択肢が増えていく。
- ・支援が整っている国と共同製作をすると、ポイント制など条件が自分の国の得になるように設計されているため技術やクリエイティビティは日本が優位であるのに先方に合わせて譲らねばならなくなりバランスを欠くこともある。

課題（３）配信業者との向き合い

課題の概要	検討の方向性
● 海外大手配信業者との間で、適切な条件での契約を結べていない。 ● 海外市場での長期的な利益を見据えた、交渉力に乏しい。	● 契約条件等のナレッジシェア、情報交換の場を設ける。 ● ガイドラインを作成し、業界全体で基礎知識を共有する。

検討委員会では、委員より以下のような意見が挙がった

- ・最近では配信など、ファーストウィンドウが劇場ではない作品が増えてきた。配信を見据えていかなくてはならない。
- ・海外市場からの収益は外せない要素となっており、特にアメリカや中国の海外大手配信業者からの収入を抜きに作品企画が成立しないのが現状。
- ・製作委員会においてビデオグラムが売れなくなり配信への移行が加速しているが、取引条件は現時点で言うところの実質的に売り切りになり、追加利益が見込めない。
- ・日本側に成功時の対価が還元され受注利益を超える事業利益を主張できるような「売り手市場」を作るべき。
- ・作品を作るより現場を作る方が大変で、海外大手配信業者と組むことで現場が弱くなることを危惧している。
- ・配信で日本のアニメが発信されると、日本アニメファンの裾野も広がって市場拡大するはずだが今の

海外大手配信業者での配信だと売り切りになってしまい、マーチャンダイズビジネスに発展していかない。

- ・海外大手配信業者は「情報を開示しない」ということに加え、（特にオリジナルとして扱う作品は）他のメディアに一切売らないので、利益配分という考え方が通用しない。非常に大きな利益をもたらしているはずの日本のアニメ作品に対して、利益配分がないのは大問題。
- ・海外大手配信業者との取引は非常に難しい。「買い叩かれている」印象があり、提示された金額で5年、10年様々な権利をホールドされて、IPを飼い殺しにされてしまう。
- ・アニメ収益は日本国内の映像パッケージ（BDやDVD）が中心だったが、現在では海外大手配信業者へのライセンス売り上げの比重が高まり、彼らも作品獲得の考え方がライセンスから出資に移りつつある。

課題（４）出資の多様化

課題の概要	検討の方向性
● 製作委員会は海外からの出資を受けづらい。 ● 制作費が確保できないと、有利な権利交渉ができない。 ● 助成金が多い国と、出資に不均衡が生じる。	● 製作委員会を含めた、出資形態の多様化を図る。 ⇒投資やファンドの促進、協定締結と助成金活用による制作資金の確保

検討委員会では、委員より以下のような意見が挙がった

- ・海外ではプロデューサーの通常業務として銀行とのファイナンスだけでなく、（二国間協定などから得られる）公的な援助を組み込める仕組みになっていて、プロデューサーのための制度設計がされている。
- ・日本の映画業界の「製作委員会」は、DVDやビデオパッケージを中心としてライセンスを海外に売っていくビジネスモデルだったのが、DVDが売れなくなってきており、製作委員会が窮地に追い込まれている。
- ・日本の製作委員会は強いIPにしか反応せず、作りたい作品が作れない。
- ・金融商品取引法により映画に出資する場合上限が決まっていて、純粋な投資を受けるには自由度が低い状況にある。その縛りを法律として変えることで、日本への海外からの出資を有限責任として成立させることができる。
- ・資金が無く自己資金で制作できないことで下請けになってしまうケースが多い。そこから脱却するには事前に資金を少しでも提供していただくと違ってくる。
- ・配信でリセールできてしまえば、公的な助成金等のエクイティ的な資金調達が必要ではなくなる可能性もある。
- ・国際共同製作に補助金が出ることは制作コストが下がるメリットはあるが、現在日本側には援助メニューがない（額が少ない）にもかかわらず、日本側のほうが以前能力・クオリティ共に高く、不均衡が

生じる。

課題（５）海外展開

課題の概要	検討の方向性
● 海外市場のニーズに対応できる制作体制になっていない。 ● グローバルコンテンツとしてのポテンシャルを十分に発揮できていない。	● 海外展開にかかる公的支援を積極的に活用する。 ● 契約条件等のナレッジシェア、情報交換の場を設ける。

検討委員会では、委員より以下のような意見が挙がった

- ・日本のアニメーションの制作の強みは、日本でしか作れないジャンルにある。
- ・IP を持っている会社が非常に強く、自分たちに優位な形で進めていくことができる。資金が潤沢で自らオリジナルの IP を制作し、海外に持って行くことができる点が強みである。
- ・強い IP に関しては、アメリカとでも堂々と共同製作できるチャンスがあるのではないかと考えている。
- ・海外と共同製作するためのラインが全く空いてない。今まで通りのアニメーションシリーズや映画を作るのではない新しいグローバルなアニメ製作のためのラインを、日本のアニメ業界で確保しておくべきである。
- ・日本のアニメはそもそもローカルコンテンツとして見ていたが、実際には世界中の人々が見ており、グローバルコンテンツという認識になっている。
- ・映画だけでなく TV シリーズにもっと着目し、どこにチャンスがあるかを冷静に見極め、大きな市場規模があるところに積極的に打って出るという考え方が必要だ。
- ・日本が得意とする分野である「大人アニメ」が世界的に一般化してきていると思う。是非このチャンスをいかすべき。

【論点２】人材育成

課題（１）若手人材

課題の概要	検討の方向性
● 若手人材が減少、定着しない。 ● 一定程度レベルの高いアニメーターの数が少ない	● ベテランによる若手育成に力を入れる。 ● 業界としての横のつながり、連携により人材育

く、増えない。 ●動画と仕上げ担当の人材が国内で減少、海外に依存する制作形態に。 ●ゲーム業界と比して利益の回収力が弱く、優秀な人材を確保しづらい	成を強化する。 ●若手育成に経済的負担がかからないよう、公的支援を拡充する。 ●若手人材が長期的に働きやすい就労環境を整備する。
---	--

検討委員会では、委員より以下のような意見が挙がった

・若手育成にかかる経済的負担に対して公的支援を拡充してほしい。現在アニメーターが不足し、質もなかなか上がらない。 ・相変わらず動画と第二原画が圧倒的に安い状況がある。かつて動画と同じレベルだった仕上げが、デジタル化により動画の収入の倍になったことも考え、データを活用しつつ対策を考えれば若手アニメーターの人材育成に自ずと繋がっていく。 ・現在はアニメーション制作スタジオのスキルや経験値の蓄積が非常にしにくい。

(2) 国際人材

課題の概要	検討の方向性
●国内外の市場を理解し、経験のある国際的な人材が少ない。 ●国内向け作品以外に、海外市場を考える余裕がない。 ●留学生は増加しているが、ビザ問題などで国内での雇用に結びつきにくい。	●海外との人材交流を図り、他国の制作環境を知る。 ●海外での経験を、情報共有する場を作る。

検討委員会では、委員より以下のような意見が挙がった

・国際共同製作に大切なのはプロデューサー。プロデューサーを育てないと海外市場に進出できず、日本の映像業界は立ち行かなくなる。 ・ビジネスプロデューサーの育成と、日本の配給・制作会社のスキルアップは、まだまだ大きな課題である。 ・留学生は増加しているが国内での雇用に結びつきにくい状況がある。 ・プロデューサーが何から何までやらなくてはならない。資金集め、契約、保険、クリエイティビティの管理など、海外の場合はこれが分かれている（契約は弁護士、など）。海外と安心して作品作りを進めていくには、クリエイティビティ以外の契約の部分が大切だが、時間もお金もかかる。ここを分業していかないと、国際共同製作は広まらない。 ・ロジカルで透明性の高い制作管理を学んでいかないとけない。
--

【論点3】環境整備

課題（１）デジタル化・リモート化

課題の概要	検討の方向性
● 米国等と比較し制作工程のデジタル化が遅れている。 ● 2D は日本独自の手法を築いているが、3D 技術は海外の方が精通している。 ● 1 人のアニメーターが抱えている個々の作品の進捗が見えづらい。	● 制作工程のデジタル化、管理システムの導入を推進する。 ● デジタルソフトの活用を促進する。

検討委員会では、委員より以下のような意見が挙がった

- ・制作工程のデジタル化は、コロナ問題が教訓となって業界の意識が変わった。
- ・急激にデジタル化が浸透していくが、これまで紙で作画してきた人は「これからも紙で書き続けます」という人も多い。ベテラン世代のデジタル化は課題。
- ・各社で使っているデジタルソフトがバラバラであるのでスキル習得に課題。
- ・優れた 2D アニメーターのスケジュールを待っていると数年先になり、チャンスを失ってしまう。デジタルでの制作を進めていくことが必要だと考える。
- ・フルデジタルで制作すると、従来 2D アニメが好きな人たちからすれば、まだ作画に違いが出て抵抗が生まれてしまう。フル CG であっても違和感なく制作していけるようにすることが大事。
- ・リモート化対策の支援金は、事前に申請して許可が下りたものしか適用できない。今回（コロナ）は緊急性が高かったため、自費で対応せざるを得なかった。事後申請でも容認するなどの緩和策があるとよかったという業界からの声は多い。
- ・今回のコロナの影響で、デジタル化は避けて通れず、マストであると感じた。アニメはこの点デジタル化を進めやすいのが強み。一方、人が見ていないと効率が上がらないのも事実。
- ・通勤がなくなった分、子供がいて時短勤務だった社員も時短でなく働けるようになった。
- ・今後もリモートワークをより強化・整備していくことは、人材育成・少子化による人材の減少・アニメ制作会社の東京一極集中などの点にも関係してくる。地方人材をリモートワークで雇用することで、アニメーターやアニメ業界に関わる人材の底上げになると思う。

課題（２）著作権

課題の概要	検討の方向性
● 著作権を保持していない会社は、海外からの長期的な収益性も乏しい。	● 法務、税務の相談体制を構築する。 ● 製作委員会を含めた、出資形態の多様化を図る。

●製作委員会の収益システムが、制作サイドに還元されない。 ●製作委員会のシステムは、海外からの出資を受けづらい。	⇒投資やファンドの促進、協定締結と助成金活用による制作資金の確保
---	----------------------------------

検討委員会では、委員より以下のような意見が挙がった

・著作権はプロデューサーに帰属し、テレビ局や製作委員会はそれを譲渡されるという形で契約を結ぶべきである。製作委員会をやっていて著作権を按分していると、委員会内で対応が異なるケースが出てくる。訴訟を見送ったり、（手続きのための）委任状にハンコを押せなかったりすることもある。 ・製作委員会だと10年程度経った頃に、誰にコンタクトして誰が権利を持っているのかわからなくなってしまう。10年ぐらい経ったらプロデューサーに権利が戻るようにすべき。 ・現在「著作権は按分する」というケースが多いが、プロデューサーにも“利益を”配分するという形にはできないのか。 ・日本の産業構造的にもう少し制作者側、IP側にきちんと利益配分ができる仕組みに持っていかなければいけない。 ・日本の製作委員会方式の場合無限責任の共同著作権者になる。海外の出資者にとって共同著作権者の発想が難しくパートナーになりにくい。 ・国によっては目的別に設立された会社経由で出資し、状況が悪くなると倒産させるので、製作委員会の共同著作権者が不在になってしまう。海外での著作権者が不在になるリスクふまえ、権利のホルードに関して予めクリアしておくのは重要である。

課題（3）支援体制

課題の概要	検討の方向性
●新しい取組を検討する際、社内に体制が整っておらず相談先もない。 ●国からの支援を検討したくても、新しい情報を入手する方法と時間がない。 ●既存の支援制度が、企画する作品に当て込みづらい。	●法務、税務の相談体制を構築する。 ●支援制度について定期的な情報発信を行う。 ●テレビシリーズや配信用の作品にも更に支援を拡充する。⇒単年度でも利用できる可能性が増える。 ●制作期間の長いアニメに即した制度設計を行う。 ●支援事例のサンプル、モデルプランを提示する。

検討委員会では、委員より以下のような意見が挙がった

・実写と比べて、アニメーションは制作に圧倒的に時間がかかる。単年度の支援の仕組みを改善していただきたい。 ・アーティストの交流などに支援を広げてくれればありがたい。（アーティストの招聘、または日本人アーティストの渡航費、通訳の助成など。）
--

- ・税優遇など国際共同製作にむけまだまだ改善すべき余地があるのではないか。
- ・対象となる作品の規模が小ささまざまのため、セグメンテーションをしっかりと、おのおのにどのメニューを使ったほうがよいか整理していければ尚良い。
- ・支援制度というのは外資や、潤沢な資金を持った企業のためのものではない。日本のプロデューサーや作り手を支援するという1番の目的からブレるべきはない。
- ・文化庁やユニジャパン、JFC、国際交流基金等の制度につき一元的に情報発信いただけるのであれば、大変ありがたい。
- ・出資の原資として製作費の一部を制作会社に支援して頂けるような制度があってもいいのではないか。
- ・国際共同製作は、ニーズはあれど手つかずでノウハウがないので気軽に色々な相談ができる窓口があると良い。
- ・共同製作に関する知見を集約し活用できるのではないか。
- ・TV シリーズや配信に支援対象を広げた方が良い。劇場作品は圧倒的にタイトル数が少なくなっている。

2. 更なる国際共同製作促進のための調査

2.1 調査概要

日中協定に続く新たな協定締結の可能性を踏まえ、国際共同製作に関する施策等を中心に、有望な協定締結先・共同製作相手国および地域の調査を行った。調査はデスクリサーチもしくは関係機関へのヒアリングを元に行っている。対象国・地域の選定にあたっては、①今後、協定締結の可能性がある国・地域、②国内の共同製作ニーズが一定程度ある国・地域、③ニーズの有無に関わらず、他国との共同製作が盛んな国・地域等を中心に以下に選定した。尚、アメリカについては州レベルでの支援制度が積極的に取り入れられていることから、映画産業が盛んな3州を選び、税優遇制度のみ調査を行っている。各国の国際共同製作システムのあり方について調べ、共同製作を目指す日本人プロデューサーにアクセス可能な支援制度とその内容について詳しくまとめた。また、国際共同製作における映画国籍の定義について調べ、各国の映画国籍にあたっての基準をまとめた。

なお、各国・地域の市場データは2019年までのものを使用しているため、2020年初頭から続く新型コロナウイルス感染拡大による映画産業の影響は反映されていない。

(a) 調査対象国および地域

1. フランス
2. イタリア
3. イギリス
4. ドイツ
5. アメリカ（カリフォルニア州、ニューメキシコ州、ジョージア州）
6. カナダ
7. 韓国
8. 中国
9. 台湾
10. 日本

(b) 調査対象項目（国・地域によっては、該当するものがない場合もある）

1. 市場規模

- ・国/域内での年間興行成績
- ・国/域内での年間劇場動員
- ・国/域内でのチケット単価
- ・国/域内でのスクリーン数
- ・マーケットシェアにおける国/域内産映画の割合
- ・映画製作本数と、国際共同製作の割合

2. 規制、法制度

- ・外国映画数量規制
- ・国際共同製作協定締結数と締結国名、締結における権限のある当局
- ・共同製作作品認定制度
- ・国/域内産映画認定制度

3. 映画産業支援

- ・主な支援団体とその財源
- ・主な支援団体の予算内訳
- ・国/域内映画支援の枠組（助成、税優遇）
- ・外国映画誘致政策（助成、税優遇）

(c) 協力機関

1. フランス

Centre National du Cinéma et de l'Image Animée（フランス国立映画センター/通称「CNC」）

2. イタリア

Ministero per i beni e le attività culturali e per il turismo（文化財・文化活動・観光省/通称「MiBACT」）

3. イギリス

British Film Institute（英国映画協会/通称「BFI」）

4. ドイツ

Filmförderungsanstalt（映画支援機構/通称「FFA」）

5.アメリカ/カリフォルニア州

California Film Commission

6.アメリカ/ニューメキシコ州

New Mexico Film Office

7.アメリカ/ジョージア州

Georgia Film Office

8.カナダ

Telefilm Canada

9.韓国

映画振興委員会（Korean Film Council/通称「KOFIC」）

10.中国

中国电影合作制片公司（China Film Co-Production Corporation/通称「CFCC」）

11.台湾

文化部影視及流行音樂產業局

2.2 国・地域別調査レポート

2.2.1 フランス

2.2.1.1 フランスに関する調査概要

a.映画産業〔2019 年データ〕 ※10 年間の推移は次項参照

(ア) 国内興行収入：	14.5 億ユーロ ⇒欧州 1 位 （全世界第 5 位）
(イ) 国内の劇場動員数：	2.13 億人
(ウ) 国内のスクリーン数：	6114
(エ) 平均チケット価格：	6.8 ユーロ
(オ) 一人あたりの年間平均入場回数：	3.2 回
(カ) マーケットシェアにおける国産映画の割合：	34.8%
(キ) 映画製作本数：	301 本*

*100%国産 = 185 本、国際共同製作 = 116 本

・国際共同製作協定数は 58 カ国で世界最多で、仏語圏との共同製作が中心

b.映画支援団体

- ・フランス国立映画センター(CNC)が中枢機関として映画産業を支援
- ・CNC の財源は 3 つの税収⇒ 劇場チケット、テレビ、ビデオ販売から自動徴収

c. 支援形態 ※いずれも国際共同製作協定を介した共同製作作品にも適用可能

- 自動助成：2 つのスケールを用い作品を審査。2 つの度合いにより、支援額に傾斜がかかる
- ①ヨーロッパスケール：ヨーロッパ的要素を、映画を構成する文化的・技術的な観点でポイント化し判断
- ②自動助成スケール：上記に加え、フランス的要素を加味
- ・支援対象は制作会社、配給会社、セールス会社、興行会社。劇場興行やテレビ放映、ビデオ販売の結果に乗じて支援額が判断される
- ・映画が劇場で公開されてから最大 8 年後まで支援が継続され、助成金は必ず次なる作品への投資に繋げるよう制約がある
- 選択助成：条件を満たした応募者の中から CNC が審査し、選ばれたものにのみ支援が与えられる
- ・企画、脚本、制作、配給、興行、テレビ放映、海外セールスまで、製作のあらゆる段階をカバーしている
- ・制作前にも支援を受けることが可能であり、製作完了は年度をまたぐことができる。各支援の審査は年に数度実施される

d. 規制・法制度

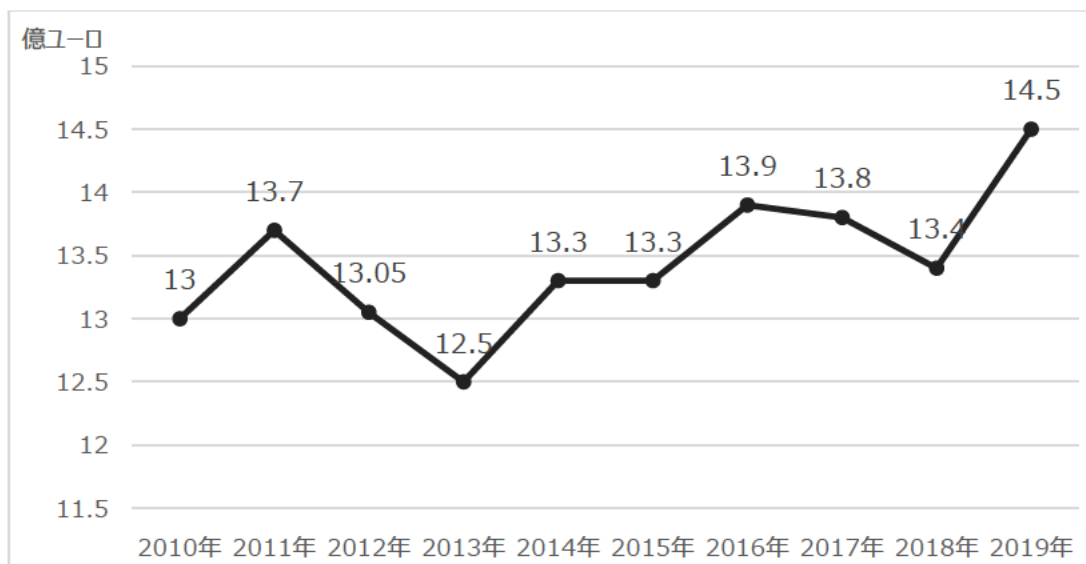
- ・テレビ番組で欧州以外の外国作品の放映を制限する「ブロードキャスト・クォータ制」がある

2.2.1.2 フランスの国内市場規模

1. 興行収入（2010-2019）¹

* 国内興行収入は堅調に伸びており、欧州 1 位の規模である。

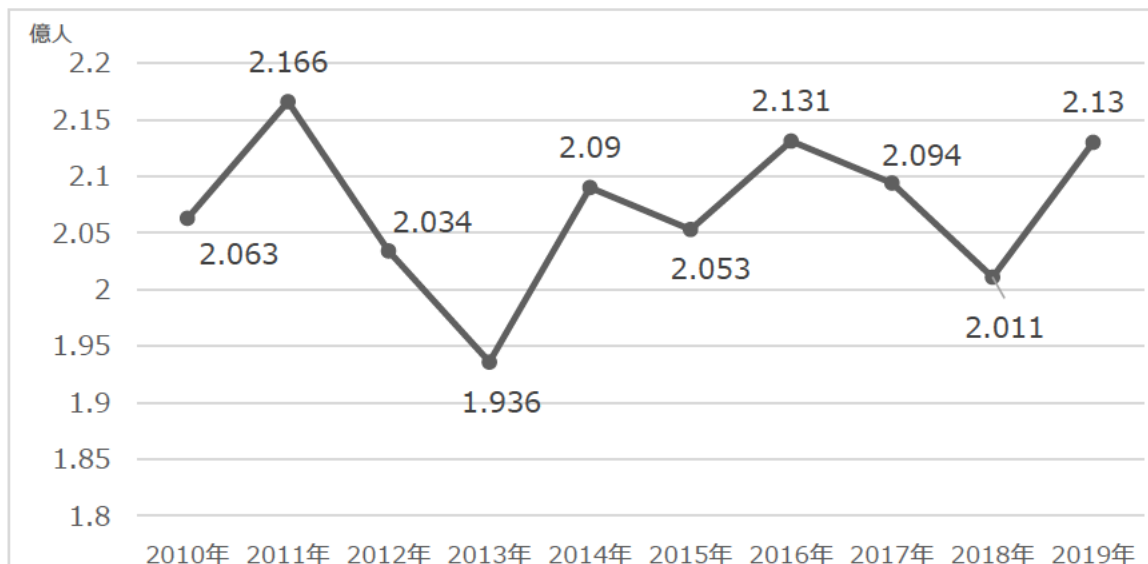
図 1 フランス国内の劇場興行収入（グラフ）



2. 動員数（2010-2019）²

* 劇場動員数は年により変動し、概ね 2.1 億人前後を推移している。

図 2 フランス国内の劇場動員数（グラフ）



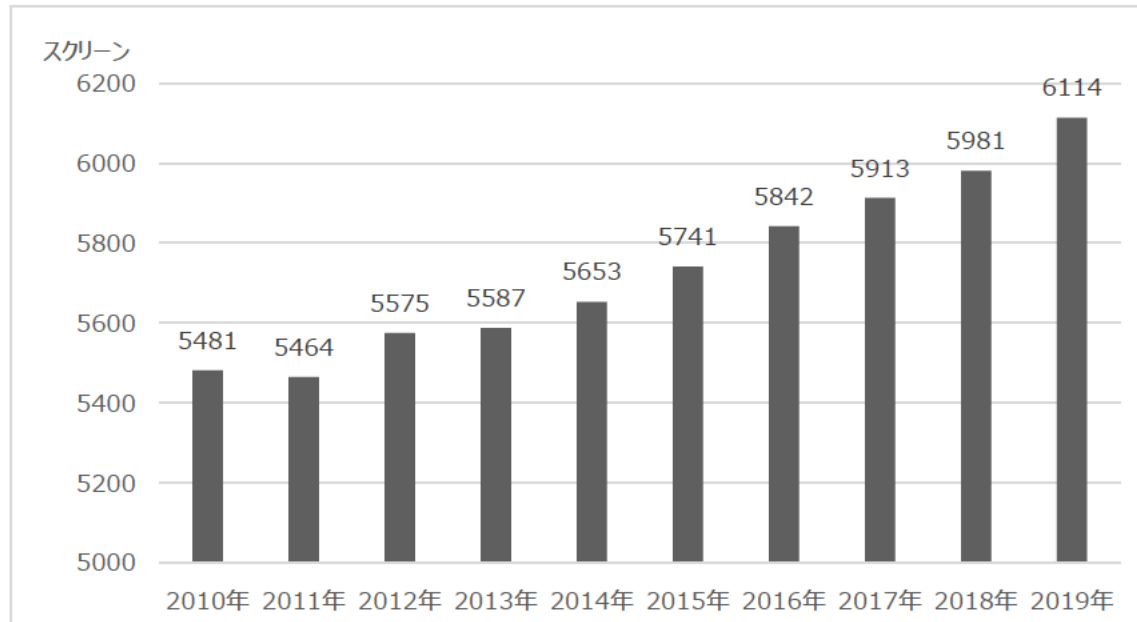
¹ European Audiovisual Observatory 発行 「FOCUS」2011 年版～2020 年版を元に作成

² 同上

3. スクリーン数（2010-2019）³

* スクリーン数は順調に増加しており、2019 年には 6000 スクリーンを超えた。

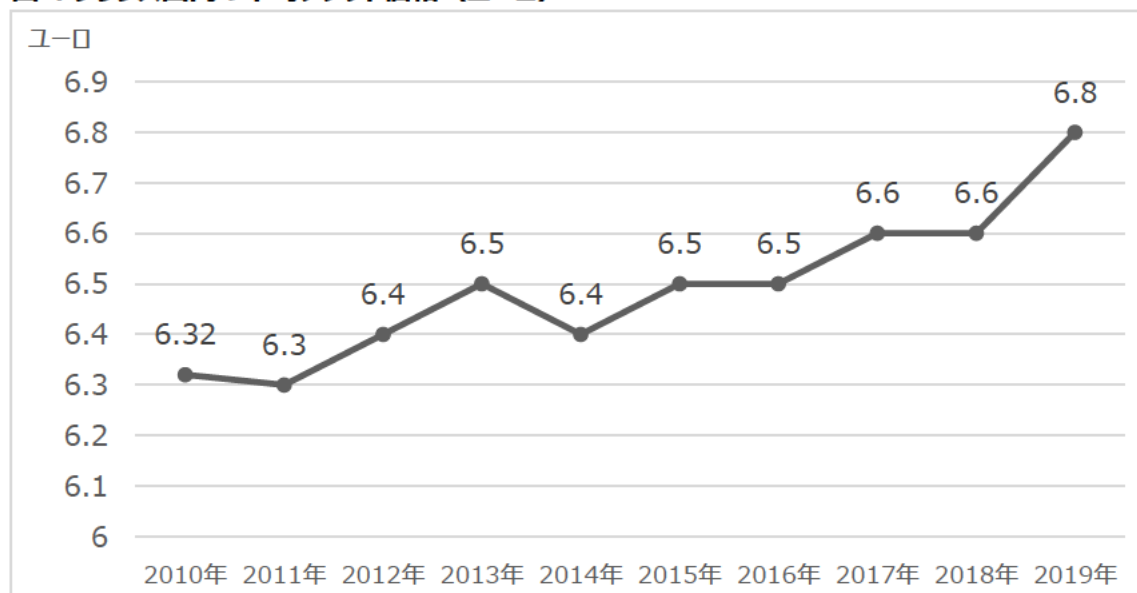
図 3 フランス国内のスクリーン数（グラフ）



4. 平均チケット価格（ユーロ）（2010-2019）⁴

* 平均チケット価格は年々上昇傾向、10 年で 0.5 ユーロ程度の増額となった。

図 4 フランス国内の平均チケット価格（ユーロ）



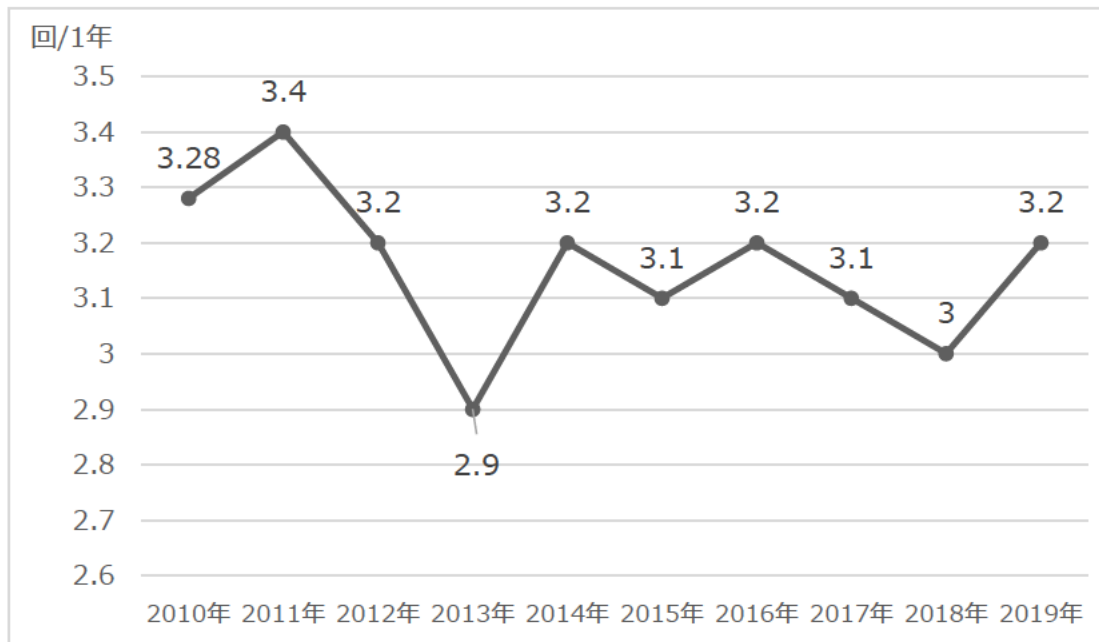
³ European Audiovisual Observatory 発行 「FOCUS」2011 年版～2020 年版を元に作成

⁴ 同上

5. 一人あたりの年間平均入場回数（2010-2019）⁵

* 年間平均入場回数は常に3回以上を推移し、欧州でトップの水準である。

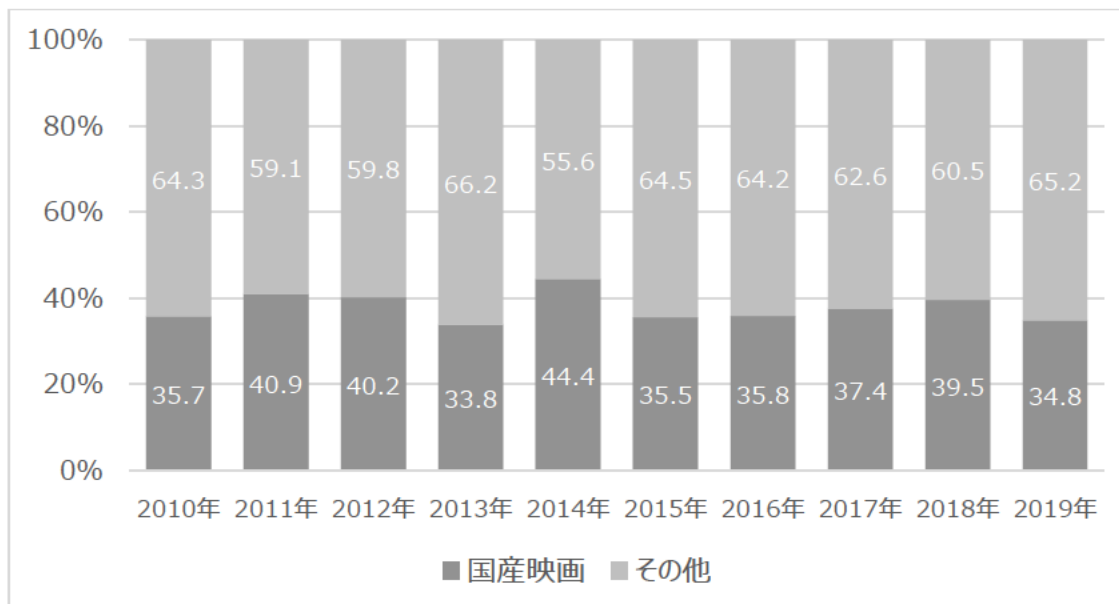
図5 フランス国内の一人あたりの年間平均入場回数



6. マーケットシェアにおける国産映画の割合（2010-2019）⁶

* 国産映画がマーケットの35%前後を占める。

図6 フランス国内のマーケットシェアにおける国産映画の割合



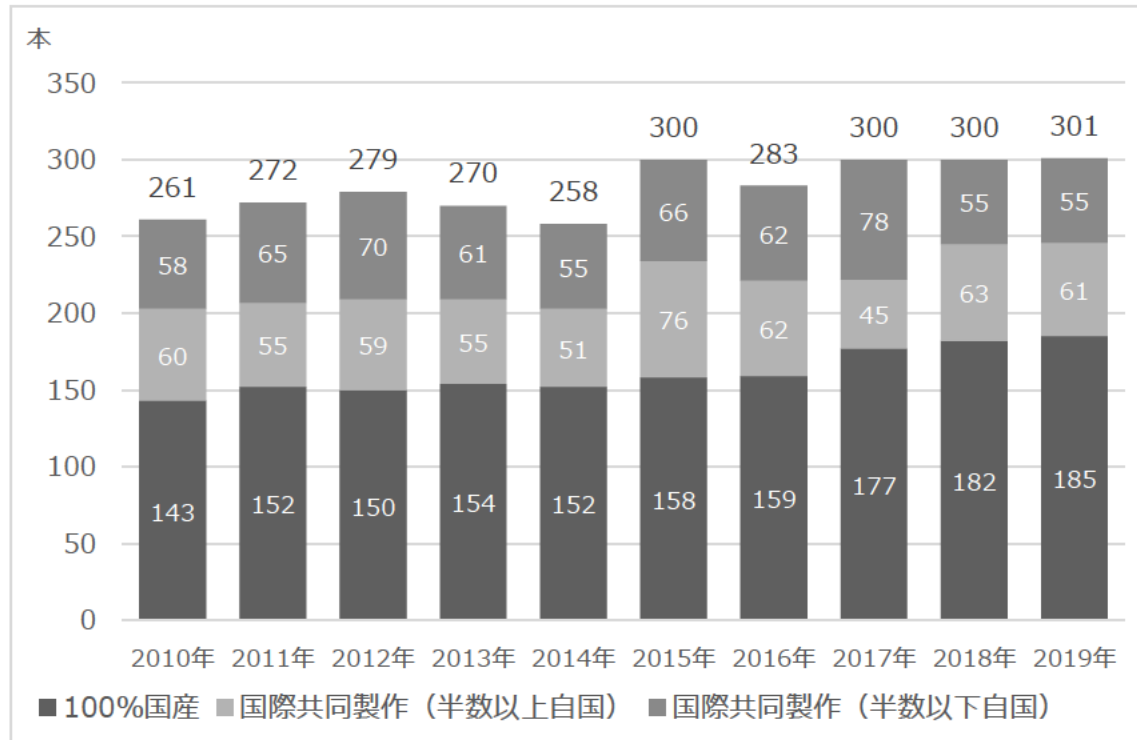
⁵ European Audiovisual Observatory 発行 「FOCUS」2011 年版～2020 年版を元に作成

⁶ 同上

7. 映画製作本数（2010-2019）⁷

* 製作本数は緩やかに増加し、現在は 300 本程度。国際共同製作の割合も 4 割弱と高い。

図 7 フランス国内の映画製作本数(グラフ)



⁷ European Audiovisual Observatory 発行 「FOCUS」2011 年版～2020 年版を元に作成

2.2.1.3 フランスの映画産業および国際共同製作にかかる規制、法制度

1. 国際共同製作協定締結国と、権限のある当局

フランスは、二国間国際共同製作協定を計 58 か国と締結しており⁸、締結数においては世界 1 位である。締結に際しては、Centre National du Cinéma et de l'Image Animée（フランス国立映画センター/通称「CNC」、以下「CNC」とする）が権限のある当局として協定の締結を進める。

（ア）ヨーロッパ

オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、リトアニア、ルクセンブルグ、マケドニア、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロベキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス

（イ）アジア、オセアニア

オーストラリア、カンボジア、中国、ジョージア、インド、韓国、ニュージーランド、ロシア、トルコ、ウクライナ

（ウ）アフリカ

アルジェリア、ブルキナファソ、カメルーン、ギニア、コートジボワール、モロッコ、セネガル、南アフリカ、チュニジア

（エ）中南米

アルゼンチン、ブラジル、ブルガリア、チリ、コロンビア、メキシコ、ウルグアイ、ベネズエラ

（オ）北米

カナダ

（カ）中東

エジプト、イスラエル、レバノン、パレスチナ

2. クォータ制度

（1）ブロードキャスト・クォータ制

かつてフランスにもスクリーン・クォータ制が存在していたが、劇場映画のクォータ制は廃止された。現在はテレビ番組で欧州以外の外国作品の放映を制限する「ブロードキャスト・クォータ制」のみが残っている。

⁸ 参照リスト：<https://www.cnc.fr/professionnels/reglementation/accords-internationaux>

フランスのブロードキャスト・クォータ制を管理しているのは（Conseil supérieur de l'audiovisuel、通称「CSA」）である。

このクォータに基づき、フランスのテレビ放送事業者は年間放映番組の 6 割以上をヨーロッパの番組とし、そのうち 4 割以上はフランス語を原語とする番組でなければならないという決まりがある。⁹また、映画のテレビ放映についても、放映作品数の 6 割以上をヨーロッパ映画、うち 4 割以上はフランス語を原語とする映画でなければならない。ブロードキャスト・クォータ制度が適用になるのは、プライムタイム(水曜日の 14 時～23 時及び、それ以外の平日 18～23 時)の放映番組である。

このクォータ制度によって、劇場公開時には回避できた上限もテレビ放映時にハンデとなり得る。劇場作品にかかわらずシリーズの多いテレビアニメ作品などにとっては、この影響は大きい。以下で紹介するフランスの「国際共同製作認定システム」で公式な国際共同製作作品として認められ、ヨーロッパまたはフランスとしての国籍を得ることができ、放映機会の拡大に寄与できると言える。

3. 国際共同製作認定システム

(ア) ヨーロッパ諸国との国際共同製作

1992 年に制定された欧州映画の共同製作のための条約（“European Convention on Cinematographic Co-production” 条約第 147¹⁰）に助けられ、ヨーロッパでは活発に共同製作が行われてきた。創造と表現の自由を守り、文化の多様性を守りながらヨーロッパ域内での国際共同製作を活性化することを目的としている。この条約に則り、批准国¹¹内で製作された国際共同製作作品は、欧州作品としてヨーロッパの映画支援スキームにもアクセスすることが可能となる。

当条約の基本的な条件としては

1. 欧州評議会（Council of Europe）のメンバーで、当条約を批准していること。
 2. 3 つの異なる批准国から、最低 3 人のプロデューサーが参加していること。
- ※それ以外のプロデューサーの参加も可能だが、貢献する製作コストは 30%以下に収めること。
3. 条約の定める定義を満たすこと。

⁹ 参照リンク：<https://www.csa.fr/Reguler/Promotion-de-la-production-audiovisuelle/Les-quotas-a-la-television>

¹⁰ 参照リンク：<https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list/-/conventions/treaty/147>

¹¹ 批准国リスト（アルファベット順/2021 年 3 月現在）：アルバニア、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドバ共和国、ルーマニア、ロシア、セルビア、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、イギリス

条件を満たしたものは撮影開始の 2 か月前まで申請が可能で、欧州評議会による審査・承認ののち、各国の関係当局に承認の通知がなされる。

フランスなど当条約の批准国との国際共同製作協定を介して共同製作を行えば、相手国の助成金だけでなくヨーロッパの助成金へのアクセスすることが可能ということになる。

(イ) 協定締結国との国際共同製作

フランス国との国際共同製作作品の場合、フランスの作品として承認されフランス国内での助成金を得るには、国際共同製作二国間協定または前述の欧州映画の共同製作のための条約を結んでいることが条件とされる。

公式な国際共同製作作品としての承認は、フランス側では CNC が権限のある当局となる。CNC は 100%フランスで製作された作品も含め、長編映画は全て審査され、その後の助成につながっている。

国際共同製作で大きなポイントとなるのはそれぞれの国との出資比率である。国際共同製作をする上では、各国が最低限出資しなければならない比率が決まっている。

表 1 フランスとの共同製作における国別出資比率

国	最低出資比率	特例	最大出資比率
ベルギー、ドイツ、レバノン、ルクセンブルグ、スイス	10%		
イタリア	10%	5%	90%
アルジェリア、オーストリア、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、中国、コロンビア、ジョージア、ギニア、アイスランド、コートジボワール、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、セネガル、南アフリカ、韓国、スペイン、チュニジア、トルコ、イギリス	20%		80%
アルゼンチン、ブラジル、カンボジア、クロアチア、インド、イスラエル、リトアニア、パレスチナ、ポーランド、ルーマニア、スロベニア、ウクライナ	20%	10%	80%
デンマーク	25%		75%
ボスニア・ヘルツェゴビナ、チリ、エジプト、ギリシャ、マケドニア、ポルトガル、セルビア、ベネズエラ	30%	20%	70%
ブルガリア、チェコ共和国、フィンランド、ハンガリー、ロシア、スウェーデン	30%		70%
モロッコ	30%	10%	70%
オーストラリア	20%(仏)、 40%(豪)		60%(仏)、 80%(豪)

国際共同製作のもう 1 つの大きなポイントは、国籍の扱いである。CNC の助成審査を受ける上で満たさなければいけないヨーロッパスケール、つまり「いかにヨーロッパ的あるか」という要素を満たす上で、協定の相手国は常にヨーロッパと同じ扱いでカウントされることが認められている。つまり、国際共同製作二国間協定を結んでいるだけで、ヨーロッパとしての条件は自ずと満たされ助成金の獲得に優位に働くわけである。

助成金を受ける上での具体的な審査の内容については、「CNCの国内映画支援の枠組」の「長編映画審査」の項目で詳しく解説する。

2.2.1.4 フランスの映画産業にかかる支援制度

1. 主な支援団体とその財源

ヨーロッパを代表する文化大国としてフランスは、多くの映画支援団体・フィルムコミッションが存在し、それぞれが助成金やインセンティブの仕組みを有している。フランスの映画行政を管轄する組織として機能しているのが Centre National du Cinéma et de l'Image Animée（フランス国立映画・映像センター/通称 CNC、以下「CNC」とする）である。CNC は第二次世界大戦の翌年である 1946 年に設立され、2009 年以降は映画だけでなくオーディオビジュアル、マルチメディア、ビデオゲームも統括する組織となった。本報告書では CNC の支援のみをとりあげ、紹介することとする。

（ア）CNC の財源

CNC は、文化省の管轄下にはありながら財政的に独立した権限を持ち運営されている組織である点の特徴である。その財源は主に 3 つの税収によって支えられ、自動徴収されることで映画分野への継続的な支援を可能としている。

a. **チケット税 TSA** (Taxe sur les places de cinéma) : 映画チケット販売額の 10.72%

b. **テレビサービス税 TST** (Taxe sur les services de télévision) :

(a)テレビ局 (TF1、France 2、W9 など)は広告収入、SMS サーチャージ料、番組の再放送料等から 5.65%

(b)放送事業者(Canal +、Orange、SFR など)は有料テレビチャンネルへの登録料、トリプルプレイ登録料（注釈：1 本の回線で、インターネット接続、固定電話、有料テレビの 3 つのサービスを提供すること）から 0.5%～7.25%

c. **ビデオ税 TSV** (Taxe sur la diffusion en vidéo physique et en ligne de contenus audiovisuels) : DVD、Blu-Ray および FVOD（例：YouTube）や SVOD（例：Netflix）から、収入の 2%

(イ) CNC の予算内訳(2019 年実績)と過去 5 年の推移¹²

図 8 CNC の予算内訳(2019 年実績)

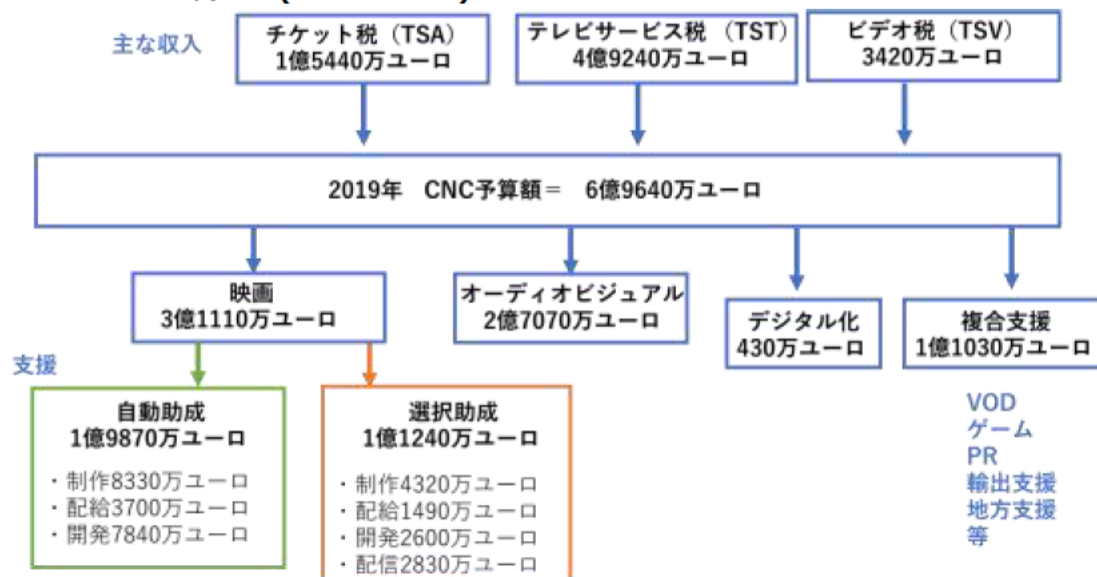


表 2 CNC の予算内訳の過去 5 年の推移

(ユーロ)	2015	2016	2017	2018	2019 ¹³
CNC 全体予算	7 億 6520 万	7 億 8450 万	7 億 9930 万	8 億 350 万	6 億 9640 万
映画	3 億 3250 万	3 億 5590 万	3 億 7120 万	3 億 5850 万	3 億 1110 万
オーディオビジュアル	2 億 8910 万	2 億 9460 万	2 億 9560 万	3 億 590 万	2 億 7070 万
デジタル化	2650 万	2000 万	1260 万	1160 万	430 万
複合支援	1 億 1171 万	1 億 1400 万	1 億 1990 万	1 億 2760 万	1 億 1030 万

¹² CNC 発行「Bilan2019」より：https://www.cnc.fr/professionnels/etudes-et-rapports/bilans/bilan-2019-du-cnc_1197070

¹³ 2019 年より CNC のバランスシートの考え方が変わり、文化省の統括する金融機関である IFCIC (Institut pour le financement du cinéma et des industries culturelles) への拠出を含めないものとなった。数字上は 2018 年実績より大幅減になっているが支援自体に大きな変更はない。

イ. CNC の国内映画支援の枠組

CNC の国内映画に対する支援は、自動助成と選択助成に分かれている。自動助成は、後述する条件をクリアすれば、映画が劇場で公開されてから最大 8 年後まで、自動的にプロデューサーに支援が継続される。選択助成は条件を満たした応募者の中から CNC が審査し、選ばれたもののみ支援が与えられる。（同じ支援制度の枠組みで、複数の分野にまたがるものもある）。長編映画の場合、まずは「長編映画審査」をクリアし、ヨーロッパスケールおよび自動助成スケールの 2 つのスケールを用いて作品の文化的・技術的要素が評価され、助成の割合が算出される仕組みである。¹⁴

「協定締結国との国際共同製作」の項でも述べたように CNC の支援は、その作品が 100%フランス映画であったとしても国際共同製作作品だったとしても、一定の条件を満たし審査を受けた上で初めて享受することができるようになっている。

(ア) 長編映画審査(L'agrément des films de longue durée)

a. 審査の流れ

審査には 2 つの段階があり、撮影前に CNC に申請する「投資審査（Agrément des investissements）」は、助成金への申請が必要となる場合は必ず必要となる。映画の完成後に必要となる「制作審査」（Agrément de production）は助成金の獲得の有無にかかわらず、全ての映画が申請する必要がある。この審査を通過しない限りは、自動助成を受けることはできない。

(a) 投資審査（Agrément des investissements）の場合の必要書類

投資審査は、以下の必要性が生じた場合にのみ、撮影開始前に申請が必要となる。

- 1 撮影前の助成金を受ける場合
- 2 タックスクレジットを受ける場合
- 3 SOFICA¹⁵の介在がある場合
- 4 無料放送チャンネルとの共同製作またはプリセールスの場合（ただし Arte France Cinéma は除く）
- 5 国際共同製作協定に基づく国際共同製作作品として支援を受ける場合

¹⁴ 参照リンク：https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/cinema/production/agrement-de-production-pour-les-films-dont-lagrément-des-investissements-a-été-demandé-a-compter-du-1er-janvier-2018-ou-pour-les-films-sans-agrément-des-investissements_190846

¹⁵ SOFICA（Les sociétés pour le financement de l'industrie cinématographique et audiovisuelle）は映画・オーディオビジュアル作品の制作資金の調達に特化した未公開株式投資会社。2020 年に創立 35 周年を迎えた。

- ・書類 1：プロデューサーのサイン入りの、CNC の代表宛の投資審査申請レター（作成時点での作品タイトル、CNC への制作会社登録番号（RCA）、撮影開始予定日、撮影予定週数を含む）
- ・書類 2：監督や制作者の契約書、権利にかかる契約書
- ・書類 3：共同製作契約書
- ・書類 4：無料放送チャンネルの介入がある場合、参加表明のレターまたは契約書
- ・書類 5：SOFICA からの投資を受ける場合は参加表明のレター
- ・書類 6：プロデューサーのサインの入った以下の書類（指定のエクセルフォーム）

ファクトシート、予算表（現時点のもの。海外での支出がある場合は国ごとに）、支出計画表、資本構成シート、「ヨーロッパワーク」シート（「欧州映画の共同製作のための条約」に基づき製作される場合）、制作支援金の計画表、撮影現場/プロデューサー/俳優の使用言語表、演者リスト、スタッフリスト、撮影地/ポストプロダクションリスト、あらすじ、地方での撮影/支出計画表、パリティシート（男女の構成比率表）、映画にかかる収入が適切に分配されることについての表明書（100 万ユーロ未満の、フランス主導の共同製作の場合）

書類は全て CNC 指定のフォームがあり、紙・エクセル・P D F の 3 種類で提出する。

(b) 制作審査（Agrément de production）の場合の必要書類

制作審査は、自動助成を受けるためには必ず必要な審査となる。フランス国内で公共の場で映画の上映を行いたい場合は CNC を通じてビザが発行されるが、制作審査はビザの発行後 8 ヶ月以内に行われなければならない。

- ・書類 1：プロデューサーのサイン入りの、CNC の代表宛の投資審査申請レター（国際共同製作の場合は、共同製作契約を締結した両者がサインをする）
- ・書類 2：エンドクレジットに記載される全てのリスト
- ・書類 3：投資審査時点で提出のなかった、映画の制作経理に関わる全ての契約書
- ・書類 4：映画制作年にかかる、雇用者の人事管理情報（“Déclaration sociale nominative”、通称「DSN」）
- ・書類 5：公立図書館への提出が完了したことを示す証明書
- ・書類 6：投資審査の際の書類
- ・書類 7：制作計画最終版
- ・書類 8：プロデューサーのサインの入った以下の書類（指定のエクセルフォーム）

ファクトシート、最終支出表（海外での支出がある場合は国ごと）、資本構成シート、「ヨーロッパワーク」シート（「欧州映画の共同製作のための条約」に基づき製作される場合）、制作支援金の計画

表、撮影現場/プロデューサー/俳優の使用言語表、演者リスト、スタッフリスト、撮影地/ポストプロダクションリスト、あらすじ

書類は全て CNC 指定のフォームがあり、紙・エクセル・P D F の 3 種類で提出する。投資審査を受けずに制作審査を受ける場合は、上記の書類に加えて監督や制作者の契約書、権利にかかる契約書も全て提出する。

b. 申請者の条件

審査書類は、映画製作を遂行し完成させるために資金や技術、クオリティーコントロールに関して責任も持つ制作会社が申請者となる。申請者たる会社の条件としては、以下となる。

- 1 フランスに設立された会社である。
- 2 最低 45,000 ユーロの株式資本（うち払込資本が最低 22,500 ユーロ）がある。
- 3 代表者がフランス国籍または EU 諸国の国籍を有している。
- 4 国または EU 諸国の公人により会社が運営されていない。
- 5 社会法、特に社会福祉にかかるコンプライアンスを遵守したうえで映画制作を保証できる。

また、撮影スタジオ/ラボについてはフランスまたは E U 諸国で設立されている必要があるが、国際共同製作二国間協定に基づく国際共同製作の場合、協定相手国も対象に含めることができる。

(イ) ヨーロッパスケール

CNC の助成を受けるには、CNC の支援制度に関する規定“Règlement général des aides financières du Centre national du cinéma et de l’image animée”¹⁶（通称「RGA」）に定められた 2 つのスケールで、段階的なチェックがされる。1 つ目はヨーロッパスケールである。映画を構成する文化的・技術的要素による表で一定以上の「ヨーロッパ」ポイントを取得しなくてはならない。制作者、俳優、または技術者がフランスの国籍を持つ者、EU の国籍を持つ者、またはフランスとの国際共同製作協定を結んだ相手国の国籍を持つ者である場合、ポイントが付与される。スケールはフィクション・アニメ・ドキュメンタリーで 3 つの種類がある。

表 3 ヨーロッパスケール：フィクションの場合（18 ポイント中 14 ポイントが必要）

要素	ポイント
制作	3 ポイント
脚本	2 ポイント
俳優（その他）	1 ポイント
主役	3 ポイント
準主役	2 ポイント
出演料の 50%以上	1 ポイント
撮影	1 ポイント
録音	1 ポイント
編集	1 ポイント
装飾	1 ポイント
ラボ、録音スタジオ、撮影スタジオ	2 ポイント
	計 18 ポイント

表 4 ヨーロッパスケール：アニメーションの場合（21 ポイント中 14 ポイントが必要）

要素	ポイント
原案	1 ポイント
脚本	2 ポイント
キャラクターデザイン	2 ポイント
音楽	1 ポイント
制作	2 ポイント
ストーリーボード	2 ポイント
装飾	1 ポイント

¹⁶ 参照リンク：https://www.cnc.fr/professionnels/code-du-cinema-et-de-limage-animee-et-reglement-general-des-aides-financieres-du-centre-national-du-cinema-et-de-limage-animee-rga_124252

セット制作	1 ポイント
動画担当	2 ポイント
アニメーターの報酬全体の 50%	2 ポイント
作画担当の報酬全体の 50%	2 ポイント
撮影	1 ポイント
ポストプロダクション	2 ポイント
	計 21 ポイント

表 5 ヨーロッパスケール：ドキュメンタリーの場合（14 ポイント中 9 ポイントが必要）

要素	ポイント
制作	2 ポイント
監督	1 ポイント
撮影	1 ポイント
録音	1 ポイント
編集	1 ポイント
その他のスタッフの給与の 50%以上	4 ポイント
撮影機材、ポストプロへの支出の 50%以上	4 ポイント
	計 14 ポイント

(ウ) 自動助成スケール

2 つ目のスケールである「自動助成スケール」は各 100 ポイントで構成され、合計が 100 ポイントに近いほど自動助成を受ける際の金額が多くなる仕組みになっている。項目を見るとヨーロッパの国々であればポイントの対象になる場合が大半だが、言語（フランス語）、撮影地などフランスに優位なポイント構成となっている。

表 6 自動助成スケール：フィクションの場合

1. 撮影の際の言語 (最大 20 ポイント)	
1-a: フランス語、またはフランスの地方言語で全て制作されている もし 2 言語以上の場合、フランス語、またはフランスの地方言語が大半を占める場合	20 ポイント
1-b: クリエイティブ上の理由でメインの言語はフランス語ないしフランスの地方言語ではないが、セリフ全体の 1/3 以上はフランス語である場合（吹き替えでも可）	10 ポイント
1-c: 映画作品がオペラをベースとし、セリフがリブレット（オペラにおける脚本の意）である場合	20 ポイント
2. 制作会社と制作者 (最大 20 ポイント)	
制作会社(最大 9 ポイント)	
2-a: 制作会社の少なくとも 1 つが、以下の条件を満たすこと 1 .フランスに設立された会社である。 2. 最低 45,000 ユーロの株式資本（うち払込資本が最低 22,500 ユーロ）がある。 3. 代表者がフランス国籍または EU 諸国の国籍を有している。 4. 国または EU 諸国の公人により会社が運営されていない。	9 ポイント
制作者(最大 11 ポイント)	
2-b: 監督がフランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有する	5 ポイント
2-c: 原作者/脚本家/脚色家がフランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有する	5 ポイント
2-d: 申請作品のために（歌詞の有無問わず）オリジナル楽曲を提供した作曲家がフランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有する	1 ポイント
※2-b～d については、外国人でフランスまたはヨーロッパの在留カードを保有している者も認められる。制作会社と、フランスの法律に則った契約を取り交わしていることも条件とする。	
3. 役者 (最大 20 ポイント)	
3-a: 役者に対して、少なくとも 3 回分の報酬(Cachet)が支払われること	20 ポイント
※3-a については、フランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有する者を指す。外国人でフランスまたはヨ	

ヨーロッパの在留カードを保有している者も認められる。制作会社と、フランスの法律に則った契約を取り交わしていることも条件とする。 ※フランスではアーティストを守る失業保険があり、12 ヶ月に亘り 507 時間分相当の労働が認められれば適用となる。その労働を換算する単位が「Cachet」であり、1Cachet は 12 時間相当である（つまり 12 ヶ月で 42.25Cachet が必要）。	
4. 制作・技術スタッフ (最大 20 ポイント)	
制作・技術責任者(最大 9 ポイント)	
4-a: 制作責任者がフランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有する	1.5 ポイント
4-b: 撮影監督がフランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有する	1.5 ポイント
4-c: 録音監督がフランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有する	1.5 ポイント
4-d: 衣装監督がフランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有する	1.5 ポイント
4-e: 装飾監督がフランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有する	1.5 ポイント
4-f: 編集監督がフランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有する	1.5 ポイント
その他の制作・技術スタッフ(最大 11 ポイント)	
4-g: 制作に関わり報酬を得ているスタッフがフランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有する	最大 11 ポイント
※4-a～g については、外国人でフランスまたはヨーロッパの在留カードを保有している者も認められる。制作会社と、フランスの法律に則った契約を取り交わしていることも条件とする。	
5. 撮影地、ポストプロダクション (最大 20 ポイント)	
撮影地 (最大 5 ポイント)	
5-a: フランスで撮影された場合。（脚本上、クリエイティビティの観点で必要とみなされない国外での撮影があった場合、ポイントは付与されない）	5 ポイント
撮影機材 (最大 4.5 ポイント)	
5-b: カメラ	2 ポイント
5-c: 照明	1.5 ポイント
5-d: その他の機材	1 ポイント
ポストプロダクション (最大 10.5 ポイント)	
5-e: 全ての映像編集（VFX 除く）	3.5 ポイント
5-f: 全ての音響編集	3.5 ポイント
5-g: 全ての VFX 編集（VFX がない場合、クリエイティブ/技術的観点から映像や音響のポイントに振り分ける）	3.5 ポイント
※5-b～g については、使用機材の 50%以上がフランスで設立された会社のサービスに関係する場合に付与される。	

a. 制作会社への自動助成

制作審査を通過すると、CNC の自動助成を受ける対象となることができる。自動助成には(a)劇場上

映(b)テレビ放映(c)ビデオの 3 種類があり、以下のとおり算出される。具体的な算出額は「自動助成の金額の算出方法」の項目で追って説明する。

(a) 劇場上映

以下の数式により算出された金額が、最初に公共の場での劇場上映があった日から 5 年間自動的に助成され、A のパーセンテージは、興行収入によって変動する。現時点でのチケット税率は 10.72%である。

『動員数×チケット料金×チケット税% (TSA) ×A%』

- ・興行収入 922 万 5000 ユーロ以下（約 150 万人動員）→A =111.87%
- ・興行収入 922 万 5000 ユーロ～3075 万ユーロ（約 150～500 万人動員）→A =85.02%
- ・興行収入 3075 万ユーロ以上（約 500 万人以上の動員）→A =8.95%

(b) テレビ放映

テレビ放映があった場合、放送業者が放映のために支払った額の 9.47%（30 万 5000 ユーロを上限）が、最初に公共の場での劇場上映があった日から 8 年間自動的に助成される。

- ・ケーブルテレビまたは衛星放送で映画が上映された場合、10 万人以上の登録者がいることが条件となる（パイパービューでの上映の場合は免除）。
- ・放送業者から支払われる、課税前の金額から算出する。

(c) ビデオ

個人利用を目的としたビデオグラムの販売またはレンタルがされた場合、ビデオ販売会社から申告のあった総売上上の 4.26%が、最初に公共の場での劇場上映があった日から 6 年間自動的に助成される。

表 7 自動助成額一覧

対象	算出方法	助成期間
劇場	動員数×チケット販売額×チケット税%× 最大 111.87%（興行収入で変動）	最初に公共の場での劇場上映 があった日から 5 年間
テレビ	販売価格（30 万 5000 ユーロ以下）×9.47%	最初に公共の場での劇場上映 があった日から 8 年間
ビデオ	ビデオグラム販売/レンタル総収入×4.26%	最初に公共の場での劇場上映 があった日から 6 年間

b. 自動助成金の使用用途

自動助成の目的は「新たな映画製作への足がかり」である。自動助成によって得た資金は長編だけでなく短編にも利用できる。一方、次回作に利用する際は制作者や出演者の中で報酬の著しい高い人に助成金を使用されないよう、以下のように制限がある。

- 1 400 万ユーロ以下の制作費で、最も高い報酬がそのうち 15%以上を占める場合は助成金の使用不可
- 2 400 万ユーロ以上 700 万ユーロ以下の制作費で、最も高い報酬がそのうち 8%以上を占める場合は助成金の使用不可
- 3 700 万ユーロ以上 1000 万ユーロ以下の制作費で、最も高い報酬がそのうち 5%以上を占める場合は助成金の使用不可
- 4 ドキュメンタリー映画は、最高報酬は 99 万ユーロまで

また、制作会社は自動助成によって得た資金を、助成金が算出された年の 1 月 1 日から起算して 5 年以内に利用しない場合、再投資の権利を失う。ただ助成をするのではなく、新たな作品制作による映画産業内での循環が生まれるように働きかけるのが、CNC の助成金システムというわけである。

c. 自動助成の金額の算出方法

自動助成の金額は、制作審査の際に使用した「自動助成スケール」に従って傾斜がかかる仕組みで、よりポイントを得た作品が助成を多く受けられるようになっている。

表 8 自動助成金額算出テーブル

自動助成スケールで得たポイント数	傾斜値
9 ポイント～70 ポイント	1/100 例：70 ポイントの場合は×0.70
71 ポイント	×0.73
72 ポイント	×0.76
73 ポイント	×0.79
74 ポイント	×0.82
75 ポイント	×0.85
76 ポイント	×0.88
77 ポイント	×0.91
78 ポイント	×0.94
79 ポイント	×0.97
80 ポイント～100 ポイント	×1

〔助成額算出例〕

1 劇場にかかる自動助成例：20 万人の動員で、劇場チケット単価が 7 ユーロ

・対象額の算出

『動員数×チケット料金×チケット税%×111.87%(約 150 万人以下の動員に適用)』
→ $200,000 \times 7 \times 10.72\% \times 111.87\% = 167,894$ ユーロ

・受取額の算出

例 1：自動助成スケールで 30 ポイントを獲得→ $167,894 \times 0.30 = 50,368$ ユーロ

例 2：自動助成スケールで 73 ポイントを獲得→ $167,894 \times 0.79 = 112,563$ ユーロ

例 3：自動助成スケールで 83 ポイントを獲得→ $167,894 \times 1 = 167,894$ ユーロ

2 テレビにかかる自動助成例：販売価格が 20 万ユーロ、自動助成スケールが 76 ポイント

$200,000 \times 9.47\% \times 0.88 = 16,667$ ユーロ

d. 自動助成金額上限

自動助成だけでなく、公的な支援やタックスクレジットを受ける場合、映画の最終的な製作費の 50% を超えてはいけない。国際共同製作の場合、対象はフランスの出資額の 50%となる。しかしながら、公的支援無しでは製作が困難な作品や低予算の映画は、CNC の判断によりその上限が 60～70%まで引き上げることもある。「製作が困難」の基準としては、監督の 1 作目ないしは 2 作目の作品であること、「低予算」の基準としては製作費が 125 万ユーロ以下のものを指す。

(工) 選択助成¹⁷

自動助成の他にも、CNCに申請することで受けられる支援が数多く存在し、企画から制作、配給、興行に至るまであらゆるフェーズでサポートを受けることができる。CNC はオーディオビジュアルやゲーム等にも幅広く助成を用意しているが、本報告書では「映画」のみの支援を取り上げ、概要を紹介する。尚、特定の相手との国際共同製作にのみ適用される支援は含めていない。（例：フランスとドイツの国際共同製作のための制作費助成）

a. 脚本

支援名	Soutien au scénario, aide à l'écriture
支援対象	長編映画の脚本
支援概要	あらすじ段階の脚本に対し、他者との共同執筆の機会を与える。脚本内容に対して 2 段階の CNC の審査がある。
主な条件	・申請者はフランス国籍またはヨーロッパでの国籍を有していること ・フランス語またはフランスの地方言語での撮影であること ・初めて長編映画の脚本を執筆する場合：少なくとも 2 つの短編映画で、映画祭に選出されていること ・これまで長編映画の脚本を執筆経験がある場合：少なくとも 1 回は劇場で映画が上映されていること
年間実績	2019 年実績：脚本支援に 160 万ユーロ（3 つの支援の合計額） 20 プロジェクト
支援上限額	3 万ユーロ

支援名	Soutien au scénario, aide à la conception
支援対象	長編映画の脚本の執筆または再執筆
支援概要	優れた長編映画の脚本の「コンセプト」に対して支援をする
主な条件	・フィクションである ・申請時の 1 年度前(1/1～12/31)にフランスの映画館で公開されている ・作品が「制作審査」を通過している ・最終的な制作費が 400 万ユーロ以下
年間実績	2019 年実績：脚本支援に 160 万ユーロ（3 つの支援の合計額） 85 プロジェクト
支援上限額	1 万ユーロ

¹⁷ 各支援検索ウェブサイト: <https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements>

支援名	Soutien au scénario, aide à la réécriture
支援対象	執筆済み長編映画の脚本
支援概要	脚本の見直しが必要な場合、再執筆の支援をする。脚本内容に対して 2 段階の CNC の審査がある
主な条件	・申請者はフランス国籍またはヨーロッパでの国籍を有していること ・フランス語またはフランスの地方言語での撮影であること ・初めて長編映画の脚本を執筆する場合：少なくとも 2 つの短編映画で、映画祭に選出されていること ・これまで長編映画の脚本を執筆経験がある場合：少なくとも 1 回は劇場で映画が上映されていること ・映画制作会社の場合：CNC に登録されており、脚本を執筆者の作品が少なくとも 1 回は劇場で映画が上映されていること
年間実績	2019 年実績：脚本支援に 160 万ユーロ（3 つの支援の合計額） 21 プロジェクト
支援上限額	2 万 1000 ユーロ

b. 制作

支援名	Aide aux cinémas du monde
支援対象	・長編映画（フィクション、アニメーション、ドキュメンタリー ・プリプロダクション/ポストプロダクション
支援概要	文化的に優れたフランスとの国際共同製作作品に対し、制作費の支援を行う
主な条件	・50%以上の経費がフランスで使用されること ・監督の第 1 作または第 2 作目であること ・国際共同製作協定を結んでいない場合、制作費が 250 万ユーロ以下であること ・文化的に優れた作品であれば、国際共同製作協定がない他国の作品でも申請が可能
年間予算	540 万ユーロ
支援上限額	・制作前：25 万ユーロ（ただし、フランスと国際共同製作協定が締結されている国で、制作費が 250 万ユーロ以上のものは 45 万ユーロに引き上げ） ・制作後：5 万ユーロ

支援名	Aide sélective pour les œuvres cinématographiques intéressant les cultures d'outre-mer
支援対象	長編映画、短編映画

支援概要	映画を通し、フランスの海外県/海外領土（グアドループ、ギアナ、マルティニーク、レユニオン、マイヨット、サン・ピエール・エ・ミクロン）の文化を世界に発信するために寄与する作品を支援する
主な条件	・撮影前に申請する ・テレビでの放映を前提とした作品は対象にならない ・長編映画の場合は自動助成のための審査を通過していること
支援上限額	・他の公的支援と合計して 50%を越えない範囲

支援名	Aides à la création de musiques originales
支援対象	映画オリジナル音楽
支援概要	映画のオリジナル音楽の制作のための支援
主な条件	・投資審査を通過していること ・映画の劇場公開の、最低 3 ヶ月前に申請すること ・映画の制作費が 700 万ユーロ以下(アニメは 1000 万ユーロ) ・音楽制作費が、制作費全体の最低 1.5%か、200 万円以上のいずれかを必ず満たすこと ・音楽の使用される長さが、映画全体の 10%以上
支援上限額	音楽制作費の 50%まで

支援名	Appel à projets de films de genre
支援対象	長編映画（フィクション）
支援概要	ジャンル映画への支援
主な条件	・その年に決められたジャンルに沿った内容である ⇒支援対象が毎年変更となる。2019 年は「ミュージカル喜劇」、2020 年は「ファンタジー/SF/ホラー」 ・劇場公開を前提として制作される ・フランス語またはフランスの地方言語での制作 ・撮影前制作費支援(Avance sur recettes)との併用は不可
支援上限額	50 万ユーロ

支援名	Avance sur recettes avant réalisation
支援対象	長編映画（フィクション、アニメーション、ドキュメンタリー）
支援概要	撮影前の制作費支援
主な条件	・フランス語またはフランスの地方言語での制作 ・劇場公開を前提として制作される ・申請者がフランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有している
支援上限額	・5 万ユーロ(公的支援が製作費全体の 50%を超えない範囲)

その他特筆すべき事項	・申請が承認されてから撮影開始まで、24 ヶ月権利を保持できる(プロデューサーからの申請があれば、更に最長 1 年の延長も可能)
------------	--

支援名	Avance sur recettes après réalisation
支援対象	長編映画（フィクション、アニメーション、ドキュメンタリー）
支援概要	撮影後の制作費支援
主な条件	・フランス語またはフランスの地方言語での制作 ・制作費の不足分が、プロデューサーの報酬よりも金額が大きいこと ・映画館での配給契約書の提出する ・映画館での興行前に書類を提出する
支援上限額	・10 万ユーロ（監督の 3 作目以降） ・15 万 2000 ユーロ（監督の 1 作目または 2 作目）

支援名	Crédit d'impôt cinéma
支援対象	長編映画
支援概要	制作費にかかる税金の控除
主な条件	・制作審査を通過し、自動助成の対象となっていること ・全て、もしくは大半をフランス語またはフランスの地方言語で制作（クリエイティブ上必要な場合は例外もある） ・フランスで大半の撮影とポストプロダクションが行われること（クリエイティブ上の理由での海外での撮影、技術的にフランスでの作業が困難な場合は除く） ・フランス及びヨーロッパの映画創造と多様性に寄与すること ・控除の対象となるのは以下の通り(フランスでの支出分のみ) -制作者、出演者の報酬 -スタジオ使用料 -衣装、メイクアップ、ヘアメイク -アニメーション制作費 -ポストプロダクション費（VFX 含む）
支援上限額	・控除対象となる支出の 30% ※対象となる支出は、制作費全体の 80%（国際共同製作の場合、フランスの経費の 80%）を超えない範囲。外国語での制作の場合、20% ・控除の対象は 3000 万ユーロまで

支援名	Fonds d'indemnisation pour la reprise des tournages : garantie Indisponibilité des Personnes - Extension Covid-19
支援対象	映画

支援概要	コロナの影響による欠員に伴う、撮影の一時的/全面的な中止にかかる報酬の補填
主な条件	・2020 年内にフランスで撮影が行われたものが対象 ・影響による損失が起こる前に申請（既発生分は対象外）
支援上限額	・対象となる費用の 20% （対象費用の上限額は 120 万ユーロ） ・発生から 5 週間分の補填が可能

支援名	Soutien antenne pour la diffusion des œuvres cinématographiques de long métrage
支援対象	長編映画
支援概要	長編映画のテレビ放映にかかる支援
主な条件	・最初の劇場公開（国内外問わず）から 8 年以内 ・販売額にかかわらず、対象は最大 30 万 5000 ユーロ
支援額	販売額×9.47%

支援名	Soutien à la réalisation de fichiers d'audiodescription et de sous-titrage pour les publics atteints de handicaps sensoriels
支援対象	長編映画
支援概要	障がい者向けの音声ガイド/字幕の制作支援
主な条件	・フランス語で制作または吹き替えられた作品 ・制作審査を通過していること ・フランス主導の制作作品であること ・作品の制作費が 400 万ユーロ以下であること（アニメは 800 万ユーロ）
支援上限額	支援を受ける制作会社毎に上限を設け、上限は昨年度の支援額により変動する

c. 配給

支援名	ACM Distribution
支援対象	長編映画、ビデオグラム、VOD
支援概要	MEDIA(加盟国下記参照)とそれ以外の国々との国際共同制作作品にかかる海外配給支援
主な条件	・MEDIA 加盟国の出資比率が 20～70%であること
支援上限額	6 万ユーロ
MEDIA 加盟国	アルバニア、ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、キプロス、クロアチア、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ギリ

	シャ、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マケドニア、マルタ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、ポーランド、ポルトガル、チェコ共和国、ルーマニア、イギリス、セルビア、スロバキア、スロベニア、スウェーデン、チュニジア
--	---

支援名	Aide sélective à la distribution - 1er collège (films inédits)
支援対象	長編映画、短編映画プログラム
支援概要	劇場初公開の長編映画、短編映画プログラムの配給経費の支援
主な条件	・フランス、またはヨーロッパの配給会社 ・申請作品を含め、2年間に最低3作品の映画配給実績があること ※「撮影前支援」を受けた第1作目の監督作品の配給の場合、実績は問わない ・劇場未公開作品であること ・配給経費が55万ユーロ以下(アニメは75万ユーロ)
支援上限額	・1万5500ユーロ ・配給会社受けた公的支援が、配給経費とMGの合計額に対し50%以下であること

支援名	Aide sélective à la distribution - 2e collège (films de répertoire)
支援対象	長編映画、短編映画プログラム
支援概要	過去に上映した映画作品の配給経費の支援
主な条件	・フランス、またはヨーロッパの配給会社 ・配給経費55万ユーロ以内で過去にフランスで劇場公開された映画作品(国籍は問わない) ・20年以上前に製作され、10年間以上劇場公開されていない作品
支援上限額	・同一の作品で、配給支援の合計額が7万6300ユーロ以内 ・同一の会社で年間3万3000ユーロ以内 ・配給会社受けた公的支援が、配給経費とMGの合計額に対し50%以下であること

支援名	Aide sélective à la distribution - 3e collège (films pour le jeune public)
支援対象	長編映画、短編映画プログラム
支援概要	若年層に向けた映画作品の配給経費の支援
主な条件	・フランス、またはヨーロッパの配給会社 ・国籍、過去の劇場公開の有無は問わない

	・配給経費が 55 万ユーロ以下(アニメは 75 万ユーロ)
支援上限額	・配給会社受けた公的支援が、配給経費と MG の合計額に対し 50%以下であること

支援名	Contribution Canal+ à la distribution de films en salles
支援対象	長編映画
支援概要	テレビ放送局 Canal+による映画作品の配給支援
主な条件	・申請作品を含め、2 年間に最低 3 作品の映画配給実績があること ・制作費の最低 30%をフランスが出資していること ・劇場公開初年度に 5～200 館で公開していること ・劇場公開日から 7 ヶ月以内に申請
年間予算	200 万ユーロ
支援上限額	4 万ユーロ
特筆すべき事項	・支援額の 40%が公開 1 ヶ月前に事前に支払われる ・劇場公開から 6 ヶ月以内に配給経費をリクープできた場合、配給収入の 25%から払い戻す

支援名	Contribution du CNC à la distribution de films en salles
支援対象	長編映画
支援概要	長編映画の劇場配給支援
主な条件	・申請作品を含め、2 年間に最低 3 作品の映画配給実績があること ・配給経費が最低 4 万 5000 ユーロ ・制作費の最低 30%をフランスが出資していること ・劇場公開初年度に 5～200 館で公開していること
支援上限額	・配給会社受けた公的支援が、配給経費の 50%以下であること(映画がフランス語でない場合は 25%)
特筆すべき事項	・劇場公開の最低 3 ヶ月前に申請すれば、まずは 30%の支援を受けられる(最大 12 万 2000 ユーロ) ・劇場公開から 6 ヶ月以内に配給経費をリクープできた場合、配給収入の 25%から払い戻す

支援名	Contribution OCS à la distribution de films en salles
支援対象	長編映画
支援概要	テレビ放送局 OCS による映画作品の配給支援
主な条件	・申請作品を含め、1 年間に最低 3 作品の映画配給実績があること ・アメリカのテレビ局またはメジャースタジオと資本提携していないこと ・劇場公開初週に 5～200 館で公開していること

	・配給経費が最低 4 万 5000 ユーロ ・作品が以下の条件のいずれかを満たしていること -フランスとヨーロッパの共同製作で、フランスの出資が 30%以下 -ヨーロッパ映画 -ヨーロッパではない映画
--	--

支援名	Soutien automatique à la distribution
支援対象者	配給会社
支援対象	制作審査を通過したフランス映画または国際共同製作映画
支援概要	長編映画の配給にかかる自動助成
主な条件	・配給会社による MG の支払と配給経費の支払いが適切になされ、興行収入の配分を受けていること ・Aides aux cinémas du monde の作品も対象
支援額	下記チャート参照のこと

〔参考〕 配給会社への助成算出方法：動員数に乗じた助成率 × チケット税 × チケット代

動員数	助成率	チケット税(TSA)	助成金額 ¹⁸
50,000 人以下	208.36%	10.72%	1.37 ユーロ
5,0000～100,000 人	132.59%		0.87 ユーロ
100,001～200,000 人	113.65%		0.75 ユーロ
200,001～500,000 人	47.35%		0.31 ユーロ
500,001～700,000 人	28.41%		0.19 ユーロ
700,001～1,000,000 人	9.47%		0.07 ユーロ
1,000,001 人以上	0%		0 ユーロ

d. 開発

支援名	Aide au développement d'œuvres cinématographiques de longue durée
支援対象	長編映画
支援概要	原作の映画化権の取得及び脚本執筆への投資のための支援
主な条件	・フランス、またはヨーロッパの配給会社 ・制作に至った場合、返還が必要 →撮影開始時に 50%、劇場公開時に 50%
年間予算	・7 万ユーロ

¹⁸ チケットの平均価格を 6.15 ユーロとした場合の概算

	・受けた公的支援が、配給経費の 50%以下であること
--	----------------------------

e. 輸出

支援名	Fonds d'aide à la promotion à l'étranger des œuvres cinématographiques
支援対象者	セールス会社
支援対象	長編映画
支援概要	海外での興行に乗じた自動支援
主な条件	・「Aide aux cinémas du monde」の支援を受けたことがある 55 の地域から情報を抽出し、算出する（フランス映画の需要の 90%を占め、信頼性があることから） ・国際共同製作相手国は含めることができない
支援額	下記チャート参照のこと
特筆すべき事項	次なる作品の MG や宣伝費に使用が可能

〔参考〕セールス会社への助成算出方法

海外での動員数	助成額
50,000 人まで	0.70 ユーロ × 動員数
50,001 人～100,000 人まで	0.35 ユーロ × 動員数
100,001 人～200,000 人まで	0.15 ユーロ × 動員数
200,001 人～700,000	0.05 ユーロ × 動員数
700,001 人以上	0 ユーロ

f. 興行

支援名	Aide aux salles maintenant une programmation difficile face à la concurrence
支援対象	興行
支援概要	競争の観点から、興行が難しいプログラムへの支援
主な条件	興行する場所がパリ、または人口 20 万人以上の市町村 （ただし人口 20 万人以下でも、前年に 150 万人以上の劇場動員がある場合は対象）
支援額	プログラムの内容、興行者の経営状況等に応じて判断

支援名	Aide sélective à la petite et moyenne exploitation
支援対象	興行（小規模・中規模の興行会社）
支援概要	上映環境の整備にかかる費用の支援 （支援例） ・映像機材の調達 ・映画館の整備補修 ・障がい者向け設備の導入
特筆すべき事項	・小規模・中規模であっても、興行の観点から作品の多様性が損なわれないように支援する ・審査は地元自治体の関係者も交えて行われる

支援名	Aide à la numérisation des lieux de festivals
支援対象	映画祭
支援概要	映画祭でのデジタル機材納入支援
主な条件	・フランスでの映画祭 ・観客が 15,000 人以上(映画館は対象外) ・導入する場所で前年度実績 30%以上の上映
支援上限額	経費の 30%まで

支援名	Les engagements de diffusion
支援対象	地方での興行
支援概要	AFCAE が選出したアート系(Art et essai)映画を、人口 5 万人以下の地方都市にある、CNC と協定を結んだ映画館 175 箇所で上映するよう支援する
主な条件	・175～250 箇所の場合、17%以上が推薦された映画であるよう、映画館側に上映計画の提出を求める ・250 箇所以上の場合、25%以上が推薦された映画であるようにする。
特筆すべき事項	AFCAE (l'Association Française des Cinémas Art et Essai)は 1955 年発足の CNC に業務委任された機関である。文化の多様性が地方での映画興行においても守られるよう活動している

支援名	Soutien automatique à l'exploitation
支援対象	興行
支援概要	映画の興行にかかる自動助成
支援額	下記チャート参照のこと
特筆すべき事項	制作会社への自動助成と同じく、興行者にも次なる作品への投資を可能とする制度

〔参考〕 興行者への助成算出方法

1 課されているチケット税(チケット代に対し 10.72%)の支払額 →還元率の決定

チケット税の支払額	還元率
0～8,500 ユーロ	80%
8,501～25,500 ユーロ	70%
25,501～51,000 ユーロ	60%
51,501～136,200 ユーロ	50%
136,201 ユーロ以上	20%

② 上映されたスクリーン数に乘じ、還元額の調整

スクリーン数	1,2	3	4	5	6	7
調整倍数	×1.00	×1.05	×1.11	×1.16	×1.20	×1.26
スクリーン数	8	9	10	11	12	12 以上
調整倍数	×1.26	×1.26	×1.26	×1.26	×1.26	×1.00

g. 短編映画特化型

支援名	Aide après réalisation aux films de court métrage
支援対象	短編映画
支援概要	制作後の短編映画への支援
主な条件	・フランス、またはヨーロッパの制作会社（会社）、フランス国籍またはヨーロッパ国籍を有し、主要映画祭への出品経験がある（個人） ・60 分未満の作品（ジャンルは問わない） ・CNC から他の制作費助成を受けている場合は不可 ・ポストプロダクション段階では支援されない（オリジナル音楽は可）

支援名	Aide au programme de production de films de court métrage
支援対象	短編映画
支援概要	短編映画の開発及び制作支援
主な条件	・当該映画が異なるメディア（映画館やテレビなど）で商業的に配給されるよう努める ・過去 3 年の間に少なくとも 4 作制作していること
支援上限額	・制作：最低 25,000 ユーロ（公的支援は制作費の 80%まで） ・開発：3,000 ユーロまで（複数の作品を同時に開発する場合、1 プロジェクトあたり 20,000 ユーロまで）
特筆すべき事項	リスクの大きい、野心のある短編映画の制作を支援することで新しい才能の発掘に繋げることを目的としている

支援名	Aide avant réalisation à la production de films de court métrage
支援対象	短編映画
支援概要	制作前の短編映画への支援
主な条件	・フランスの制作会社であること ・公的支援の合計が 80%を超えないこと（共同製作の場合、フランス出資分の 80%）
支援額	・平均 70,000 ユーロ
特筆すべき事項	・監督はフランス人である必要はない ・撮影言語、撮影場所もフランス（語）である必要はない

支援名	Aide complémentaire pour la musique originale des films de court métrage
支援対象	短編映画
支援概要	短編映画のためのオリジナル音楽の制作
主な条件	撮影前に申請する
支援上限額	平均 3000 ユーロ

支援名	Allocations directes pour la production d'œuvres audiovisuelles de courte durée
支援対象	短編映画
支援概要	短編映画のテレビ放映料・デジタルフォーマットでの配信経費の自動助成
主な条件	・60 分未満の作品（ジャンルは問わない） ・全てまたは大半において、フランス語もしくはフランスの地方言語での制作（クリエイティブ上の理由を除く） ・公的支援の合計が 80%を超えないこと（共同製作の場合、フランス出資分の 80%）
支援上限額	70%（最高 3 万ユーロ）

支援名	Allocations directes à la programmation en salles de films de court métrage
支援対象	短編映画
支援概要	短編映画の映画館での上映プログラムへの支援
主な条件	・フランス映画またはフランスとの共同製作映画 ・フランスの劇場での上映許可が降りてから 7 年以内の作品
支援額	・劇場での動員数×0.57 ユーロ（1500 人以上の動員から集計）を、前年

	度の分を年に 1 回集計 ・制作会社に 70%、配給会社に 30%が自動助成
--	---

h. CNC が認知している、他団体の支援¹⁹

支援名	S'initier au film documentaire : concevoir – écrire
支援団体	Les Mots
支援対象	ドキュメンタリー
支援概要	ドキュメンタリー制作のためのワークショップ
主な内容	・ドキュメンタリー撮影前に必要な作業を学ぶ 例：企画書作成、ピッチ、あらすじなど資料作成 ・参加者 7～10 人で実施 ・2 日間実施

支援名	Initiation à l'adaptation de romans
支援団体	La Fémis
支援対象	脚本
支援概要	脚本執筆のためのワークショップ
主な内容	・文学作品を映画の脚本へと脚色するための方法を学ぶ ・6 つのプログラムで 19 日間実施 ・参加者 7 人で実施

支援名	Concours: Écriture de scenarios
支援団体	Femmes et Cinéma
支援対象	脚本
支援概要	脚本コンテスト
主な内容	・高校生が対象 ・女性性をテーマにした脚本が審査される ・受賞者は、短編映画の制作ができる

支援名	Aide à la création de musique originale de films courts
支援団体	SACEM / Maison du Film
支援対象	短編映画の音楽制作
支援概要	Maison du Film が審査を行い、優れた音楽作品の作曲家に 500 ユーロ、制作会社に 2000 ユーロが支払われる

¹⁹ 参照サイト：<https://www.cnc.fr/professionnels/jeunes-professionnels/ressources-auteurs>

支援名	Atelier musique
支援団体	Emergence / SACEM
支援対象	人材交流
支援概要	監督と作曲家の出会いの場の提供
主な内容	・ペアを組み、監督が前日に撮影した映像に合わせる音楽を制作 ・受賞した場合、そのあとの共同制作にも支援を受けられる

支援名	Résidence internationale pour le film d'animation
支援団体	Nouvelles Ecritures pour le Film d'Animation (NEF Animation)
支援対象	人材交流
支援概要	アニメーターの国際的な人材交流
主な内容	・春と秋の 2 回、世界各国のアニメーターにフォントヴロー修道院にある住居と制作資金を提供。1 ヶ月間の生活で国際的な人材交流を後押しする ・フランス外からの参加も可能

支援名	Conseils juridiques
支援団体	SACD (La société des auteurs et compositeurs dramatiques)
支援対象	法律相談
主な内容	・著作権に関するものはドキュメンタリーが対象 ・相談料は無料 ・契約交渉に関する問い合わせは支払いが必要で、SACD の会員に限られる

支援名	Conseils juridiques
支援団体	SCAM (La société civile des auteurs multimédia)
支援対象	法律相談
主な内容	・著作権に関する相談料は無料（フィクション映画が対象） ・電話のみ受付 ・SCAM の会員であれば、確定申告の際に税理士からの相談を無料で受けることができる

支援名	Conseils juridiques
支援団体	La Guilde Française des scénaristes
支援対象	法律相談
主な内容	・脚本家のための法律相談窓口

	・プロデューサーや監督、他の脚本家と問題が生じた場合の相談 ・ギルドのメンバーは電話で 30 分の相談が無料、それ以外は 15 ユーロ
--	--

支援名	Conseils juridiques
支援団体	SNAC (Syndicat National des Auteurs et des Compositeurs)
支援対象	法律相談
主な内容	・相談料は 80 ユーロで会員以外も利用可能 ・契約、税務、法務の相談が可能 ・電話または予約制の対面相談

また、CNCは個人相談窓口を設けており、CNCの提供するものを含めた全ての支援制度から制作者に適切なものを検討し、実践的なアドバイスを提供してくれる。電話または対面での相談ができる。

(オ) 外国映画誘致政策

CNC の支援の大半が国内映画または公式の国際共同製作でフランスの国籍を得たものに限られる。一方、配給力で世界の映画産業に多大な影響を与えているアメリカ（ハリウッド）は他国と一切国際共同製作協定を結んでいないため、ハリウッド資本を映画産業に取り込むには別の方策が必要となる。ハリウッド映画は近年、労働環境の改善等に伴う人件費の値上げから製作費全体の高騰は著しく、外貨の獲得手段として無視できない存在と言っている。そこでフランスでは、CNC の傘下にある Film France が窓口となり、2012 年よりタックスインセンティブを通じた外国映画のフランスへの誘致に積極的に取り組んでいる。このシステムが功を奏し、フランスで撮影を行ったハリウッド大型作品は年々増えており、『ダークナイト』『アバター』『フォード VS フェラーリ』など米国アカデミー賞でも高い評価を受けた作品の誘致に成功している。Tax Rebate for International Production²⁰（通称「TRIP」）はフランスで完全に・または部分的に製作された、非フランス映画が対象だ。

a. 支援概要

支援名	Tax Rebate for International Production (TRIP)
支援対象者	フィクション（活劇、アニメ、テレビシリーズ、VR、短編）
支援対象	・フランスで契約された、フランス人または EU 居住者の作家、俳優に対する費用 ・社会保障料 ・フランス人または EU 居住者のスタッフに対する賃金 ・アニメーション、VFX のチームメンバーに対する賃金 ・ロケーション利用費、セット建設費 ・機材やサービスを提供したフランスの会社に対する支払い（VFX、アニメーション、ポストプロ含む） ・日当、ケータリング、すべてのキャストとクルーに対する移動費、資材の輸送費
支援体系	税金還付
条件	・文化テストをパスすること（後述） ・最低 25 万ドルをフランスで支出すること。 ・最低 5 日間、フランスで撮影を行うこと。
年間予算	上限なし
支援上限額	・30%（ただし、フランスで VFX 撮影費用として 200 万ユーロを支出した場合、40%に引き上げ） ・1 プロジェクトあたり、3000 万ユーロまでが対象

²⁰ 参照サイト：<https://www.filmfrance.net/v2/gb/home.cfm?choixmenu=taxrebate>

b. 申請手順

申請は、フランスに法人税を納めているプロダクションサービス会社(PSC)を通して行う。

- 1 Film France との契約締結
- 2 CNC による文化テスト（所要期間 2～3 週間）
- 3 審査後、CNC が仮資格証明を発行し、撮影開始
- 4 年度末ごとに、PSC が CNC に対し会計報告を行い、税務局がチェックを行う。
- 5 最後の支出から 2 年間の猶予とし、会計報告書と映画の完成版の DVD を提出し、最終証明を CNC が発行する。

c. 文化テスト（Cultural Test）の概要

ポイント加算方式で審査される。以下項目で最低でも 18 ポイント（“ドラマチック・コンテンツ”では最低 7 ポイント）が必要となる。

表 9 文化テスト 実写の場合

1. ドラマチック・コンテンツ Dramatic Content	
1.1 ロケーション(最大 7 ポイント)	
基準 1: シーンの相対多数がフランスである	4 ポイント
または、フランス語圏の国である	3 ポイント
または、フランス・ヨーロッパの国である	3 ポイント
または、最低 5 シーンがフランスである	2 ポイント
基準 2: 最低 2 つのセットがフランスを象徴している。または 2 つのロケーションがフランスだと認識される形で登場する	3 ポイント
1.2 登場人物(最大 4 ポイント)	
基準 3: 最低 1 人のメインキャラクターがフランス人である	1 ポイント
基準 4: 最低 3 人のサブキャラクターがフランス人である	3 ポイント
または、最低 2 人のサブキャラクターがフランス人である	2 ポイント
または、最低 1 人のサブキャラクターがフランス人である	1 ポイント
1.3 プロット/ストーリー(最大 5 ポイント)	
基準 5: プロットとストーリーが、フランスの文化遺産またはフランス史を強調している	2 ポイント
基準 6: プロットとストーリーが、フランス社会またはヨーロッパ社会の政治的/文化的/社会的特徴と関係している	2 ポイント
基準 7: プロットとストーリーが、既存の作品（特に映画、シリーズを除く TV ドラマ、小説、短編、漫画、オペラ、演劇、ビデオゲーム）を元にする・連	1 ポイント

想させる	
1.4 言語	
基準 8: 最終的に、フランス語の吹き替えまたは字幕が制作される	2 ポイント
2. クリエイターの国籍 (最大 12 ポイント)	
※フランス人、フランス居住者、ヨーロッパ人だった場合ポイント付与	
基準 9: 監督か脚本家、最低 1 人	2 ポイント
基準 10: 作曲家 (最低 1 人)	1 ポイント
基準 11: プロデューサー (最低 1 人)	2 ポイント
基準 12: メインキャラクター (最低 1 人)	2 ポイント
またはサブキャラクター (最低 1 人)	1 ポイント
基準 13: 最低 50%の俳優 (フランスでの撮影シーン、エキストラ除く)	1 ポイント
基準 14: フランス撮影シーンでの、最低 3 人の部門責任者(第 1 カメラマン、3D カメラマン、美術監督、音響技師、衣装監督、ヘアスタイル監督、スタントコーディネーター、音響ミキサー、映像編集、第 1 アシスタント、制作監督、ポストプロマネージャー、舞台監督、視覚効果)	3 ポイント
または 2 人の部門責任者	2 ポイント
または 1 人の部門責任者	1 ポイント
基準 15: 最低 50%のクルー (フランスでの撮影シーン)	1 ポイント
3.制作基盤 (最大 8 ポイント)	
基準 16: 最低 50%以上の日数がフランスでの撮影	3 ポイント
または 30%~50%の日数がフランスでの撮影	2 ポイント
または 15%~30%の日数がフランスでの撮影	1 ポイント
基準 17: 最低でも 50%の特殊撮影にかかる支出が、サービス提供者であるフランスの会社に支払われている (フランスでの撮影シーン)	1 ポイント
基準 18: 最低でも 50%のレンタル費 (撮影、機材、証明、録音) が、サービス提供者であるフランスの会社に支払われている (フランスでの撮影シーン)	1 ポイント
基準 19: 最低でも 50%のラボ作業費が、サービス提供者であるフランスの会社に支払われている (フランスでの撮影シーン)	1 ポイント
基準 20: 10 以上のショットを対象とし、最低でも 50%の色彩補正または音響、デジタル特殊効果制作にかかる支出が、サービス提供者であるフランスの会社に支払われている (フランスでの撮影シーン)	2 ポイント
	計 38 ポイント

2.2.2 イタリア

2.2.2.1 イタリアに関する調査概要

a. 映画産業

〔2019 年データ〕 ※10 年間の推移は次項参照

(ア) 国内興行収入:	6.679 億ユーロ
(イ) 国内の劇場動員数:	1.044 億人
(ウ) 国内のスクリーン数:	5385
(エ) 平均チケット価格:	6.4 ユーロ
(オ) 一人あたりの年間平均入場回数:	1.7 回
(カ) マーケットシェアにおける国産映画の割合:	21.6%
(キ) 映画製作本数:	325 本*

*100%国産 = 268 本、国際共同製作 = 57 本

- ・製作本数は年々増加、世界第 6 位(欧州 1 位)
- ・興行収入の上位はハリウッド映画が占め、国内作品で上位にランキングするのは実写コメディ作品

b. 映画支援団体

- ・MiBACT(文化財・文化活動・観光省)を介した国家予算で映画産業を支援
- ・映画/オーディオビジュアルを管轄するのは、MiBACT 映画・オーディオビジュアル総局、通称「DGCA」
- ・2016 年に制定された法律により、映画とオーディオビジュアルへの支援に必ず 4 億ユーロ以上拠出

c. 支援形態 ※いずれも国際共同製作協定を介した共同製作作品にも適用可能

- ・国産映画も国際共同製作作品も、イタリア国籍の承認を受けない限り支援は受けられない
- ・EU 加盟国の国籍が承認されている映画およびオーディオビジュアル作品については、イタリア国籍を承認したものとみなされる
- ・協定を介さずとも「国際共同参加作品」(Compartecipazione internazionale) という形で審査を受け、伊側のみ助成金を受けることが可能
- ・脚本の段階から、制作、配給、興行、国際展開に至るまで包括的な支援体制を整え、支援体系・予算は法令で定められる
- ・税優遇が充実しており、制作のための税優遇に関して 2020 年度には MiBACT 全体予算の 1/4 程度が充てられた

d. 規制・法制度

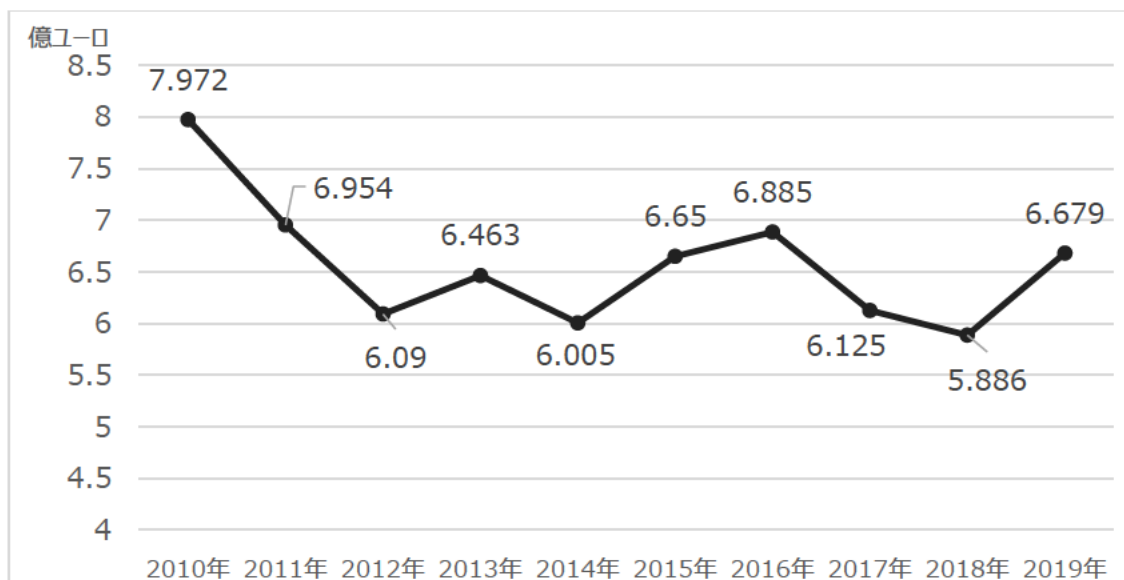
- ・劇場公開映画に対する数量規制は存在しないが、映画およびオーディオビジュアル作品の放送、投資および VOD 配信に関してのクォータがある

2.2.2.2 イタリアの国内市場規模

1. 興行収入（2010-2019）¹

* 近年の興行収入は 10 年前をピークに減少しているが、概ね 6.5 億ユーロ前後を推移している。

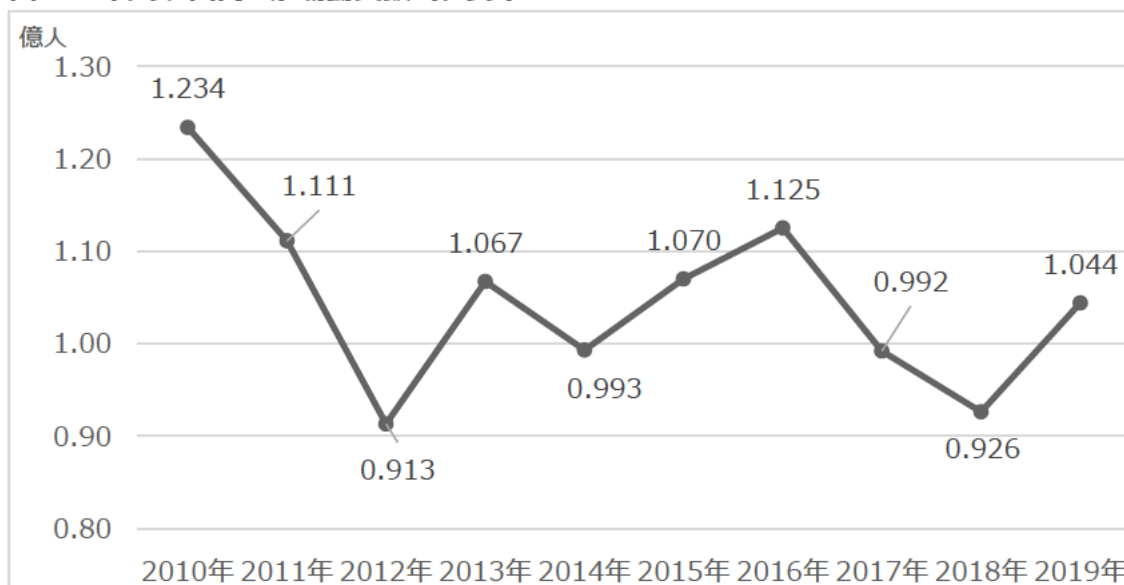
図 9 イタリア国内の劇場興行収入（グラフ）



2. 動員数（2010-2019）²

* 動員数も興行収入と同様の動きで、1 億人前後を推移している。

図 10 イタリア国内の劇場動員数（グラフ）



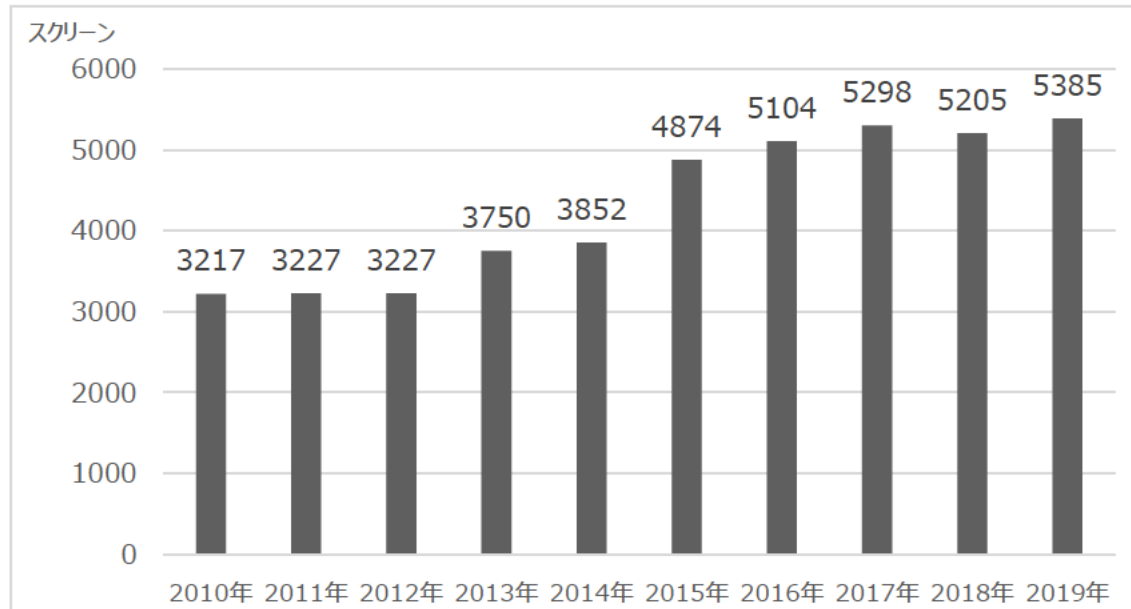
¹ European Audiovisual Observatory 発行「FOCUS」2011 年版～2020 年版を元に作成

² 同上

3. スクリーン数（2010-2019）³

* イタリア国内のスクリーン数は、堅調に伸び続けている。

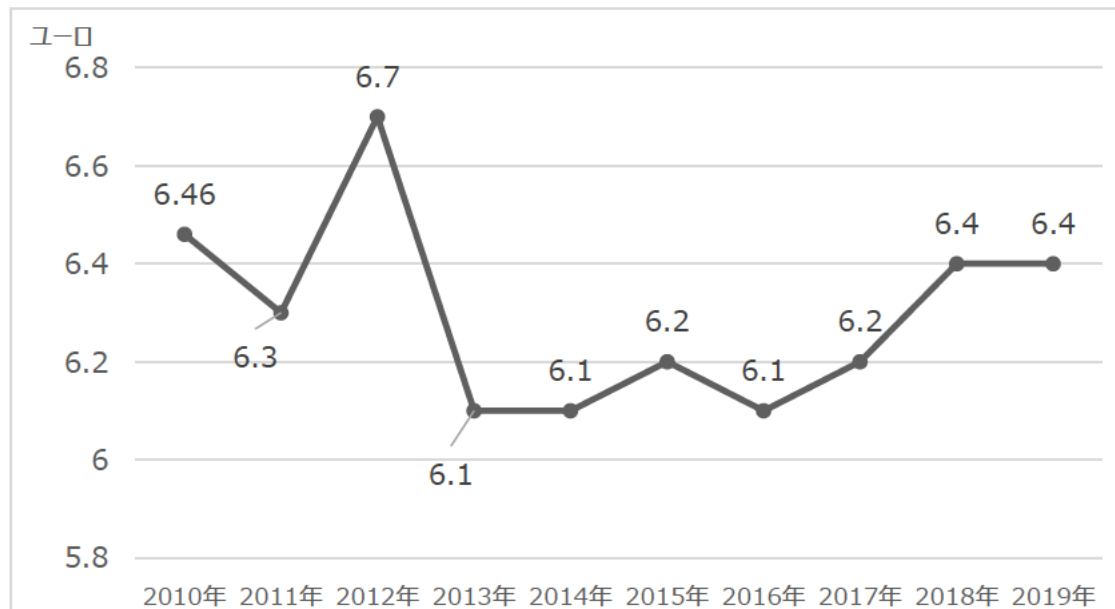
図 11 イタリア国内のスクリーン数（グラフ）



4. 平均チケット価格（ユーロ）（2010-2019）⁴

* チケット価格は右肩上がりではなく年により変動。現在は 6.4 ユーロ程度である。

図 12 イタリア国内の平均チケット価格（グラフ）



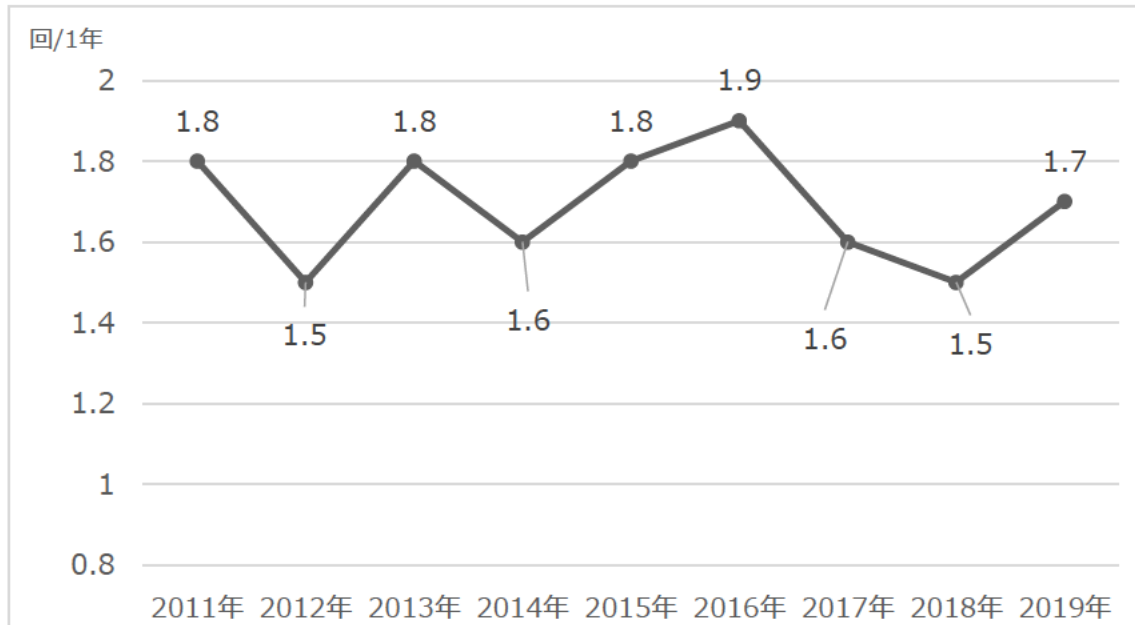
³ European Audiovisual Observatory 発行「FOCUS」2011 年版～2020 年版を元に作成
数字に修正があったものは、最新に合わせて修正

⁴ 同上

5. 一人あたりの年間平均入場回数（2010-2019）⁵

* 年間平均入場回数は、ヨーロッパ平均（2回）を下回る。

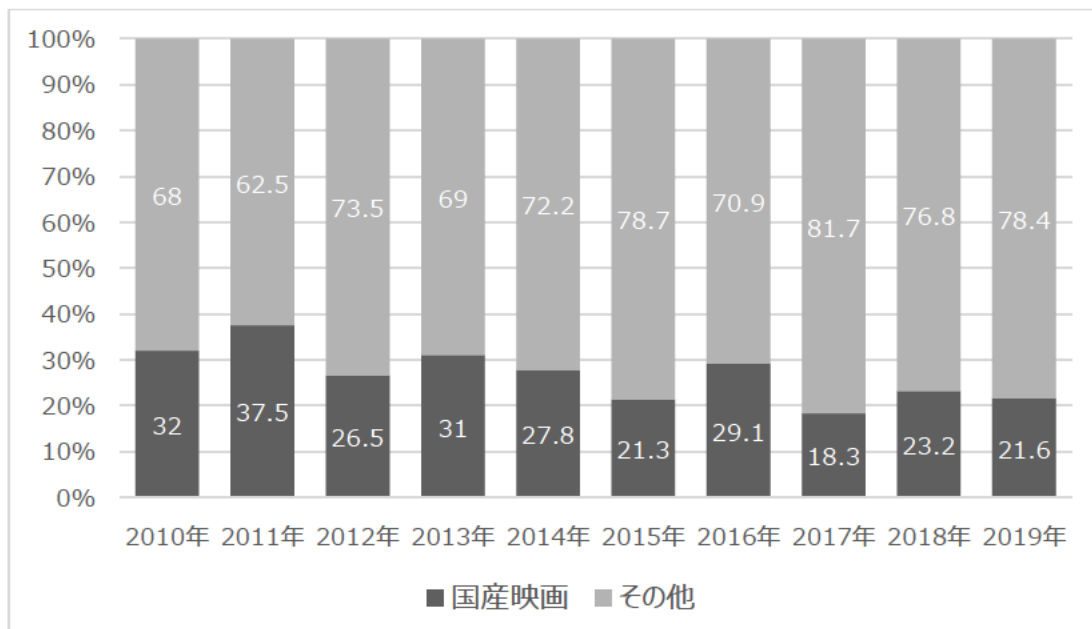
図 13 イタリアの一人あたりの年間平均入場回数（グラフ）



6. マーケットシェアにおける国産映画の割合（2010-2019）⁶

* 国産映画の割合は減少傾向、現在は2割程度である。

図 14 イタリアのマーケットシェアにおける国産映画の割合



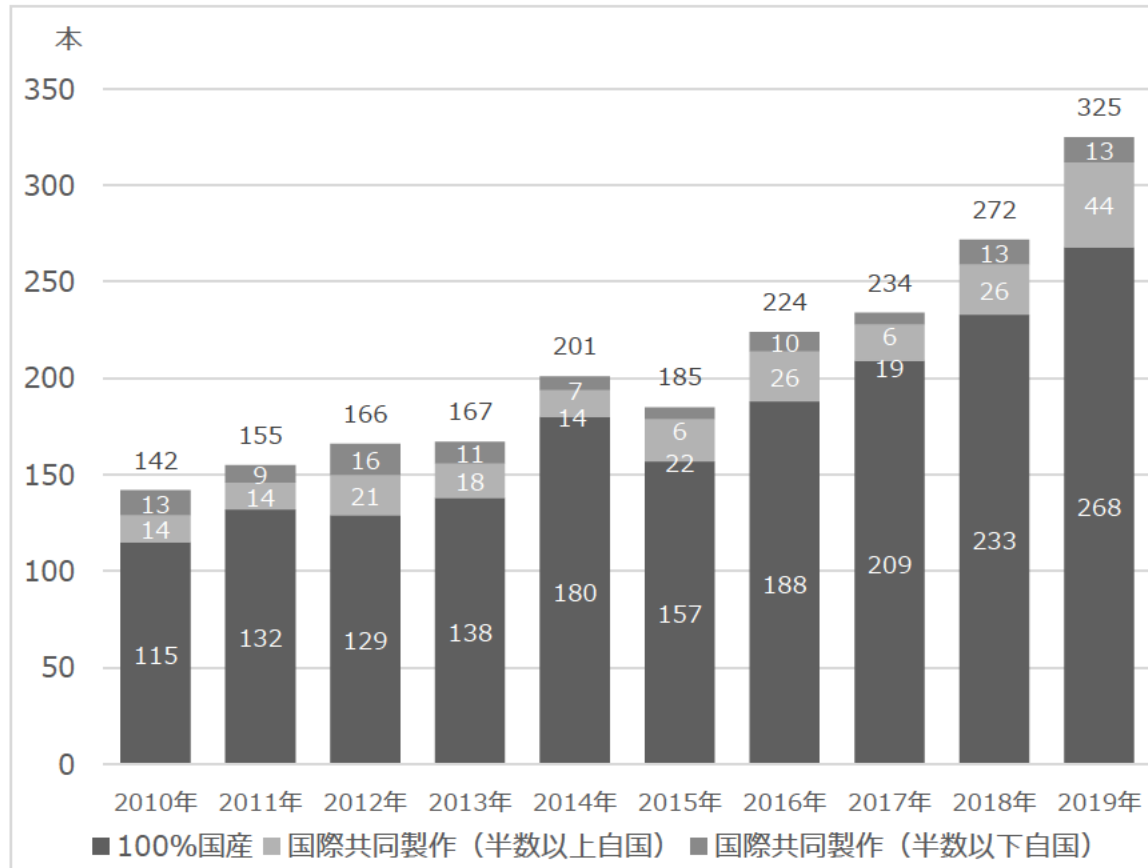
⁵ European Audiovisual Observatory 発行「FOCUS」2011年版～2020年版を元に作成

⁶ 同上

7. 映画製作本数（2010-2019）⁷

* 製作本数は年々増加し、製作本数は欧州で1位である。

図15 イタリアの映画製作本数(グラフ)



⁷ European Audiovisual Observatory 発行「FOCUS」2011年版～2020年版を元に作成

2.2.2.3 イタリアの映画産業および国際共同製作にかかる規制、法制度

1. 国際共同製作協定締結国と、権限のある当局

イタリアは、二国間国際共同製作協定を計 33 ヶ国⁸と締結している。協定に際しては、「文化財・文化活動・観光省」（Ministero per i beni e le attività culturali e per il turismo、以下「MiBACT」）が権限のある当局として協定の締結の交渉を進め、締結時は外務省も関与する。映画およびオーディオビジュアルを管轄するのは、MiBACT 中の「映画・オーディオビジュアル総局」（Direzione Generale Cinema e audiovisivo、通称「DGCA」）である。⁹

（1）ヨーロッパ

オーストリア、ブルガリア、チェコ共和国、クロアチア、フランス、ドイツ、ハンガリー、北マケドニア、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スペイン、スロバキア、スウェーデン、スイス

（2）アジア、オセアニア

オーストラリア、中国、インド、ニュージーランド

（3）アフリカ

モロッコ、南アフリカ、チュニジア

（4）中南米

アルゼンチン、ブラジル、チリ、キューバ、ドミニカ共和国、メキシコ、ウルグアイ、ベネズエラ

（オ）中東

イスラエル、トルコ

（カ）北米

カナダ

⁸ MiBACT との確認により、かつての協定が失効したものは削除している。

⁹ 参照サイト：<http://www.cinema.beniculturali.it/>

2. クォータ制度¹⁰

イタリアには劇場公開映画に対する数量規制は存在しないが、映画およびオーディオビジュアル作品の放送、投資および VOD 配信に関してのクォータがある。現在の規制は 2020 年 1 月 1 日より施行されており、現在の文化財・文化活動・観光省大臣であるダリオ・フランチェスキニ氏にちなみ、通称は「フランチェスキニ法令」である。

(ア) プログラミング・クォータ

上記法令により、放送局は公共・民間問わず、ヨーロッパの作品（番組）を放映する割合を多く持つよう定められた。また公共放送（Radiotelevisione italiana、以下「RAI」）の場合、午後 6 時から 11 時のプライムタイムの間イタリアのオーディオビジュアル作品（映画、フィクション、ドキュメンタリー、アニメーション）を 12%以上放映することが義務づけられ、うち 3%以上は映画でなくてはならない。放映時間全体を占めるイタリア作品の割合についても、RAI については 25%以上、民間放送局は 10%以上と定められている。尚、民間放送局については 2021 年度中に 16.7%に引き上げられる方針である。

(イ) 投資クォータ

放送局が得た収益についても、投資先に規制が設けられている。RAI は年間総売上上の 17%、民間放送局は 11.5%をヨーロッパの独立系プロデューサーの作品に投資しなければならない。民間放送局については 2021 年度中に 12.5%に引き上げられる方針である。映画は加えて RAI の純収入のうち 4.2%、民間放送は 3.5%の投資を受けることができるよう、手厚く保護されている。アニメーションは RAI から純収入の 0.77%の投資を受けることができる。

(ウ) VODクォータ

SVOD（定額制動画配信）は、提供する作品全体のうち時間換算で 30%を近年ヨーロッパのオーディオビジュアル作品に充てることが義務付けられ、エンタメ作品もこの中に含まれる。TVOD（都度課金型動画配信）については同様に 30%だが、換算方法はタイトル数である。また、オンデマンド配信提供会社については今後 3 年間前述の投資クォータも適応され、イタリアで得た純収入のうち 20%を投資しなければならない。

将来的には、通信における適正保障のためのオーソリティ（Autorità per le Garanzie nelle Comunicazioni、通称「AGCOM」）がイタリアのオーディオビジュアル作品を作品全体のうち 15%以上と規定する方針のほか、ヨーロッパの独立系オーディオビジュアル作品についてもクォータを検討中である。

¹⁰ MiBACT からの情報に基づく

3. 国際共同製作認定システム

(ア) ヨーロッパ諸国との国際共同製作

ヨーロッパとの国際共同製作は、1992 年 10 月に制定された「映画の国際共同製作に係る欧州協定（European Convention on Cinematographic Co-Production）」に従い公式な共同製作と認められる。（詳細はフランスの「（ア）ヨーロッパ諸国との国際共同製作」参照）

(1) 協定締結国との国際共同製作

イタリアには国際共同製作を「認定」する統一の仕組みはない。あくまで個々の二国間国際共同製作協定に定められた内容に従い、各プロデューサーの出資比率や技術的、技術的関与のバランスなどを確認する。プロデューサー間で取り交わされた国際共同製作契約書も重要な判断要素であり、二国間国際共同製作協定で定義された条件に即しているか、検証される。MiBACT がこれらの事項を確認し公式の国際共同製作作品と認められれば、「イタリア映画」とみなされ国産映画およびオーディオビジュアル作品と同等の支援を受ける資格を得ることができる。

国際共同製作協定を締結していない国との国際共同製作の場合も、MiBACT の定めた条件をクリアし、イタリア国籍の承認を受けることができれば支援を受けることが可能だ。イタリア国籍は、例え 100% イタリア出資による作品であっても MiBACT の支援を受ける上での必須条件となる（以下「映画およびオーディオビジュアルのイタリア国籍承認手順」参照）。

4. 映画およびオーディオビジュアルのイタリア国籍承認手順

2017 年 7 月 11 日首相令により、「映画およびオーディオビジュアル作品のためのイタリア国籍承認規定」が追記された。¹¹2016 年 11 月 14 日付で改定されていた既存の法令 220 号「映画およびオーディオビジュアル綱紀」¹²の条項 5「イタリア作品の国籍」では、イタリア国籍承認にかかる条件が定義されるのみであったものが、追記された規定では承認に至る条件が細かく定義され、新たに作品の種別毎のスコア制も導入された。尚、EU 加盟国の国籍が承認されている映画およびオーディオビジュアル作品については、イタリア国籍を承認したものとみなされる。

¹¹ 参照サイト：<http://www.cinema.beniculturali.it/Notizie/4476/65/pubblicato-sulla-g-u-il-d-p-c-m-11-luglio-2017-sul-riconoscimento-della-nazionalit%C3%A0-italiana/>

¹² 参照サイト：<https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2016/11/26/16G00233/sg>

(ア) 承認プロセス

イタリア国籍の承認は、制作前・完成後の 2 段階で行われる。税優遇と脚本執筆支援を除き、MiBACT からの支援を受けるには両段階の審査を通過し、承認を受けることが絶対条件である。フィクション、ドキュメンタリー、アニメーション、ビデオゲームの 4 つのスコア表で審査され、100 ポイント中最低でも 70 ポイントを満たさなければならない。

表 10 スコア表 A（フィクション映画またはオーディオビジュアル作品の場合）

※スコア表全体で 100 ポイント中最低でも 70 ポイントを満たさなければならないことに加え、追加の条件として(a)キーポジションの(1)～(4)については最低でも 18 ポイントを満たす必要がある。

(a)キーポジション	小計 74 ポイント
(a)については、(1)イタリア国籍を有する者、(2)EU のいずれかの国の国籍を有する者、または(3)国籍を問わず、イタリアに納税義務のある者である場合にポイントが付与	
(1)監督、または助監督の過半数	10 ポイント
(2)原作者、または原作者の過半数	8 ポイント
(3)脚本家、または原作者の過半数	10 ポイント
(4)主演俳優の過半数	8 ポイント
(5)助演俳優の 75%以上	5 ポイント
(6)撮影監督	7 ポイント
(7)編集監督	7 ポイント
(8)音楽監督	7 ポイント
(9)美術監督	6 ポイント
(10)衣装監督	6 ポイント
(b) 制作場所	小計 10 ポイント
最低でも 50%の制作活動をイタリアで行うこと	10 ポイント
(c) 使用言語	小計 5 ポイント
使用される全てまたは大部分の言語がイタリア語またはイタリアの地方言語であること	5 ポイント
(d) スタッフの納税地	小計 5 ポイント
制作に関わるスタッフの最低でも 50%が、居住地への納税義務としてイタリアへの納税を行っていること	5 ポイント
(e) ロケーション	小計 2 ポイント
大部分の撮影がイタリアで行われること	2 ポイント
(f) スタジオ	小計 2 ポイント
イタリアでのスタジオを使用すること	2 ポイント
(g) ポストプロダクション	小計 2 ポイント

大部分のポストプロダクションがイタリアで行われること	2 ポイント
	合計 100 ポイント

表 11 スコア表 B（ドキュメンタリー映画またはオーディオビジュアル作品の場合）

※スコア表全体で 100 ポイント中最低でも 70 ポイントを満たさなければならないことに加え、追加の条件として(a)キーポジションについては最低でも 33 ポイントを満たす必要がある。

(a)キーポジション	小計 65 ポイント
(a)については、(1)イタリア国籍を有する者、(2)EU のいずれかの国の国籍を有する者、または(3)国籍を問わず、イタリアに納税義務のある者である場合にポイントが付与	
(1)監督、または助監督の過半数	17 ポイント
(2)原作者、または原作者の過半数	12 ポイント
(3)撮影監督	12 ポイント
(4)編集監督	12 ポイント
(5)音楽監督	12 ポイント
(b) 制作場所	小計 15 ポイント
最低でも 50%の制作活動をイタリアで行うこと	15 ポイント
(c) 使用言語	小計 5 ポイント
使用される全てまたは大部分の言語がイタリア語またはイタリアの地方言語であること(作品中の会話、またはナレーション)	5 ポイント
(d) スタッフの納税地	小計 5 ポイント
制作に関わるスタッフの最低でも 50%が、居住地への納税義務としてイタリアへの納税を行っていること	5 ポイント
(e) ロケーション	小計 5 ポイント
全ての撮影がイタリアで行われること	5 ポイント
(f) ポストプロダクション	小計 5 ポイント
全てのポストプロダクションがイタリアで行われること	5 ポイント
	合計 100 ポイント

表 12 スコア表 C（アニメーション映画またはオーディオビジュアル作品の場合）

※スコア表全体で 100 ポイント中最低でも 70 ポイントを満たさなければならないことに加え、追加の条件として(a)では最低で 20 ポイント、(b)では 4 項目中最低でも 3 項目、かつ最低でも 18 ポイントを満たす必要がある。

(a) キーポジション-1	小計 45 ポイント
(a)については、(1)イタリア国籍を有する者、(2)EU のいずれかの国の国籍を有する者、または(3)国籍を問わず、イタリアに納税義務のある者である場合にポイントが付与	

(1)監督、または助監督の過半数	15 ポイント
(2)原作者、または原作者の過半数	10 ポイント
(3)脚本家、または原作者の過半数	10 ポイント
(4)原画監督	10 ポイント
(b) キーポジション-2	小計 38 ポイント
(b)については、(1)イタリア国籍を有する者、(2)EU のいずれかの国の国籍を有する者、または(3)国籍を問わず、イタリアに納税義務のある者である場合にポイントが付与	
(1)作画または絵コンテ担当者の過半数	10 ポイント
(2)音楽監督	10 ポイント
(3)作画監督	10 ポイント
(4)編集監督	8 ポイント
(c) 使用言語	小計 5 ポイント
使用される全てまたは大部分の言語がイタリア語またはイタリアの地方言語であること(作品中の会話、またはナレーション)	5 ポイント
(d) スタッフの納税地	小計 5 ポイント
制作に関わるスタッフの最低でも 50%が、居住地への納税義務としてイタリアへの納税を行っていること	5 ポイント
(e) ポストプロダクション	小計 7 ポイント
全てのポストプロダクションがイタリアで行われること	7 ポイント
	合計 100 ポイント

表 13 スコア表 D (ゲームコンテンツのオーディオビジュアル作品の場合)

(a) キーポジション	小計 60 ポイント
(a)については、(1)イタリア国籍を有する者、(2)EU のいずれかの国の国籍を有する者、または(3)国籍を問わず、イタリアに納税義務のある者である場合にポイントが付与	
(1)プロデューサー、またはプロデューサーの過半数	15 ポイント
(2)プランナー、またはプランナーの過半数	9 ポイント
(3)プログラマー、またはプログラマーの過半数	9 ポイント
(4)グラフィッカー、またはグラフィッカーの過半数	9 ポイント
(5)シナリオライター、またはシナリオライターの過半数	9 ポイント
(6)サウンドコンポーザー、またはサウンドコンポーザーの過半数	9 ポイント
(b) 使用言語	小計 10 ポイント
使用される全てまたは大部分の言語がイタリア語またはイタリアの地方言語であること(作品中の会話、またはテキスト)	10 ポイント
(c) スタッフの納税地	小計 10 ポイント

開発チームに所属するメンバーの最低でも 50%が、居住地への納税義務としてイタリアへの納税を行っていること	10 ポイント
(d) 制作場所	小計 20 ポイント
開発にかかる制作活動のうち、最低でも 80%をヨーロッパ、そのうちの最低 40%はイタリアで行うこと	20 ポイント
	合計 100 ポイント

制作前の仮承認は、撮影が開始する前に必ず DGCA のオンラインシステム、通称 DGCOL からのオンライン申請が必要となり、書類の受領から 60 日以内に DGCA の承認可否が決定される。承認に際しては制作にかかる全てのコストについての予算表と出資にかかる書類、DGCA が必要と判断した書類を審査し、判断される。

完成後に再度審査が行われ正式に承認となり、審査中の暫定作品も含め DGCA の公式ホームページ上でリストが公表される。承認から 5 年以内は、銀行関連書類や契約書（制作、配給）の開示を求められる可能性がある。また、制作完了の有無を問わず DGCA の求める基準を満たさないと判断された場合には、承認は無効となる。

(1) 協定を介さない国際共同製作作品の条件

2016 年 11 月 14 日付「映画およびオーディオビジュアル綱紀」第 5 条に定めるところにより、芸術的・文化的・商業的な観点から重要とみなされる作品については、有識者の検証を経たうえでイタリア国籍を承認する場合がある。その場合は協定を介さない「国際共同参加作品」（Compartecipazione internazionale）として扱われ、承認にあたっては以下が条件となる。また、国籍承認プロセスにあたっての手続きは全てイタリア企業が行う。

条件 1：イタリア企業の出資比率が 20%を下回らないこと

条件 2：イタリア企業が、イタリア国内での商業利用の権利を保持していること

条件 3：商業的利用価値の高い作品であること

条件 4：イタリア企業が、作品にかかる全権利のうち 20%以上を保持していること。尚、イタリア企業の出資額と権利の保有率は同等であるものとする

2.2.2.4 イタリアの映画産業にかかる支援制度

1. 主な支援団体とその財源

イタリアにおける映画支援は、文化財・文化活動・観光省（MiBACT）を通じ映画およびオーディオビジュアル関連予算で賄われている。予算は映画・オーディオビジュアルの助成金、税優遇、関連団体の運営に充てられる。

(1) MiBACT の予算内訳（2017 年～2020 年の推移）

2016 年 11 月 14 日付法令 220 号の定めるところにより、映画・オーディオビジュアル関連予算は 4 億ユーロを下回ってはならないこととなっている。

表 14 法令制定後の過去 4 年間に於ける映画産業への MiBACT の支援額の推移¹³

(ユーロ)	2017	2018	2019	2020
全体予算	4 億 2300 万	4 億 6400 万	5 億 2400 万	4 億 7100 万 ¹⁴
うち、制作支援	2 億	2 億 2300 万	3 億 700 万	2 億 2500 万

イ. MiBACT の国内映画支援の枠組¹⁵

MiBACT では、脚本の段階から、制作、配給、興行、国際展開に至るまで包括的な支援体制を整えている。また、「国際共同製作」の項でも述べたように、イタリア映画だけでなく、イタリア映画と同等と認められた国際共同製作でも、各支援プログラムの要件を満たしていれば、MiBACT の支援を受けることが可能である。MiBACT の予算同様、法令 220 号「映画およびオーディオビジュアル綱紀」（2016 年 11 月 14 日付改定）により、各支援は支援の内容問わず、法律により規定された内容に従って決められている。

支援についてはフランスと同様自動助成・選択助成と分かれるが、特徴としては税優遇の充実である。制作から配給、投資に至る様々なフェーズで行われ、制作のための税優遇に関して 2020 年度には MiBACT 全体予算の 1/4 程度が充てられた。

¹³ MiBACT からの情報による

¹⁴ コロナ禍に伴う映画関連企業の追加緊急支援予算は含まない

¹⁵ Italy for Movies および関係法令参照：<https://www.italyformovies.it/>

a. 開発

支援名	Contributi Selettivi per La Scrittura di Sceneggiature Originali
支援対象者	プロデューサー、脚本家
支援対象	長編映画（テレビ、テレビ、ウェブ）のオリジナル脚本への助成
支援体系	返済不要
主な条件	・法令に定められたスコア表に基づき、100 ポイント中 70 ポイントを満たすこと（下記参照） ・採択より 30 日以内に助成金の 50%が支払われるが、それから 12 か月以内に完成した脚本を DGCA に提出すること（残りの 50%は、DGCA による脚本の審査から 90 日以内に支払われる）
年間予算	100 万ユーロが年 3 セッションの公募に割り振られる -長編映画：55 万ユーロ （第 1 セッション：19 万ユーロ、第 2 セッション：18 万ユーロ、第 3 セッション：18 万ユーロ） -テレビまたはウェブ用映画：45 万ユーロ （第 1 セッション：15 万ユーロ、第 2 セッション：15 万ユーロ、第 3 セッション：15 万ユーロ）
支援上限額	2 万ユーロ
その他特筆すべき事項	・2017 年 7 月 31 日付文化財・文化活動・観光大臣令により定められた条件に基づく ・セッションの開催時期は年度により異なるが、2020 年の実績は①7/15-7/31②9/9-9/30そして③10/27-11/17 ・長編映画の採択件数は各セッション最大 10 作品、テレビまたはウェブ用の長編映画は各セッション最大 8 作品

表 15 脚本支援のためのスコア表（長編映画、テレビ、ウェブコンテンツ共通）

※スコア表全体で 100 ポイント中最低でも 70 ポイントを満たさなければならないことに加え、追加の条件として(A)では最低で 40 ポイントを満たす必要がある。

(A) 質および題材（またはトリートメント）のオリジナリティー（最大 65 ポイント）
1. 創造的なアイデアで、独自性がある 2. 対象が長編映画・非シリーズもののテレビ・ウェブコンテンツの場合は、芸術性および文化的関連性、主題の扱いをトリートメントや脚本の初稿で判断 3. 対象がテレビ・ウェブのシリーズ作品の場合、芸術性および文化的関連性を登場人物設定、ジャンル、エピソードの構成などパイロットエピソードで判断 既に脚本が完成している場合、以下も評価対象となる

4. 執筆のクオリティー
5. 物語の構成におけるクオリティーと独自性
6. 登場人物のクオリティーと独自性
7. セリフのクオリティー
8. 参考となるジャンルに対する革新性
(B) 作品の実現可能性 (最大 30 ポイント)
1. 対象の主題を、映画・オーディオビジュアル作品として昇華できる
(C) イタリア国内および海外での作品の配給と成功の可能性 (映画祭出品や興行を想定した映画作品の場合) (最大 5 ポイント)
1. 脚本チームが外国籍の作家が含まれる
2. 海外の観客が関心を示す可能性がある
3. 完成した脚本が、創造的で作家性に富み、イタリアの文化遺産を海外に広める可能性がある

支援名	Contributi Selettivi per Sviluppo e Pre-Produzione
支援対象者	イタリアの映画またはオーディオビジュアル制作会社
支援対象	長編映画、テレビ、ドキュメンタリー、ウェブプロダクトの開発およびプロダクションへの助成
支援体系	返済不要
主な条件	・イタリアの制作会社が申請すること ・法令に定められたスコア表に基づき、100 ポイント中 70 ポイントを満たすこと (下記参照)
支払いスケジュール	(1)採択より 180 日以内に DGCA に申請、助成金の 40%が支払われる (2)上記より 30 日以内に作家、脚本家に支払った報酬の領収書を取り付けの上、DGCA に提出。更に 40%は支払われる (3)採択より 18 か月以内に資金計画関連書類を提出し、残りが 90 日以内に支払われる
年間予算	270 万ユーロが年 3 セッションの公募に割り振られる -長編映画：124 万 2000 ユーロ (第 1 セッション：41 万 4000 ユーロ、第 2 セッション：41 万 4000 ユーロ、第 3 セッション：41 万 4000 ユーロ) -テレビまたはウェブ用のコンテンツ：145 万 8000 ユーロ (第 1 セッション：48 万 6000 ユーロ、第 2 セッション：48 万 6000 ユーロ、第 3 セッション：48 万 6000 ユーロ)
支援上限額	10 万ユーロ、対象経費の 60%まで
その他特筆すべき事項	・2017 年 7 月 31 日付文化財・文化活動・観光大臣令により定められた条件に基づく

	・セッションの開催時期は年度により異なるが、2020 年の実績は①7/15-7/31②9/9-9/30 ③10/27-11/17 ・劇場用映画の採択件数は各セッション最大 7 作品、テレビまたはウェブ用コンテンツは各セッション最大 8 作品で、それぞれ最低 2 作品は新たに設立された制作会社の支援に充てられる
--	---

表 16 開発およびプリプロダクション支援のためのスコア表（長編映画、テレビ、ウェブコンテンツ共通）

※スコア表全体で 100 ポイント中最低でも 70 ポイントを満たさなければならないことに加え、追加の条件として(A)では最低で 40 ポイントを満たす必要がある。

(A) 質および題材（またはトリートメント）のオリジナリティー（最大 60 ポイント）	
1. 対象が長編映画・非シリーズもののテレビ・ウェブコンテンツの場合は、芸術性および文化的関連性、主題の扱いをトリートメントや脚本の初稿で判断	
2. 対象がテレビ・ウェブのシリーズ作品の場合、芸術性および文化的関連性を登場人物設定、ジャンル、エピソードの構成などパイロットエピソードで判断	
3. 映画またはオーディオビジュアル言語としての革新性	
4. 調査の進捗状況（ドキュメンタリー作品の場合）	
5. 使用されるアニメーション技術（アニメーションの場合）	
6. 脚本開発のレベル（ドキュメンタリー作品のトリートメントの場合）	
7. 執筆、キャラクター開発、セリフ、ジャンルの一貫性	
8. ストーリー構成の健全性	
9. 脚本が支援（Contributi Selettivi Per La Scrittura Di Sceneggiature Originali）を受けている	
10. 作品内での異なる構成要素における統一性（アイデア、構成、キャラクター、セリフ）	
(B) 作品の実現可能性（最大 20 ポイント）	
1. プロデューサーと制作会社、共同プロデューサーの経歴	
2. 開発企画およびプリプロダクションの技術的・芸術的要素の一貫性と整合性	
3. 作品における芸術面で指標と、開発費・製作前に想定される費用との整合性	
4. 海外企業との連携によるプロジェクトの実現性	
(C) イタリア国内および海外での作品の配給と映画祭出品成功の可能性、作品と想定される観客の一貫性（最大 20 ポイント）	
1. 国内外の配給会社またはその他国内外のメディアサービス提供者との契約が締結しているか（映画配給会社、テレビ放送局、VOD プラットフォーム、その他のメディアサービス提供者との間で締結された意向表明書または契約書）	
2. 作品の芸術的可能性（映画祭選考のための芸術的要件を満たす、イタリア国内外の映画関連イベントへの出品への戦略がある等）	
3. 国内外のターゲット層を見極め、作品の配給と流通を行えるか	
4. 作品が、創造的で作家性に富み、イタリアの文化遺産を海外に広める可能性がある	

b. 制作

支援名	Contributi Selettivi per La Produzione
支援対象者	イタリアの映画またはオーディオビジュアル制作会社
支援対象	長編映画、短編映画、テレビ番組、ドキュメンタリー、アニメ、ウェブコンテンツの制作助成
支援体系	返済不要
主な条件	・イタリアの制作会社が申請すること ・対象経費の上限は以下のとおり -若手作家制作の長編映画：対象経費が 400 万ユーロ以下の作品で、うちアバブ・ザ・ラインの経費（監督、脚本家、キャストへの報酬）が総予算の 25%を超えないこと -ドキュメンタリー作品：対象経費が 100 万ユーロ以下の作品 -短編作品：対象経費が 20 万ユーロ以下の作品 -低予算作品：対象経費が 150 万ユーロ以下の作品 -芸術的価値の高い作品：対象経費が 400 万ユーロ以下の作品で、うちアバブ・ザ・ラインの経費（監督、脚本家、キャストへの報酬）が総予算の 30%を超えないこと ・国際共同製作作品の場合、イタリアの支出が 20%を下回らないこと ・支援を受けた助成金は、全てイタリアで使用すること
年間予算	2460 万ユーロが年 3 セッションの公募に割り振られる -若手作家制作の長編映画：400 万ユーロ （第 1 セッション：135 万ユーロ、第 2 セッション：135 万ユーロ、第 3 セッション：130 万ユーロ） -第 1 作または第 2 作目長編映画：540 万ユーロ （第 1 セッション：180 万ユーロ、第 2 セッション：180 万ユーロ、第 3 セッション：180 万ユーロ） -劇場用、テレビまたはウェブ向けのドキュメンタリーおよび短編：240 万ユーロ （第 1 セッション：80 万ユーロ、第 2 セッション：80 万ユーロ、第 3 セッション：80 万ユーロ） -劇場用、テレビまたはウェブ向けのアニメーション：300 万ユーロ （第 1 セッション：100 万ユーロ、第 2 セッション：100 万ユーロ、第 3 セッション：100 万ユーロ） -芸術的価値が高く、低予算の長編映画：980 万ユーロ （第 1 セッション：330 万ユーロ、第 2 セッション：325 万ユーロ、第 3 セッション：325 万ユーロ）

支援上限額	・対象経費の 60% ・アニメは 100 万ユーロ、それ以外は作品規模に乗じて決定
その他特筆すべき事項	・2017 年 7 月 31 日付文化財・文化活動・観光大臣令により定められた条件に基づく ・セッションの開催時期は年度により異なるが、2020 年の実績は①7/15-7/31②9/9-9/30 そして③10/27-11/17 ・採択件数は以下の通り： -若手作家制作の長編映画：各セッション最大 6 作品で、それぞれ最低 1 作品は新たに設立された制作会社の支援に充てられる -第 1 作または第 2 作目長編映画：セッション最大 7 作品で、それぞれ最低 2 作品は新たに設立された制作会社の支援に充てられる -劇場用、テレビまたはウェブ向けのドキュメンタリーおよび短編：各セッションの最低 20%は新たに設立された制作会社の支援に充てられる -劇場用、テレビまたはウェブ向けのアニメーション：各セッションの最低 20%は新たに設立された制作会社の支援に充てられる -芸術的価値が高く、低予算の長編映画：セッション最大 8 作品で、それぞれ最低 2 作品は低予算で新たに設立された制作会社の支援に充てられる

支援名	Credito di Imposta per Le Imprese di Produzione
支援対象者	イタリアの制作会社のプロデューサー
支援対象	長編映画、短編映画、テレビ番組、ドキュメンタリー、アニメ、ウェブコンテンツの開発及び制作
支援体系	映画制作にかかる各種税（法人税、所得税、地方所得税、付加価値税、社会保険税）の控除
主な条件	・撮影（制作）開始の 90 日前までに申請すること ・イタリアの制作会社で払込済み株式資本が 4 万ユーロ以上、純資産 4 万ユーロ以上であること ・プロデューサーは、イタリア国内にて税控除額と同等かそれ以上の金額を制作費と支出すること ・プロデューサーは EU 圏内に事務所を有し、イタリアに対し納税義務があること ・対象となる経費は以下のとおり考慮される： -撮影を 50%以上イタリアで行った場合は、イタリアで支出された制作にかかる費用は全額対象となる -撮影をイタリアで行った割合が 50%を下回る場合、全体の撮影日数に対するイタリアでの撮影日数の割合で算出される -開発費、プリプロダクション費、ポストプロダクション費はイタリアで支出された費用に乗じる

	-イタリアに納税義務のあるスタッフにかかる経費は全てイタリアの経費としてみなす
年間予算	1 億 1800 万ユーロ (映画：5800 万ユーロ、オーディオビジュアル：6000 万ユーロ)
支援上限額	・ウェブ向け映画またはオーディオビジュアル作品の開発の場合：支出の 30% に対し、年間 30 万ユーロまで（短編を除く） ・映画制作の場合：支出の 30% に対し、年間 800 万ユーロまで ・テレビ番組またはウェブコンテンツの制作の場合：支出の 15～30% に対し、年間 1000 万ユーロまで ・いずれにおいても、税控除額が、総製作費の 50%を超えない範囲
その他特筆すべき事項	・2016 年 11 月 14 日付改定、法令 220 号「映画およびオーディオビジュアル綱紀」の第 15 条に条件が規定されている

支援名	Contributi Selettivi Opere Cinematografiche in Regime di Coproduzione o Compartecipazione Internazionale Minoritaria
支援対象者	イタリアの映画またはオーディオビジュアル制作会社
支援対象	国際共同製作の劇場用長編映画作品のうち、イタリアの参加比率がマイノリティーの作品の制作支援（協定を介さないものも含む）
支援体系	返済不要
主な条件	・イタリアの制作会社が申請すること ・助成額のうち最低 80%をイタリアで支出すること ・作品に権利の最低 20%をイタリアのプロデューサーが保有すること（2 か国以上の国際共同製作の場合 10%に引き下げ） ・総製作費の最低 50%が、主要な共同プロデューサーによる資金の確保を確約する書類を提出すること ・支援決定後から 24 か月以内に助成金の申請を行うこと
年間予算	500 万ユーロが年 2 セッションの公募に割り当てられる
支援上限額	・30 万ユーロ ・イタリアの制作会社の負担額の範囲内で、対象経費の 60%
その他特筆すべき事項	・セッションの開催時期は年度により異なるが、2020 年の実績は①9/28-10/20②11/9-12/1 ・支援決定後、12 か月以内に申請すれば 60%の前受金が支払われる

c. 配給

支援名	Credito di Imposta per Le Imprese di Distribuzione
支援対象者	イタリアの配給会社
支援対象	長編映画、短編映画、テレビ番組、ドキュメンタリー、アニメ、ウェブコンテンツの配給
支援体系	配給にかかる各種税（法人税、所得税、地方所得税、付加価値税、社会保険税）の控除
主な条件	・配給会社が申請する場合は EU 圏内に事務所を有し、イタリアに対し納税義務があること ・配給費用が以下を下回らないこと -長編フィクション映画の場合：4 万ユーロ -ドキュメンタリーまたは短編映画の場合：2 万ユーロ ・個人のプロデューサーが配給を行う場合、配給会社による管理を受けず、配給会社による共同プロデュースや共同出資を受けないこと ・国内配給の場合は上映が行われてから 180 日以内に申請すること ・海外配給の場合は、上映許可の取り付けまたはアンサープリントの引き渡しから 18 か月以内に申請すること
年間予算	1100 万ユーロ
支援上限額	・国内配給は最大 200 万ユーロ、海外配給は 100 万ユーロ ・いずれにおいても、税控除額が、総製作費の 50%を超えない範囲
その他特筆すべき事項	・2016 年 11 月 14 日付改定、法令 220 号「映画およびオーディオビジュアル綱紀」の第 16 条に条件が規定されている

支援名	Contributi Selettivi per La Distribuzione Nazionale
支援対象者	イタリアの映画またはオーディオビジュアル制作会社
支援対象	長編映画、短編映画、ドキュメンタリー、アニメーションの国内配給支援
主な条件	・イタリアの制作会社が申請すること ・長編映画または短編映画の場合、若手監督の第 1 作目または第 2 作目で、資金調達が困難だが芸術的価値の高いもの
年間予算	・450 万ユーロが全 3 セッションに 150 万ユーロずつ割り振られる ・150 万ユーロのうち、50 万ユーロ（50%）は MiBACT の制作支援制度を受けた作品、22 万 5000 ユーロ（15%）は新たに設立された制作会社の支援に充てられる
支援上限額	・対象経費の 10%（ただし 200 スクリーン以上で公開され配給経費が 50 万ユーロ以上の場合は 40%に引き上げ）
その他特筆すべき事項	・2017 年 7 月 31 日付文化財・文化活動・観光大臣令により定められた条件に基づく

	・セッションの開催時期は年度により異なるが、2020 年の実績は①6/20-6/30②7/15-7/25 そして③8/26-9/13
--	--

支援名	Contributo alla Distribuzione - Fondi di Internazionalizzazione
支援対象者	海外の独立系配給会社
支援対象	国産長編映画・ドキュメンタリーおよびアニメーションの、海外配給支援
支援体系	返済不要
主な条件	・配給する作品が、100%イタリア作品かイタリア主導の国際共同製作作品であること ・
年間予算	120 万ユーロが年 3 セッションに各 40 万ユーロ割り当てられる
支援上限額	・1 作品/1 ヶ国に対し 3 万ユーロ ・P&A 費の 30% ・配給契約書に、申請国での劇場上映に関する権利が必ず含まれること ・申請から遡り 24 か月以内に制作された作品であること ・申請から 180 日以内に劇場公開を行うこと ・申請した劇場配給にかかる費用を全て自社で支出したこと ・劇場で最低でも 1 週間の上映があることを確約すること ・ライセンサーに対し、興行レポートを行うこと
その他特筆すべき事項	・配給会社からの最終レポート（公開から 180 日以内に提出）を以って支払うが行われる ・Istituto Luce Cinecittà（映画支援団体）との協力のもと、国際化基金を通じた支援である

d. 投資

支援名	Credito di Imposta per le Imprese Non Appartenenti al Settore Cinematografico e Audiovisivo
支援対象者	映画・オーディオビジュアル産業外のイタリア企業
支援対象	業界外からの、長編映画に対する投資
支援体系	投資にかかる各種税（法人税、所得税、地方所得税、付加価値税、社会保険税）の控除
主な条件	・申請会社の投資額が、制作費の 70%を上回ってはならない（他の MiBACT の助成を受けた作品は 60%まで引き下げ） ・イタリアのプロデューサーと制作にかかるパートナーシップ契約を結んだのち、30 日以内に申請を行うこと

	・公共での公開許可が下りたのち、180 日以内に最終承認のための書類を提出すること
年間予算	1000 万ユーロ
支援上限額	・投資額の 30%に対して控除（対象は 100 万ユーロまで） ・他の MiBACT の助成（税優遇、自動助成は除く）を受けた作品は 40%に引き上げ
その他特筆すべき事項	・本税優遇の権利に関する他企業への譲渡は不可 ・2016 年 11 月 14 日付改定、法令 220 号「映画およびオーディオビジュアル綱紀」の第 20 条に条件が規定されている

e. 海外展開

支援名	Fondo Esportatori Internazionali - Fondi di Internazionalizzazione
支援対象者	イタリアの海外セールス会社
支援対象	主要映画マーケットへの参加を通じた国産長編映画の海外展開支援
支援体系	返済不要
主な条件	・対象となる映画マーケットは以下の通り： カンヌ国際映画祭、ヴェネツィア国際映画祭、トロント国際映画祭、MIA（ローマで開催される国際映像見本市）、アメリカン・フィルム・マーケット、バンターナ・スール映画祭 ・初配給作品に限る ・セールス対象は長編映画で、100%イタリア作品かイタリア主導の国際共同製作作品であること ・申請会社は、イタリアに納税義務があること
年間予算	30 万ユーロ
支援上限額	・経費の 80% ・5 作品まで申請でき、1 作のみの場合は 1 万ユーロ、複数の場合は 1 社/1 マーケットに対し 3 万ユーロが条件となる
その他特筆すべき事項	・Istituto Luce Cinecittà（映画支援団体）との協力のもと、国際化基金を通じた支援である

支援名	Fondo Produttori di Opere Audiovisive per Partecipazione a Festival, Mercati ed Eventi di Coproduzione - Fondi di Internazionalizzazione
支援対象者	イタリアのオーディオビジュアル制作会社

支援対象	独立系オーディオビジュアルプロデューサーへの、主要国際映画祭・国際マーケットへの参加支援
支援体系	返済不要
主な条件	・セールスの対象となるのは TV 番組、ドキュメンタリー、アニメーション、ウェブコンテンツ（劇場映画は含まない） ・セールス対象作品は、100%イタリア作品かイタリア主導の国際共同製作作品であること ・イタリアの制作会社が申請すること
年間予算	60 万ユーロ
支援上限額	・経費の 80%まで ・映画祭参加に対する支援の上限は、映画祭の規模に準ずる（問合せ） ・マーケットおよび国際共同製作マーケットは 2000 ユーロ（ヨーロッパのマーケットの場合は 1500 ユーロ）
その他特筆すべき事項	・Istituto Luce Cinecittà（映画支援団体）との協力のもと、国際化基金を通じた支援である

支援名	Fondo Produttori Cinematografici per Promozione Internazionale nei Festival - Fondi di Internazionalizzazione
支援対象者	イタリアの映画制作会社
支援対象	独立系映画プロデューサーへの、国際映画祭への参加支援
支援体系	返済不要
主な条件	・セールス対象となる作品は劇場公開向け長編映画に限り、100%イタリア作品かイタリア主導の国際共同製作作品であること ・対象となる映画祭は以下の通り： カンヌ国際映画祭、ベルリン国際映画祭、ヴェネツィア国際映画祭、トロント国際映画祭、サンダンス映画祭、ロカルノ国際映画祭、サンセバスティアン国際映画祭、ロッテルダム国際映画祭、アムステルダム国際ドキュメンタリー映画祭 ・対象となる費用は、映画のプレミア上映から起算して前後 30 日以内の支出に限る
年間予算	40 万ユーロ
支援上限額	・経費の 80%まで ・映画祭参加に対する支援の上限は、映画祭の規模に準ずる（問合せ）
その他特筆すべき事項	・Istituto Luce Cinecittà（映画支援団体）との協力のもと、国際化基金を通じた支援である

支援名	Fondo Produttori Cinematografici per Mercati di Coproduzione e Training - Fondi di Internazionalizzazione
支援対象者	イタリアの映画制作会社
支援対象	独立系映画プロデューサーおよび制作会社に対する共同製作マーケット、研修、ワークショップへの参加支援
支援体系	返済不要
主な条件	・長編映画・アニメーション・ドキュメンタリーで、主要な国際共同製作マーケット・ラボ・ワークショップ・研修コースから招待を受けた開発中の作品を対象とする ・劇場公開を想定した作品に限る ・対象となる費用は、映画のプレミア上映から起算して前後 30 日以内の支出に限る
年間予算	20 万ユーロ
支援上限額	・経費の 80%まで ・共同製作マーケットまたはワークインプログレス：2000 ユーロ（ヨーロッパでの開催の場合は 1500 ユーロに引き下げ） ・ワークショップまたは研修：3500 ユーロ（ヨーロッパでの開催の場合は 2500 ユーロに引き下げ）
その他特筆すべき事項	・Istituto Luce Cinecittà（映画支援団体）との協力のもと、国際化基金を通じた支援である

f. 自動助成

支援名	Contributi Automatici
支援対象者	イタリアの制作会社、イタリアまたは欧州の配給会社、非ヨーロッパ配給会社、ホーム・エンターテインメント事業者
支援対象	映画・オーディオビジュアルにかかる開発、制作、配給の自動助成
支援体系	返済不要
主な条件	・イタリアの会社が申請すること ・国際共同製作作品の場合、イタリア側の著作権の保有が 20%を下回らないこと ・MiBACT との間に開設した口座にデポジットされた助成金は、新たな映画・オーディオビジュアル作品の開発、制作、配給に使用しなければならない
年間予算	・予算以下の通り割り振られる： (1) 映画：68%（うち、60%は興行成績に乗じて助成、40%は芸術的・文化的評価に乗じて助成） (2) テレビ番組：8%（うち、60%は興行成績に乗じて助成、40%は芸術的・文化的評価に乗じて助成）

	(3) ウェブコンテンツ：5%（うち、60%は興行成績に乗じて助成、40%は芸術的・文化的評価に乗じて助成） (4) ビデオゲーム：4%（芸術的・文化的評価に乗じて助成） (5) アニメーション：8%(興行成績,芸術的・文化的評価に乗じて助成) (6) 国際配給：5%（イタリア国外マーケットにおけるセールス、プリセールスでのセールス結果に乗じて助成） (7) ホーム・エンターテインメント事業者：2%(イタリア国内で放映・配信された際のセールス結果、文化的評価に乗じて助成)
支援上限額	・自動助成を含めた助成金が、制作費または配給経費の 50%を上回らない範囲 ・ただし、以下の条件を満たせば 100%に引き上げられる -経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会定めたリストに含まれる国との共同製作作品 -MiBACT の制作支援を受けた作品 -総制作費が 250 万ユーロ以下の作品 -公開スクリーン数が 400 以下の作品 -国内放送局やメディアサービス事業者への権利のプリセールスによる工面した制作費が、総製作費の 40%を超えない作品
その他特筆すべき事項	・2017 年 7 月 31 日付文化財・文化活動・観光大臣令により定められた条件に基づく

ウ. MiBACT の外国映画誘致政策

イタリアは外国映画の誘致に各州で積極的に取り組んでいるが、MiBACT としての国家レベルの支援は税優遇である。2016 年 11 月 14 日付改定、法令 220 号「映画およびオーディオビジュアル綱紀」の第 19 条に条件が規定されている。

a. 支援概要

支援名	Credito Di Imposta Per L'Attrazione in Italia di Investimenti Cinematografici e Audiovisivi
支援対象者	イタリアの代表制作会社（海外の映画制作会社に代わり、イタリアでの制作をおこなった会社）
支援対象	外国映画・オーディオビジュアル作品の投資誘致
支援体系	投資にかかる各種税（法人税、所得税、地方所得税、付加価値税、社会保険税）の控除
主な条件	・対象となるのは長編映画、短編映画、テレビシリーズ、ドキュメンタリー、アニメーション、ウェブコンテンツ ・文化要件（i requisiti di eleggibilità culturale）を満たすこと ・申請者はイタリアの制作会社で、払込済み株式資本が 4 万ユーロ以上、純資産 4 万ユーロ以上であること ・イタリア人または EU 市民の雇用が優勢であること ・申請者は EEA 域内に事務所を有し、イタリアに納税義務のある制作会社であること ・DGCA に対し、最初の申請は制作開始の 90 日前までに行うこと ・DGCA に対し、最終申請は制作終了後 180 日以内に行うこと
年間予算	2500 万ユーロ
支援上限額	・控除対象額は年間 2000 万ユーロを上限する ・控除対象はイタリアでの制作費に限り、総製作費の 75%を超えない範囲でなければならない

2.2.3 イギリス

2.2.3.1 イギリスに関する調査概要

a. 映画産業

〔2019 年データ〕 ※10 年間の推移は次項参照

(ア) 国内興行収入:	12.5 億ポンド ⇒欧州 2 位 (全世界第 6 位)
(イ) 国内の劇場動員数:	1.761 億人
(ウ) 国内のスクリーン数:	4395
(エ) 平均チケット価格:	7.1 ポンド
(オ) 一人あたりの年間平均入場回数:	2.6 回
(カ) マーケットシェアにおける国産映画の割合:	47.1%
(キ) 映画製作本数:	185 本*

*100%国産 = 93 本、国際共同製作 = 23 本、アメリカの対内投資作品 = 69 本

- ・国内映画の興行収入が 5 割弱を占めるが、イギリスでは①文化審査を通過した国際共同製作協定を介さない国際共同製作作品と②外国からの対内投資を受けた作品をいずれも「イギリス映画」とみなしている。実質はアメリカの関与する作品が割合として高く、純粋な 100%国内映画は 10%強
- ・興行収入の上位はハリウッド映画が占める

b. 映画支援団体

- ・BFI(British Film Institute)が支援団体の中心組織、財源は 4 本柱
 - 1) 政府の助成金
 - 2) 宝くじ収益
 - 3) 自己収入 (ナショナルアーカイブ運営等)
 - 4) スポンサー、寄付金
- ・管轄官庁はデジタル文化メディアスポーツ省 (Department for Digital, Culture, Media and Sport、「DCMS」)

c. 支援形態

- ・イギリス映画・国際共同製作映画問わず、税控除や助成金を受けるには英国認証 (British Certification) を取得する必要がある、以下の〔いずれか〕を満たせばよい。

- 1 カルチュラルテスト
- 2 映画の国際共同製作に係る欧州協定
- 3 英国政府公認の二国間共同製作協定

⇒協定を介した国際共同製作でなくても、文化審査のうえ国内映画と同様の支援を受けることが可能

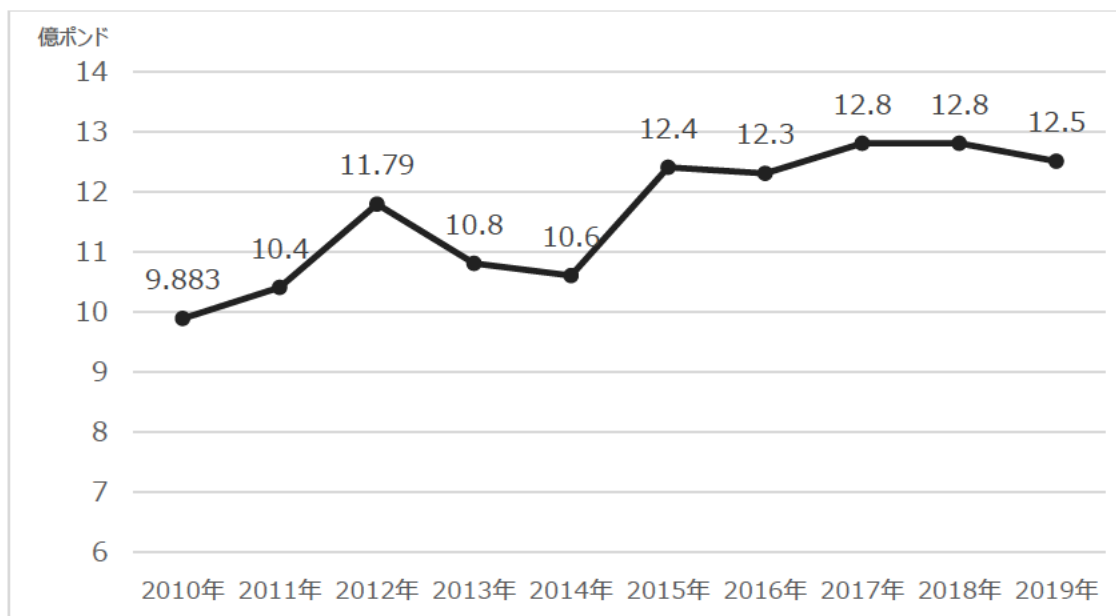
- ・国家レベルでの外国映画のロケインセンティブはない
- ・支援対象者専用の口座 ("BFI Locked Box") があり、Locked Box にリクープ・保管された助成金は、将来の別プロジェクトの開発や制作、人材育成等に使用することが可能

2.2.3.2 イギリスの国内市場規模

1. 興行収入（2010-2019）¹

* 興行収入は堅調に増加し、欧州ではフランスに次ぐ2位である。

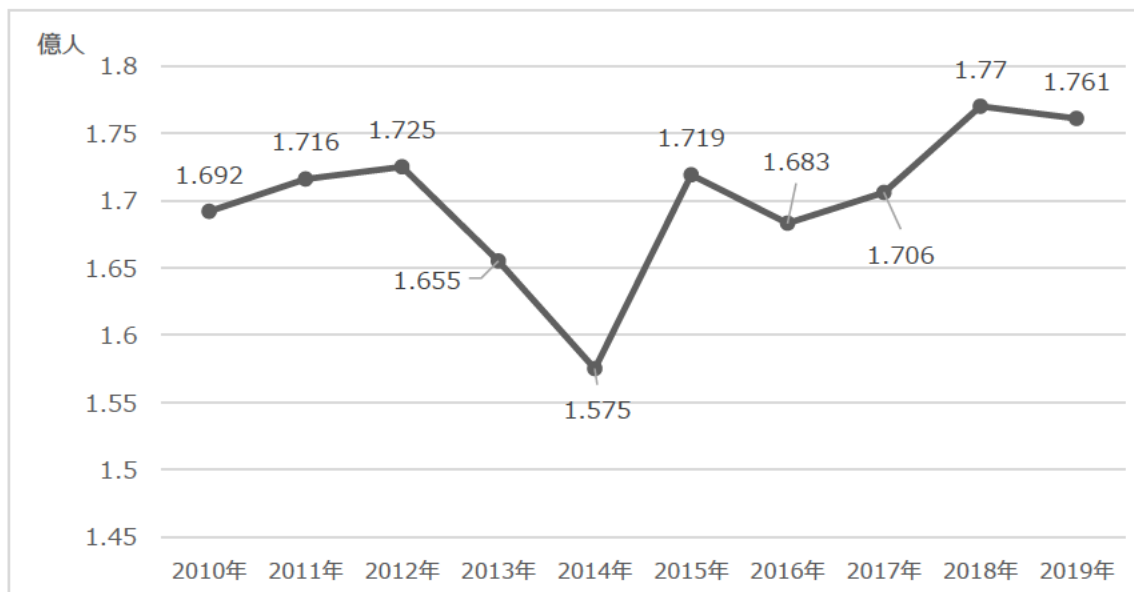
図 16 イギリス国内の劇場興行収入（グラフ）



2. 動員数（2010-2019）²

* 動員数は概ね増加傾向で、1.7 億人程度を推移している。

図 17 イギリス国内の劇場動員数（グラフ）



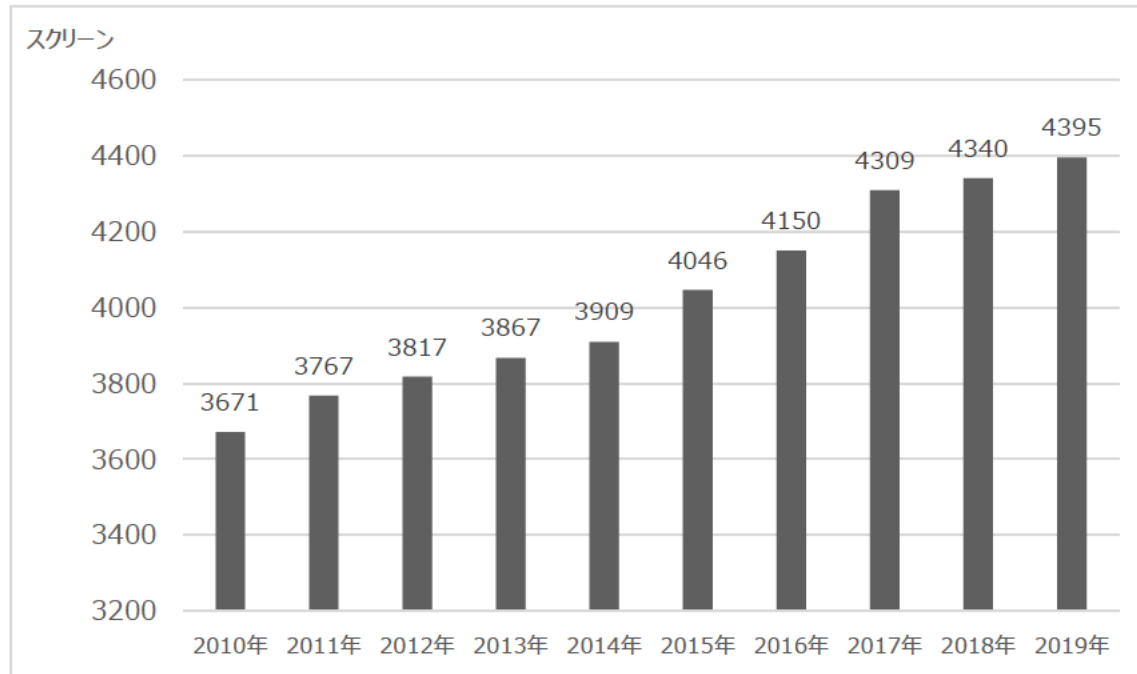
¹ European Audiovisual Observatory 発行「FOCUS」2011 年版～2020 年版を元に作成

² 同上

3. スクリーン数（2010-2019）³

* スクリーン数は順調に増加しており、現在は 4400 スクリーン程度である。

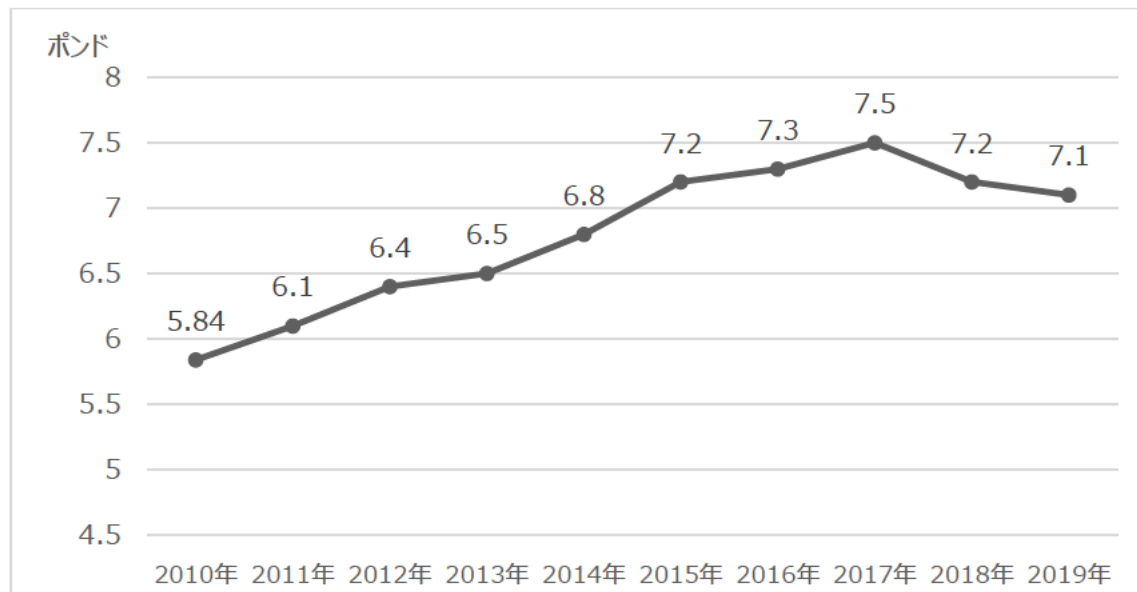
図 18 イギリス国内のスクリーン数（グラフ）



4. 平均チケット価格（ポンド）（2010-2019）⁴

* チケット価格はここ数年低下傾向にあるが、現在 7 ポンド程度である。

図 19 イギリス国内の平均チケット価格（ポンド）



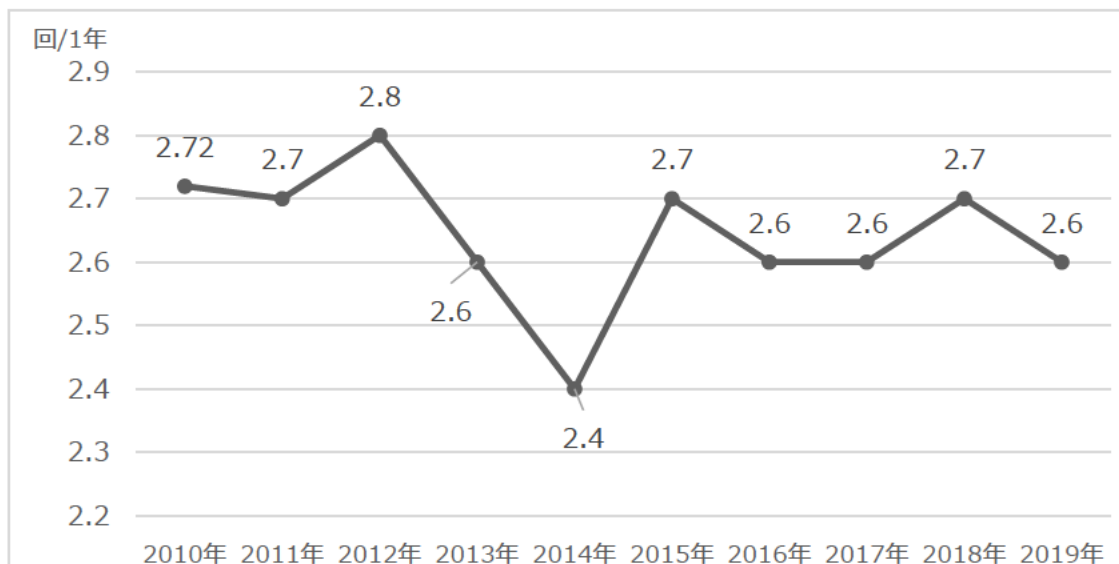
³ データ参照 European Audiovisual Observatory 発行「FOCUS」2011 年版～2020 年版を元に作成

⁴ 同上

5. 一人あたりの年間平均入場回数（2010-2019）⁵

* 年により変動はあるが、欧州平均（2019 年は 2 回）を大きく上回る。

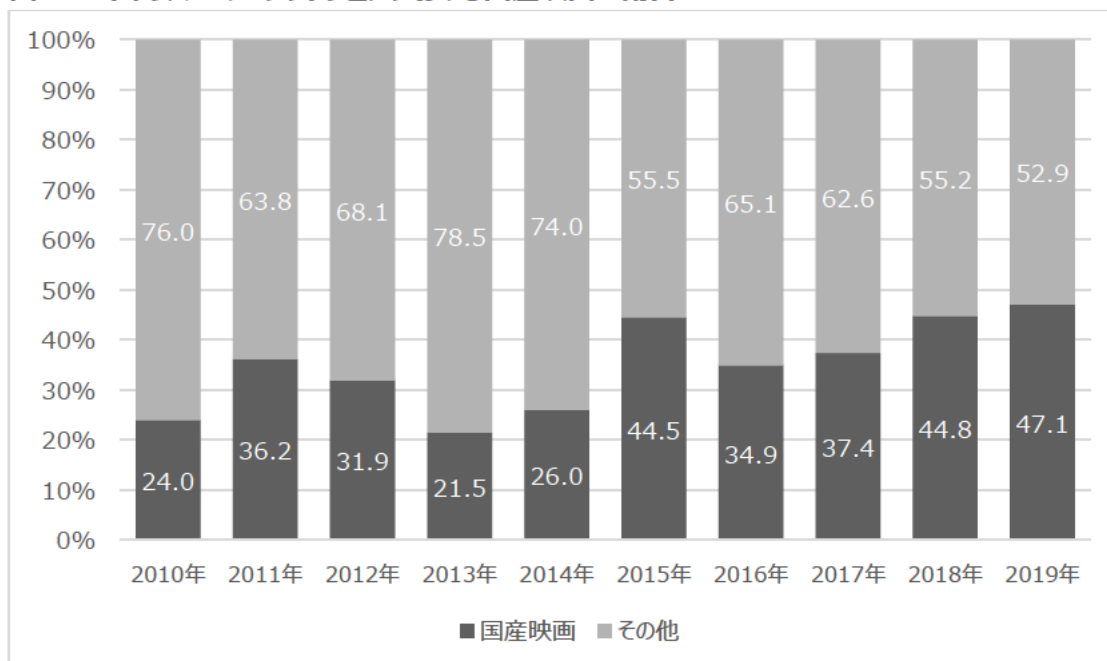
図 20 イギリス国内の一人あたりの年間平均入場回数



6. マーケットシェアにおける国産映画の割合（2010-2019）⁶

* 欧州の他国と比べ割合が高いが、基準が異なるため、実質は 10%程度である。⁷

図 21 イギリスのマーケットシェアにおける国産映画の割合



⁵ データ参照 European Audiovisual Observatory 発行「FOCUS」2011 年版～2020 年版を元に作成

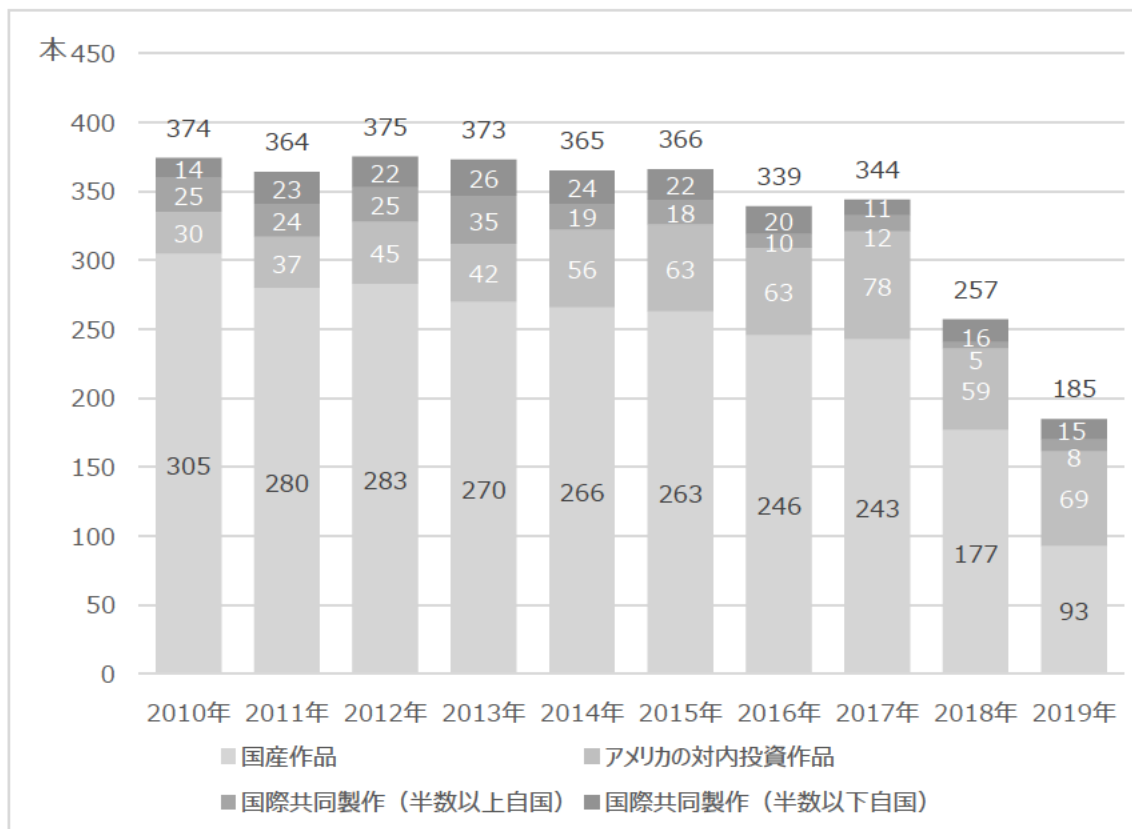
⁶ 同上

⁷ 詳しくは次頁「映画製作本数」の注釈または後述の「国際共同製作映画認定システム」参照

7. 映画製作本数（2010-2019）⁸

* 映画製作本数は急激に減少。アメリカからの対内投資の割合も高まっている。

図 22 イギリスの映画製作本数



【注釈】

他国との比較の際注意すべき点は、イギリスの「国産作品」の定義である。イギリスでは①文化審査を通過した国際共同製作協定を介さない国際共同製作作品と②外国からの対内投資を受けた作品をいずれも「イギリス映画」とみなしていることから、実質はアメリカの関与する作品が割合として高い。前述の「マーケットシェアにおける国産映画の割合」が高いことも同様の理由である。

⁸ データ参照 BFI Statistical Yearbook 2020 年版を元に作成 <https://www.bfi.org.uk/industry-data-insights/statistical-yearbook>

2.2.3.3 イギリスの映画産業および国際共同製作にかかる規制、法制度

1. 国際共同製作協定締結国と、権限のある当局

イギリスは、二国間国際共同製作協定を計 10 ヶ国と締結している⁹。協定に際しては、デジタル文化メディアスポーツ省（Department for Digital, Culture, Media and Sport、以下「DCMS」）が権限のある当局として協定の締結の交渉を進める。

（ア）ヨーロッパ

フランス

（イ）アジア、オセアニア

オーストラリア、中国、インド、ニュージーランド

（ウ）アフリカ

モロッコ、南アフリカ

（エ）中南米

ブラジル

（オ）中東

イスラエル

（カ）北米

カナダ

2. 国際共同製作認定システム（英国認証 “British Certification”¹⁰）

イギリス映画・国際共同製作映画問わず、税控除や助成金を受けるには英国認証（British Certification）を取得する必要がある¹¹。英国認証の審査は英国映画協会（British Film Institute、以下「BFI」）が行い、英国および共同製作国の管轄当局が決定する。管轄官庁はデジタル文化メディアスポーツ省（Department for Digital, Culture, Media and Sport、以下「DCMS」）である。

⁹ <https://www.bfi.org.uk/apply-british-certification-tax-relief/co-production>

¹⁰ 出典：British Film Certification Co-production Guidance Notes Version: December 2019

¹¹ <https://www.bfi.org.uk/apply-british-certification-tax-relief>

英国認証を受けるには 3 つの条件があり、下記の**〈いずれか〉**を満たす必要がある。

- 4 カルチュラルテスト（「カルチュラルテスト」の項で詳細後述）
- 5 映画の国際共同製作に係る欧州協定(以下、「欧州協定」)¹²
- 6 英国政府公認の二国間共同製作協定

つまり、国際共同製作協定を締結した国であれば、カルチュラルテストを受けずに英国認証を受け、助成金や税控除を受けることが可能になるということである。国際共同製作が英国認証を受けるには②と③で異なったプロセスとなる。

（ア）申請者の条件

・申請者は英国の共同製作者が行う。個人、任意団体でも可能だが、税控除を受けるには英国法人税の課税対象となる英国法人でなければならない。法人以外の申請は要事前相談。

（イ）申請プロセス

- ・撮影開始前と完成後の 2 段階で申請が必要。第 1 段階（仮承認）は撮影開始 4 週間前までに、第 2 段階（最終承認）は上映素材の完成段階（公開の決定は必須ではなく、配給会社等へ渡せる状態になっていればよい）に行う。
- ・仮承認の有効期間は証明書記載の日より 3 年間。
- ・最終承認申請時には会計士または監査担当者による会計報告書の添付が必須。

（ウ）国際共同製作の一般的条件

- ・税控除を受けるためには、劇場公開を前提とした映画であること。
- ・シリーズ作品は、①26 話以下で、②総上映時間が 26 時間以下で、③シリーズ全体で 1 つの物語が完結する作品もしくは共通テーマの連続ドキュメンタリーでない限りは、各話個別の申請が必要。
- ・共同製作者は当該作品に資金の一部を拠出し、その出資額に応じて、創造的、技術的、芸術的関与をしていなければならない。ただし、一部の二国間共同製作協定および欧州協定では、出資額の少ない共同製作者が「資金提供のみ」の関与をすることが認められている（欧州協定の場合は最低 10%・最高 25%の資金提供、二国間共同製作協定ではそれぞれ個別に割合が決められている）。
- ・ドキュメンタリーを除き、英国認証を受けている他作品や、申請者または共同製作者の他作品の映像を、総尺の 10%を超えない範囲で引用してもよい。

¹² イギリスは 2021 年 12 月 31 日に欧州連合（EU）離脱を発表した。本報告書が完成した 2021 年 3 月時点では各ホームページには欧州協定にかかる規定は既存のものが掲載されており、本契約書の記載もそれに準じる。

(工) 二国間共同製作協定を介した国際共同製作の要件

a. 共同製作者の種類

- ①英国の製作者：企業登記局に登録された者であり、ペーパーカンパニーは不可。
 - ②二国間協定締約国の製作者
 - ③サードパーティー製作者：英国または協定締約国のいずれかが、国際共同製作協定を締結している国の製作者
 - ④非締約国の製作者：英国または協定締約国のいずれとも国際共同製作協定を結んでいない国の製作者。
- ・③および④の製作者の参加可否は、それぞれの二国間協定によって以下のとおり定められる。

表 17 二国間協定における他の共同製作国の参加可否リスト

二国間協定 相手国	サードパーティー国	非締結国
オーストラリア	ブラジル、カナダ、中国、フランス、インド、イスラエル、ジャマイカ、モロッコ、ニュージーランド、パレスチナ自治区、南アフリカ、欧州協定国、オーストラリアの協定締結国	不可
ブラジル	オーストラリア、カナダ、中国、インド、イスラエル、ジャマイカ、モロッコ、ニュージーランド、パレスチナ自治区、南アフリカ、欧州協定国、ブラジルの協定締結国	任意の国 (資金の一部を拠出し、 額に応じた創造的・技術的・芸術的貢献要)
カナダ	オーストラリア、ブラジル、中国、フランス、インド、イスラエル、ジャマイカ、モロッコ、ニュージーランド、パレスチナ自治区、南アフリカ、欧州協定国、カナダの協定締結国	英連邦加盟国 EU 加盟国
中国	オーストラリア、ブラジル、インド、イスラエル、ジャマイカ、モロッコ、ニュージーランド、パレスチナ自治区、南アフリカ、欧州協定国、中国の協定締結国	任意の国 (資金の一部を拠出し、 額に応じた創造的・技術的・芸術的貢献要)
インド	オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、フランス、イスラエル、ジャマイカ、モロッコ、ニュージーランド、パレスチナ自治区、南アフリカ、欧州協定国、インドの協定締結国	任意の国 (資金の一部を拠出し、 額に応じた創造的・技術的・芸術的貢献要)
イスラエル	オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ジ	任意の国

	ヤマイカ、モロッコ、ニュージーランド、パレスチナ自治区、南アフリカ、欧州協定国、イスラエルの協定締結国	(資金の一部を拠出し、額に応じた創造的・技術的・芸術的貢献要)
ジャマイカ	オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、フランス、インド、イスラエル、モロッコ、ニュージーランド、パレスチナ自治区、南アフリカ、欧州協定国、ジャマイカの協定締結国	任意の国 (資金の一部を拠出し、額に応じた創造的・技術的・芸術的貢献要)
モロッコ	オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、フランス、インド、イスラエル、ニュージーランド、パレスチナ自治区、南アフリカ、欧州協定国、モロッコの協定締結国	任意の国 (資金の一部を拠出し、額に応じた創造的・技術的・芸術的貢献要)
ニュージーランド	オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、フランス、インド、イスラエル、ジャマイカ、パレスチナ自治区、南アフリカ、欧州協定国、ニュージーランドの協定締結国	不可
パレスチナ	オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、フランス、イスラエル、ジャマイカ、ニュージーランド、南アフリカ、欧州協定国、パレスチナ自治区の協定締結国	任意の国 (資金の一部を拠出し、額に応じた創造的・技術的・芸術的貢献要)
南アフリカ	オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、フランス、インド、イスラエル、ジャマイカ、ニュージーランド、パレスチナ自治区、欧州協定国、南アフリカの協定締結国	任意の国 (資金の一部を拠出し、額に応じた創造的・技術的・芸術的貢献要)
欧州協定締結国	なし	任意の国 (財政負担は総製作費の 30%未満に限る)

【補足】複数の共同プロデューサーを統一マネジメント、管理、所有することについての制限

- ・フランス：不可（法人、パートナーシップ、非法人も含めて不可）
- ・オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、ニュージーランド：不可
- ・イスラエル、モロッコ、パレスチナ自治区：原則不可。ただし、所轄官庁の承認がある場合を除く。
- ・インド、ジャマイカ、南アフリカ：所轄官庁が合意することが可能。

b. 資金提供

- ・二国間協定締約国の出資額の下限および上限割合はそれぞれの協定によって定められる。
- ・資金提供の種類は、民間投資、企画の株式購入、銀行融資、公的資金や税控除措置などの国家

支援、繰延支払（完成後 4 カ月以内の支払い保証が条件）、現物支給（英国・インド間協定のみ）がある。

c. 技術的・創造的貢献（制作の設備・物品・人員等への支出

・共同製作者は資金提供額に比例して、技術的・創造的貢献を期待され、その国の制作施設やロケ地への支出、物品やサービスへの支払い（宿泊費・食費・移動費など）、人材雇用などを総合的に評価測定される。

d. 人員

・原則、すべての作業は①英国②共同製作国③共同製作国以外の EU/EEA の国民または居住者で行われなければならない。スタッフの国籍および居住国の詳細リストを提出する必要がある。

・①～③以外の国から人材を使用する場合は、所轄官庁の許可が必要。使用の詳細規定は二国間協定により異なる。

・下記の役職については共同製作国または EU/EEA の出身者でなければならない：

ラインプロデューサー、制作、経理、監督、助監督（チーフ、セカンド）、美術、アートディレクター、特殊効果監修、視覚効果監修、編集、ヘアメイク監修、衣装デザイナー、撮影監督、カメラオペレーター、録音、boomオペレーター、特殊機材（キーグリップ）、機材助手、照明、照明助手、映像編集、スタントコーディネーター

e. その他の規定

・共同製作国の言語のうち、少なくとも 1 つが使用されることが期待される（各協定により詳細な規定あり）。

・共同製作のクレジットは必須。

・原則、すべての作業は共同製作者（a.～d.）の国で実施されなければならない。各二国間協定により、詳細が規定されている。それ以外の国でロケ撮影も例外として許可されるが、セット組み不可や予算上限、主要スタッフへの登用不可など条件がある。

・共同製作者は、各製作者の財政的責任を定めた契約を締結しなければならない。本契約書もしくは草案を申請の際に提出要。

f. 文化的バランス¹³

個々の企画に対してではなく、複数の企画に対して全体的なバランスを評価する目的でのみ、下記の点について評価を行う。

¹³ 必須要件ではない。

- ・ストーリーの舞台設定（架空の設定も含む）。脚本のページ数でカウント。
- ・主要登場人物の国籍
- ・作品のテーマ
- ・原作や基となる素材、キャラクター
- ・オリジナルの言語

（オ）欧州協定を介した国際共同製作の要件

a. 共同製作者の種類・条件

b.

- ・英国の製作者は制作実績があり、英国で法人登記され、管理・運営される事業者であること。
- ・欧州協定を批准した国からの共同製作者の数は、二国間共同製作の場合は 2、多国間共同製作は 3 以上が関与できる。
- ・批准国以外からの共同製作者も 3 以上の共同製作者が存在する場合は可能。

表 18 資金提供の割合

	最小	最大
多国間共同製作	10%	70%
二国間共同製作	20%	80%
非批准国	10%	30%

c. 資金提供の種類

二国間協定の記述と同じ

d. 技術的・創造的貢献（制作の設備・物品・人員等への支出）

二国間協定の記述と同じ

e. 人員

- ・原則、すべての技術・技能作業は共同製作国の国民または居住者、または EEA の国民・居住者によって行われるべきである。ただし、脚本が求める場合に限り、他国の人員使用も認められる。
- ・脚本家、監督、作曲家、出演者に関しては、欧州協定附則 II のポイント数（下記参照）と共同製作者の資金拠出割合と創造的貢献に比例する限り、制限はない。

f. その他の規定

- ・撮影場所は、欧州協定附則Ⅱのポイント数と共同製作者の資金拠出割合と創造的貢献に比例する限り、どの国でも可能。共同製作国以外での撮影には総予算の30%までを支出可能。
- ・ポストプロダクションは原則、共同製作国で行うことが求められる。
- ・国際共同製作のクレジットは必須。
- ・国際共同製作契約には、原版とサウンドネガの共同所有権の保証、ネガの保管場所、ネガへの自由なアクセスおよび入手する権利の保証を規定する条項を含めなければならない。

g. ヨーロッパ映画の定義

欧州協定附則Ⅱに定義される下記のポイント表のうち、15点以上を満たすことが必要。ただし15点未満の場合でも、管轄当局が脚本の内容、撮影地や人員から判断して、ヨーロッパ映画と定義される場合もある。

表 19 欧州附則Ⅱ：ポイント表

	役割	ポイント数
クリエイティブ部門	監督	3 ポイント
	脚本家（原案、翻案、シナリオ、セリフライターで共有可）	3 ポイント
	作曲家	1 ポイント
出演部門	主演	3 ポイント
	助演 1	2 ポイント
	助演 2	1 ポイント
技術部門	撮影（撮影監督）	1 ポイント
	録音	1 ポイント
	編集	1 ポイント
	美術	1 ポイント
	スタジオ所在地またはロケ地	1 ポイント
	ポストプロ作業場所	1 ポイント
計		19 ポイント

3. カルチュラルテスト¹⁴

カルチュラルテストは、英国税控除を受けるための英国認証用の“英国度合いを測る”文化基準テストであり、BFI からの助成を受けるための要件の1つでもある。**カルチュラルテストを通過すれば公式な国際共同製作協定を介さずして英国認証を受け、税控除やBFIの助成を受けることが可能になる。**

¹⁴ <https://www.bfi.org.uk/apply-british-certification-tax-relief/cultural-test-film>

(ア) ポイント制

カルチュラルテストはポイント制で、全 35 ポイントのうち 18 ポイントを満たす必要がある。各部門と基準のポイント数は下記のとおり。() 内の各設問点数は最大ポイント数である。

表 20 カルチュラルテスト

部門 A : 内容		最大ポイント数 (合計 18 ポイント)
A1	舞台設定が英国もしくは EEA 圏内である	4 ポイント
A2	主人公が英国人もしくは EEA の市民または居住者である	4 ポイント
A3	物語またはそのテーマが英国または EEA の題材である	4 ポイント
A4	オリジナル音声の主として英語または英国古来の言語または EEA の言語である	6 ポイント
部門 B : 文化的貢献		ポイント数 (合計 4 ポイント)
B1	英国のクリエイティビティや伝統、もしくは多様性を表現している	4 ポイント
部門 C : 制作拠点		ポイント数 (合計 5 ポイント)
C1-a	主要な撮影もしくは特殊効果 (SFX) の 50% 以上が英国内で行われた	2 ポイント
C1-b	VFX 作業の 50% 以上が英国内で行われた	2 ポイント
C1-c	主要な撮影、SFX、VFX の 80% 以上が英国内で行われた場合の追加得点	2 ポイント
C2	音楽録音／オーディオまたは映像ポストプロ作業の 50% 以上が英国内で行われた	1 ポイント
部門 D : 制作従事者 下記の役職担当者が英国または EEA 圏の市民もしくは居住者である		ポイント数 (合計 8 ポイント)
D1	監督	1 ポイント
D2	脚本	1 ポイント
D3	プロデューサー	1 ポイント
D4	作曲家	1 ポイント
D5	主演俳優	1 ポイント
D6	出演者の大半 (エキストラは含まない)	1 ポイント
D7	主要スタッフ (撮影監督、美術、衣装デザイナー、編集、音響デザイナー、VFX、ヘアメイク)	1 ポイント
D8	スタッフの大半 (制作またはポストプロに直接的に関わる者)	1 ポイント

(イ) ゴールデンポイントルール

18 ポイント以上で合格となるが、設問 A4（6 ポイント）、C（5 ポイント）、D（8 ポイント）で 19 ポイント以上を獲得している場合は、さらに下記の追加基準をパスする必要がある。

〈追加基準〉

- 1 A1 および/または A2 で 2 ポイント以上を獲得していること
- 2 A3 で 4 ポイントを獲得していること

(ウ) 申請方法

事前申請と最終申請の 2 段階制。事前申請は制作前もしくは制作中に行うこと。最終申請は公開準備が整った段階で行う。

(エ) 特記事項

・Skills Investment Fund (通称「SIF」)は英国の映画映像業界の人材の技術向上を目的とした人材育成基金である。映画、テレビ作品、アニメーション作品は、英国内で支払われた支出の 0.5%相当（上限 39,500 ポンド）の寄付を求められる。寄付に貢献した制作団体は同基金の利用が可能になる。

2.2.3.4 映画産業にかかる支援制度

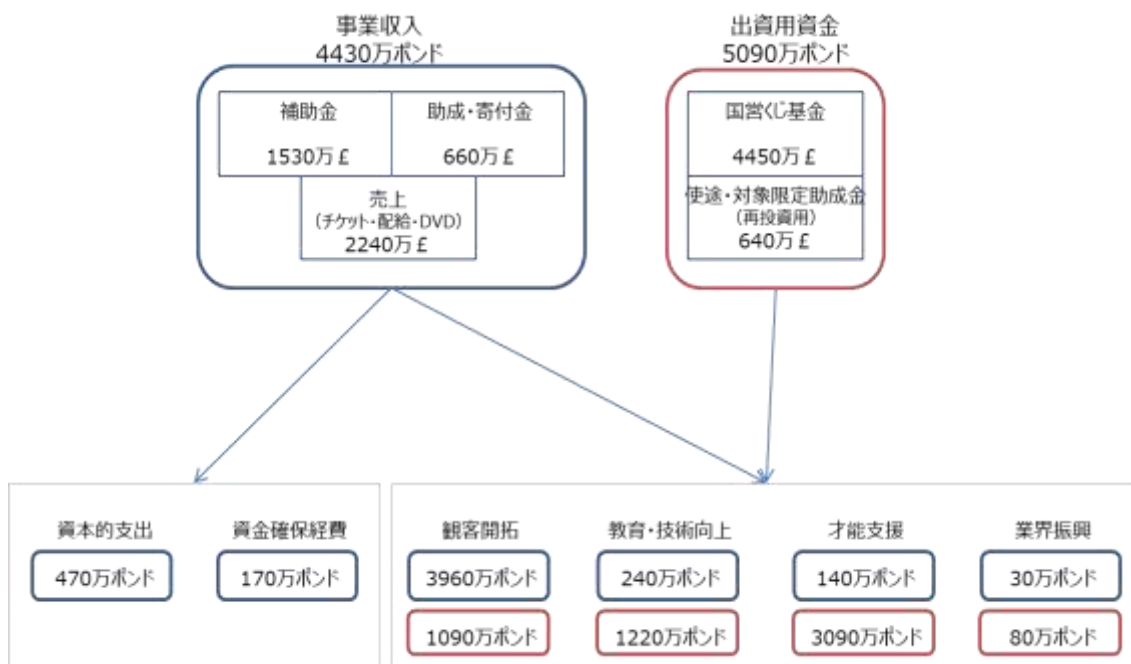
1. 主な支援団体とその財源¹⁵

イギリスにおける映画支援の中心団体である英国映画協会（British Film Institute、以下「BFI」）は「アームズ・レングス・ボディ」（“Arm’s length bodies”）と呼ばれる組織の一つであり、政府と宝くじ基金から資金を得ながらも政府とは一定の距離を置き、その運営においては独立性が保たれている。600 を超える数に達していたアームズ・レングス・ボディだが、2010 年に大幅な整理・統合・廃止が行われ、元々映画支援の中心を担っていた UK フィルム・カウンシル（UK Film Council）が 2021 年に閉鎖となり、その多くの業務が BFI に引き継がれた。

（ア）BFI の財源

BFI の主な財源は、デジタル文化メディアスポーツ省（DCMS）からの補助金、運営する映画館や DVD、映画配給等の売上金、国営くじ基金からの割当金（毎年、基金全体約 2.7%程度）である。

図 23 BFI の収入と支出



¹⁵ <https://www.bfi.org.uk/industry-data-insights/statistical-yearbook>

(イ) BFI の支出 過去 5 年の推移

表 21 BFI の支出 過去 5 年の推移

(単位：万ポンド)

	(単位ポンド)	2015	2016	2017		2018	2019
収入	事業収入 + 出資用資金	9940	10020	9330	事業収入 + 出資用資金	9450	9520
支出	教育・観客開拓	2880	3460	4100	観客開拓	5210	5050
	国内映画支援	2870	3200	2950	教育・技能向上	2850	1460
	映画資産保護	1330	2039	1510	才能支援	500	3230
					業界振興	90	110

イ. BFI の国内映画支援の枠組¹⁶

BFI の助成金は英国認証を前提として支援される（英国認証の詳細は、「国際共同製作認定システム」を参照のこと）。イギリス独自のシステムとしては支援対象者専用の口座（"BFI Locked Box¹⁷"）があり、Locked Box にリムーブ・保管された助成金は、将来の別プロジェクトの開発や制作、人材育成等に使用することが可能となる。

a. 開発

支援名	Development Fund
支援対象者	国内もしくは EU/EEC 圏内に拠点を置く制作会社のプロデューサー（脚本家・監督との兼任は不可）
支援対象	・長編フィクションまたはアニメーション作品（新規メディア含む） ・企画開発（脚本開発、権利取得費、プロデューサー費など）
条件	・制作チームの全員が 18 歳以上であること ・英国認証の条件を満たしうること ・企画開発の全段階の費用の支援を求めないこと ・BFI の多様性水準を満たすよう考慮すること
支援上限額	設定なし（企画開発の段階のうち 1～2 段階程度について全費用を申請可能）
その他特筆すべき事項	・著作権を含む全権利の一部（通常 50%）を BFI に担保として与える ・撮影開始日までに助成金全額を返還すれば、その権利を取り戻せる ・興行後のすべての経費を差し引いた純利益を BFI に返済する ・返済（リムーブ）された助成金は、支援対象者専用の口座（"BFI

¹⁶ <https://www.bfi.org.uk/get-funding-support>

¹⁷ <https://www.bfi.org.uk/get-funding-support/bfi-locked-box>

	Locked Box") に保管され、将来の別プロジェクトの開発や制作に使用することができる。ただし、期限は 10 年間で、再利用できる上限金額は 1 企画につき 10 万ポンドとする。当初の助成金がプリプロダクションやパイロット版制作に使われた場合は再利用の対象にはならない

支援名	Early Development Funding
支援対象者	・英国を拠点とする脚本家（個人）
支援対象	・長編作品（実写・アニメーション）の脚本開発支援 ・10 ページまでの企画書作成費、視覚資料制作費、調査費（旅費含む）、プロデューサー及び監督報酬、特別支援費（申請者が身体/知的障がいがある場合）
条件	・応募者は長編配給映画の脚本経験がなく、短編等で脚本実績は必要 ・学生は不可 ・制作会社が未定であること ・オリジナル作品であること（原作ものは不可） ・主要メンバーの全員が 18 歳以上であること ・英国認証の条件を満たしうること ・BFI の多様性水準を満たすよう考慮すること
支援上限額	・脚本家報酬 1000 ポンド、プロデューサー報酬 500 ポンドまで。ほかは上限設定なし
その他特筆すべき事項	・助成金拠出のほか、脚本開発後の制作に関するアドバイスも行う ・BFI は完成した企画の権利は求めない

支援名	BFI Vision Awards
支援対象者	・製作経験 1～3 作品までのプロデューサー
支援対象	・新進製作者の企画開発費（2 年間）
条件	・助成期間終了までに、具体的な企画制作に取り掛かること ・プロデューサーとして過去に 1 作以上 3 作以下の長編作品（実写、アニメーション、ドキュメンタリー）にクレジットされていること ・その作品は国内配給済、主要映画祭入選、国内放送されていること ・制作チームの全員が 18 歳以上であること ・英国認証の条件を満たしうること ・BFI の多様性水準を満たすよう考慮すること
年間予算	約 250 万ポンド
支援上限額	年 5 万ポンド（2 年間）
その他特筆すべき	・助成額の 50%は返済不要。残り 50%は返済が必要だが、申請者専用の

事項	口座 BFI Locked Box に預けられ、制作支援に再利用することができる ・返済は一括でなくてよい（完済するまで、助成者が製作する企画の予算額に応じた既定の返済額をその都度支払う）
----	---

b. 制作

支援名	Production Fund
支援対象者	国内もしくは EU/EEC 圏内に拠点を置く制作会社のプロデューサー（脚本家・監督との兼任は不可）。
支援対象	・長編フィクションまたはアニメーション作品（新規メディア含む） ・制作費
条件	・制作予算が 25 万ポンド以上 1500 万ポンド以下であること ・制作チームの全員が 18 歳以上であること ・英国認証の条件を満たしうること ・BFI の多様性水準を満たすよう考慮すること
年間予算	約 4000 万ポンド（最大 200 万ポンド×20 企画程度）
支援上限額	200 万ポンド （BFI Locked Box に 2 万ポンド以上の残額がある場合は、そこから 2 万ポンド以上支出し、新規の申請額を減らさなければならない）
その他特筆すべき事項	・他の資金確保が難しい場合、75 万ポンドを上限に制作費の 100%を助成する（限定数） ・制作費 75 万ポンド以下の企画の場合、国内配給の有無に関わらず、国内での公開のためのマーケティング・配給資金として 2 万 5 千ポンドの助成を受けられる ・助成金は BFI によるリクーブ（回収・返済）が可能 ・返済された助成金の一部は支援対象者専用の口座（BFI Locked Box）に還元され（返済額が全助成額の 50%に至るまでは 25%、それ以降は 50%）、将来の企画や人材育成などに利用することができる ・国内制作会社であれば税控除の対象になる ・BFI は相応の出資配当を受けることができる

支援名	Completion Fund
支援対象者	国内もしくは EU/EEC 圏内に拠点を置く制作会社のプロデューサー（脚本家・監督との兼任は不可）。
支援対象	・長編フィクションまたはアニメーション作品（新規メディア含む） ・主要国際映画祭でのプレミア上映のためのポストプロ費用
条件	・主要国際映画祭（21 映画祭のうちの 1 つ）への招聘が決定していること。

	応募段階の申請は認めない。 ・セールス/配給会社がいる場合は優先度が下がる ・制作費や申請額の下限はない ・制作チームの全員が 18 歳以上であること ・英国認証の条件を満たしうること ・BFI の多様性水準を満たすよう考慮すること
支援上限額	上限なし (BFI Locked Box に 2 万ポンド以上の残額がある場合は、そこから 2 万ポンド以上支出し、新規の申請額を減らさなければならない)
その他特筆すべき事項	・助成金の 0.5% を Skills Investment Fund に寄付すること ・対象となる主要国際映画祭一覧は以下のとおり アムシー国際アニメーション映画祭 ベルリン映画祭 釜山国際映画祭 カンヌ映画祭 エディンバラ国際映画祭 ファンタスティック・フェスト 香港国際映画祭 カルロヴィ・ヴァリ国際映画祭 ロカルノ国際映画祭 BFI ロンドン国際映画祭 ローマ国際映画祭 ロッテルダム国際映画祭 サン・セバスティアン国際映画祭 シッチェス国際映画祭 サンダンス国際映画祭 サウスバイサウスウェスト国際映画祭 テルライド国際映画祭 東京国際映画祭 トロント国際映画祭 トライベッカ映画祭 ヴェネチア映画祭

支援名	BFI Short Form Animation Fund
支援対象者	国内もしくは EU/EEC 圏内に拠点を置く制作会社のプロデューサー。 (監督または脚本との兼任可。1 人で全 3 役職を兼ねるのは不可)
支援対象	・原則 15 分未満の短編アニメーション作品 (公開形態は問わない)

	・制作費
条件	・監督は最低 3 作品以上のアニメーション制作経験があること ・そのうち 1 作品はリストにある国際映画祭出品または顕彰されたか、国内商業公開（放送含む）された実績を有すること ・短編作品として成立していること（長編展開を前提としたパイロット版は不可） ・制作チームの全員が 18 歳以上であること ・英国認証の条件を満たしうること ・BFI の多様性水準を満たすよう考慮すること
支援上限額	3 万ポンド～12 万ポンド
その他特筆すべき事項	・公開用経費は含まないが、映画祭等への応募費用として 500 ポンドまでは経費に含められる ・BFI により回収可能な助成金。助成作品および派生した関連作品の全権利の通常 50%を BFI に与える ・全経費を差し引いた利益を、他の出資者との割合に応じて、BFI に支払う ・BFI Locked Box 制度の対象外
リストの映画祭・顕彰・プラットフォーム一覧	【映画祭】 エステティカ短編映画祭 AFI DOCS 映画祭 AFI フェスト アメリカン・ブラック映画祭 アムステルダム国際ドキュメンタリー映画祭 ANIMA ブリュッセル国際アニメーション映画祭 ANIMA MUNDI ブラジル国際映画祭 ANIMAFEST クロアチア・ザグレブ ANN アーバー映画祭（米国） アヌシー国際アニメーション映画祭 & マーケット ARS エレクトロニカ・アニメーション映画祭（オーストリア） アスペン短編映画祭（米国） 北京国際映画祭 ベルリン映画祭 BFI FLARE（ロンドン LGBTQ+ 映画祭） BFI Future 映画祭 BFI ロンドン国際映画祭 ブラックスター映画祭（米国） ベルリン・ブリティッシュ・ショート映画祭 ブリティッシュ・アーバン映画祭

	カンヌ映画祭（ショート・フィルム・コーナーを除く） ケープタウン国際映画祭 & マーケット カーディフ・アニメーション映画祭 カーディフ国際映画祭 CINANIMA 国際アニメーション映画祭（ポルトガル） クレルモン＝フェラン国際短編映画祭 CPH: DOX コペンハーゲン国際ドキュメンタリー映画祭 DEAFEST DOC NYC DOKUFEST（コソボ）国際ドキュメンタリー & 短編映画祭 ダブリン国際映画祭 エディンバラ国際映画祭 エンカウンターズ映画祭 ファンタスティック映画祭（米国テキサス州オースティン） FANTOCHE 国際アニメーション映画祭（スイス） バーミンガム FLATPACK 映画祭 シドニーFLICKERFEST 国際短編映画祭 フォイル映画祭 FRAMELINE サンフランシスコ国際 LGBT 映画祭 FUTURE OF STORYTELLING（米国） GLAS アニメーション映画祭（米国） グラスゴー映画祭 ハンブルグ国際短編映画祭 広島国際アニメーション映画祭 オランダ・アニメーション映画祭 香港国際映画祭 HOT DOCS カナダ国際ドキュメンタリー映画祭 アムステルダム国際ドキュメンタリー映画祭 ライプチヒ国際ドキュメンタリー & アニメーション映画祭 IRIS PRIZE 映画祭 カロヴィ・ヴァリ国際映画祭 KLIK アムステルダム・アニメーション映画祭 リーズ国際映画祭 LE FESTIVAL DES ARCS ロンドン国際アニメーション映画祭 ロンドン国際ドキュメンタリー映画祭 ロンドン短編映画祭
--	--

	マンチェスター・アニメーション映画祭 メルボルン国際アニメーション映画祭 MINIMALEN（ノルウェー） 新千歳空港国際アニメーション映画祭 ニューヨーク国際映画祭 ノーウィッチ映画祭 オーバーハウゼン国際短編映画祭 OPEN CITY ドキュメンタリー映画祭 OSKA BRIGHT 映画祭 オタワ国際アニメーション映画祭 PICTOPLASMA（ベルリン） PÖFF SHORTS ブラック・ナイツ映画祭 レインダンス映画祭 ロッテルダム国際映画祭 サン・セバスティアン映画祭 サンパウロ国際短編映画祭 ソウル国際カートゥーン&アニメーション映画祭 シェフィールド DOC/FEST 上海国際映画祭 シツチェス国際ファンタスティック映画祭 シュトゥットガルト・アニメーション映画祭 サウスバイサウスウェスト映画祭 シドニー映画祭 タンペレ国際短編映画祭 テヘラン国際短編映画祭 テルライド映画祭 トロント国際映画祭 トライベッカ映画祭 トリッキー・ウィメン・アニメーション映画祭（オーストリア） UNDERWIRE 映画祭 ウプサラ国際短編映画祭 ヴェネチア映画祭 ヴィジョン・デュ・レール：ニヨン国際ドキュメンタリー映画祭 【顕彰】 米国アカデミー賞（オスカー） 英国アカデミー賞（BAFTA）、BAFTA CYMRU、BAFTA SCOTLAND
--	---

	英国インディペンデント映画賞（BIFA） 英国アニメーション・アワード（BAA） エミール・ヨーロッパアニメーション賞 【オンライン・プラットフォーム】 VICE ザ・ガーディアン N Yタイムズ OP-DOCS FIELD OF VISION NOWNESS BBC THREE CHANNEL 4
--	---

支援名	BFI DOC SOCIETY FUND
支援対象者	国内もしくは EU/EEC 圏内に拠点を置く制作会社のプロデューサーもしくは監督
支援対象	・長編ドキュメンタリー（演劇やスポーツ、音楽等のイベント記録は不可） ・制作費（制作の全過程対象）
条件	・制作予算が 500 万ポンド以下であること ・全制作費 100%の助成は不可 ・制作チームの全員が 18 歳以上であること ・英国認証の条件を満たしうること ・BFI の多様性水準を満たすよう考慮すること（事前チェックあり）
支援上限額	およそ 7～8 万ポンド （BFI Locked Box に 2 万ポンド以上の残額がある場合は、そこから 2 万ポンド以上支出し、新規の申請額を減らさなければならない）
その他特筆すべき事項	・制作初期段階であれば、追加の助成相談に応じられる可能性がある ・助成金は BFI によるリクープ（回収・返済）が可能 ・返済された助成金の一部は支援対象者専用の口座（BFI Locked Box）に還元され（返済額が全助成額の 50%に至るまでは 25%、それ以降は 50%）、将来の企画や人材育成などに利用することができる ・国内制作会社であれば税控除の対象になる ・助成金の 0.5%を Skills Investment Fund に寄付すること

支援名	BFI Network Short Film Funding
支援対象者	プロデューサー（監督または脚本との兼任可。1 人で全 3 役職を兼ねるのは不可）

支援対象	・15 分未満の短編フィクション（実写・アニメーション） ・オリジナル作品（既存の原作の映画化は不可。ただし自作は除く） ・制作費（ポストプロのみの助成は不可）
条件	・監督（共同監督の場合は少なくとも 1 人）は英国在住であること ・国内配給された長編映画の監督経験がないこと ・脚本、監督、プロデューサーは映像作品の制作経験があること（学校制作や自主制作でも可） ・制作チームの全員が 18 歳以上であること ・英国認証の条件を満たしうること ・BFI の多様性水準を満たすよう考慮すること
支援上限額	15000 ポンド（通常はより低額）
その他特筆すべき事項	・返済の必要はない ・完成作品の全シーンについて BFI の承認が必要 ・完成作品は BFI が恒久的に、非営利の教育目的の上映やウェブサイトでの公開に利用することができる ・英国内各地域の BFI 拠点との共同事業（地域性に重点を置く） ・映画祭等への応募費用として 500 ポンドまでは経費に含まれる

c. 興行

支援名	Audience Fund
支援対象者	登記法人、共同体、地方自治体、慈善・信託団体、大学
支援対象	（Project Awards）16～30 歳の観客開拓を目的とした映画祭や上映会、映画に関する展示、研究開発などの事業ごとへの支援 （Organizational Awards）地域団体に対する年間運営支援
条件	・申請者は映画上映の経験を有すること ・原則、事業の期間は 12 ヶ月未満（例外的に複数年もあり） ・BFI の多様性水準を満たすよう考慮すること
年間予算	560 万ポンド
支援上限額	（Project Awards）20 万ポンド（通常 2～5 万ポンド） （Organizational Awards）5 万～20 万ポンド（上限は例外あり）
その他特筆すべき事項	・映画観客層の多様化、若い世代の観客開拓、インディペンデント作品や外国映画の振興（特にロンドン以外の地域） ・Organizational Awards は複数年助成も可能

支援名	Culture Recovery Fund for Independent Cinemas
支援対象者	国内の独立系映画館

支援対象	・コロナ禍により経済的打撃を受けたミニシアターの支援 ・衛生対策費、経営維持費
条件	・年間を通して活動し、週 5 回以上の上映を行っていること ・18 館以上の映画館を所有していないこと
支援上限額	(衛生対策費) 1 万ポンド (経営維持) 3 万～20 万ポンド
その他特筆すべき事項	・2021 年 3 月 31 日までの支出分が対象 ・事前支払いベース。最終報告後に残 10%を支払い。

d. 海外展開

支援名	Film Export Fund
支援対象者	プロデューサー
支援対象	長編映画の海外映画祭出品に関する費用をセールスエージェントに対して支払う（字幕制作費、素材輸送費、旅費、広告宣伝費）
条件	・制作費が 800 万ポンド以下であること ・英国認証の条件を満たしうること ・劇場公開を意図していること ・60 分以上の長編映画であること ・規定の 21 主要映画祭への正式出品が決まっていること
年間予算	(言及なし)
支援上限額	15000 ポンド（経費総額の 50%以内）
その他特筆すべき事項	・国内作品の海外セールス・配給の機会の増大およびイギリス映画と人材の国際的プロモーションが目的

支援名	UK film-focused activity at international festivals, markets and other platforms
支援対象者	・国外の映画祭運営者（3 年以上の実績要）で国際的キャリアを有する者 ・国外で、それ以外の国際的プラットフォームを運営する者
支援対象	・イギリス映画の国際的競争力を高め、映画制作者および業界関係者の国際的ネットワーク形成の支援
条件	・イギリス映画振興に特化した活動であり、恩恵をもたらすことができる活動であること
年間予算	(言及なし)
支援上限額	言及なし（100%の費用負担は不可）
その他特筆すべき事項	・Film Export Fund の補足的位置づけ ・BFI の国際戦略分野に該当する活動は優先度が高い

	・ブラジル、中国、ヨーロッパ、アメリカの活動は優先度が高い
--	-------------------------------

ウ：税控除制度(Tax Relief)¹⁸

イギリスでの制作費に対する税控除を受けるには、BFI の他の支援と同様英国認証を受けた作品に限られる。条件は以下の通りである。

(1) 控除を受けることができる会社

1 作品につき英国の製作会社 1 社

(2) 控除の対象となる支出

映画製作会社による映画の製作のための主支出のうち、英国支出。予算規模に関わらず、英国内での支出分の原則 80%に対して映画製作費の 25%相当の税控除。年間予算、支援上限額はなし。

(ウ) 控除の対象となる作品の条件

- ・英国認証を受けた映画であること
- ・劇場公開を意図していること¹⁹・主支出の 10%以上が英国支出（イギリス国内で使用または消費される物品やサービスに費やされる支出）であること・シリーズ作品の場合は、下記の条件を満たせば 1 つの作品としてみなされる
- ①26 パート以下であり②総尺が 26 時間以内であり③シリーズ全体で 1 つの物語が完結するもの、もしくは共通テーマをもつドキュメンタリー作品群であること

(エ) 製作会社の条件

- ・映画のプリプロダクション、撮影、ポストプロダクション、フィルムの完成引き渡しに責任をもつこと
- ・制作の各段階で計画立案と意思決定に積極的に関与していること
- ・権利取得、商品やサービス購入の交渉、契約締結、支払いに直接的に関与していること

¹⁸ <https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/film-production-company-manual/fpc55000>

¹⁹ 劇場公開の意図：

- ・商業映画館での有料公開
- ・収益のかかなりの割合（通例、総収入の 5%以上）を興行収入から得ることを意図していること。海外での劇場公開の収入もそれに含まれる場合がある。
- ・実際に公開されなかった場合は、意図の有無は予算計画や作品形態や出演契約等から意図の有無が判断される。

(オ) 控除請求ができる会計期間

- ・中間決算期の確定申告書に、英国内支出が条件を満たす予算明細が含まれていれば請求が可能。ただし、完成後の最終会計期間で変更が生じれば修正される。
- ・最終決算期の終了後に、引き続き会計期間が継続し、繰延支払金等の支払によって当初見積額より英国内支出が上回った場合も、最終決算期に見積額が合理的であれば、税控除額が修正されることはない。

(カ) 主支出とみなされるもの

- ・プリプロダクション、主な撮影、ポストプロダクションのための支出。
- ・作品の企画開発、配給、その他、制作とは関係ない活動の支出は対象外。ただし、アニメーション作品の場合、必ずしも実写映画と同様の時間軸で制作は進まないため、別途考慮の対象となる。
- ・企画開発費は映画が実現可能な企画かどうか判断するために行われる活動に関連しており、プリプロダクションには含まれないが、脚本やプロデューサーは両方に関わることが多く、その場合は合理的な割合で区別することが必要。
- ・製作に先立って支払われる、原作や他の表現作品への権利料の支払いは原則プリプロダクション費に含まれる。

(キ) 英国支出と認められるもの／認められないもの

a. 提供されるサービスが 1 つの領域に直接関連する支出

サービスがどこで使用・消費されるかを明確にする必要がある。サービス供給者の国籍、サービスの提供元の場所は無関係である。

例 1) 外国人または外国の会社のスタントマンを雇って、英国内での撮影を行った→○

例 2) 俳優を雇って、短いシーンを外国で撮影した（残りは英国で撮影）→×

例 3) 撮影用に改造された車を外国で購入、英国内の撮影で使用した→○

（ただし、車が撮影後も通常使用できる場合は資本的支出になる可能性あり）

b. どこで使用・消費されるかが明確にできない支出

監督や脚本家、作曲家、美術デザイナー、リサーチ担当者などの仕事は、実際に消費される場所の特定が難しく、消費の方法も多岐にわたることが多い。この場合、それぞれの事例に即して、英国内支出か、非英国内支出かを公平かつ合理的な割合で²⁰配分する。

²⁰ 公平かつ合理的な配分：国際共同製作などの場合、配分基準が複数あるケースもある。そのなかで最も公平かつ合理的な基準でなくても、任意の 1 つの基準に拠ればよい。

例 1) 脚本家が提供した脚本は、①撮影準備②リハーサル③撮影④ポストプロなどで使用され、それがどこで行われたか、英国の割合を算出し、英国で使用された分は英国支出となる。英国人の脚本家が英国で執筆し、英国の製作会社が報酬を支払ったとしても、a～d の全段階が英国外で行われたのであれば、英国内支出とはならない。

例 2) 主役のアメリカ人俳優が英国人役のためにイギリス英語のトレーナーを雇い、リハーサル前に米国で訓練を行った。→×

c. ポストプロダクション作業について

それ以前の制作活動からは独立した作業として、撮影が行われた場所とは原則結び付けない。同様に、CGI 作業についても、既存の素材の処理ではなく、新しい映像の制作とみなし、実際の撮影場所との関連性は原則もたせない。編集、音声同期、CGI などのポストプロ作業が、英国内で行われた場合は英国内支出と認められる。

例1) 米国在住のフランス人作曲家に、英国内で撮影される映画への作曲を発注。楽曲は英国で演奏・録音され、アメリカで行われるポストプロ作業に使用される。

- ・作曲家への支払い→○（提供された楽譜は英国での録音で使用される）
- ・ポストプロ作業→×

d. 出演者に対する支払い

・俳優やエキストラに対して、撮影日数などに応じて報酬が決まる場合は、英国内支出の配分もそれに対応する。

・主演俳優に対する報酬額は、撮影日数には依拠しない場合が多く、リハーサルや宣伝に参加しても、原則的には全額は撮影に対する報酬とみなす。しかし、アニメーションへの声優としての参加、宣伝ツアーのための旅費を報酬に含む場合、撮影参加と報酬額があまりに不釣り合い（ネームバリューの利用と考えられる）である場合は例外である。

(ク) 国際共同製作の場合

・二国間国際共同製作協定または欧州条約に基づいて作られた映画は、「国際共同製作作品」として税控除の要件を満たす。

・それ以外の国との国際共同製作の場合は、カルチュラルテストに合格し、英国認証を受けることで「イギリス映画」として税控除の要件を満たす。

例) 主演俳優 2 人が英国と海外で撮影。拘束期間は 2 週間ずつだったが、実際の撮影日数はそれよりも少なくバラツキがあった。→それぞれの俳優への出演料は①拘束期間ベース②実働日数 どちらの基準でも構わない。ただ、1 人は①でもう一人には②は合理的ではない。

・英国の製作者だけでなく、すべての製作者の支出に適用され、合算して英国内支出が 10%を超えていれば、英国の製作会社は控除を受けられる。

（ケ）二国間国際共同製作協定／欧州条約のもとで作られた国際共同製作の特別措置

控除を受けることができる製作会社の条件（上述）をすべて満たす必要はなく、代わりに映画に対して効果的な創造的、技術的、芸術的貢献を果たすことで要件を満たすことができる。これは協定・条約外で作られた国際共同製作映画には適用されない。

2.2.4 ドイツ

2.2.4.1 ドイツに関する調査概要

a. 映画産業

〔2019 年データ〕 ※10 年間の推移は次項参照

(ア) 国内興行収入：	10.2 億ユーロ ⇒欧州 3 位 (全世界 8 位)
(イ) 国内の劇場動員数：	1.186 億人
(ウ) 国内のスクリーン数：	4961
(エ) 平均チケット価格：	8.6 ユーロ
(オ) 一人あたりの年間平均入場回数：	1.4 回
(カ) マーケットシェアにおける国産映画の割合：	21.5%
(キ) 映画製作本数：	265 本*

*100%国産 = 179 本、国際共同製作 = 86 本

- ・興行収入の上位はハリウッド映画が占める
- ・興行収入、動員数共に減少傾向、公開作品数は増加

b. 映画支援団体

- ・FFA(Filmförderungsanstalt)が支援の中心組織
- ・FFA の財源は 3 つの税収⇒ 劇場チケット、テレビ、ビデオ販売から自動徴収
- ・FFA は連邦政府文化・メディア委任官 (BKM) の管轄下だが、協定の締結や認証の発行は連邦経済輸出管理庁 (BAFA) が行う

c. 支援形態

- ・BAFA が、国際共同製作がドイツの国内法ドイツ映画助成法(FFG)の条件を満たすものである旨の認証を発行
- ⇒BAFA による認証は、映画作品が FFA での助成を受ける際に前提となる
- ・欧州協定、二国間・多国間協定が無い場合でも、条件を満たせば、国際共同製作として認められる
- ・作品の商業的成功の度合い (= 動員数) と文化的な成功の度合いをポイント化し支援が決まる
- ・国家レベルでの外国映画のロケインセンティブはない
- ・大型作品へ支援を拡充しており、制作費 2000 万ユーロ以上が対象のものもある (DFFF2)

d. 規制・法制度

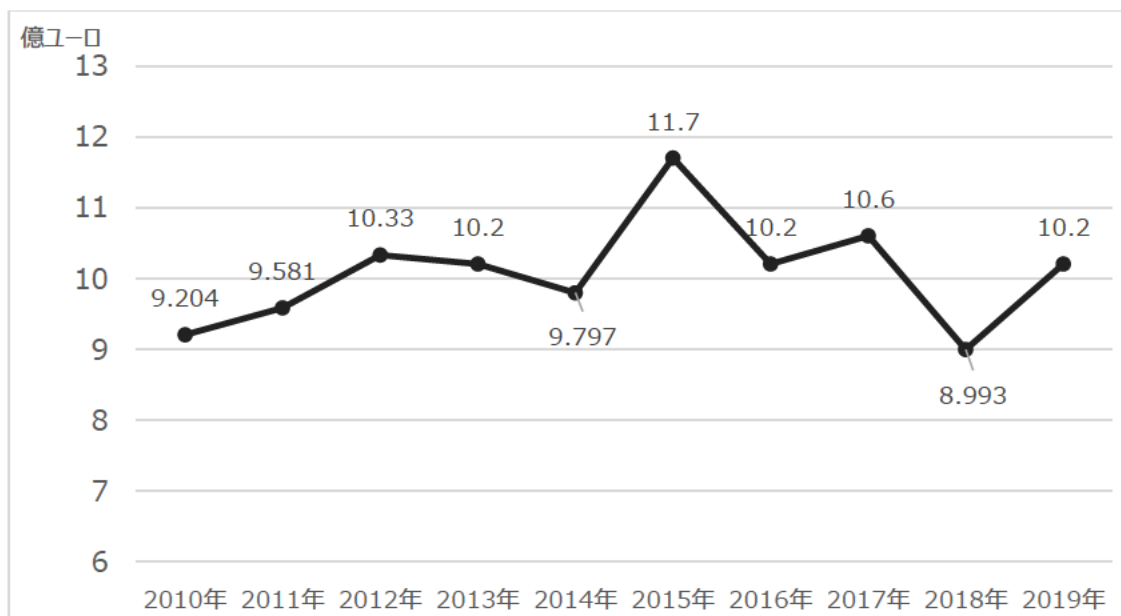
- ・映画作品を制限するスクリーン・クォータ制度は存在しないが、FFA はドイツ映画 (あるいはドイツ映画と同等と認められる EU・欧州経済共同体圏およびスイスの作品) の上映を促進するために、配給の段階で様々なサポート体制を設けている
- ・TV 番組等は、欧州レベルでの指針である「国境の無いテレビ指令」に基づいたクォータがある

2.2.4.2 ドイツの国内市場規模

1. 興行収入（2010-2019）¹

* 欧州の中では興行収入が伸び悩んでいるものの、世界第 8 位の規模である（2019 年）。

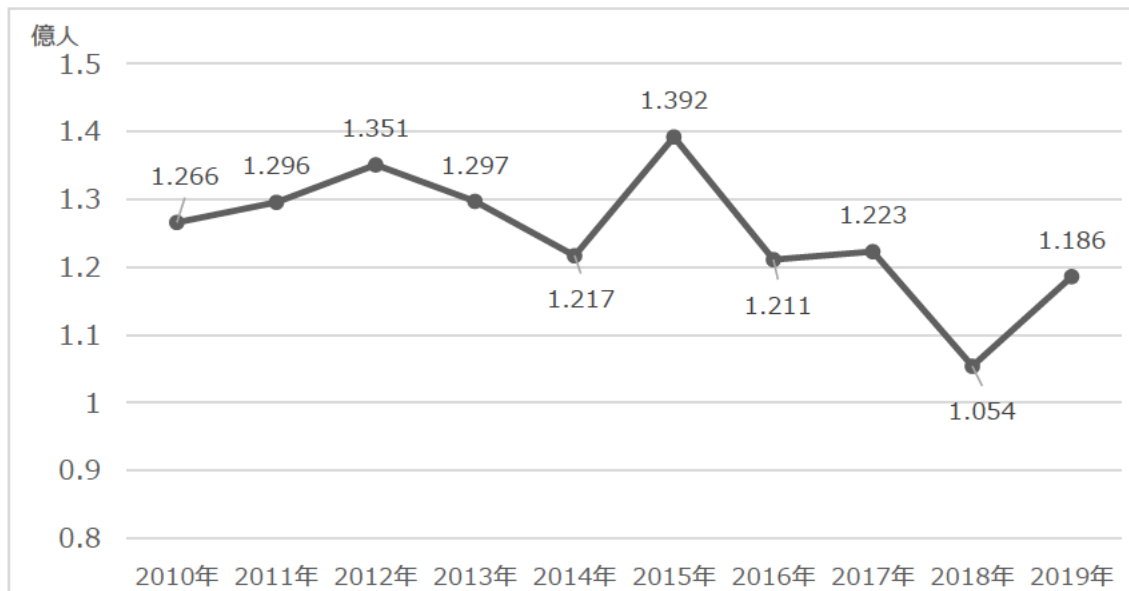
図 24 ドイツ国内の劇場興行収入（グラフ）



2. 動員数（2010-2019）²

* 動員数も興行収入と同様に推移し、現在は 1.2 億人弱程度である。

図 25 ドイツ国内の劇場動員数（グラフ）



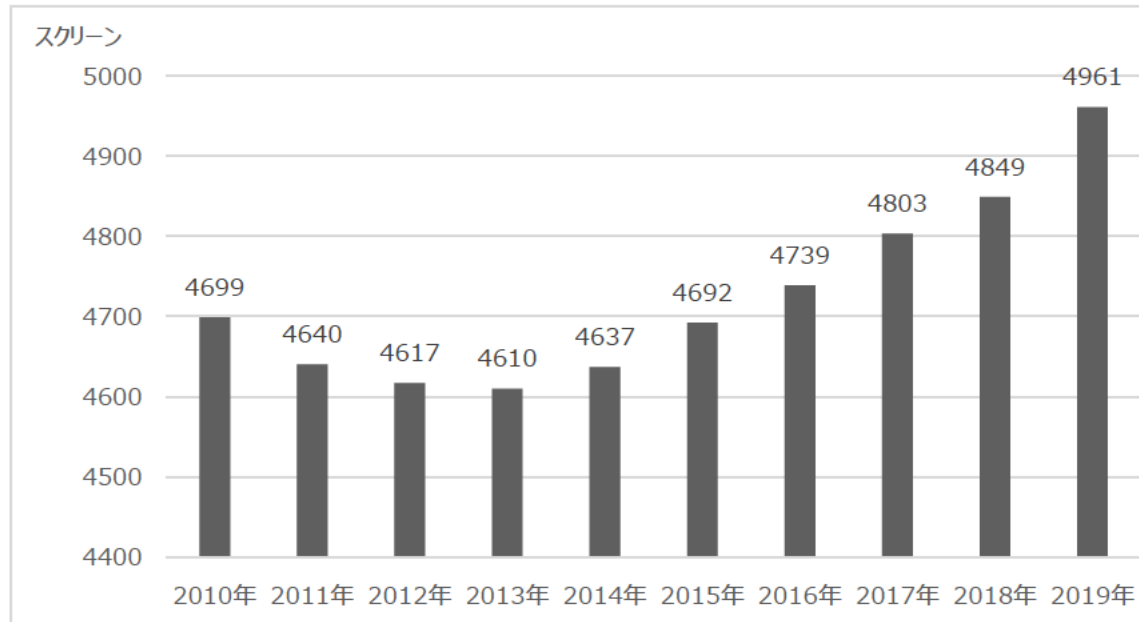
¹ European Audiovisual Observatory 発行「FOCUS」2011 年版～2020 年版を元に作成

² 同上

3. スクリーン数（2010-2019）³

* スクリーン数は一時減少したが、デジタル対応スクリーンの増加で持ち直し、現在は 5000 程度。

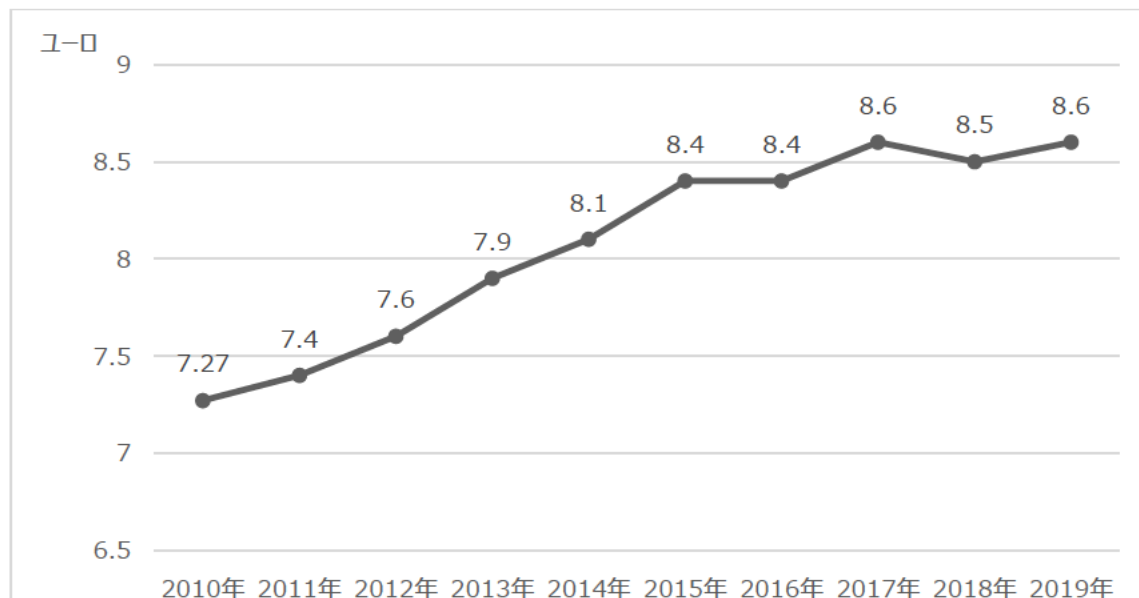
図 26 ドイツ国内のスクリーン数（グラフ）



4. 平均チケット価格（ユーロ）（2010-2019）⁴

* チケット価格は年々上昇しており、欧州の中でも高水準である。

図 27 ドイツ国内の平均チケット価格（グラフ）



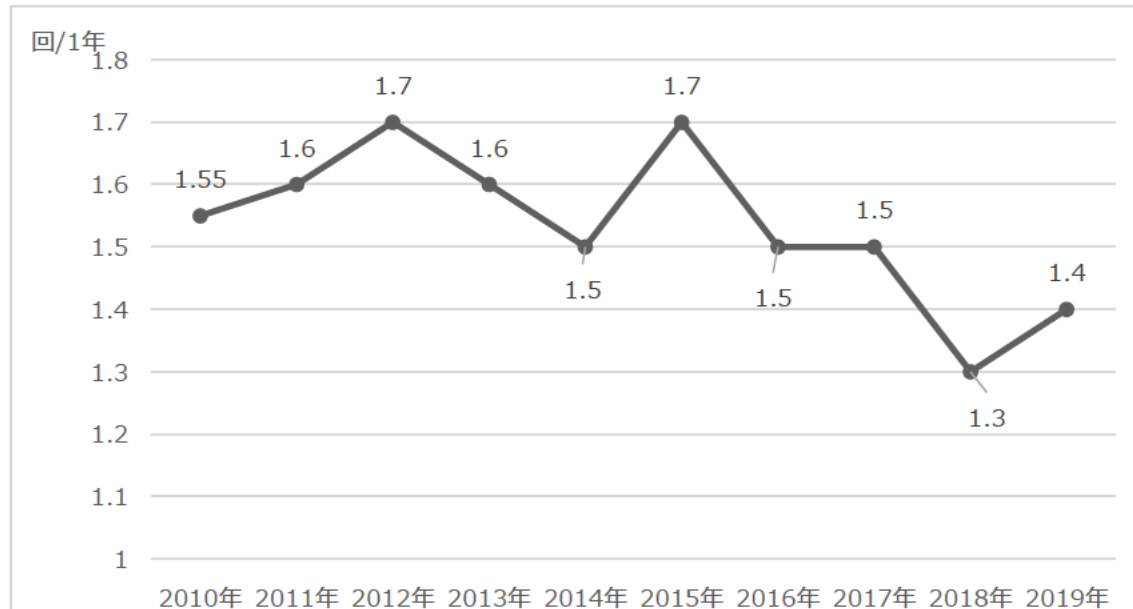
³ European Audiovisual Observatory 発行「FOCUS」2011 年版～2020 年版を元に作成

⁴ 同上

5. 一人あたりの年間平均入場回数（2010-2019）⁵

* 平均入場回数は減少傾向にあり、欧州平均（2019 年は 2 回）を下回る。

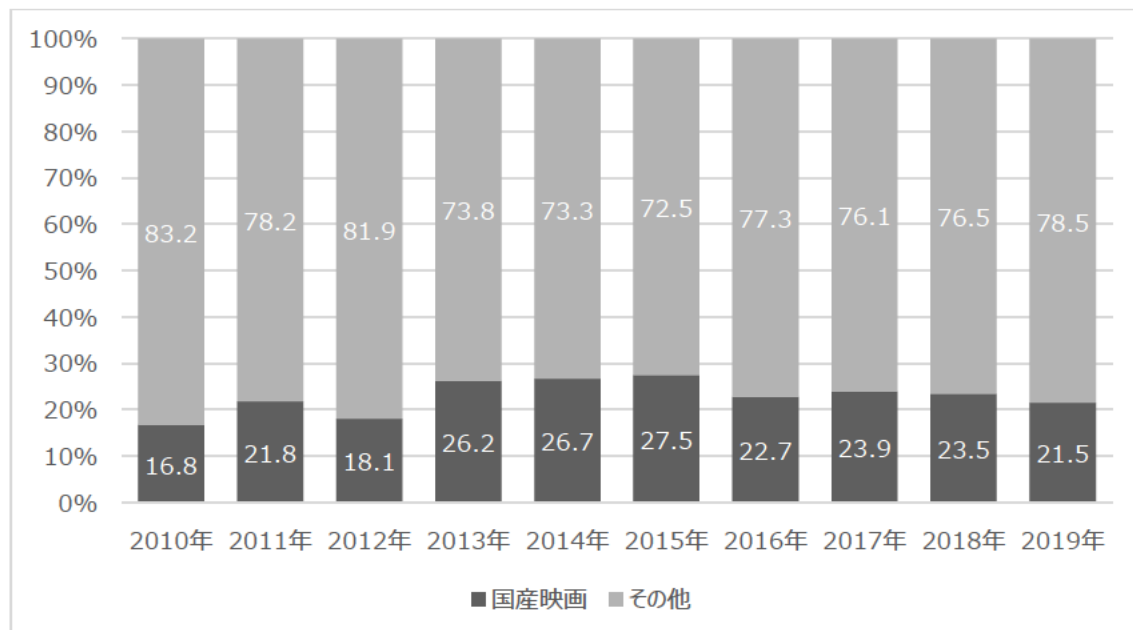
図 28 ドイツ国内の一人あたりの年間平均入場回数（グラフ）



6. マーケットシェアにおける国産映画の割合（2010-2019）⁶

* 国産映画の割合は減少傾向で、現在は 2 割強程度である。

図 29 ドイツのマーケットシェアにおける国産映画の割合（グラフ）



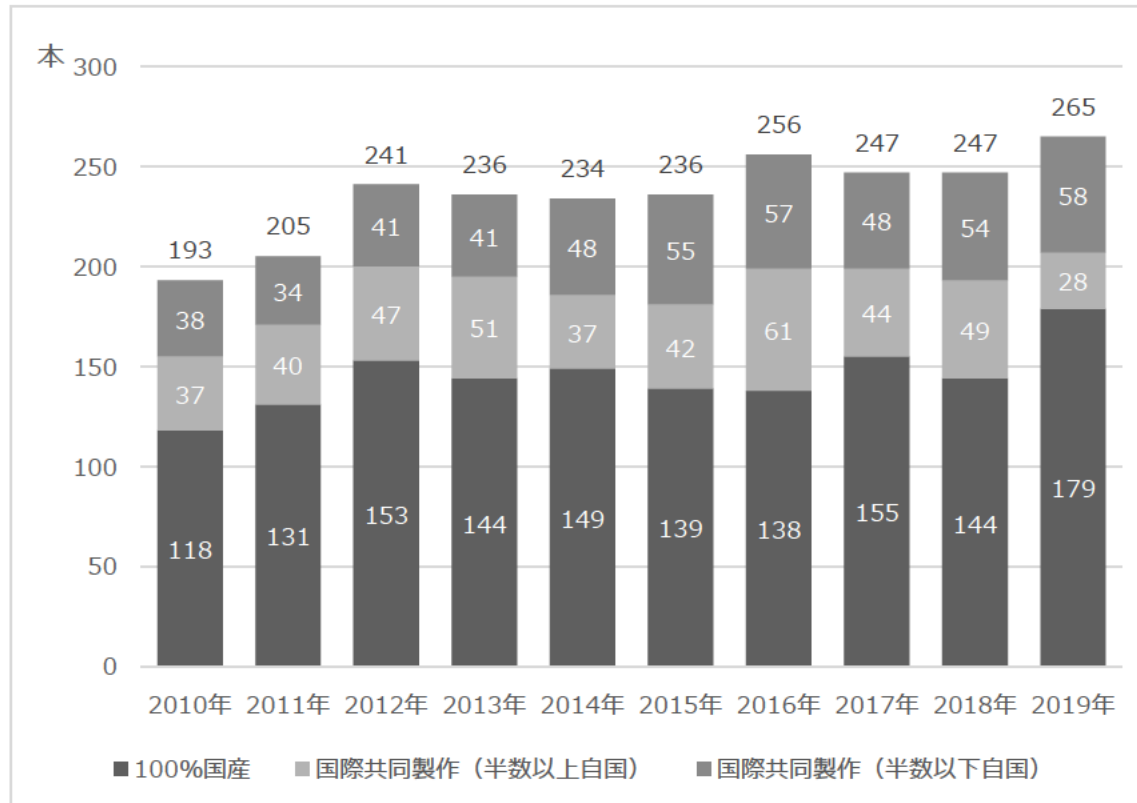
⁵ European Audiovisual Observatory 発行「FOCUS」2011 年版～2020 年版を元に作成

⁶ 同上

7. 映画製作本数（2010-2019）⁷

* 製作本数は増加傾向で、国際共同製作の割合は他国と比較しても高水準である。

図 30 ドイツの映画製作本数(グラフ)



⁷ European Audiovisual Observatory 発行「FOCUS」2011 年版～2020 年版を元に作成

2.2.4.3 ドイツの映画産業および国際共同製作にかかる規制、法制度

1. 国際共同製作協定締結国と、権限のある当局

ドイツは、二国間国際共同製作協定を計 21 の国と地域と締結している⁸。協定に際しては、「連邦経済輸出管理庁」(Bundesamt für Wirtschaft und Ausfuhrkontrolle, 以下「BAFA」) が権限のある当局として協定の締結を進める。

(ア) ヨーロッパ

オーストリア、ベルギー、フランス、ハンガリー、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、ロシア、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス

(イ) アジア、オセアニア

オーストラリア、インド、ニュージーランド

(ウ) アフリカ

南アフリカ

(エ) 中南米

アルゼンチン、ブラジル

(オ) 中東

イスラエル

(カ) 北米

カナダ

2. クォータ制度⁹

ドイツには外国の映画作品を制限するスクリーン・クォータ制度は存在しない。しかし後述するように、FFA はドイツ映画 (あるいはドイツ映画と同等と認められる EU・欧州経済共同体圏およびスイスの作品) の上映を促進するために、該当する映画作品については配給の段階で様々なサポート体制を設けている。

⁸ <https://www.bundesregierung.de/breg-de/bundesregierung/staatsministerin-fuer-kultur-und-medien/medien/filmfoerderung/internationale-filmfoerderung/filmabkommen>

⁹ <https://eur-lex.europa.eu/legalcontent/DE/TXT/?uri=LEGISUM%3A124101>
<https://www.bpb.de/nachschlagen/lexika/das-europalexikon/176976/fernsehrichtlinie>

また、TV 番組等についてドイツは、1989 年に制定された欧州レベルでの指針である「国境の無いテレビ指令（Fernsehen ohne Grenzen）」に基づいて行動している。「国境の無いテレビ」とは、文化的な多様性や立場・意見の多様性、あるいは未成年の保護といった理念を掲げて立ち上がった EU の行動指針であり、2007 年にはテレビだけでなく全てのオーディオビジュアル領域を包括するものとして拡張された（「国境の無いオーディオビジュアルメディアサービス指令」）。

（ア）「国境の無いテレビ指令」第二原則

1. ヨーロッパのテレビ番組はヨーロッパ内で規制されることなく自由に報道されること。
2. テレビ局は、全報道時間の 50%以上をヨーロッパ作品の報道にあてがうこと。

（イ）「国境の無いテレビ指令」の定めるクォータ

- ・ ヨーロッパのテレビ番組・作品の普及を促進するため、各国は、（ニュース、スポーツ、広告等、ショッピングチャンネルを除く）報道時間の主たる割合をヨーロッパ作品に当てられるように措置しなければならない。（第 4 条）
- ・ 報道局は、各局の放送時間の 10%以上をヨーロッパにおける自主制作作品にあてがわなければならない。（第 5 条）

以上の指令により、欧州作品には報道の自由が保障されるものの、欧州作品以外には、テレビ放映の段階で一定の規制がかかっていると言えるだろう。しかし、欧州国との国際共同作品として認定された映画であればテレビ放映においても欧州映画と同等の扱いを受けることができ、放映時間の拡大につながる。¹⁰

3. 国際共同製作認定制度¹¹

ドイツにおける国際共同製作は、ドイツ国との二国間・多国間協定、あるいは、1992 年 10 月に制定され 1995 年 3 月よりドイツ連邦においても施行された「映画の国際共同製作に係る欧州協定」（“European Convention on Cinematographic Co-Production”、以下「欧州協定」）という二つの枠組みに従って認定される。なお、欧州協定による国際共同製作の認定には、ヨーロッパスケールのポイント基準（後述）を満たしている必要がある。

とりわけ「欧州協定」が施行されたことによって、それまで二国間協定の存在しない国同士においても共同製作が容易になった。協定国は各国内の映画法に基づいて、国際共同製作映画を国内映画と同等

¹⁰ 参照：<https://www.bpb.de/nachschlagen/lexika/das-europalexikon/176976/fernsehrichtlinie>

¹¹ <https://www.bundesregierung.de/breg-de/bundesregierung/staatsministerin-fuer-kultur-und-medien/medien/filmfoerderung/internationale-filmfoerderung/filmabkommen>

のものとして認証する必要があり、これにより国際共同作品は各国内の国内映画と等しい援助を受けることができるようになった。

ドイツにおいては BAFA が、国際共同製作がドイツの国内法「ドイツ映画助成法（Filmförderungsgesetz, 以下「FFG」¹²）」の条件を満たすものである旨の認証を発行している。

BAFA による認証は、映画作品が映画支援機構（Filmförderungsanstalt、以下「FFA」）での助成を受ける際に前提となるものであり、国際共同作品は、少なくとも撮影を開始する前までには BAFA の認証を得ておかなければならない。また、国際共同製作が認められた映画作品は、ドイツ国においても、相手国においてもそれぞれ国内映画として位置付けられるため、ドイツだけでなく相手国からの助成を同時に受けることができる。

（ア）国際共同製作認定の条件

国際共同製作として認定されるには、ドイツ映画助成法（FFG）¹³が定めるドイツ映画の条件を満たす必要がある。（FFG 第 41 条）。

- ・ 制作者の住居地・あるいは事務所の所在地がドイツ国内にあること。制作者の所在地がドイツ以外の EU 加盟国、欧州経済領域内、もしくはスイスにある場合は、ドイツ国内に支局があること。
- ・ 作品の最終版のうち少なくとも一つは、ドイツ語で、あるいはドイツ語吹替版として完成されること。（脚本上に指定された外国語の会話部分は含まない）
- ・ 作品の最終版のうち少なくとも一つは、ドイツ国内の聴覚障害者向けのバリアフリー字幕、さらに視覚障害者向けのドイツ語のオーディオガイド機能を装備して完成されること。
- ・ 作品がドイツ国内で初上映されること、あるいは映画祭においてドイツ映画の枠組みに登録されること。

加えて、以上の条件を満たすドイツ側の制作者が、以上の条件を満たさない外国の制作者と共同で映画作品を制作する場合でも、次の要件を満たしていれば、「国際共同製作」としてドイツ映画と同等の扱いを受けることができる。（第 42、43、44 条）

- a) 「映画の共同製作に係る欧州協定」の定義を満たすもの。
（ヨーロッパスケールのポイント基準を満たしている必要がある）
- b) ドイツ連邦と二国間・多国間協定を結ぶ国の製作であるもの。

¹² <https://www.ffa.de/ffg.html>

¹³ <https://www.ffa.de/ffg.html>

c) ドイツ連邦との協定が無い場合、あるいは協定が適応されないケースの場合でも、外国側の制作者に対してドイツ側の制作者の出資率が 30%以上あること、さらに芸術・技術的な人材におけるドイツ人（連邦共和法第 116 条によって定義されるドイツ人）、ドイツ圏内で活躍する外国人、あるいは EU 市民、欧州経済圏領域の国民、あるいはスイス人の総合的な加担率が 30%以上であること。

さらに、「欧州協定」、二国間・多国間協定が無い場合でも、次の条件を満たしていれば、「国際共同製作」として認められる。（第 42、43、44 条）

1. 41 条の条件を満たすドイツ側の制作者と、41 条の条件を満たさない外国制作者との共同製作であること。
2. 41 条の条件を満たすドイツ側の制作者の出資率が顕著であること。
3. 芸術・技術的な人材におけるドイツ人（ドイツ圏内で活躍する外国人、EU 市民、欧州経済圏領域の国民、スイス人含む）の総合的な加担率が 30%以上であること。

従って、「欧州協定」あるいはドイツ国との二国間・多国間協定が適応されない国の場合でも、出資率・人材加担率でドイツ側が一定の割合を満たしていれば、国際製作として BAFA の認証を得ることが可能である。

なお、共同製作が認められた場合でも、FFA 支援の申請は、常に制作者のドイツ国内における支局を通じて提出されなければならない。助成の可否については、脚本の品質、予測される観客動員数や予算内での実効可能性に基づいて、年に 6～8 回開催される審議委員会によって決定される¹⁴。

〔参考〕ヨーロッパスケール（「欧州協定」より抜粋）

それぞれの要素に対し、該当者・該当地がドイツ、EU 圏内、あるいは欧州経済領域内、スイスの場合にポイントが付与される。

表 22 ヨーロッパスケール フィクションの場合（19 ポイント中 15 ポイントが必要）

要素	ポイント
制作	3 ポイント
脚本	3 ポイント
作曲	1 ポイント
俳優（その他）	1 ポイント
主役	3 ポイント
準主役	2 ポイント
撮影	1 ポイント

¹⁴ <https://www.ffa.de/production-funding-1.html>

録音	1 ポイント
編集	1 ポイント
装飾・衣装	1 ポイント
撮影場所	1 ポイント
ポストプロダクション	1 ポイント
	計 19 ポイント

表 23 ヨーロッパスケール アニメーションの場合（21 ポイント中 14 ポイントが必要）

要素	ポイント
原案	1 ポイント
脚本	2 ポイント
キャラクターデザイン	2 ポイント
作曲	1 ポイント
制作	2 ポイント
ストーリーボード	2 ポイント
プロダクションデザイン	1 ポイント
背景監督	1 ポイント
レイアウト	2 ポイント
アニメーターの報酬全体の 50%	2 ポイント
カラーライングの報酬全体の 50%	2 ポイント
作画担当の報酬全体の 80%	1 ポイント
編集の 80%	1 ポイント
音響の 80%	1 ポイント
	計 21 ポイント

表 24 ヨーロッパスケール ドキュメンタリーの場合（16 ポイント中 8 ポイントが必要）

要素	ポイント
監督	3 ポイント
脚本	2 ポイント
撮影	2 ポイント
リサーチ	1 ポイント
カメラ	2 ポイント
作曲	1 ポイント
サウンドエンジニア	1 ポイント

撮影地	2 ポイント
ポストプロダクション	2 ポイント
	計 16 ポイント

2.2.4.4 ドイツの映画産業にかかる支援制度

1. 主な支援団体とその財源

ドイツの映画支援は、映画支援機構（Filmförderungsanstalt、以下「FFA」）を中心に行われている。FFA は連邦政府文化・メディア委任官（Bundesregierung für Kultur und Medien、以下「BKM」）の管轄下にある。

（ア） FFA の財源¹⁵

BKM の管轄下でありながら、FFA の財源は主として FFA の徴収する「映画課税（Filmabgabe）」によって支えられている。映画課税は映画館の売り上げに対して課される「チケット税」、ビデオサービスに課される「ビデオサービス税」そしてテレビ放送に対して課される「テレビサービス税」に分類されるが、FFA は以上の映画課税の他にも、金利や積立金の管理によって毎年一定の予算を捻出している。

a. チケット税（Filmabgabe der Kinos）

- ・ 映画館は、スクリーンの数ごとに年間純売上高（チケット総額）が算出される。
- ・ 純売り上げの 1.8～3.0%。

b. ビデオサービス税（Filmabgabe von Videoprogrammanbietern und Video-on-Demand-Anbietern）

- ・ DVD、Blu-Ray ディスク、オンデマンドサービスから、純売上高の 1.8 ～ 2.5%。
- ・ オンデマンドサービスについては、サービス提供者の年間純売上高が 50 万ユーロ以下であり、かつ映画作品による売上が全体の 2%未満の場合は、映画税は免除される。

c. テレビサービス税（Filmabgabe von Fernsehveranstaltern）

- ・ 公共放送の場合は、映画作品の放送にかかった出費の 3%。
- ・ 民間放送の場合は、放送時間に占める映画作品の割合に準じて純売上高（＝広告費）の 0.5～0.95%。映画作品の放送時間が全体の 2%未満の場合は免除される。
- ・ 有料テレビプログラムなど放送事業者の場合は、純売上高に対して 0.25%。ここでも映画作品の放送枠が全体の 2%未満の場合は免除される。

¹⁵ <https://www.ffa.de/die-filmabgabe.html>

(イ) FFA の予算と支援内訳¹⁶

図 31 FFA の予算内訳 (2019 年実績)

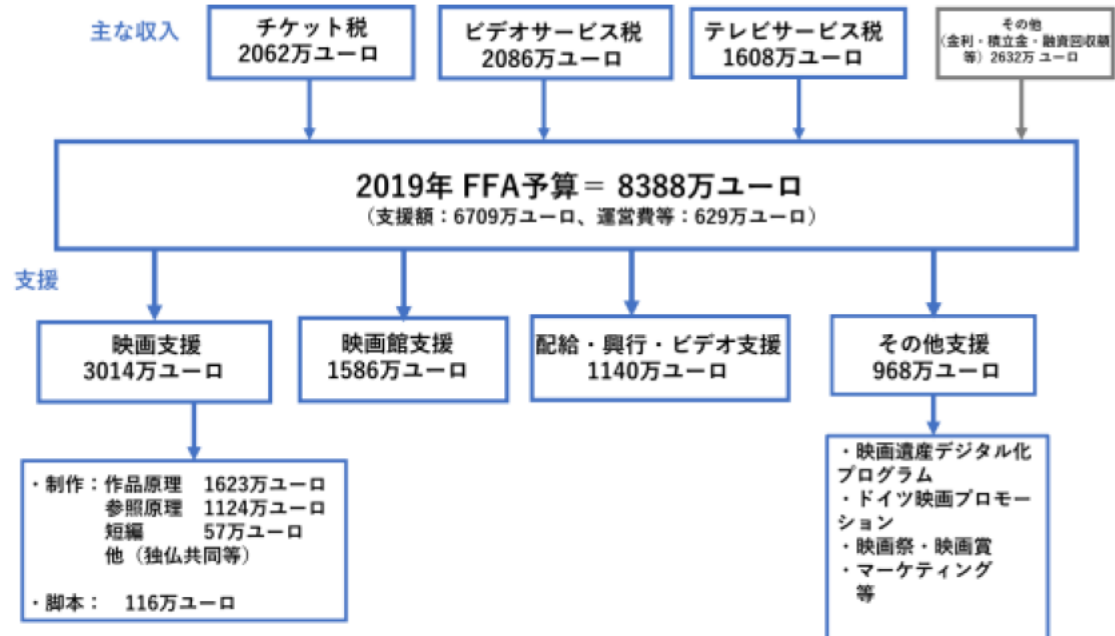


表 25 過去 5 年間にける FFA 支援額¹⁷の推移 (2015 年～2019 年)

(ユーロ)	2015	2016	2017	2018	2019
全体予算	5435 万	7890 万	6927 万	7276 万	6709 万
映画	2109 万	2877 万	3330 万	2964 万	3014 万
映画館	1288 万	2013 万	1382 万	1970 万	1586 万
配給・興行・ビデオ	1462 万	2281 万	1487 万	1322 万	1140 万
その他支援	575 万	718 万	727 万	1018 万	968 万

¹⁶ Geschäftsberichte der FFA: <https://www.ffa.de/publikationen-ffa.html>

¹⁷ 支援額は予算内における助成決定額であり、実際の受給額とは異なる場合がある

2. FFA の国内映画支援の枠組¹⁸

FFA は、脚本の段階から、制作、配給、興行、メディア化に至るまで包括的な支援体制を整えており、部分的には複数申請・複数受給が可能となっている。また、「国際共同製作」の項でも述べたように、ドイツ映画だけでなく、ドイツ映画と同等と認められた国際共同製作でも、各支援プログラムの要件を満たしていれば、FFA の支援を受けることができる。

作品原理（Projektprinzip）と**参照原理**（Referenzprinzip）による助成：

支援の枠組みは下記のように支援対象となる段階毎にスキーム分けされているが、「制作支援」「配給支援」「映画館への支援」などいくつかの枠組みにおいては、現行のプロジェクトの支援（作品原理）の他に、過去のプロジェクトの成功の度合いをポイント制で換算して助成を決定する参照原理による助成の両方が用意されている。

参照原理による助成とは、作品の商業的成功の度合い（＝動員数）と文化的な成功の度合い（映画祭・映画賞）を累計した参照ポイント（Referenzpunkt）を割り出すことによって、特に成功の著しい作品に対し事後的に支援を行うものである。なお、助成金は次作の制作費用として使用されなければならない。

また、参照原理における助成で注意したいのが、製作費の極端に少ない作品（ドキュメンタリー映画等）、子供向け映画、あるいはヨーロッパ言語の中で話者の少ないマイナー言語の作品等、通常の商業映画の枠組みのなかで売り上げが困難と思われる作品については例外が適応され、通常の足切りポイントよりも、より緩やかな基準値が設定される。

a. 制作支援（Produktionsförderung）

支援名	Projektfilmförderung（作品原理による制作支援）
支援対象者	国内外製作会社
支援対象	・79 分以上の長編映画（子供用の映画の場合は 59 分以上）。 ・ジャンル不問。
支援体系	融資（限定返還）
条件	・作品の大部分がドイツ語、あるいは最終版においてドイツ語吹き替え版が作られること。 ・ドイツ、あるいは EU 内の製作会社が参与していること。 ・初演はドイツの劇場、あるいは国際映画祭の場合はドイツ映画の位置付けで発表されること。

¹⁸ <https://www.ffa.de/foerderungen-und-antraege.html>

	・製作費・予測動員数において以下の条件を満たしていること。 a. フィクション作品：製作費 250 万ユーロ以上、動員数 25 万人以上 b. ドキュメンタリー作品：製作費 50 万ユーロ以上、動員数 5 万人以上
年間予算	1623 万ユーロ
支援上限額	100 万ユーロ/1 作品
その他特筆すべき事項	・支援への申請は少なくとも撮影開始前までに完了していること。 ・支援額は審議会において脚本の品質、予想される集客数や予算内での実現可能性に基づいて決定される。

支援名	Referenzfilmförderung (参照原理による映画支援)
支援対象者	国内外製作会社
支援対象	・長編・短編。ジャンル不問。
支援体系	返還不要
条件	・共同製作の場合はドイツ側の製作費が 60%を超えないこと。 ・支援の対象となるかどうかは、製作費に応じた足切りポイントを満たすかどうかで判断される。 ・製作費 800 万ユーロ以下の場合： a. 初演から 1 年以内に動員数で 15 万ポイント以上獲得 b. 初演から 1 年以内に動員数で 5 万ポイント以上獲得、かつ映画祭において 10 万ポイント以上獲得 ・製作費 800 万ユーロ以上 2000 万ユーロ以下の場合： 初演から 1 年以内に動員数で 30 万ポイント以上獲得 ・製作費 2000 万ユーロ以上の場合： 初演から 1 年以内に動員数で 50 万ポイント以上獲得 なお、初演から 1 年以内に動員数で 5 万ポイント以上を獲得している場合のみ、映画祭や受賞等のポイントを累計することができる。 例外： ・監督の第一次作、子供向け映画、製作費が 100 万ユーロ未満の映画の場合は 5 万ポイント、ドキュメンタリー映画では 2 万 5 千ポイントまで基準値が下がる。
年間予算	1124 万ユーロ
支援上限額	200 万ユーロ/1 作品 次作製作費の 50%未満
その他特筆すべき事項	・作品毎の支援額は参照ポイントによって変動する。 ・支援は受給が決定してから 3 年以内に使われなければならない。

〔参考〕制作支援における参照ポイントの換算方式

- ・基本的には**動員数 1 に対し 1 ポイント**
- ・映画祭・受賞に応じたポイント付与

(a) 受賞で 20 万ポイント、ノミネートで 10 万ポイント

- ・ドイツ映画賞
- ・アカデミー賞（オスカー）
- ・カンヌ、ベルリン、ヴェネツィア映画祭の正式な賞

(b) 受賞で 10 万ポイント、ノミネートで 5 万ポイント

- ・アヌシー国際アニメーション映画祭/グランプリ
- ・カルロヴィ・ヴァリ国際映画祭/グランプリ（クリスタル・グローブ
- ・ロカルノ国際映画祭/金豹賞
- ・ロッテルダム国際映画祭/タイガー・アワード
- ・サン・セバスティアン国際映画祭/最優秀映画賞(コンチャ・デ・オロ)
- ・サンダンス国際映画祭/ドラマ部門：ワールドシネマ最優秀審査員賞
- ・トロント国際映画祭/観客賞
- ・ヨーロッパ映画賞

(c) ドキュメンタリー作品：コンペティション部門への参加で 5 万ポイント

- ・アムステルダム国際ドキュメンタリー映画祭
- ・ニヨン国際映画祭（Vision du Réel）
- ・カナダ国際ドキュメンタリー映画祭（Hot Docs）
- ・山形国際映画祭
- ・シドニー国際映画祭
- ・ライプツィヒ国際ドキュメンタリー・アニメーション映画祭

(d) 子供向け作品：コンペティション部門への参加で 5 万ポイント

- ・シカゴ国際子供映画祭
- ・ヒホン国際映画祭
- ・ズリン映画祭（子供と青少年のための国際映画祭）
- ・ジッフォニー映画祭
- ・ゴールデン・スパロー国際映画祭
- ・シュリングル国際映画祭

b. 短編(Kurzfilm)¹⁹

支援名	Kurzfilmförderung (短編映画支援)
支援対象者	国内外製作会社
支援対象	短編映画
支援体系	返還不要
条件	・30 分以内の短編映画、あるいは映画祭において短編映画として位置付けられた作品。 ・作品が完結してから 2 年以内に、映画祭において 15 ポイント以上獲得していること。
年間予算	57 万ユーロ
支援上限額	上限なし (ポイント毎の支給額は毎年変動。2019 年度は 1 ポイント = 900 ユーロ)
その他特筆すべき事項	・作品毎の支援額は参照ポイントによって変動する。 ・支援は受給が決定してから 2 年以内に使われなければならない。 また、申請にあたっては以下の要件を満たしている必要がある ・年齢制限の枠組みを定めるドイツのレーティングシステム (Freiwillige Selbstkontrolle der Filmwirtschaft (FSK)) の審査を受けていること。 ・BAFA の認証を得ていること。 ・作品の連邦アーカイブへの所蔵を認めること。

〔参考〕短編映画支援における参照ポイントの換算方式

・10 ポイント付与

- ドイツ映画メディア評価 (Deutsche Film- und Medienbewertung, FBW) において「特に優秀」(besonders wertvoll) との格付け
- ドイツ短編映画賞 (Deutscher Kurzfilmpreis)
- その他国内外の顕著な賞の受賞
- 国内外の映画祭におけるコンペティション部門受賞

・5 ポイント付与

- ドイツ短編映画賞ノミネート
- その他国内外の顕著な賞へのノミネート
- 国内外の映画祭におけるコンペティション部門参加
- ドイツ経済映画賞 (Deutscher Wirtschaftsfilmpreis) の受賞
- フリードリヒ・ヴィルヘルム・ムルナウ短編映画賞受賞 (Friedrich-Wilhelm-Murnau-Kurzfilmpreis)

¹⁹ 短編作品に関しては「作品原理」による支援はない。

- FFA 短編映画部門受賞(Short Tiger)

c. 脚本(Drehbuch)

支援名	Drehbuchförderung, Drehbuchfortentwicklungsförderung (脚本支援、脚本発展支援)
支援対象者	脚本家、プロデューサー
支援対象	脚本 (脚本のトリートメント段階で応募できる支援を 脚本支援 、脚本が完成に近い段階での支援を 脚本発展支援 と区別している)
支援体系	返還不要
条件	<u>申請者に対する条件</u> 脚本支援： ・支援を申請する脚本家は、過去、ヨーロッパ映画として 2 作品以上の実績があること。 ・上記の条件を満たせない場合、脚本家は、過去ヨーロッパ映画として 1 作品以上の実績のあるプロデューサーと合同で支援を申請することができる。 ・居住地もしくは業務用の所在地をドイツ国内に持つこと。 脚本発展支援： ・過去にヨーロッパ映画として 1 作品以上の実績を持つ脚本家と、過去にヨーロッパ映画として 1 作品以上の実績を持つプロデューサーによる合同申請である必要がある。 ・居住地もしくは業務用の所在地をドイツ国内に持つこと。 <u>作品に関する条件</u> ・脚本は（作品の都合上外国語で行われるダイアログを除いて）ドイツ語で書かれたもののみが対象となる。
年間予算	116 万ユーロ
支援上限額	・脚本支援：2 万 5 千ユーロ/1 作品 (例外が認められれば 3 万 5 千ユーロ) ・脚本発展支援：7 万 5 千ユーロ/1 作品
その他特筆すべき事項	・脚本の段階で他の組織から援助を受けていないこと。 ・FFA 内外の制作支援との合同受給は可能。

d. 配給・興行(Verleih und Vertrieb)

作品原理による配給支援と後述するビデオ化支援は複合支援として同時支給が可能である。その場合、支援額の上限は 120 万ユーロ/1 作品となる。

支援名	Projektverleihförderung (作品原理による配給支援)
支援対象者	ドイツの配給会社、及びドイツ国内に支部を持つ配給会社
支援対象	・DCP 費用、マーケティング・プロモーション費用、映画祭などへの応募費用等 ・バリアフリー字幕、音声ガイド作成費等
支援体系	融資（限定返還）
条件	—
年間予算	682 万ユーロ
支援上限額	60 万ユーロ/1 作品 50%以内 (例外が認められれば追加で最大 15 万ユーロの助成)
その他特筆すべき事項	・映画制作支援（作品原理による支援、参照原理による制作支援）との同時受給可能。

支援名	Referenzverleihförderung (参照原理による配給支援)
支援対象者	ドイツの配給会社、及びドイツ国内に支部を持つ配給会社
支援対象	次作の配給・興行にまつわる費用（DCP 費用、マーケティング・プロモーション費用、映画祭などへの応募費用、バリアフリー字幕、音声ガイド作成費等）
支援体系	返済不要
条件	以下のどちらかの条件を満たしていること。 a. 初演から 1 年以内にドイツ国内において動員数 10 万ポイント以上獲得 b. 初演から 1 年以内にドイツ国内において動員数 5 万ポイント以上獲得、かつ映画祭において 5 万ポイント以上獲得 例外： ・監督の第一次作、子供向け映画、製作費が 100 万ユーロ未満の映画の場合は、5 万ポイント獲得していること。 ・ドキュメンタリー映画では 2 万 5 千ポイント以上獲得していること。
年間予算	290 万ユーロ
支援上限額	参照ポイント毎の支援額は毎年変動。（費用の最大 50%まで） 最大でも動員数で 75 万ポイント、映画祭で 120 万ポイントまで累計される。
その他特筆すべき事項	・支援は受給が決定してから 3 年以内に使われなければならない。

〔参考〕配給支援における参照ポイントの換算方式

・制作支援における参照ポイントと同様の換算

支援名	Medialeistungen（メディアサービス支援）
支援対象者	ドイツの配給会社、及びドイツ国内に支部を持つ配給会社
支援対象	・公共放送局、民営放送局のテレビ・ラジオにおける広告スポットの無償提供
支援体系	広告スポット無償提供
条件	ドイツ国内 25 以上の映画館での配給
年間予算	730 万ユーロ
支援上限額	広告スポットは以下のカテゴリーに応じて振り当てられる。 公共放送：カテゴリーA：10 万ユーロ カテゴリーB：20 万ユーロ カテゴリーC：30 万ユーロ 民営放送：カテゴリーA：20 万ユーロ カテゴリーB：30 万ユーロ カテゴリーC：40 万ユーロ 公共放送におけるカテゴリーA、B は民営放送のカテゴリーA、B、C と組み合わせ可能。
その他特筆すべき事項	・メディアサービスによる広告スポットの無償提供は、劇場公開前だけでなく、ビデオ化の前にも受給することが受けることができる。 ・メディアサービス支援は、作品原理による配給支援と同時に申請しなければならない。（単独での申請不可）

e. ビデオ化支援（Videoförderung）

支援名	Förderung für Unternehmen der Videowirtschaft（ビデオ産業に携わる企業支援）
支援対象者	ドイツ国内の、及び国内に支部を持つビデオ、オンデマンドサービスの流通・販売・提供主
支援対象	・ドイツ映画の DVD 化、Blu-Ray 化あるいはオンデマンドサービスでの配信に係る費用 ・バリアフリー版の作成、外国語版の作成費用
支援体系	利子なし融資（限定返済）
条件	—
年間予算	160 万ユーロ
支援上限額	60 万ユーロ/1 作品

	(配給費・広告費において特に支援の必要な作品・子供向け映画などは追加助成で 15 万ユーロ/1 作品)
その他特筆すべき事項	・ビデオ、オンデマンドサービスの流通・販売・提供主がドイツ国内に所在を持たない場合でも、ドイツにおける映画租税を負担する限り支援を申請できる。

f. 映画館支援 (Kino)

支援名	Kinoprojektförderung (作品原理による映画館支援)
支援対象者	映画館・映画館所有者
支援対象	・映画館施設の拡張・修築等にかかる費用 ・映画館の新設費用
支援体系	支援額のうち 70% 利子無し融資、30% 返済不要助成
条件	・融資は 10 年以内に返済完結しなければならない。
年間予算	1393 万ユーロ
支援上限額	20 万ユーロ/映画館 (例外が認められれば 35 万ユーロ) 費用の 50% まで
その他特筆すべき事項	・バリアフリー化など特に重要と判断されるケースでは最大 50% までを返済不要の助成として使用可能。 ・映画館同士の共同事業など特別なケースは 20 万ユーロまで助成金 (返済不要) としての支給が可能。

支援名	Kinoreferenzförderung (参照原理による映画館支援)
支援対象者	映画館・映画館所有者
支援対象	ドイツ・ヨーロッパ映画における動員数の高い映画館への支援 ・映画館施設の拡張・修築等にかかる費用 ・ドイツ及びヨーロッパ映画のプロモーションあるいはマーケティング費用としても使用可能
支援体系	返済不要
条件	5000 ポイント獲得していること
年間予算	192 万ユーロ
支援上限額	総額の 80% 未満
その他特筆すべき事項	・助成金は 3 年以内に使用すること。

〔参考〕映画館支援における参照ポイントの換算方式

参照ポイントは、スクリーン毎の観客動員率に対して、動員数 1 = 1 ポイントから動員数 1 = 3 ポイントまで以下のように変動する。

- ・ BKM による映画プログラム賞作品：動員数 1 = 1 ポイント
- ・ ドイツ映画（国際共同製作含む）、及び、EU・ヨーロッパ経済圏（及びスイス）映画の動員が観客シェアの 1.5%：動員数 1 = 1 ポイント
- ・ ドイツ映画（国際共同製作含む）の動員が観客シェアの 1.7%：動員数 1 = 2 ポイント
- ・ BKM 映画プログラム賞、及び、ドイツ映画（国際共同製作含む）の動員が観客シェアの 1.75%：動員数 1 = 3 ポイント
- ・ ドイツ映画（国際共同製作含む）、及び、EU・ヨーロッパ経済圏（及びスイス）映画の動員が観客シェアの 1.5%で、かつ、ドイツ映画（国際共同製作含む）のみの観客シェアが 1.75%：動員数 1 = 3 ポイント

g. 映画遺産デジタル化特別プログラム

「ドイツ映画遺産支援プログラム」とは、FFA が BKM、連邦州と共同で 2018 年より開始した特別支援プログラムで、ドイツ映画のデジタル化を進めるために発動した。2019 年より当面 10 年間の有効期限つき。予算は FFA、BKM、連邦州がそれぞれ 3 分の 1 ずつ負担している。

支援名	Förderprogramm Filmerbe (ドイツ映画遺産支援プログラム)
支援対象者	映画の著作権者、著作権者の合意を受けた者
支援対象	・ドイツの長編・短編映画の中でも特に映画史的・ドキュメンタリー的・芸術的な観点から見て保存に値する作品
支援体系	返済不要
条件	・映画館で公開された映画作品、および映画館での公開が可能な映画作品に限る ・2048 ピクセル以上のデジタル化が可能な作品
年間予算	302 万ユーロ (FFA, BKM, 連邦州合計で 1000 万ユーロ)
支援上限額	4 万ユーロ/1 作品 自己負担率 20%以上
その他特筆すべき事項	—

h. その他の支援（FFG 第 2 条に基づく特別支援）

上記のカテゴリー以外にも、FFA は FFG 第 2 条に基づき、映画産業全体の利益となるような支援を提供することが義務付けられている。ドイツ映画のプロモーション・マーケティング、コンフェレンス、国際イベント、継続教育の機会充実、海賊版対策などが対象となり、これは案件ごとに FFA において個別に審議される。なお、ドイツ/フランス、ドイツ/イタリア、ドイツ/ポーランドの共同製作作品に対しては、以上の支援に加えて別枠の支援プログラムが用意されている。

3. ドイツ映画支援基金²⁰

「ドイツ映画支援基金（Deutsches Filmförderfonds、以下 DFFF）とは BKM により設立され、FFA によって運営されている基金であり、ドイツ以外の国が、長編映画・ドキュメンタリー映画、アニメーション映画等をドイツで撮影・制作しようとする場合のインセンティブを提供している。補助金はドイツ側の制作費用への負担額によって、20%から最大 25%まで変動する。

2017 年より、プロデューサーだけでなく、制作に係る諸所のサービス（VFX、アニメーション等）の提供者も支援の対象となる DDDF2 が設立された。DDDF2 の設立により、制作の一部を委託されている個人・会社でも支援を受けられることになり、とりわけ SF やアニメーション映画といった VFX の多い分野において非常に需要の高い支援となっている。

（ア）DDDF1 の概要

支援名	DDDF1（Zuwendungen für Produzenten、DDDF I）
支援対象者	映画のプロデューサー（個人・企業）
支援対象	ドイツにおける製作費一般 （事前費用、税務相談費、著作権費、保険、輸送費・渡航費等、ドイツ側の製作費の 15%を超える額のギャランティ等除く）
支援体系	返済不要
条件	申請者の条件： ・申請者は居住地もしくは事務所の所在地をドイツ国内、および EU、欧州経済圏内、スイス内に有すること。（ドイツ、EU、欧州経済圏、スイス内の姉妹会社を通じた申請も可能） ・共同製作で申請条件を満たす者・企業が複数ある場合でも申請は 1 作品につき一度のみ可能。 ・申請から遡って 5 年以内にドイツ、EU、欧州経済圏、スイス内で映画作品を 1 つ以上制作していること。（申請者の第一作目の作品である場合は、BKM、FFA あるいは出身国の映画支援機構による認証が必要） ・その際、ドイツ国内の商業劇場で、45 枚以上のフィルムが配給されていること。（製作費が 200 万ユーロ未満の場合は 20 枚以上、ドキュメンタリー作品の場合は 8 枚以上で良い） 映画・制作にまつわる条件： ・製作費は次の規模を満たしていないといけない。 長編映画：100 万ユーロ以上

²⁰ <https://dfff-ffa.de/index.php?de>

	ドキュメンタリー作品：20 万ユーロ以上 アニメーション映画：200 万ユーロ以上 ・総合制作費のうち、ドイツにおける費用負担が 25%以上であること。 （製作費が 2000 万ユーロ以上の場合は、ドイツ側の費用負担は 20%以上 でよい） ・作品は完成後、ドイツ国内の映画館で少なくとも 7 日間にわたって上映され なければならない。配給契約の際はドイツ国内で 45 以上のコピーを配給するこ と。（助成額の少ない場合はこの限りではない） ・作品の最終版のうち少なくとも一つは、ドイツ語版（字幕版含む）として完 成させること。（脚本で定められた外国語の会話部分は含まない） ・作品の最終版のうち少なくとも一つは、ドイツ国内の聴覚障害者向けのバリア フリー字幕、さらに視覚障害者向けのドイツ語のオーディオスクリプション機能を 装備して完成させること。 ・ドイツ憲法に反する内容の映画でないこと。 ・ヨーロッパスケールの基準を満たしていること。
年間予算	5180 万ユーロ
支援上限額	400 万ユーロ/1 作 ドイツの製作費が 800 万ユーロ以下の場合：内 20%の助成 ドイツの製作費が 800 万ユーロ以上の場合：内 25%の助成

（イ）DDDF2 の概要

支援名	DDDF2 (Zuwendungen für Produktionsdienstleister, DDDF II)
支援対象者	オーディオビジュアル関連の制作サービス会社（個人・企業） （例：制作スタジオ、VFX サービス提供者）
支援対象	ドイツにおける製作費一般 （事前費用、税務相談費、著作権費、保険、輸送費・渡航費等、ドイツ側 の製作費の 15%を超える額のギャランティ等除く）
支援体系	返済不要
条件	申請者の条件： ・申請者は住居地もしくは事務所の所在地をドイツ国内、および EU、欧州経 済圏内、スイス内に有すること。（ドイツ、EU、欧州経済圏、スイス内の姉妹 会社を通じた申請も可能）

	・共同製作で申請条件を満たす者・企業が複数ある場合でも申請は 1 作品につき一度のみ可能。 ・申請から遡って 5 年以内にドイツ、EU、欧州経済圏、スイス内で映画作品を 2 つ以上制作、あるいは業務委託していること。 映画・制作にまつわる条件： ・総合制作費は次の規模を満たしていないといけない。 長編映画：2000 万ユーロ以上 アニメーション映画：20000 万ユーロ以上 ・総合制作費のうちドイツにおける費用負担は、長編映画で 800 万ユーロ以上、アニメーションの場合は 200 万ユーロ以上であること。 ・作品は完成後、ドイツ国内の映画館で少なくとも 7 日間にわたって放映されなければならない。 ・作品の最終版のうち少なくとも一つは、ドイツ語版（字幕版含む）として完成させること。（脚本で定められた外国語の会話部分は含まない） ・作品の最終版のうち少なくとも一つは、ドイツ国内の聴覚障害者向けのバリアフリー字幕、さらに視覚障害者向けのドイツ語のオーディオスクリプション機能を装備して完成させること。 ・ドイツ憲法に反する内容の映画でないこと。 ・ヨーロッパスケールの基準を満たしていること。
年間予算	5610 万ユーロ
支援上限額	ドイツの制作費のうち 25%の助成 総合制作費は最大で 2500 万ユーロまで換算

(年間予算は全て 2019 年実績による)

(ウ) 申請方法

申請にあたっては DDDF1、DDDF2 共にドイツ映画支援基金への事前相談が必須であり、事前相談を通じて助成金への申請書を受け取ることができる。申請には特に決まった期限は無く随時可能だが、少なくともドイツにおける撮影の開始より 6 週間前までには申請を済ませておく必要がある。製作費、スタッフ構成など支援条件の詳細は、プロジェクト毎に「適正テストシート」上にてポイントに換算され、ポイント数に応じて助成の可否が決定される²¹。

²¹ 参照：<https://dfff-ffa.de/aktuelle-richtlinie.html>

4. BKM から FFA への委託支援事業²²

(ア) ジャーマン・モーションピクチャー・ファンド

ジャーマン・モーションピクチャー・ファンド(German Motion Picture Fund, 通称「GMPF」)とは、国際社会における映画産業の拠点としてのドイツのポジションを高めるべく開始された支援プログラムであり、特に製作費が高く、ドイツにおける支出額の高い作品を支援している。支援にあたっては故に、作品のドイツ映画経済における貢献度の高さが一つの目安となる。

支援名	German Motion Picture Fund (GMPF) (ジャーマン・モーションピクチャー・ファンド)
支援対象者	国内外の制作者・共同制作者
支援対象	製作費の高い国際共同制作の映画、ドラマシリーズ
支援体系	返済不要
条件	申請者への条件： ・申請者は居住地もしくは事務所の所在地をドイツ国内に有すること。 ・映画作品、あるいはテレビ・オンデマンド放映用のシリーズ作品において1作以上の実績があること。 作品・制作の条件： ・総製作費は2500万ユーロ以上 (シリーズの場合はエピソード毎に120万ユーロ以上) ・ドイツにおける製作費が、総製作費の40%以上であること。
年間予算	1500万ユーロ (2021年より、従来の2倍の3000万ユーロへ増額が決定)
支援上限額	250万ユーロ/1作品 (ドイツの製作費の20%まで) ※シリーズものの場合で、ドイツの製作費が2000万ユーロを超える場合に限り、400万ユーロまでの助成が可能
その他特筆すべき事項	—

²² 参照：<https://www.ffa.de/foerderungen-und-antraege.html>

(イ) BKM による文化的映画支援 (Kulturelle Filmförderung der BKM)

FFA は、所轄の BKM が独自に提供する映画支援プログラムのうち、「制作支援」「配給支援」の申請・支給手続きを担当している。ただし助成の可否は、FFA・BKM から独立した有識者によって構成される審査員によって決定される。

なお FFA やジャーマン・モーションピクチャー・ファンドの支援が、映画作品がもたらす経済効果の規模（＝製作費の高さ）を助成の一つの基準としているのに対し、BKM の支援プログラムは純粋に作品の文化的・芸術的品質が支援の目安となることが特徴だ。作品はドイツ文化の影響が認められるものである必要があり（後述）、品質に関しては審査委員によって個別に審議される。

支援名	BKM-Produktionsförderung (BKM 制作支援)
支援対象者	国内外の制作者
支援対象	長編映画、短編映画、ドキュメンタリー映画、子供向け映画
支援体系	返済不要
条件	・支援対象となる作品は次の要件を満たしていること： - 長編・ドキュメンタリー：79 分以上 - 短編映画の場合：最大 30 分。 - 子供向け作品：59 分以上。 - （子供向けの短編作品は最大 30 分。） ・ドイツ国内の映画館での上映が可能な作品であること。 ・作品の最終版のうち少なくとも一つは、ドイツ国内の聴覚障害者向けのバリアフリー字幕、さらに視覚障害者向けのドイツ語のオーディオスクリプション機能を装備して完成させること。 ・作品は BKM の基準に従ってドイツ文化の影響が認められること。
年間予算	1847 万ユーロ
支援上限額	・長編・ドキュメンタリー映画：50 万ユーロ/1 作品 （例外が認められれば 100 万ユーロまで） ・短編映画：3 万ユーロ ・子供向け映画：50 万ユーロ （例外が認められれば 100 万ユーロまで） ・子供向け短編作品：3 万ユーロ
その他特筆すべき事項	—

支援名	Verleihförderung (配給支援)
-----	-------------------------

支援対象者	ドイツ国内の、あるいは国内に事務所を有する配給会社
支援対象	ドイツ映画配給に係る事前費用
支援体系	返済不要
条件	・配給しようとする作品には、BKMの基準に従ってドイツ文化の影響が認められること。 ・配給しようとする作品の製作費におけるドイツ側の負担率が過半数以上であること。
年間予算	69万ユーロ（配給の自己負担 30%以上）
支援上限額	5万ユーロ/1作品
その他特筆すべき事項	—

〔参考〕BKMの定めるドイツ文化の影響度

以下の四つの基準を全て満たしたものに限り、ドイツ文化の影響のある作品として認定される。

1. 右のいずれかの条件を満たすこと：a. 作品のオリジナル言語がドイツ語である。b. 監督がドイツ人あるいはドイツ国内に居住地を持つ者である。c. 監督が EU 圏内、欧州経済共同体圏内、あるいはスイスに国籍を持つ者である。
2. 制作者のうち、少なくとも 1 人が、a.ドイツ人、あるいはドイツに居住地を持つ者、もしくは、b. EU 圏内、欧州経済共同体圏内、あるいはスイスに国籍を持つ者である。
3. ドイツに居住地・支部を持つ制作者の製作費の負担率が、外国側の制作者の製作費負担と同等かそれ以上であること。
4. 作品の初上映がドイツでされること。

（ウ）ドイツ映画賞

また、FFA は BKM の委託により「ドイツ映画賞」の財務整理・事務処理も行なっている。1951 年以來の伝統を持つ「ドイツ映画賞」は、ドイツ映画アカデミーの会員 1900 名弱によって作品の選出が行われ、ドイツ国内では最も格式のある映画賞である。（なお、BKM によるその他の賞（「ドイツ短編映画賞」「配給賞」「脚本賞」「映画館プログラム賞」は FFA の管轄外。）

支援名	Deutscher Filmpreis（ドイツ映画賞）
支援対象者	下記参照
支援対象	昨年度に公開された長編、ドキュメンタリー、子供向け映画作品
支援体系	返済不要
条件	—
年間予算	300万ユーロ

支援上限額	下記参照
その他特筆すべき事項	・受賞金の用途は、次作の構成・制作に限られる。

〔ドイツ映画賞詳細〕 受賞作の場合、賞金最終額の中にはノミネート時の賞金が含まれる。

・長編映画

ノミネートx6 作品：25 万ユーロ/1 作品

ゴールドx1 作品：50 万ユーロ

シルバーx1 作品：42 万ユーロ

ブロンズx1 作品：37 万ユーロ

・子供向け映画

ノミネートx2 作品：12 万 5 千ユーロ/1 作品

ゴールドx1 作品：20 万ユーロ

・ドキュメンタリー映画

ノミネートx3 作品：10 万ユーロ/1 作品

ゴールドx1 作品：20 万ユーロ

・主演女優賞

ノミネートx3 作品

ゴールドx1 作品：1 万ユーロ

・主演男優賞

ノミネートx3 作品

ゴールドx1 作品：1 万ユーロ

・助演女優賞

ノミネートx3 作品

ゴールドx1 作品：1 万ユーロ

・助演男優賞

ノミネートx3 作品

ゴールドx1 作品：1 万ユーロ

・最優秀監督賞

ノミネート x3 作品

ゴールド x1 作品 : 1 万ユーロ

・最優秀脚本賞

ノミネート x3 作品

ゴールド x1 作品 : 1 万ユーロ

・最優秀撮影賞

ノミネート x3 作品

ゴールド x1 作品 : 1 万ユーロ

・最優秀編集賞

ノミネート x3 作品

ゴールド x1 作品 : 1 万ユーロ

・最優秀音楽賞

ノミネート x3 作品

ゴールド x1 作品 : 1 万ユーロ

・最優秀美術賞

ノミネート x3 作品

ゴールド x1 作品 : 1 万ユーロ

・最優秀衣装賞デザイン賞

ノミネート x3 作品

ゴールド x1 作品 : 1 万ユーロ

・最優秀メイクアップアーティスト賞

ノミネート x3 作品

ゴールド x1 作品 : 1 万ユーロ

・最優秀音響編集賞

ノミネート x3 作品

ゴールド x1 作品 : 1 万ユーロ

・最優秀ビジュアルエフェクト賞

ノミネート x3 作品

ゴールド x1 作品：1 万ユーロ

・名誉賞

ゴールド x2 作品 賞金なし

・動員数賞

ゴールド x1 作品 賞金なし

・ベルント・アイヒンガー賞

ゴールド x1 作品 賞金なし

(Ⅰ) Zukunftsprogramm Kino (映画館の未来プログラム)

ドイツ国内の映画館、特に大都市圏外にある中小規模の映画館を保護するための支援プログラム。

支援名	Zukunftsprogramm Kino I (映画館の未来プログラム)
支援対象者	ドイツ国内の映画館
支援対象	映画館施設の拡張・修築等にかかる費用
支援体系	返済不要
条件	スクリーン保有数が 6 つまでの映画館で、以下の条件のうち 1 つ以上を満たすもの： 1. 所在地の自治体の居住者が 5 万人を超えない。 2. 過去 3 年以内に BKM による「映画館プログラム賞」、ドイツ・キネマテーク連盟 (Kinemathekverbund) による映画館賞、所属する連邦州政府による映画館賞のいずれかを受賞している。 3. 観客率のうち 40%以上がドイツ・ヨーロッパ映画への動員、あるいは映画館上映プログラムのうち 40%以上がドイツ・ヨーロッパ映画である。
年間予算	1700 万ユーロ
支援上限額	・スクリーン数 1 の映画館：6 万ユーロ ・スクリーン数 2 以上の映画館：4 万 5 千ユーロ/スクリーン毎 (助成は例年の運営費の 40%まで)
その他特筆すべき事項	・コロナ危機により、2020 年 5 月から 2021 年 12 月まで、申請基準、支援上限額、年間予算に一時的に変更あり。

	・なお、コロナ危機により特に経営困難に陥った映画館のために 2020 年 8 月より特別支援「映画館の未来プログラム 2（Zukunftsprogram Kino II）」が開始された。
--	--

2.2.5 アメリカ

2.2.5.1 アメリカに関する調査概要

a. 映画産業

〔2019 年データ〕¹

(ア) 国内興行収入：	103 億 3710 万ドル ⇒全世界第 1 位
(イ) 国内の劇場動員数：	11 億 2850 万人 ⇒全世界第 3 位
(ウ) 国内のスクリーン数：	41172 ⇒全世界第 2 位
(エ) 平均チケット価格：	9.16 ドル
(オ) 一人あたりの年間平均入場回数：	3.4 回
(カ) マーケットシェアにおける国産映画の割合：	92.5%
(キ) 映画製作本数：	814 本

b. 映画支援概要

アメリカはかつて世界随一のコンテンツ産業国家として、あくまでもビジネスとしての映像産業の振興を掲げ、国家を挙げた保護政策からは距離を置いてきた。しかしアメリカコンテンツの台頭により自国の映像産業に多大な影響を受けた主にヨーロッパ諸国・カナダが自国の支援を積極的に進めたことにより、2000 年頃から映画製作がアメリカから他国へと移る、「Runaway Production」（映像製作の空洞化）が大きな問題となった。

そこでアメリカは主に税優遇措置を中心とした州単位での支援をスタートさせ、現在では過半数以上の州政府が映画産業にかかる支援制度を取り入れている。

アメリカの税優遇の最も特徴的といえる点は「譲渡可能な税額控除（Transferable Tax Credit）」を導入する州があることである。税額控除の中心は所得税で、他国と同様「主に撮影や製作を行った州や地域」での支出に対しての控除となる。一方、映画をはじめとする映像作品は作品の舞台・ロケーションにより撮影場所がその都度異なるため、必ずしも支出の中心となる代表会社の納税地と撮影場所とが同一とは限らない。会社が控除可能な枠を持っていても、納税義務のある地域での支出が少なければ受けられる控除が少なくなってしまうことになる。そこで、この「権利」そのものを譲渡・売買することで控除制度を最大限活用できるシステムが確立されたのである。権利の売買を仲介する業者も存在し、控除枠の売買も映像産業のひとつ

¹ European Audiovisual Observatory 発行「FOCUS」2011 年版～2020 年版を元に作成

のビジネスとして機能している。

また、還付についても可能と不可能があり、「**還付可能な税額控除（Refundable tax Credit）**」であれば、控除額が税額自体を上回ったときに、その差額が納税義務者に還付される。これが「**還付不可能な税額控除**」の場合、控除額は税額を上限として還付は行われない。本報告書作成時点での各州での支援制度導入状況は以下の表のとおりである。²

表 26 アメリカ各州でのインセンティブ制度導入状況³（注釈：同等の支援制度内での五十音順表記）

州	インセンティブ		
	制作費還付	税額控除の譲渡	税額控除の還付
アイダホ州	有	無	
アーカンソー州			
オクラホマ州			
オレゴン州			
コロラド州			
コロンビア特別区 （ワシントン DC）			
サウスカロライナ州			
ノースカロライナ州			
ミシシッピ州			
ミネソタ州			
ワシントン州			
ユタ州	有	不可	可能
テキサス州	有 （助成金）	無	
テネシー州			
メイン州	有	不可	不可
マサチューセッツ州	無	可能	一部可能
イリノイ州	無	可能	不可
コネチカット州			

² 制度に関する参考文献：米国で広がる映像製作に対する公的支援－フィルム・コミッションとタックス・クレジットー～「支援措置」自体が取引の対象に～日本政策投資銀行ニューヨーク駐在員事務所(2006 年 3 月)

https://www.dbj.jp/reportshift/area/newyork/pdf_all/91.pdf

³ データ参照：

<https://www.mediaservices.com/production-incentives/production-incentives-interactive-map/>

ジョージア州			
ニュージャージー州			
ネバダ州			
モンタナ州			
ペンシルベニア州			
ロードアイランド州			
アラバマ州	無	不可	可能
オハイオ州			
ニューメキシコ州			
ニューヨーク州			
バージニア州			
ハワイ州			
メリーランド州			
ルイジアナ州	無	不可	一部可能
カリフォルニア州	無	不可(条件付きで一部可能)	不可
ケンタッキー州	無	不可	不可
アイオワ州	インセンティブ無し		
アラスカ州			
アリゾナ州			
インディアナ州			
ウィスコンシン州			
ウエストバージニア州			
カンザス州			
サウスダコタ州			
デラウェア州			
ニューハンプシャー州			
ノースダコタ州			
ネブラスカ州			
バーモント州			
フロリダ州			
ミシガン州			
ミズーリ州			
ワイオミング州			

本報告書では税額控除の制度を導入している州のうち、映画産業が盛んな 3 つの州のみを取り上げ、詳しい支援制度について解説する。

2.2.5.2 カリフォルニア州の支援制度

カリフォルニアはハリウッドを擁し、世界の映画産業をリードする州である。前述の Runaway Production（映像製作の空洞化）がアメリカで問題とされてもなお、カリフォルニア州では税額控除や製作費還付等の支援は行わない時期が続いた。しかし他州での税優遇措置の競争の激化から映画会社離れが相次ぎ、2009 年より映画の税優遇政策を開始している。当初は優遇対象を限定し、VFX は対象外、製作費に関しても 7500 万ドル以下の作品に限定してきたが、大型作品の他州や外国への産業の流出が止まらなかったことから 2015 年施行の新たな州法で VFX 向け優遇税法を導入し、製作費の上限も取り払われた。ただし、一部例外を除き税額控除は譲渡不可（Non-Transferable Tax Credit）である。そのため、カリフォルニア州内・州外での支出は厳しく管理され、他州と比べても複雑な制度体系となっている。

(ア)カリフォルニア州の税額控除制度⁴

2020 年 7 月 1 日に改定された「カリフォルニア州フィルムおよび TV 税額控除プログラム 3.0⁵」より、カリフォルニア州で撮影されたことを条件に資格要件を満たした支出に対し、税額控除を認めるものである。2020 年 7 月 1 日から 5 年間にわたる本プログラムは、各会計年度の税額控除として 3 億 3000 万ドルを割り当てている。申請にあたっては、カリフォルニア・フィルム・コミッションが業務にあたる。

a. プロジェクト申請資格と支援内容

(a) プロジェクトの資格要件

1. 資格要件を満たした映画（テレビ・シリーズ、パイロット、ミニ・シリーズ、独立系映画⁶、非独立系長編映画⁷）は、資格要件を満たした申請者⁸となるために、下記の条件のいずれかを満たさなければならない。

- a. 製作費の少なくとも 75%はカリフォルニア州内の商品、サービス、人件費として使用されなければならない。

⁴ 本報告書ではテレビに関する記載は最小限に留め、映画を中心に記載する。

⁵ <https://film.ca.gov/tax-credit/>

⁶ 商業公開を目的とした映画で、製作予算 100 万ドル以上、上映時間 75 分以上のもの。非公開会社による製作である、また公開会社ではあるが、間接的、非間接的を問わず製作会社を 25%以上所有しない会社の製作によるもの。

⁷ 商業公開を目的とした非独立系映画。製作予算 100 万ドル以上、上映時間 75 分以上を満たすものであること。公開会社または公開会社の資本比率 25%以上の会社の製作によるもの。

⁸ 認められた映画の製作に従事し、当該映画あるいはテレビ番組のプロデュース、撮影、ポストプロダクションまでを管理する法人、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ、LLC あるいはその他の法人、個人を指す。申請者は、控除証明書を受領する最終承認を受けた時点で資格を満たした納税者となる。

b. 主要撮影日数の少なくとも 75%はカリフォルニア州内で実施しなければならない。カリフォルニア州内での撮影には、セカンド・ユニット、スタント、VFX ユニットによる背景の撮影、VFX、アクション、群衆シーンは含まれない。

2. 下記はタックス・クレジット・プログラムの申請要件を満たさないものとする。

- a. アニメーション
- b. 授賞式番組
- c. 50%以上がライセンスされた抜き映像で構成された番組
- d. CM
- e. 時事ネタ番組
- f. 昼ドラ
- g. ドキュメンタリー
- h. 教育番組
- i. ゲーム番組
- j. ミュージック・ビデオ
- k. 非商業用として制作された映画作品
- l. ニュース番組
- m. リアリティ・ショー
- n. 学生映画
- o. スポーツ・イベント
- p. ストリップ・ショー
- q. トーク番組
- r. 募金を目的としたチャリティ番組
- s. バラエティ番組
- t. (実質放映時間) 30 分の連続テレビ番組 (但しリロケーティング・テレビ⁹を除く)
- u. 米国連邦法規集のセクション 2257 とタイトル 18 の記録保持要件に該当するあらゆるプロダク

ション (企画)

(b) 税額控除

税額控除は、下記に指定された資金に従い、要件を満たしたプロダクション (企画) に会計年度ごとに割り当てられる。全カテゴリーは、ネットワーク TV、ケーブル、ペイ TV、配信 (ストリーミング)、劇場公開を含

⁹ 「リロケーティング・テレビ (シリーズ)」とは、直近のシリーズで主要撮影日数の 75%以上がカリフォルニア州外で行われたが、カリフォルニア州に場所を移した (リロケート) 作品を指す。

むあらゆる配給形態を想定して製作されるものとする。

1. 40% テレビ・プロジェクト（1 億 3200 万ドル）

2. 35% 長編映画（1 億 1550 万ドル）：

非独立系長編映画は上映時間 75 分以上、製作費 100 万ドル以上を必須要件とする。映画館あるいはストリーミングで商業公開されるものであること。毎週放送される映画（Movie of the Week、「MOW」）あるいはテレビ用映画のカテゴリーは除外される。これらテレビあるいは配信（ストリーミング・サービス）による公開を目的とした長編映画は、長編映画カテゴリーで申請することが可能。ネットワーク・テレビ放映用のライブ・プロダクションも長編映画カテゴリーで申請可能。但しストリーミングあるいはインターネットでの同時配信が申請の要件となる。

3. 17% リロケーティング・テレビ・シリーズ

4. 8% 独立系映画（2640 万ドル）

独立系映画は製作費 100 万ドル以上、上映時間 75 分以上を必須要件とする。劇場または配信（ストリーミング・サービス）／インターネットを通じて商業公開を行うものとするが、特に配給要件は設けない。独立系映画のカテゴリーに対する資金は下記の 2 系統に分けられる：

- a. 4.8% 認められた支出が 1000 万ドル以下の独立系映画
- b. 3.2% 認められた支出が 1000 万ドル以上の独立系映画

b. 税額控除および割増控除

(a)要件を満たした映画の税額控除

1. 25% 譲渡可能な税額控除

独立系映画の申請者は認められた支出の 25%を受け取る資格を有し、認められた支出予算のうち、最大 1000 万ドルに対して申請できるものとする。独立系映画の申請者は、税額控除の譲渡あるいは移管する資格を有するものとする。認められない支出の上限は設定されていない。

2. 25% 譲渡不可な税額控除

リロケーティング・テレビ・シリーズ関連

3. 20% 譲渡不可の税額控除

①長編映画、新テレビ・シリーズ、リカーリング・テレビ・シリーズ、パイロット番組あるいはミニ・シリーズという非独

立系長編映画は、20%の税額控除を受ける資格を有する。

②当該 20%の税額控除は、最大 1 億ドルの認められた支出に適用される。

③当該税額控除は譲渡不可で、カリフォルニア州における租税債務との相殺に使われるものとする。

④独立系プロデューサーは非独立系のカテゴリで申請可能だが、税額控除は譲渡不可とする。

(b) 割増控除/追加税額控除

全申請者は、リストアップされた 3 つのカテゴリ全部またはそのいずれかに当てはまる支出があった場合、その 5%または 10%の割増控除を受ける資格を有する。

1. 5% VFX

①テレビ・プロジェクト（リロケーティング・テレビ・シリーズを除く）と長編映画は VFX における 5%の追加税額控除を受ける資格を有する。

②VFX にかかる州内における支出は少なくとも 10M ドル、または全国規模の VFX の経費合計の 75%のいずれかと同等であるものとする。

③VFX のベンダー（供給業者）・コストは 30%が労働分、70%が非労働分として紐づくものとする。

2. 5% アウト・オブ・ゾーン支出

① テレビ・プロジェクト（リロケーティング・テレビ・シリーズを除く）と長編映画は、ロサンゼルス・ゾーン(LA ゾーン)¹⁰外での撮影により追加 5%の控除を受ける資格を有する。

② LA ゾーン外における認められた賃金・賃金外支出は、5%の割増控除を受ける資格を有する。適用期間¹¹内限定とし、主要撮影およびセカンド・ユニット双方を対象とする。

③ LA ゾーン外で購入および／またはレンタルし LA ゾーン外で完全に消費する賃金外支出は、書類による裏付けによって当該アイテムの費用の 100%に認められる。

④完全に消費するアイテムの見込みは、申請書に含まれるものとする。

⑤LA ゾーン外で購入および／またはレンタルされ、LA ゾーンの内外で使用される非消費支出は、非賃金カテゴリに当てはまる限り、割増控除を受ける資格を有する。支出は、オンライン・アプリケーション・ポータルで、カリフォルニア州における主要撮影日数のトータルに関連したアウト・オブ・ゾーン主要撮影日数に基づき算出するものとする。

¹⁰ Los Angeles Zone（ロサンゼルス・ゾーン）：カリフォルニア州ロサンゼルス市のビバリー・ブルバードとラ・シェネガ・ブルバードから半径 30 マイル圏内のエリア。アグア・ドルチェ、キャスティーク（キャスティーク湖を含む）、レオ・キャリロ・ステートビーチ、オンタリオ国際空港、パイル、そしてボモナ（ロサンゼルス郡フェアグラウンド含む）も含む。MGM, Inc.、コネホ・ランチはロサンゼルス・ゾーン内にある。

¹¹ Applicable Period（適用期間）：プリプロダクションに始まり、オリジナルの撮影がロサンゼルス・ゾーン外で完了する、カリフォルニア州内だがロサンゼルス外のプロダクションに関するもの。この期間には、遠隔地でのロケとロサンゼルス・ゾーンに戻る時間も含まれる。

(c) 地元雇用労働者¹²

①10%割増控除：非独立系プロダクション（長編映画、新テレビ・シリーズ、リカーリング・テレビ・シリーズ、パイロット番組、ミニシリーズ）は地元の労働者の雇用に対して、10%の追加税額控除を受ける資格を有する。

②5%割増控除：独立系映画とリロケーティング・テレビ・シリーズは、認められた地元雇用の労働者に対して、5%の追加税額控除を受ける資格を有する。

③地元の労働者の居住地を証明するための書類（カリフォルニア州の運転免許証、最新の公共料金の請求書）を用意する。これは雇用時にプロダクション（製作側）の会計と監査を行う CPA（公認会計士）から提出を求められる。

c. 予算と申請準備

(a) 対象支出

「認められる支出」とは、税額控除に割り当てられる製作費の一部のことである。これらの製作費は、カリフォルニア州内での製作期間中に支出され、提供されたサービスでなければならず、これらにはスタッフ、スタッフの給与、賃金、付加給付、施設および機材のレンタル費、安全、建設、衣装、食費、宿泊、ラボ経費などのプロダクション・オペレーション・コストを含むものとする。認められた賃金には、ローンアウト法人¹³などの職能法人¹⁴に対する賃金も含まれる。

①どの支出が控除額算出の要件を満たすかの参考となるかについては、“Qualified Expenditure Charts¹⁵”および“Budget Tagging and Tracking Tips¹⁶”を参照する。またこれらは認められた支出の予算化、追跡、報告に関する重要な情報も提供している。

②下記を含むがこれらに限定されない、認められていない支出は税額控除の資格を有しない。

a. プロデューサー、脚本家、監督、俳優、スタント、音楽監督、作曲家、音楽スーパーバイザー、演者に対

¹² プログラム 3.0 からの新制度

¹³ アメリカ特有の制度。オーナーあるいは被雇用者による労務提供を行う法人

¹⁴ Qualified Entities（職能法人）：個人サービスの法人（アメリカ合衆国内国歳入法セクション 269(b)(1)の定義による）、給与計算法人、あるいはその他の法人で、認められた個人による役務提供に関して認められた賃金を受け取る法人。

¹⁵ “Qualified Expenditure Charts”<https://cdn.film.ca.gov/wp-content/uploads/2020/10/3.0-QEC.pdf>

¹⁶ “Budget Tagging and Tracking Tips”<https://cdn.film.ca.gov/wp-content/uploads/2020/10/3.0-Tracking-Tips.pdf>

する賃金（エキストラ、スタンド・イン、オフ・カメラ・スタントに対しては資格あり）

- b. プロジェクトの権利取得、企画開発、ターンアラウンド、あるいはそれらに関連する権利にかかる経費（賃金含む）
- c. ファイナンス、人件費、マーケティング、宣伝、プロモーション、あるいは認められた（要件を満たした）映画の配給にかかる経費（賃金含む）。この項目には DCP およびプリントの複製費を含むが、これに限定されない
- d. 新たなメディアによる使用、（既存メディアによる）再利用、クリップ（抜き映像）利用、ライセンス、二次利用、二次利用料、サントラ、おもちゃ、ゲーム、ビデオ・ゲーム、予告編、特報を含むがこれらに限定されない付随的プロダクト¹⁷にかかる経費（賃金含む）
- e. カリフォルニア州外で提供された役務にかかる経費（例：物理的に州外で作業が行われた VFX 関連作業）
- f. 合意された手続き（Agreed Upon procedures、“AUP”）¹⁸の独立した報告書のために要する公認会計士にかかる経費
- g. キャリア・レディネスおよびトレーニング・プログラムに対する財政支援
- h. 連邦給与税
- i. カリフォルニア州のソルベンシー税
- j. 控除割り当てレター発行以前に、またはポスト・プロダクションの過程の完了後、30 日以上経過して発生した経費

（b）申請プロセス（詳細後述）

- ①第一段階：有資格のプロデューサーは税額控除申請を行う。
- ②第二段階：最高位にランキングされた被雇用者比率をそなえた申請書は必要書類を提出
- ③第三段階：承認されたプロジェクトに「控除割り当てレター」が発行される。
- ④第四段階：控除割り当てレターが発行されたプロジェクトは主要撮影、クランクアップ、ポスト・プロダクション、監査の開始時にすみやかに第四段階へと進む。
- ⑤第五段階：監査が終了後、税額控除証明書が発行される。

d. 第 1 段階：申請書提出及び被雇用者比率ランキング

（a）申請書提出方法

¹⁷ 認められた映画の要素、一部を含む一般消費者向けの商品。

¹⁸ Agreed Upon Procedures（合意された手続き／AUP）：カリフォルニア・フィルム・コミッションが用意した基準で、外部当事者（公認会計士）が税控除をしたプロダクションの監査をするために使用する。監査基準と呼ばれるこの手続きは、監査を行う法人かつ相応しい第三者によって策定され、同意されたもの。

① オンライン・アプリケーション・ポータル

- a. 申請は申請期間中にオンライン・アプリケーション・ポータルを通じて提出するものとする。
- b. 申請期間はカテゴリーごとにグループ分けされており、プロジェクトは同カテゴリー内においてのみ、他のプロジェクトと競うことになる。
- c. 申請者は、オンライン申請ポータルの下記のセクションを記入するため、プロジェクトの撮影スケジュールと認められた製作予算の情報を用意すること。
 - i. 申請者情報：法人及び納税者 ID
 - ii. 連絡先：氏名、会社名、電話番号、メール・アドレス
 - iii. 事業構造
 - iv. 資金源および法人の所有権
 - v. プロジェクト情報の案
 - vi. 撮影日数及びロケ地
 - vii. プロダクション・データ：キャスト、スタッフ、エキストラ
 - viii. 割増控除：VFX、アウト・オブ・ゾーン、地元雇用
 - ix. 認められた賃金、認められた賃金外給付、保険、成功報酬

② 申請者は連絡先を 1 カ所以上記載し、代表者が連絡取れない時でもコンタクトできるようにすること。

③ 申請者は、各割当て期において、1 プロジェクトにつき一件以上の申請をしてはならない。同プロジェクトに対して重複した申請がカリフォルニア・フィルム・コミッションに届いた場合、どちらも税額控除プログラムの対象から外されるものとする。

④ プログラムの承認前にカリフォルニア州で撮影が始まるプロジェクトは申請の資格を有しない（カリフォルニア州外での撮影の場合は可）。承認レターを受け取る前に発生したサービス、賃金、物品（購入済み、未購入のいずれを問わず）に要した費用は控除の対象とはならない。

(b) 被雇用者比率ランキング

① 被雇用者比率

- a. 被雇用者比率ランキングのプロセスは、プロジェクトが州内の雇用と経済活動を増加させる可能性を確認するために法令により要求されている。
- b. 申請者は、オンライン申請ポータルを通じて、認められた賃金と、認められた賃金外給付を入力することを求められる。各プロジェクトの被雇用者比率を算出するには、まず認められた賃金に賃金外給付の 35%を加え、この数字を希望する税金控除額の概算で割る。その結果が「基礎的被雇用者比率」となる。

- c. 認められた賃金が本計算において賃金として含まれるためには、それらが申請者により、あるいは給与支払いサービスにより直接支払われたものであるとする。第三者ベンダーにより支払われた賃金は、認められた（賃金外の）支出として分類される。
- d. 被雇用者比率ランキングの目的において、認められた支出は、割増控除、成功報酬、完成保証を含まない。
- e. VFX を手がけるベンダーに対する支払いは、認められた賃金の 70%、認められた支出の 30% が割り当てられるものとする。

② ボーナス・ポイント

基礎的被雇用者比率は、下記に挙げる分野における活動に基づき増加させることができる。これらをボーナス・ポイントとする。

- a. ロサンゼルス外（アウト・オブ・ゾーン）での主要撮影日数：ボーナス・ポイントは、カリフォルニア州における主要撮影全日数との関連で、ロサンゼルスから 30 マイルの地域における主要撮影日数のパーセンテージによって決定する。アウト・オブ・ゾーン撮影日とするには、該当日の一番最初のシーンはゾーン外で撮影しなければならない。
- b. 州内で行われた VFX：どの支出がボーナス・ポイントに該当するかについては、認められた支出のチャートを参照のこと¹⁹。これらは VFX 割増控除 5% の資格と同等の支出となっている。これらのボーナス・ポイントは、認められた支出が 1000 万ドル以下の独立系映画には該当しない。
- c. 音楽関連：楽曲とレコーディングにかかる賃金は、作曲をしたミュージシャンに対する賃金も含め、ボーナス・ポイントにカウントされる。音楽に関する仕事のいずれがボーナス・ポイントとして認められるかについては、認められた支出のチャートを参照のこと。これらのボーナス・ポイントは、認められた支出が 1000 万ドル以下の独立系の映画には該当しない。

③ 被雇用者比率ランキング

申請者は、被雇用者比率スコアを基準にカテゴリーごとに（当該カテゴリーには独立系長編映画、非独立系長編映画を含む）ランク付けがされる。カリフォルニア・フィルム・コミッションはそれぞれのカテゴリーに配分する控除額を申請期間中に決定。申請期間が締め切られると、各カテゴリーの最終候補のリストが決定する。当該リストには、当該カテゴリーに配分される控除額があらかじめ定められた額の倍になる（もしくは 200% となる）場合に控除が認められるプロジェクトが含まれている。カリフォルニア・フィルム・コミッションはこれらのプロジェクトを“上位 200% プロジェクト”と呼ぶ。

¹⁹ “Qualified Expenditure Charts”<https://cdn.film.ca.gov/wp-content/uploads/2020/10/3.0-QEC.pdf>

各カテゴリーにおいて、申請は、調整された被雇用者比率²⁰を基準にランクが決められる。各プロジェクトにおける調整された被雇用者比率スコアを算出するには、ボーナス・ポイントを合計し、基礎的被雇用者比率に加算する。“上位 200%プロジェクト”は通知を受けた後、申請の次の段階に進むことになる。

d. 第 2 段階：提出書類および最終ランキング

(a) 申請書—補足提出書類

申請の第 2 段階において、“上位 200%プロジェクト”は、カリフォルニア・フィルム・コミッションからの通知受領後 3 営業日以内に、下記の補足書類を提出するものとする。全書類はオンラインの申請ポータルを通じて提出し、各プロジェクトには申請番号が割り振られる。

①認められた支出予算 (“Qualified Expenditure Budget”、以下「QEB」)

- a. 認められた賃金、認められた賃金外給付、認められた付加給付のみ含み、また成功報酬および／または完成保証も含む可能性のある予算の詳細は、業界の基準に則ったプログラムを使用してセキュリティ・ロックをかけずに提出するものとする。認められない支出は NQ (Not Qualified) としてタグ付け／グループ分けし、QEB からは除外するものとする。カリフォルニア州外で生じた、または支払われた支出（すべて認められない支出）は XX とタグ付けし、こちらも除外する。
- b. QEB 支出は、原価管理のために完成保証会社、製作会社および／またはスタジオが使用する、修正後に確定した製作予算となる予算を基準にする。
- c. QEB に認められていない支出が含まれていた場合、申請者は修正を求められることがある。
- d. 修正した予算は、修正を求められた項目のみ言及するものとし、認められた支出を増額するような予算の修正は認められない。
- f. 保険にかかるコストは予算項目として含め、タグ付けし、契約部分には含めないものとする。E&O 保険（エラーズ&オMISSION保険）は個別に明記し、NQ としてタグ付けする。
- g. 認められた支出予算の 10%以下とする成功報酬は、予算のうち、契約部分に含むものとする。
- h. プロダクションが保証契約を締結する場合は、認められた支出予算の 2%以下とする保証契約にかかる経費が含まれる。
- i. 成功報酬および／または完成保証にかかる経費（該当する場合）は、トップ・シートの契約項目に含まれていた場合のみにおいて予算総額に含まれるものとする。もしこれらの経費が申請書のみに含まれていた場合は、認められた支出には加算されず、税額控除の対象からは除外される。

²⁰ Adjusted Jobs Ratio（調整された被雇用者比率）：第一段階においてプロジェクトのランキングを決定するために用いられる最終計算。計算の変数には認められた賃金、認められた賃金外給付、ゾーン外の日数、VFX、音楽にかかる費用が含まれる。式：調整された被雇用者比率 = 基礎的被雇用者比率 × [（トータル・ボーナス・ポイント） × 0.1] + 1]

②付加給付マトリックス

予算は、正しい付加給付内訳に従って立てるものとし、連邦付加給付は除外する。認められていない付加給付（例：FICA（日本の厚生年金にあたる制度）、メディケア、FUI（連邦失業保険）、FUTA（連邦失業保険法）は QEB 作成の際に除外するか、完全に取り除くものとする。申請者はカリフォルニア・フィルム・コミッションの付加給付マトリックスのテンプレートを使用するものとする。付加給付マトリックスに入力された付加給付は、QEB の付加給付と対応していなければならない。

③プロダクション・スケジュール

- a. 撮影日、（提出された脚本に対応した）シーン番号、シーン詳細を記載した簡易撮影スケジュールを提出するものとする。
- b. 撮影スケジュールには、ロサンゼルスゾーン外および／またはカリフォルニア州外で予定されている主要撮影日数について記載し、また予定されている中断および休日も記載するものとする。

④財源

申請者は、計算書、証券、銀行取引明細書、あるいは映画会社もしくは融資先からの誓約書などにより、製作費の少なくとも 60%は確保済みであることを証明しなければならない。

⑤脚本

スケジュールに対応したシーン番号をふった脚本を提出するものとする。

⑥詳細なステートメント

申請者は、レターヘッドを使用し、当該プロジェクトのロケ地選定にあたり、税控除が重要な要素であることを書面にて提出するものとする。当該プロジェクトが撮影されない可能性、および控除を欠く場合のプロジェクトの管轄地も含めるものとする。当該ステートメントは申請者の役員、幹部職が署名をしなければならない。本件は、立法分析局（LAO²¹）が要求する要件の一部を成すものである。

⑦違法ハラスメント・ポリシー²²

申請者は、違法ハラスメントに関し、報告、調査の手続きを含む会社のポリシーを書面にて提出しなければならない。書面にはさらに当該ポリシーの被雇用者に対する配布方法、教育、トレーニング、救済に関するリソースも含むものとする。

²¹ LAO あるいは Legislative Analyst's Office Documents（立法分析局）：申請書と共に提出が求められる財政および法人情報で、税控除証明書の申請の際には適宜修正が求められる。

²² ⑦および⑧はプログラム 3.0 新制度

⑧ ダイバーシティ・イニシアチブ

会社のマイノリティの参加を促すためのイニシアチブ、プログラムをカリフォルニア・フィルム・コミッションに提出しなければならない。ダイバーシティ・イニシアチブには、目標達成までの詳細および当該プログラムの関係者に対する周知方法も含むものとする。本要件は、認められた支出 1000 万ドル以下の独立系の申請者は免除される。

⑨ スケジュール R（非独立系申請者のみに適用）

公開会社、あるいは公開会社の関連会社である申請者は、直近でカリフォルニア州に提出した複合報告グループの構成員のリストと、控除が割り当てられた構成員を提出しなければならない。本要件は、LAO により要求されている要件の一部を成す。

⑩ 場所のリスト（非独立系の申請者のみ）

公開会社あるいは公開会社の関連会社である申請者は、もしすぐに入手可能であれば、州、郡、その他構成員が映画企画のファイナンスを行った管轄地のリストを提出するものとする。本要件は、LAO により要求されている要件の一部を成す。

⑪ 財務データ（独立系申請者のみ）

パートナーシップ、あるいは単一のメンバーで構成されている LLC（有限責任会社）であり、公開会社による出資比率 25%以下の申請者は、直近の貸借対照表、損益計算書、監査済み若しくは未監査の財務諸表、予算予測の概略を含むがこれらに限定されない財務情報を提出しなければならない。本要件は、LAO により要求されている要件の一部を成す。

⑫ メンバー／パートナーのリスト（独立系の申請者のみ）

パートナーシップ、あるいは単一のメンバーで構成されている LLC（有限責任会社）であり、公開会社による出資比率 25%以下の申請者は、パートナーシップにおいては全パートナーの氏名、カリフォルニア州の税制における公開会社ではないパートナーシップとして分類されている LLC においては全メンバーのリストを提出するものとする。当該メンバーのリストは、オンライン申請ポータルの財源及びオーナーシップのセクションのオーナーに記載される氏名と対応するものでなければならない。当該メンバーのリストは、出資をした法人ではなく、申請した法人のメンバーと関連づけるものとする。本要件は、LAO により要求されている要件の一部を成す。

(b) 修正した税控除および検証された被雇用者比率のレビュー

①第 2 段階において、資料が不十分なプロジェクトは、税控除の割り当てを受ける資格を有しないものとする。指定された資料を提出しなかった場合は、申請の順番から削除されるものとする。

②申請書と補助資料の受領後約 20 営業日以内に、カリフォルニア・フィルム・コミッションは申請者に電子メールにて、修正された被雇用者比率と税控除割り当て額の見込みを通知するものとする。

③同じカテゴリー内における競合プロジェクトに対する修正された被雇用者比率のランキングは、提出されたプロジェクトのステータスを「認可 approved」、「ウェイティング・リスト waitlisted」、「落選 rejected」として表記する。

④ウェイティング・リスト上のプロジェクト

a. 要件を満たす申請者が当初予算を超えた場合、上位 200%にランキングされて税額控除を受けられなかったプロジェクトは、プロジェクトのカテゴリーごとにウェイティング・リストに載り、その旨通知される。

b. ウェイティング・リストに載ったプロジェクトで、控除割り当てレターの受領前にカリフォルニア州で撮影が始まるものは、要件を満たさないものとする。

c. あるカテゴリーにおいて税控除が可能となった場合、カリフォルニア・フィルム・コミッションはウェイティング・リスト上位 1 番目の申請者に、税控除を受けるか否かの意向を確認する。

⑤ウェイティング・リスト上の申請者は、州外での撮影、制作中止など、ステータスに変更があった場合は、その旨カリフォルニア・フィルム・コミッションに通知するものとする。

⑥ウェイティング・リストは、同じプロジェクト・カテゴリーにおいて次の申請期間が始まった時に失効するものとする。

e. 第 3 段階：控除割り当てレターおよび承認された申請に対する必須要件

(a) 控除割り当てレター（“Credit allocation letter”、以下「CAL」）

①承認レターの発行

a. 承認後直ちに、審査継続中に最終資料の提出を控えた段階で、申請者に対し、被雇用者比率および税控除割り当ての見込みを記載した CAL が発行される。

b. CAL は提出された企画ごと（シナプシス、脚本、スケジュール、予算）に発行される。承認を受けたプロジェクトの差し替えは厳禁とされ、税控除の申請撤回とされるものとする。

c. カリフォルニア・フィルム・コミッションは下記の情報をカリフォルニア・フィルム・コミッションのウェブサイトに掲載することを義務付けられている：申請者の法人、プロジェクトのタイトル、撮影日数、雇用予定のキャスト、スタッフ、エキストラの人数（概算）、認められた支出の合計、税控除割り当ての見込み。税控除プログラムに提出されたその他の情報は機密情報とされカリフォルニア州公記録法（“California Public Records Act”）の対象とならないものとする。

d. 予測しない遅延あるいはキャンセルが生じた承認されたプロジェクトは、控除が再配分できるよう速やかにカリフォルニア・フィルム・コミッションに通知するものとする。

②クレジット割り当てレターの日付

CAL の発行日はプログラムの変動する日程が確定した日とする：

- a. 支出額が認められた日。
- b. プロダクションは 180 日以内に主要撮影を開始するものとする。認められた経費が 1 億ドル以上の承認されたプロジェクトは、240 日以内に主要撮影を開始する。
- c. プロジェクトは 30 カ月以内に最終要素（素材）をデリバリーしなければならない。

(b) パイロット・スキル・トレーニング・プログラム²³

控除割り当てレターを受け取った申請者は、パイロット・キャリア・パスウェイ・トレーニング・プログラムへの資金面での貢献を求められる。当該プログラムは十分なサービスを受けられないコミュニティ出身の個人が業界のキャリア・トレーニングを受けるためのプログラムとなっている。承認された申請者の寄付は、CAL にて確認された税額控除割り当て見込みの 0.25%。寄付は CAL 日より 10 営業日以内になされるものとする。当該条件に従わなかった場合は、税控除撤回となる可能性がある。資金の取引は非営利のエージェントを介して行われ、パイロット・スキル・トレーニング・プログラム諮問委員会とカリフォルニア・フィルム・コミッションが監督する。

(c) プロダクション現況

承認された申請者は、クランクイン日、タイトル、エピソード数、中断／開始／停止日、予算もしくはスケジュールの大幅な減少を含む大きな変更については、カリフォルニア・フィルム・コミッションにメールで通知しなければならない。

(d) 中断に関する規定

①「中断」とは、プリプロダクションあるいは主要撮影の流れを中断することを意味する。撮影開始まで 180 日（あるいは 240 日）のデッドラインが近づいた時点で、プロダクションは上限 120 日（土日祝日含む）までの中断の実施による遅延を許される。

- a. 中断をリクエストする申請者は、180/240 日のデッドライン前に少なくとも 1 日の主要撮影をしていることを要求される。
- b. カリフォルニア・フィルム・コミッションによる主要撮影の検証用に、香盤表、プロダクション・レポート、シーン番号／脚本ページおよびラッシュ（デイリー）を、撮影 1 週間以内にカリフォルニア・フィルム・コミッションに提出するものとする。

²³ プログラム 3.0 新制度

②当初の中断の後、プロダクションは 1 回以上中断することができるが、いかなる状況においても、トータルで 120 日を超えてはならない。

③プロダクションが、当初の主要撮影日から 120 日以内に再開されない場合、当該プロジェクトは本プログラムの資格を失うものとし、次年度以降においても再申請の資格は有しないものとする。

(e) 不可抗力

スケジュール、撮影地（ゾーン内外）および支出に大幅な変更があったプロジェクトは、最終的な被雇用者比率に大幅な下方修正が生じ、その結果税控除額が減額される可能性がある。ただし予期せぬ状況に直面したプロジェクトは、相当な事由あるいは不可抗力の規定を適用する。法令によれば、不可抗力とは映画監督、キャストの死亡、不能、違反、火事、洪水、地震、嵐、ハリケーンあるいはその他の自然災害を含むがそれらに限定されない天災、テロあるいは政府の制裁を含む出来事で、資格を満たした納税者のコントロールの及ばないものを意味する。被雇用者比率に悪影響を及ぼす可能性のある不可抗力の定義に当てはまる事象については、申請者はカリフォルニア・フィルム・コミッションと協議するものとする。

f. 第 4 段階：製作中における申請者に対する要求

承認されたプロジェクトの主要撮影が開始されると、ステータスが第 4 段階へと変わり、それまでに必要書類はオンライン・ポータル第 4 段階にアップロードされるものとする。

(a) 撮影日数を証明するもの

① 香盤表

UPM²⁴から承認と署名を受けたのち、申請者は主要撮影の初日に香盤表を提出しなければならない。中断から再開したプロダクションは、主要撮影の再開初日に香盤表を提出しなければならない。

② プロダクション・レポート

UPM により承認、署名されたプロダクション・レポートは、主要撮影の日毎に提出しなければならない。未提出分のレポートは週単位で提出することもできる。

(b) 現地コミュニティにおける支出のレポート

ロサンゼルス郡の外で撮影をする申請者は、現地コミュニティ支出レポートに必要事項を記載し、提出する

²⁴ Unit Production Manager (UPM) とは、全米監督協会 (DGA) が承認したピロー・ザ・ラインにおける責任者を指す。DGA ではない場合は制作主任 (プロダクション・マネージャー) と呼ばれるが、業務はライン・プロデューサーとほぼ同義。

ものとする。これはロサンゼルス郡外での撮影にかかる全支出に適用され、最低支出額は設定されていない。申請者は、郡内での支出が確定した時点で最終的な要素が揃うまで待つことなく、本セクションを完了することが求められる。

(c) キャリア・レディネスに関する要件

全申請者は、カリフォルニア・フィルム・コミッションが認めたキャリア・ベースの学習 & トレーニング・プログラムに参加しなければならない。これは次世代のフィルムメーカー達に刺激を与え、教育し、還元する機会である。これには、インターシップ、製作のプロフェッショナルによるワークショップ、プロのスキルを学ぶツアー／撮影現場訪問、教育者に対する継続的な教育、あるいは財政的支援などが含まれている。本要件はプロジェクトのどの段階においても遂行可能。プロダクションが撮影現場における実務研修、インターンシップ、ワークショップ／パネル、プロのスキルを学ぶツアー及び撮影現場訪問を選択した場合、全参加者は健康と安全の規約に従わなければならない。本要件に関する詳細はカリフォルニア・フィルム・コミッションのウェブサイト参照し、カリフォルニア・フィルム・コミッションにコンタクトし、選択した内容につき検討するものとする。本要件成就後すみやかにサマリー・レポートに記入をするものとする。

g. 第 5 段階：税額控除証明書の発行

(a) 最終証明書取得までのプロセス

- ①プロジェクトの完成後、申請者は支出のサマリー・レポートを完成させなければならない。このレポートには、下記を含むがこれに限定されない項目を含むものとする：
認められた賃金、認められた賃金外給付、州内外における実際の主要撮影日数、VFX と音楽に要した実額、AUP²⁵のレポートにより検証された被雇用者比率
- ②申請者は、審査用の全書類の準備と AUP が整った時点で、カリフォルニア・フィルム・コミッションに対し最終書類の提出を推奨される。最終書類提出に関しては、正式な締切は定めていない。
- ③申請者は、オンライン・ポータルユーザーに規定された手続きを実施するため公認会計士を加え、プログラムの書類にアクセスできるようにしなければならない。

(b) 提出資料の最終チェック

²⁵ Agreed Upon Procedures (合意された手続き／AUP): カリフォルニア・フィルム・コミッションが用意した基準で、外部当事者（公認会計士）が税控除をしたプロダクションの監査するために使用する。監査基準と呼ばれるこの手続きは、監査を行う法人かつ相応しい第三者によって策定され、同意されたもの。

①支出サマリー・レポート

②著作権登録証明書

申請者は、控除割り当てレター受領後速やかに著作権登録申請をすることを推奨される。脚本登録を証明するフォームは必ず提出のこと。著作権者は資格を満たした納税者、その関連会社、もしくは認められた申請者が映画を製作している非関連会社のいずれかとなる。

③パイロット・スキル・トレーニング・プログラムの受領と検証

④立法分析局（LAO）から要求された書類のアップデート版

⑤キャストとスタッフのリスト

第 4 段階におけるプロジェクトはすべてキャストとスタッフの最終リストを提出しなければならない。リストには社会保障番号も記入のこと。

⑥脚本スーパーバイザーによるライン・スクリプト²⁶：全申請者は脚本スーパーバイザーによるライン・スクリプトを提出しなければならない。ライン・スクリプトに変えて、ダイアログ／スポティング・リストの提出も可能。

⑦プロダクション・スチール：申請者は、デジタル・ファイルで、プロダクションのスチール（5 枚）を提出しなければならない。キャストが写っている場合は、製作会社がアプルーバルを取得すること。スチールはカリフォルニア・フィルム・コミッションのプロモーション目的で使用される。カリフォルニア州における多様なロケ地と雇用を紹介するスチールであることが求められる。

⑧スクリーン・クレジットおよびカリフォルニア・フィルム・コミッションのロゴ

a. スクリーン・クレジット：最終クレジット証明書を申請するプロダクションは、下記を含む謝辞をスクリーン・クレジットに入れるものとする：“The State of California and the California Film Commission”。ただし、Children’s Television Act あるいは地元自治体、州、もしくは連邦政府により謝辞が禁止されている場合は除く。

b. カリフォルニア・フィルム・コミッションロゴ：全プロダクションはエンド・クレジットにカリフォルニア・フィルム・コミッションのロゴを入れなければならない。

²⁶ 撮影シーンを記録した脚本

⑨メイン&エンド・クレジット：メインおよびエンド・クレジットをカリフォルニア・フィルム・コミッションに提出しなければならない（PDF あるいは QT）。チェック用はタイトル制作会社あるいはポストプロダクション会社が実際にレイアウトしたものであること。

(c) 合意された手続き

①公認会計士

税控除証明プロセスの一環として、公認会計士による合意された手続き（AUP）のレポートを用意するものとする。公認会計士は、有効なライセンスを有する、あるいはカリフォルニア州において認証サービスを行う会計事務所として有効性を証明できるものとする。公認会計士は、AUP レポートを完成させるため、カリフォルニア・フィルム・コミッション／公認会計士セミナーに出席するものとする。（承認されている事務所のリストはカリフォルニア・フィルム・コミッションのウェブサイトにて入手可。）

②AUP 書類および公認会計士の検証

第 4 段階にて列記された書類に加え、公認会計士は最終チェックリストに記載された書類の検証と認証をしなければならない。

a. ベンダー最終要素（素材）制作レター：認められた映画作品の最終版のアンサー・プリント²⁷、マスター、デジタル・シネマ・ファイル（DCP）等が作成された時点でポストプロダクションのプロセスは終了したとみなされる。記録用、海外用の素材は含まない。当該レターはポストプロダクション施設あるいはポストプロダクション担当部門が発行したオリジナルであるものとし、レターヘッドにプリントアウトし、署名をしたものであるものとする。

b. 州内作業の検証／ベンダー検証フォーム・レター：検証フォームは、製作会社と契約した VFX、タイトル、ポストプロダクション、音響、デジタル・エフェクトを手がける各社により記入されたものであること。検証レターには、カリフォルニア州において実施された作業の総額をドル建てで記入し、署名をするものとする。検証レターは、各社発行によるオリジナルであるとし、レターヘッドにプリントアウトし、署名をしたものであるものとする。

c. 関連当事者開示リスト：承認された全申請者は、すべての関連当事者との取引リストを提出しなければならない。

d. 代理に関する検証レター：世界中で VFX に要した費用が開示済みである旨、会社のレターヘッドにプ

²⁷ 現像所で仕上げられた最初の映像フィルム

ントアウトし署名をしたレターに記載するものとする。さらに申請者は、すべての関連当事者が開示され、認められた支出に対する保険請求が経費レポートに記載されていることを検証する（該当する場合）。当該レターにはさらに、認められた支出に関するすべての未払いの発注書およびすべてのインボイスが支払い済みである旨の検証も含むものとする。

e. 資産（assets）のリスト：リストには 10,000 ドル以上の資産を含めること。まとめて購入したものでなく、複数の素材から建設した個々のセットは含めないこと。250 ドル以上の電化製品資産についてはリストに含めること。例）コピー機、プリンター、カメラ、ドライブ、モニター、DVD プレーヤー、コンピューター等。

f. 支払い代理人のレター：最終要素(素材)を作成してから 30 日以上が経過した未払いインボイスが存在しないことを検証したレターを提出のこと。

(d) ペナルティに関する規定

①監査の期間中、認められた支出の検証に加え、公認会計士は実際に支払う賃金および賃金外給付をベースに控除割り当てレター 被雇用者比率を再計算するものとする。第 4 段階において計算された最終被雇用者比率が、控除割り当てレターにおける被雇用者比率と比較して水増しされていた場合、当該プロジェクトは税控除の減額のペナルティを課される可能性がある。

②申請者は、再計算した被雇用者比率に悪影響を与えた可能性のある正当な事由の定義に当てはまる事案については、カリフォルニア・フィルム・コミッションと協議するものとする。

③水増しのペナルティについての規定は、正当な事由による減額に該当しない場合は下記の通り：

- a. 被雇用者比率が 10%以上減少した場合、同パーセンテージの割合で税額も減額となる。
- b. 被雇用者比率が 20%以上減少した場合、資格を満たした納税者（申請者）あるいは資格を満たした納税者が管理する報告グループは、決定の日より 1 年間、税控除プログラムの申請することができない。
- c. 例：申請者の被雇用者比率が 4.5 であったケース。最終的な被雇用者比率は 4.0 に減少する。最終的な被雇用者比率が 11%減少することになるため、最終的な税控除額も 11%減少することになる。
- ④同じペナルティが非独立系と独立系の双方に適用される。

(e)最終税控除証明書の認証（アプルーバル）

①カリフォルニア・フィルム・コミッションは申請者および公認会計士により提出された全資料を再審査し、本プログラムの全基準を満たしているかどうか見極め、税控除の証明書申請に対し、承認／非承認の決定をする。審査の間、カリフォルニア・フィルム・コミッションは当該プロダクションが認められた映画かどうか確認するため、ま

た認められた支出かどうかの検証をするため、追加の書類提出を求める場合がある。

②税控除の最終額は、認められた支出および AUP レポートにおいて確認された被雇用者比率のパーセンテージに基づくものとする。この額は控除割り当てレターに記載された額を下回る可能性もあるが、上回ることはない。

③控除証明書の請求が拒否された場合、カリフォルニア・フィルム・コミッションは申請者に対し理由を付記した拒否の通知を送付する。拒否は最終的なものであり、行政不服審査の対象外とする。

(イ)カリフォルニア州の税額控除利用方法

2020 年 1 月 1 日に始まり 2023 年 1 月 1 日に終わるまでの間、非独立系の税額控除を受けるものは、州所得税との相殺については 500 万ドルを上限とし、売上税／使用税との相殺に関しても 500 万ドルを上限とする。納税義務に対する控除額の上限は構成員それぞれについて存在しており、売上税／使用税に対する控除の上限は関連会社による申請が可能である。

独立系映画についても 3 年にわたり 500 万ドルの控除上限が適用される。独立系映画から税控除を購入した会社は、州所得税との相殺に使用する場合と同じ上限が適用される。その他の情報については下記の通り。

a. 一般情報

①カリフォルニア州映画 & テレビ税控除プログラムへの参加資格を満たした納税者あるいはその関連会社は、税控除証明書に明記された額の純税（“net tax”）に対して控除をすることが認められている。

②税控除は控除証明書の発行年により管理されている。納税者は控除証明書を受領すると、証明書発行年以降還付請求ができる。控除限度超過額は続く課税年度の純税を減少させるために繰り越すことができ、必要であれば続く 8 年（プログラム 3.0 の場合）にわたり可能。これはプログラム 3.0 においては 9 年延長して繰り越しできることを意味する。年間 500 万ドルの上限により、プログラム 3.0 の最初の 3 年間、繰り越しは 9 年から 12 年（3.0）となる。

③繰り越し期間の延長は、控除が制限されている年数のみ可能。例えば、納税者が 2022 年度に利用資格があるプログラム 2.0 の控除を得た場合、納税者は 1 年に限定される。よって控除は追加の繰り越しの 1 年間認められる。

④税額控除は 1（社）以上の関連会社に譲渡可能。“関連会社”は Revenue & Taxation code に、セクション 25110 (b)に規定された通り、一般的に管理されたグループの 1 法人を意味する。

⑤資格を満たした納税者は、一部を所得税、一部を売上税／使用税に振り分けが可能だが、発行される控除証明書は 1 通のみとする。

⑥発行済みの税額控除証明書に償還条項は規定されていない。

⑦プロダクションは、控除証明に関連する記録の全てを、税還付を申請した日より最低 3 年間保存しなければならない。

⑧ LLC がパートナーシップあるいは“S”コーポレーションとしての課税を選択した場合、LLC はパススルー企業²⁸として扱われる。パススルー企業のケースにおいては、納税者が資格を満たした納税者であるか否かの決定は、法人レベルでなされるものとする。パススルー企業には控除は認められない。控除はパートナー、メンバー、あるいは株主にパススルーされる。

b.税額控除の所得税との相殺

①“純税”を超える控除が認められる場合、超過した控除額は“純税”を減少させるため、続く課税年度、およびその後の 8 年（3.0 の場合）の各課税年度まで控除額がなくなるまで持ち越すことができる。

②所得税の相殺に使用された控除額は払い戻し不能。

③単に控除として得た控除額は、収入として報告することはできない。但し、納税者が控除額を売った場合は、課税所得として報告することができる。（詳細は“譲渡可能な税額控除”を参照のこと）

c.税額控除の売上税／使用税との相殺

①2020 年 1 月 1 日から 2023 年 1 月 1 日までに申告した売上税／使用税との相殺は、500 万ドルの上限が設けられている。2020 年 1 月 1 日以前の売上税／使用税に対する控除は影響を受けない。

②持ち越し期間の延長は、控除が限定されている期間のみとする。例えば、2022 年に使用資格のある

²⁸ 法律用語:導管実体

1500 万ドルに対するプログラム 3.0 の控除を有していた場合、その納税者は 1 年限定とする。よって当該控除は追加 1 年の持ち越しが認められることになる。

③売上税／使用税に対する相殺をする場合、控除は州の売上税／使用税の一般財源部分の税率－3.9375%のみに適用されるものとする。控除は以下に挙げる州の売上税／使用税の税率には適用されない：地方公共安全基金 0.50%、地方財源基金 0.50%、2011 年度地方財源基金 1.0625%、そして地方財源に割り当てられた 1.25%

④法人 A（あるいはその関連会社）に対する売上税／使用税は、法人 A の顧客に対する小売りにおける売上税に、そして法人 A が使用税課税対象購入を行った際の使用税のみに適用されるものとする。当該購入には州外のベンダーからのもの、カリフォルニア州内で使用する課税対象のレンタルも含まれる。

⑤控除は、法人 A の購入につき法人 A がベンダーに対して支払った売上税には適用されない。カリフォルニア州のベンダーに支払われた売上税は、それがベンダーに対する弁償だったとしても、当該法人の売上税とはならない。個人あるいは法人がベンダーから購入したアイテムに課税された売上税を支払ったとき、購入者はベンダーに対して実際はベンダーが州に対して支払うことになる売上税を払い戻していることになる。

⑥払い戻しは、製作期間（プリプロダクション）が始まる四半期の初日に始まり、申告者の最も直近の売上税／使用税の申告期間中に終了する期間に支払われた税金のみが対象となる。

⑦売上税／使用税の還付請求をするためには、納税者はカリフォルニア州税管理局（California Department of Tax and Fee Administration）のフォーム（CDTFA-318 *Claim for Refund and Irrevocable Election to Apply Credits Against Qualified Sales and Use Tax Liability*）に記入しなければならない。

⑧カリフォルニア州税管理局（CDTFA）は、申告者の最も直近の売上税／使用税の還付申告日に支払われた認められた売上税／使用税を払い戻しする可能性がある。

⑨控除は、控除が割り当てられた会計年度に関わらず、製作期間終了後 9 年（3.0 の場合）の売上税／使用税に対する申告も可能。ポストプロダクションの過程が終了し、認められた作品の最終版アンサー・プリント、マスター、デジタル・シネマ・ファイル（DCP）が完成した時点で製作は完了したものとみなされる。

⑩資格を満たした納税者は、売上税／使用税に対してカリフォルニア・フィルム・コミッションが認定した控除額を、認定後すぐに使用することができる。但しこれら認定された控除は、実際には、資格を満たした納税者の法人税あるいは所得税申告がなされるまでは付与されない可能性がある。実際に控除が付与されるまでは、

関連会社は控除の申請はできない。

⑪控除は、監査の結果生じた一般財源にかかる税に適用することができる。（Revenue and Taxation Code セクション 6902.5 の規定を条件とする）

d.譲渡可能な税額控除

①“非独立系映画”に起因して控除を受けた資格を満たす納税者のみが、非関連当事者に控除を譲渡することができる。

②独立系映画の税控除は、認められた支出予算最大 1000 万ドルに適用される。製作予算の上限は設定されていない。控除は、1 社以上に譲渡してはならず、非関連当事者からの転売もすることができない。

③納税者が控除を譲渡した場合、当該譲渡額は課税所得として報告可能。

④第三者が独立系映画製作会社より控除を譲渡された場合、当該控除は購入者の所得税のみに適用され、売上税／使用税は対象とならない。2020 年 1 月 1 日から 2023 年 1 月 1 日までの間、当該第三者の購入者は、申請者と同様に 500 万ドルの上限が課せられる。

⑤資格を満たした納税者より税控除を購入した当事者は、当該納税者に対する条件と同じ条件が課せられる。

⑥税控除を購入した当事者は、支払い額と控除額の差についての所得に関して報告しなければならない。例えば、100 万ドルと同等の控除額を独立系の映画会社より 80 万ドルで購入した購入者の場合。購入者は 100 万ドルの税の請求に対して当該 100 万ドルを充当する。購入者は 20 万ドルに対して税金を支払う。

⑦いかなる場合も、資格を満たす納税者は、還付申告をした税控除の譲渡あるいは売渡しをすることができない。

⑧非関連第三者に税控除を売り渡そうとする資格を満たした納税者は、当該税控除の売渡しにかかる所得税の申告を必要としない。

⑨当該納税者が税控除の売渡しあるいは譲渡する場合、当該納税者は FTB フォーム 3551（税控除の売渡しあるいは譲渡する独立系のプロダクションの為の書式）を提出しなければならない。

2.2.5.3 ニューメキシコ州の支援制度

ニューメキシコは、近年映画産業が急成長している州である。大きな転機となったのは、人気ドラマ「ブレイキング・バッド」のロケ地としての成功だ。同作が大きな経済効果をもたらしたことから同州は映画・ドラマの誘致に積極的に取り組むようになったのである。また、サンフランシスコ州との地理的な近さや 1 年の 300 日以上が「晴天」という安定した気候も大きな要因となり、優れたビジネス・制作環境を提供することを可能としている。今後はニューメキシコ州の最大工業都市・アルバカーキが今後はアメリカの映画産業を拠点としての地位を確立することになると予想されている。

2018 年には Netflix 社が同州のアルバカーキ・スタジオを買収し、2020 年 12 月には市長との共同声明でスタジオ拡大に更に 10 億ドルを投資することを約束した。これにより、向こう 10 年間で 1000 を超える作品が制作され、アルバカーキ・スタジオの設備投資に 1 億 5000 万ドルが投資される見込みである¹。

(ア)ニューメキシコ州の税額控除制度

ニューメキシコ州における税額控除制度の手続きは、ニューメキシコ・フィルム・オフィスを通じて行われ、1 会計年度あたりの税額控除は、約 3100 万ドルに及ぶ。以下は、2019 年 7 月 1 日以降の制作にかかる税額控除制度についての詳細²であり、参照される法令は「映画製作タックス・クレジット令、セクション 7-2F-1 から 7-2F-15」である。

a. 税控除制度

(a) 控除対象

2019 年 7 月 1 日以降に撮影を開始する映画製作会社、個人もしくは法人に対して、ニューメキシコ州での課税を条件に、映画製作あるいは商業オーディオビジュアル作品に発生する、ニューメキシコ州でなされた直接制作費及び直接のポストプロダクション費用 **25%の税額控除**が認められる。この控除は、ニューメキシコ州での課税を条件に、同州でなされたサービスにかかる費用もカバーする。ただし、製作会社がすでに行った非課税の取引、および他の納税者が税額控除を主張した費用は控除から除外される。また、いかなる会計年度においても、法令のもと、支払いに対し認められている**控除額の合計は 1 億ドルを限度とする。**

¹ <https://deadline.com/2020/11/netflix-billion-dollar-production-commitment-new-mexico-abq-studios-stranger-things-1234620435/>

² <https://nmfilm.com/wp-content/uploads/2020/09/FYI-370-Information-Regarding-Film-Production-Tax-Credits.pdf>

(b)追加控除の条件

- 1 ニューメキシコ州でのテレビ・シリーズ製作を意図した独立したパイロット版、または、商業配給を意図したテレビ・シリーズ製作で、1クールで少なくとも6エピソードを含み、ニューメキシコ州での支出が各5万ドル以上ある作品：5%の追加控除
- 2 ニューメキシコ・フィルム・オフィスにより認定された制作施設³を使用し、製作設備、防音スタジオ、あるいは、固定セットを活用することで一定の基準を満たした合：5%の追加控除
- 3 ニュー・メキシコ州内の、サンタフェ・ベルナリオエリアから最低60マイル離れた地方エリア⁴で発生した直接制作経費及びポストプロダクション経費に対する支払い：5%の追加控除

なお、①および②は重複不可であるため、追加控除は最大10%である。すなわち基礎控除25%と合わせて合計35%がメキシコ州における最大の税額控除となる。

(c)控除の対象となる直接経費

条件を満たす直接経費として認定されるには、役務・サービスはすべてニューメキシコ州内で提供されなければならない。全てはニューメキシコ州内を拠点とするエージェントもしくはブローカーが介在したものでなければならない。詳細はSection 7-2F-2 (E) NMSA 1978に定義されるが、以下に一般的な費用例を挙げる。

①アバブ・ザ・ライン⁵の賃金

ニューメキシコ居住者である人員への労働の手数料（賃金、付加給付、手当、人件費、マネージメントへ手数料）居住の申告（“Declaration of Residency”、「DOR」）が必要となる。

②アバブ・ザ・ラインの費用

ニューメキシコで雇用されるスタッフ&キャストへの賃金、手当、労働者の補償金、付加給付（パーディウム⁶や諸手当を含む）、仲介手数料。給与支払い会社はニューメキシコ州に実体が存在していなければならない。給与はニューメキシコ州で支払処理が行われなければならない。

³ 認定された施設のリスト：<https://nmfilm.com/wp-content/uploads/2021/01/Qualified-Production-Facilities1.11.2021.pdf>

⁴ エリアマップ：

<https://nmtrd.maps.arcgis.com/apps/View/index.html?appid=dd7b4e826098454db5bce1caa6a11a08>

⁵ アバブ・ザ・ライン（Above the line）製作予算のうち、ストーリー権および脚色権の獲得、脚本開発、脚本家、エグゼクティブプロデューサー、プロデューサー、監督、主要キャストなど、欧米で一般的な予算形式の上位に記載されるもの。これらの項目は作品のクリエイティブおよびビジネス的イメージに大きく寄与する要因を構成し、各個人・作品の人気や技力などにより金額が大きく変わる。

⁶ パーディウム（Per diem）：居住地から離れた土地で宿泊を必要とする撮影または仕事をする際に、給与以外にスタッフ、俳優に支払われる手当金。

③非居住者のビロウ・ザ・ライン⁷のスタッフへの賃金

サービスはニューメキシコ州で行われなければならない。賃金と労働者の補償金、仲介手数料（総受領税を含む）は認められるが、手当とパーディウムは認められない。

④非居住者のスタッフ

労働者災害補償保険、仲介手数料

⑤直接雇用の出演者

賃金、パーディウム、労働者の補償金、仲介手数料

⑥スーパー・ローン・アウト⁸（“Super Loan Out”）の支払い

以下を条件とした、演技者の役務に対しての個人サービス業者、への支払。

1. 税金控除の資格のある支払の一部について、個人サービス業者がニューメキシコで総領収税を支払っている
2. 映画製作会社が控除し、送金している、あるいはニューメキシコで所得税の最大率を控除し、送金している場合

⑦エキストラ

賃金、手当、労働者の補償金、付加給付、仲介手数料

⑧ニューメキシコ州内での発生費用のうち、以下のもの

セット建築及びオペレーション、衣装、アクセサリ、セット現場関連サービス、撮影費用、同期録音、照明、編集、設備レンタル、備品レンタル、航空機のチャーター費用、保険費用、保証金、CPA（公認会計士）サービス、贈答品※、芸術作品あるいは宝石類※、固定資産（但し売却した場合は、購入価格の総額から売却価格を差し引いた額が控除申請可能）、インターネット使用費用、公共駐車場料金、搬送費、州外／州内ベンダー（供給業者）費用、車両リース※、食料品、宿泊費※、航空券、車両サービス（ニューメキシコの旅行代理店経由でブッキングされたもの）、ホテル・家のレンタル、ニューメキシコ内の空港あるいは場所への送迎、倉庫費用（継続するシリーズ物の場合）、ロケーション費用（ニューメキシコ内）、迷惑料（ニューメキシコ州住民あるいは場所についてのものに限る）

【※⑧に関する注釈】

・乗用車の費用については、作品製作にかかわる個人に対して、州内移動は 1 人当たり、1 日 150 ドルを上限とする。また、使用する車両はニューメキシコ課税を条件にニューメキシコ内での資格を有したレ

⁷ ビロウ・ザ・ライン（Below the Line）映画製作予算中の一般スタッフの人件費や技術的費用など。Above the Line の下部に記載されることから Below となっている。

⁸ ニューメキシコ州特有のシステム。非居住の労働者をニューメキシコ州在住と同等とみなすため、州外で労働者を雇用する企業に対して払う手数料の類。

ンタル会社からの利用に限る。

- ・宿泊は認められたホテル・モーターに限り、1 人当たり 300 ドル/1 日とする。
- ・スタッフや俳優陣への贈答品は 1 人当たり最大 100 ドルまでとする。
- ・芸術品あるいは宝飾品は 2500 ドル以内で撮影に使用される必要があり、使用した証拠も提出する。

⑨ 労災保険

労災保険契約は、その契約がニューメキシコ州を拠点とするエージェントあるいはブローカーを通じて賄われる場合は経費対象となる。雇用者はニューメキシコ州で働いている間は、その保険契約によりカバーされる。製作会社の雇用者が州外で働く場合、その取引はニューメキシコ州で課税されないため、ニューメキシコ州の直接経費とはならない。それゆえ、その労働者の補償金は対象経費とはならない。

⑩ パフォーミング・アーティストの役務

一つの製作において、非居住者と居住者の主役級のアーティストによって行われた役務について、税額控除の額は、500 万ドルは超えないものとする。この制限はバックグラウンド・アーティスト⁹の役務には適用されない。

(d) 控除の対象とならない経費

- ① 総収入税あるいは所得税の対象とならないものすべて
- ② インターネット購入を含む、ニューメキシコ州に物理的に存在しないベンダー（供給業者）によって提供されたものすべて
- 3 航空会社経由で直接ブッキングされたすべての航空便
- 4 ニューメキシコ州内に発着しないすべての航空便
- 5 ニューメキシコ州外での送迎するためにニューメキシコ州の旅行代理店を通じて予約された車両
- 6 本申請以前の作品で請求した購買物
- 7 ニューメキシコ州外のベンダーにより発生した費用
- 8 間接費
- 9 詳細な補完書類が提供されない費用
- 10 源泉徴収をしない製作会社によって雇用されたキャスト
- 11 ローン・アウト契約¹⁰によって、源泉徴収せず、請求額によって総領収税を支払わない役者
- 12 法令の定義による対象とならない費用
- 13 非居住者の賃金（監督、脚本家、プロデューサー）
- 14 非居住者のピロウ・ザ・ラインのスタッフに対する手当、付加給付
- 15 非居住者スタッフのうち、ニューメキシコ・フィルム・オフィスによって認められていない賃金、手当、付加

⁹ バックグラウンド・アーティスト：パフォーミング・アーティスト（演者）ではないが代役を務める人、あるいはその演者の一部のアクション、身振り、顔の表情などの代理を務める。スタントとは別物である。

¹⁰ ローン・アウト・アレンジメント（契約）＝俳優などアーティスト個人が、自己が所有するマネージメント会社と契約を締結し、マネージメント会社が契約当事者となって第三者との間でアーティストの役務提供に関する契約を締結する方式。

給付

16 直接雇用の出演者に対する手当、付加給付

17 ニューメキシコ州内での発生費用のうち、以下のもの

打ち上げパーティー費用、部族地域での購買（部族地域¹¹での購買は課税対象外）、政府機関経費（通常非課税）、非営利団体経費（通常非課税）、家族の航空便とその関連費用（間接経費とみなす）、州外のベンダーによるもの（ニューメキシコ・フィルム・オフィスによって認められない場合）、インターネットによる購買（ベンダーがニューメキシコ州に物理的な実態がない場合は許可されない）

(e) 費用に関する注意点

①立替払いはニューメキシコ州の居住者のみに適用される。ニューメキシコ州居住者が使用した燃料費と携帯電話に対する立替は月次の明細書とニューメキシコ州での所得税の還付の書類が提供された場合のみ認められる。

②パーディウムは居住者及び非居住者の出演者のみに適応される。

③対象となる費目の購買の控除には、オリジナルのレシートが必要となる。

(f) 居住確認

①制作に関わる個人は、「映画居住カード（film residency card）」のコピー、ニューメキシコ州の運転免許証、あるいはニューメキシコ州発行の ID とともに、居住申告書が必要となる。もし、製作会社が個人を雇う前に、当局に居住チェックを求めた場合、当局はその調査を行うことができる。

②ニューメキシコ居住者であると虚偽に主張した者への賃金は、その時期にニューメキシコ居住者であったかどうかに関わらず、虚偽の申告として納税・歳入部に判断された日から 2 年間の間、その人物の賃金については適格な支出とはみなされないものとする。

③エキストラについては居住の申告は要求されないが、納税・歳入部がニューメキシコ州の住所に対しての給与支払い名簿をチェックする。

(g) 非居住者のビロウ・ザ・ラインスタッフへの控除

ニューメキシコの居住者でないビロウ・ザ・ラインスタッフ（“Nonresident Below the Line Crew”、(NRCE)）の賃金の支払いに対して、**15%の控除が認められる**。役務はニューメキシコ州で行われなければならない。ニューメキシコ経済発展局の映画部門の決定により、ニューメキシコ州の居住者でないビロウ・ザ・ラインスタッフ費用 20%のまでが、「セクション 7-2F-15 NMSA 197」の要請を満たすことで認められる場合がある。

¹¹ 部族地域とは伝統的な部族制度を保持している地域のことを指す

〔参考〕ニューメキシコ非居住者のピロウ・ザ・ラインスタッフ費用が合計 100 万ドルであった場合

総費用 100 万ドル × 控除 15% × 対象経費 20%（最大）＝ 3 万ドルの控除

b. 手続きの流れ

フェーズ 1.申請申込および納税・歳入部への登録

ニューメキシコ州で税額控除を受けるためには、まず基礎情報（名前、電話番号、メールアドレス、製作会社名、製作する作品タイトル、製作日程、予算表）をニューメキシコ・フィルム・オフィスにメールし申し込みを行う。すでにニューメキシコでの製作スケジュールが決まっており、資金調達及びキャスティングが整っていること場合は、プロジェクトを「ニューメキシコ納税・歳入部」に登録する。

フェーズ 2.ニューメキシコ・フィルム・オフィスへのプロジェクト登録

撮影またはオーディオビジュアル制作開始の 30 日前までに以下の書類を用意のうえ、ニューメキシコ・フィルム・オフィスに提出して「プロジェクト登録」を行う。

- ①プロジェクト登録書類
- ②納税・歳入部ビジネス税金登録書類
- ③税務情報承認書式

①～③の書類を用いて、ニューメキシコ経済発展局とニューメキシコ・フィルム・オフィスが製作会社の税務情報を審査する。この情報は還付可能な税金控除プログラムの効果を追跡し、支払いが正確で適切になされているかを確認するために使用される。

④Back2One 関連書類

コロナ禍に伴い、ニューメキシコ州の住民と映画・テレビ業界の人々の健康を守ることが業界の成功、経済、繁栄を継続させることにおいて一番の優先事項であるとの考えから、“Back2One”を導入している。その主な目的は：

1. 感染症の蔓延に際して、映画／テレビ・コミュニティーのための仕事場、業務の実施を安全かつ健全に行えるよう促進すること。
2. 製作を賢明で安全に先導し、成功が持続されることの一助とすること。

⑤コロナ感染状況について撮影・制作開始後から日報を作成する旨承諾する書類（PCR テストを実施したキャスト・スタッフのリスト、実施日、実施期間、陽性者の数など）

⑥非居住者のビロウ・ザ・ライン のスタッフ（NRCE）の控除にかかる書類（必要に応じて）

⑦フィルム・スタッフ・アドバンスメント・プログラム（FCAP）¹²（必要に応じて）

ニューメキシコ居住者のスタッフのスキルアップおよび新しい技術の習得に対し、費用を補填するもの。OJTを通し、ニューメキシコ・フィルム・オフィスが認めた技能者の賃金の 50%（1040 時間まで）を対象とする。

⑧製作予算表

フェーズ 3. 認定書の発行およびプリプロダクション・ミーティング

a. 認定書の発行

上記書類を審査の上、ニューメキシコ・フィルム・オフィスが認定証を発行する。認定書には、認定された還付可能な税額控除額と公認会計士の監査報告書（必要な場合）、最終の課税対象となるニューメキシコ州での費用の認定日が言明されている。

b. プリプロダクション・ミーティング

認定書の発行に加え、ニューメキシコ・フィルム・オフィスが撮影開始の 14 日前までに「プリプロダクション・ミーティング」¹³を調整し、税額控除を受ける上での手続きについて時系列を踏まえたレクチャーがある。

c. プレスリリースに向けた準備

製作会社の情報を元に、ニューメキシコ・フィルム・オフィスがプレス・リリースを作成する。

- 1 作品タイトル
- 2 製作会社／所属スタジオ
- 3 作品の形態（例：独立系映画、ドキュメンタリー、テレビ版パイロット他）
- 4 撮影スケジュール
- 5 雇用予定ニューメキシコ・スタッフの人数
- 6 起用予定のニューメキシコの主要キャストの人数

¹² FILM CREW ADVANCEMENT PROGRAM (FCAP)

<https://nmfilm.com/film-crew-advancement-program-fcap/>

¹³アジェンダ：<https://nmfilm.com/wp-content/uploads/2021/03/2021-NMFO-PreProduction-Meeting-AGENDA-2.0.pdf>

- 7 起用予定のバックグラウンド・アーティスト¹⁴及びエキストラの人数
- 8 ロケ場所（詳細なものでなく、町のリストで可）
- 9 製作拠点とする町の名前
- 10 監督名と過去のクレジット作品リスト
- 11 プロデューサー名と過去のクレジット作品リスト
- 12 主要のキャスト名と過去のクレジット作品リスト
- 13 上記のうち、ニューメキシコの主要キャスト・スタッフ名と過去のクレジット作品リスト
- 14 シノプシス
- 15 製作についての特記事項（アピール・ポイントなど）
- 16 PR 時に公表可の e-mail アドレス
- 17 ステートメントおよびプロデューサー、監督からのコメント（名前及び過去のクレジット作品を明記すること）※任意
- 18 撮影開始 2 週間前のプレス・リリースの可否
- 19 パブリシストの名前と連絡先※任意
- 20 ニューメキシコ・フィルム・オフィスが使用できる、作品にかかわるソーシャル・メディア・タグもしくはハッシュタグ

フェーズ 4：撮影開始／ポストプロダクション作業

フェーズ 5：税額控除手続きの開始

撮影・制作作業が終了したのち、税額控除手続きが開始される。製作会社は、ニューメキシコで負担したすべての債務を支払い、撮影完了をニューメキシコ経済発展局の映画部門のウェブサイトに表示しなければならない。また、製作会社はニューメキシコでの直接製作経費あるいはポストプロダクション経費を最後に支出した日付から 1 年以内に控除を申請しなければならない。

2015 年度から、映画製作税額控除を受ける資格のある映画製作会社はその控除枠を第三者の金融機関、あるいは公認された第三者に対して、一括または部分的に控除の支払を譲渡することができる。

a.必要書類

- ①製作会社が顕著な財務的債務を有しないことを宣言する製作側からの確認書。
- ②ベンダー（供給業者）とスタッフ・リストの最終版
- ③ニューメキシコ・フィルム・オフィス宛の統計データ（作品基本データ、撮影日数、ニューメキシコ州の人材雇用の実態などを記入するシート）

¹⁴ バックグラウンド・アーティスト：パフォーミング・アーティスト（演者）ではないが代役を務める人、あるいはその演者の一部のアクション、身振り、顔の表情などの代理を務める。スタントとは別物である。

- ④制作開始前のプロジェクト登録書のコピー。提出時より、変更があった場合は、その更新版
 - ⑤非居住者のビロウ・ザ・ライン のスタッフ（NRCE）集計表（税額控除を受ける場合）
 - ⑥制作したものが商業作品だった場合、媒体購買（メディアバイイング）の証拠
 - ⑦納税・歳入部ビジネス・タックス登録書
 - ⑧税務情報承認書式
 - ⑨エンド・クレジットのスクリーンショット：ニューメキシコ経済発展局の映画部門との書面による別段の合意がない限り、そのプロダクションがニューメキシコで撮影されたことをエンド・クレジットに入れること。ニューメキシコ経済発展局の映画部門によって提供される 3 秒の静止あるいは動画の「州のロゴ」をエンド・クレジットにはめ込むことで承認の証とする。また、すべての作品は、ロゴの他に「謝辞」を掲載する必要がある。
- 例）「この作品はニューメキシコ州で撮影されました」、「ニューメキシコ州に感謝の意を表します」等

b.公認会計士監査

請求する税額控除が 500 万ドルを超える場合、ニューメキシコ州での開業免許を有し、認定された公認会計士によって作成された監査の結果も提出しなければならない。費用が条件に従い支出されていることを検証しているものである。ニューメキシコ・フィルム・オフィスは納税・歳入部に対し、公認会計士の包括契約と適格性の記載のある「ファースト・メモ」を提出し、映画控除申請の際は CPA 監査による監査結果とともに、「セカンド・メモ」を納税・歳入部に提出する。

- ・公認会計士が、監査対象のプロジェクトに関連した他の活動からは独立していることを確認する公正証書を添付する。
- ・監査のため、申請とすべての補完書類（台帳、請求書その他）は一緒に提出することが求められる。台帳と申請の金額は同じでなければならない。補完書類と申請書を一緒に提出できなかった場合は、申請は認められない。

c. 税額控除の請求

製作会社がニューメキシコ・フィルム・オフィスによって「適格」と判断され、納税・歳入部によって認められた後、税額控除を請求できる。以下の書類を提出する。金額により変動するが、還付には 16 週間程度がかかる。1 課税年度をまたがる場合はそれぞれの年に申請する必要がある。

- ①ニューメキシコ・フィルム・オフィスが発行した許諾書のコピー
- ②最終版の映画税額控除申請書のコピー
- ③税額控除請求書
- ④映画製作税額控除割り当ての通知（必要に応じて）
- ⑤映画製作税額控除の分配通知（必要に応じて）

d. 税額控除の割り当て (assignment)

製作会社が納税・歳入部から資格のある経費総額について許諾を受けたあと、その税額控除を第三者の「金融機関」あるいは「認められた第三者」にのみ割り当てることができる。一旦割り当てられた税額控除はさらに譲渡したり、割り当てたりすることはできない。

・「金融機関」の定義

- (a) 映画を製作することを目的に作られたファンド；あるいは
- (b) ニューメキシコあるいはアメリカ合衆国の法に従い組織され、ニューメキシコ州の所得税申告を出願する銀行、貯蓄金融機関あるいは信用組合。当該の金融機関あるいは許諾された第三者はあらかじめ、ニューメキシコ・フィルム・オフィスによって認証されなければならない。

・「認められた第三者」の定義

- (a) 映画製作税額控除を請求できる映画の権利保有者であり、
- (b) 映画の製作に参入している者

2.2.5.4 ジョージア州の支援制度

ジョージア州はかつて映画産業とは無縁の地と言われてきたが、前述の「Runaway Production」以降アメリカ国内で競うように始まった各州の優遇制度に少し遅れを取る形で、2008 年に税優遇措置を導入した。導入以降、「ハンガー・ゲーム」、「ウォーキング・デッド」や「ストレンジャー・シングス 未知の世界」など多くの人気映画・ドラマシリーズの誘致に成功した。また、マーベル・シリーズの制作でも知られるトリリス・スタジオ¹も魅力的なジョージア州の税優遇措置制度に惹かれ、拠点を置いている。2019 年に世界興行収入記録を 10 年ぶりに塗り替えた「アベンジャーズ／エンドゲーム」もジョージア州で制作されており、今や南部のハリウッド（“Hollywood of the South”）という呼び名もあるほどである。²

また、①税額控除が「譲渡可能」である、②州予算に税額控除の上限がない、③作品毎の税額控除の上限がないという 3 点が他の州に類を見ない好待遇であり、莫大な予算をかけて制作されるいわゆる「ブロックバスター作品」にとっては、ジョージア州では縛りを受けずに有利な条件で制作に取り組めると言えるだろう。

(ア)ジョージア州の税額控除制度³

ジョージア州ではジョージア経済発展局（“Georgia Department of Economic Development”、「GDED」）が税制上の優遇措置のための要件に見合っているかについて確認しプロジェクトを認定、ジョージア税務局（“Georgia Department of Revenue”、「GDOR」）がその監修を行う。ジョージア州の税額控除の要点を挙げると：

- ①20%を基本とする、譲渡可能な税額控除である。
- ②承認されたプロジェクトのジョージア州で認定された支出費用について、単一課税年度に最低 50 万ドルの投資に対し、一律 20%の税額控除が与えられる。（1 プロジェクトないしは 1 課税年度における 1 製作会社による複数のプロジェクト合計）
- ③一定の条件を満たせばジョージア・エンタテインメント・プロモーション（GEP）優遇として 10%の追加控除を受けることができる。（詳細は「10%の「ジョージア・エンタテインメント・プロモーション」優遇」項で後述）

¹ Trilith Studio:かつてはパインウッド・ウッドスタジオで知られていたが、経営統合等により 2020 年 10 月に社名変更

² 参考資料：http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf_368/06_genba.pdf

³ <https://www.georgia.org/industries/film-entertainment/georgia-film-tv-production/production-incentives>
および https://www.georgia.org/sites/default/files/2021-03/georgia_film_tax_incentive_brochure_2021_1.pdf

a. プロジェクト申請資格と支援内容

(a) 申請会社の要件

①申請資格を有するのは、製作会社のみである。ポストプロダクション会社⁴、ケータリング会社、レンタル・ハウス、他のサービス提供会社等のサービス会社は映画税額控除に応募する資格がない。税制優遇を享受することについて、製作会社はジョージアで法人化されている、あるいは、本拠地を置いている必要はなく、ジョージアの銀行口座を持っている必要はない。優遇を主張するためには、製作会社は納税に滞納がないこと、あるいは州保証の借入れに不履行がないことが求められる。

②ジョージア州においては、映画プロジェクトについて「投資家枠」での控除はない。投資家が製作会社によって生じる税額控除を主張するためには、その当該投資家が製作会社のオーナーあるいは共同オーナーであり、その製作会社が LLC やパートナーシップなどのフロー・スルー・エンティティ⁵である必要がある。あるいは個人投資家が控除枠の買いとりを行うこともできる。

③税制控除枠は当該製作会社の関連会社にも認められるが、所得税控除にのみ認められ、源泉税には適用されない。また、関連会社が控除枠を売却することはできない。

(b) プロジェクトの要件

①ジョージアで登録され、同州以外の複数の市場で商業公開する予定の以下のプロジェクトがジョージア・エンタテインメント業界投資令の税制控除を受ける資格がある。

- a. 劇場用映画
- b. テレビ・シリーズ、パイロット版、テレビ映画
- c. テレビ放映されるコマーシャル
- d. ドキュメンタリー
- e. ミュージック・ビデオ

②対象とならないプロジェクトは以下の通りである。

- a. ニュースやスポーツなどのイベントの生中継
- b. 業界及び企業マーケティング

⁴ ポストプロダクションに関しては別の税優遇措置がある。<https://dor.georgia.gov/how-submit-post-production-film-tax-credit>

⁵ Flow Through Entity(パス・スルー・エンティティともいう)は、ビジネスの所有者や投資家に収入を渡す合法的な企業体のこと。二重課税を回避して課税を制限するために使用され、投資家または所有者のみが収益に課税される。

- c. トレーニング・ビデオ
- d. インターネットのみで配信されるコマーシャル
- e. インフォマーシャル⁶
- f. 娯楽情報番組
- g. 勧誘を基本とした制作物
- h. 資料映像
- i. ジョージア州で撮影されていないもので構成されたテレビ番組あるいは劇場用映画
- j. ウェブサイトの開発
- k. 複数市場での流通を意図していないプログラム
- l. ポルノグラフィックなコンテンツ

(c) 対象となる費用、対象とならない費用⁷

①資格条件を満たす製作活動には、同州内で製作・記録される新作映画、テレビ、演劇、ストリーミング及び放送用プロジェクトの製作が含まれる。ジョージア州で撮影されたプロジェクトについて、ジョージア州で行われるポストプロダクションの経費は資格条件を満たすが、ジョージア以外で撮影されたフッターのポストプロダクションは認められない。

②開発費用、大半の手数料、マーケティングと配給費用は資格条件を満たす費用とはならない。但し、製作室開設前 2 週間を超えない範囲でのプリプロダクション時のロケハン費用は認められる。

③製作費用はジョージア州のベンダーを通じ、ジョージア州内で使われたものとする。その費用の金額に制限は設けられていない。サンセット法⁸は適用されない。

④ジョージア州以外で使われた費用は税額控除の対象とならない。購買、レンタル及びサービスが製作経費とされるためには、ジョージア州のベンダー（供給業者）の条件を満たすものでなければならない。ジョージアのベンダーとして認められるためには、ジョージアに実体のある住所を有し、ジョージアで雇用を行っていないなければならない（ジョージアに私書箱があるだけでは、ベンダーとしては認められない）。

⑤保険会社／代理店、旅行会社／代理店はジョージアのベンダーの要件を満たしていなければならない。しかし、ジョージアに本部がある必要はない。

⑥プロジェクトの雇用者にいわゆる“給与（サラリー）”が支払われる際、給与上限（サラリー・キャップ）

⁶ インフォメーション（情報）とコマーシャル（広告）とを掛け合わせた造語で、テレビ CM（テレビコマーシャル）の種類の一つ

⁷ 対象経費の可否一覧はホームページに掲載の PDF 参照

<https://dor.georgia.gov/list-film-tax-credit-expenditures>

⁸ 廃止期日が明記され、議会で再認可されなければ、自動的に廃止される法律

は 1 プロダクション、1 名毎に 50 万ドルである。給与にかかる優遇はジョージア州の居住者及び非居住者の双方に公平に適用される。

⑦給与は、W2⁹により適切に支払われているものとする。もし、製作会社がローンアウト契約¹⁰により役務に対し個人に支払いを行っている場合には上限はなく、6%のジョージア州の所得税が「源泉税」として、製作会社によって控除され、送金される。この源泉税は対象費用として申告することができる。

⑧1 個人が 1 つのプロジェクトにおいて複数の役割を務めていた場合（例えば脚本家、監督、俳優等）、50 万ドルの給与上限がそれぞれの役割に対して適用になるのではなく、あくまで 1 プロダクション/1 名毎に 50 万ドルである。

表 27 製作会社のジョージア製作費用として認められる例（ただしこれに限定されない）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・プロデューサー、ライン・プロデューサー、アシスタント費用・監督及びスタッフ、アシスタント費用・主要キャスト、脇役キャスト、ダンサー、・テクニカルアドバイザー・スタント・キャスティング関連・プロダクションスタッフ全般・撮影機材、必需品及び付属品・映画フィルム・デジタル・ディスク、マスター、ハード・ドライブ・光フィルター、電球、ランプを含む照明機材・ステージ及びスタジオ機材のレンタル費用・クレーン、ブーム、カメラの台車、クレーンのジブ、撮影車両・電気スタンド、ケーブル、ワイヤー・発電機、燃料、電線・ロケーション料金、ロケーション供給品・録音関連機材・照明関連機材・編集費・音楽・美術、建込・衣裳、小道具、舞台装置、それらのための必要素材 |
|---|

⁹ 税金の確定申告のために会社が従業員に渡す 1 年間の給料と天引きされた税金の明細書

¹⁰ 俳優などアーティスト個人や自己が所有するマネジメント会社と契約を締結し、マネジメント会社が契約当事者となって第三者との間でアーティストの役務提供に関する契約を締結する方式

- ・デザイン・サービス、素材、及び設備
 - ・現場で使用される暖房、エアコン設備
 - ・製図備品、資材
 - ・特殊効果資材、設備、サービス費
 - ・撮影フィルム
 - ・アニメーション備品及び設備
 - ・コンピュータ・ハードウェア、ソフトウェア、グラフィック備品及び設備
 - ・デュープ、サウンド・ミキシング、編集及び同調のための備品及び設備
 - ・製作室及びステージ・スペースのレンタル費
 - ・メーキャップ費用、メーキャップ用備品、付属品
 - ・フィルム加工処理、色彩調整、サービス費
 - ・フィルムとデジタルの編集費用及びそれに付随するサービス費
 - ・フィルムのデジタル化費用
 - ・旅費
 - ・運送・車両
 - ・宿泊費（パーディウムを含む）
 - ・居住地の州から製作現場まであるいは往復の航空運賃（ジョージア州の旅行代理店あるいは会社で購入した場合）
 - ・保険費用、保証金（ジョージア州の保険代理店あるいは企業で購入した場合）
 - ・製作のみで使用される目的での車両購入あるいはレンタル費用（ジョージア州で購入、あるいはジョージア州で一定期間使用され、減価償却した場合認められる）
 - ・日当、パーディウム、技術系スタッフへの支払い
 - ・ケータリング、仕出しの食料及び飲料
 - ・事務用品費、家具
 - ・FedEx、USPS を使った製作室へ、あるいは製作室からの搬送費
 - ・W2 に基づき適切に支払われた、1 製作、一人あたり 50 万ドルまでの給与。（但し、製作会社がローンアウト契約で支払を行っている場合には上限はない。）
 - ・劇場用映画、テレビスペシャル、テレビ・シリーズ、ゲーム開発で使用するライセンス料を除く（映画のサウンド・トラックを含む）、ジョージア州で全体が製作されるプロジェクトのサウンド・レコーディング費用
 - ・組合年金及び福利厚生費用、健康保険料
- （注釈）組合に年金、保健費用、福利厚生として支払われるならば「労働に対する対価」とみなし、ジョージアのベンダーを通じて支払われていなくても対象費用となる。
- ・給与支払い会社に支払われるサービス料及び手数料（給与支払い会社はジョージアのベンダーで、役務はジョージアでなされたものに限る）

表 28 製作会社のジョージア製作費用として控除が認められない例（一部）

- ・ストーリー／権利取得費用（コピーライツ料、原作権料）
- ・脚本費用のうちクリアランス費用、クリアランスのための調査費用
- ・プロデューサーおよびスタッフ費用のうち、娯楽費、贈答品、花、打ち上げパーティー、スタッフ＆キャストの贈答品等
- ・監督およびスタッフ費用のうち、娯楽費、贈答品、花、ロイヤリティー費用
- ・タレントのサポート費用のうち、ベビーシッター、保育費用、海外タレントのビザ費用
- ・アバブ・ザ・ラインの旅費・生活費のうち、プライベート住居の清掃費、スタジオ・エグゼクティブの航空運賃
- ・非雇用者の旅費／生活費（例：乳母、配偶者、子供）
- ・損失及び損害、違反行為にかかる費用（制作、美術セット、電気系統、装飾、撮影用車両、特殊効果、ビジュアル／クリーチャー／メカニカル・エフェクト、衣裳、メーキャップ、プロダクション・サウンド、ロケーション／セット／製作室、編集、映写、ポストプロダクション、VFX 等）
- ・ビロウ・ザ・ラインの旅費・生活費
- ・私邸の清掃費、レセプション・ギフト
- ・運送における損失及び損害、駐車違反、プライベートなツアー・バス及びその運転手、メカニック、修理代、メンテナンス、車両清掃
- ・音楽権利処理、および権利関係の損失及び損害
- ・サウンド（ポストプロダクション）における権利料（ドルビー、DTS、SDDS）、およびサウンド・ストックの購入
- ・ポストプロダクションにおけるストック・フッターの購入
- ・タイトル／オプティカル／インサートの権利料、トレードマーク、MPAA のレーティング、証明費用
- ・保険（控除免責金額、E & O 保険¹¹、保険金請求経費、保険会社償還）
- ・パブリシティ（プレミア出席、娯楽費、オフセット・パブリシティ、オンセット・パブリシティ）
- ・プロダクト・プレースメント¹²の人件費・経費
- ・一般経費（アルコール、銀行手数料、為替費用、監査費用、クレジットカード/デビット・カード手数料、延滞料、ファイナンス手数料、チップ、法務費用、監修費用、打ち上げ／その他のパーティー
- ・コンプリーション・ボンド（完成保証）費用

¹¹ エラース&オMISSION保険：タイトル・フォーマット・アイデア・キャラクター若しくはプロットの無許諾利用、盗作・盗用・剽窃、不正競争、契約違反及び必要なリリースの取得忘れ等を請求原因とする訴訟について、プロデューサーや他の被保険者の法的責任及び弁護活動を金銭的に補償する保険。

¹² 映画やテレビドラマなどの作品の中に、実在する商品や企業を登場させる広告手法

b. プロジェクト認証プロセス

(a) 20%のジョージア州映画税額控除

20%の譲渡可能な税額控除が認められるには、ジョージア州経済発展局がプロジェクトを認定しなければならない。実写プロジェクトの認定はジョージア・フィルム・オフィスを通じて行われる。認定を受けるためには撮影開始から 90 日以内、および撮影終了時の 2 回申請を行わなければならない。

プロジェクトが認定の日付から 30 日以内に撮影が始まらない場合、修正申請を書面でジョージア州経済発展局に対して行わなければならない。申請を提出する最適なタイミングは、プロジェクトの進行が決定され（グリーンライトとなり）、100%資金調達ができ、プリプロダクションを始めるためにジョージアに製作室が開かれたときとなる。

劇場用映画、テレビ・パイロット、テレビ・シリーズ、そしてミュージック・ビデオについて、20%の認定を申請するために、製作会社は個々のプロジェクトについての 20%の認定申請を完了させ、脚本の最終稿、さらにコマーシャル、ミュージック・ビデオについてはストーリーボードも提供しなければならない。

(b)10%の「ジョージア・エンタテインメント・プロモーション」優遇

ジョージア・エンタテインメント・プロモーションの 10%税制優遇措置を受けるためには、上記とは別の申請を行わなければならない。以下の条件のもと、でさらに 10%の税制優遇措置を受けることができる。

1. 承認されたプロジェクトに 5 秒間のジョージア州のプロモーション・ロゴを最初の一般試写時からめ込むこと（自らのプロジェクトにそのロゴを使用したくない場合は、20%の所得税控除のみが適用となる。但し製作会社がジョージア経済発展局が認める代替のマーケティング・プロモーションの機会を提案することができる。）
2. プロジェクトのプロモーション・ウェブサイトジョージアのサイトをリンクすること。自らのプロジェクトにそのロゴを使用したくない場合は、20%の所得税控除のみが適用される。但し、製作会社は、ジョージア経済発展局が認める代替のマーケティング・プロモーションの機会を提案することができる。

・映画とテレビプロジェクトは、最終版の撮影稿を完全に記入したジョージア・エンタテインメント・プロモーション優遇申請書とともに、ジョージア経済発展局に提出しなければならない。

・ミュージック・ビデオについては、同じくジョージア・エンタテインメント・プロモーション優遇申請書とともに、楽曲の歌詞とストーリーボードを提出しなければならない。

・TV コマーシャルはジョージア・エンタテインメント・プロモーションの優遇の対象とはならない。

(c) ジョージア州エンタテインメント業界税額控除のための歳入部への登録と申告

1. 映画源泉税口座

映画の源泉税口座を取得するために、申請者である製作会社はジョージア州の税務署に電子登録する。書式はオンラインで入手可能であり、手数料は不要。ローンアウト契約を行うマネジメント会社も同様に、税務署に電子登録が必要である。

2. 報告義務

基本投資の完了時から 90 日以内、あるいは、同州での基本投資が超過した場合は超過から 90 日以内に、製作会社は以下の情報を、ジョージア州税務署を通じて、報告・提出しなければならない。

- ① 認定されたプロジェクトについての基本となる投資額あるいは超過額の見積
- ② 映画の税額控除のパーセンテージ（20%あるいは 30%）
- ③ ジョージア経済発展局の認定通知のコピー

3. 得られる税額控除の申告

得られる税額控除を申告するために、認定された製作会社はジョージアの税務署を所得税申告とジョージア州で使われた製作費の立証を出願しなければならない。ジョージア税務局は以下を必要とする。

- ① ジョージア経済発展局の認定通知書
- ② Form IT-FC（以下を記載）
 - ・ 認定された製作活動と費用についての説明、基本投資 50 万ドルにみあっているかどうかを証明するために費用の詳細な明細を添付すること。
 - ・ 給与が基本投資に含まれている場合は、名前、社会保障番号、ジョージア州での給与額を含んだ従業員のリスト、
 - ・ その課税年度に申請されるべき金額

(d) 税制優遇の譲渡

- ①税額控除枠はジョージア州の所得税納税あるいは、企業のジョージアの源泉税に対して適用される。製作会社はその枠をジョージア州の納税者に一括で売却あるいは譲渡することができる（通称“IT-TRANS”）¹³。この場合の「納税者」は個人でも企業でも認められる。
- ②譲渡を仲介するブローカーを使ってもよいが、ブローカーは私企業に限り、州の機関であってはならない。
- ③譲渡に関連して、ジョージア州は税務申告を提出前の独立した監査を必須とはしないが、強く推奨する。（税額控除が得られた場合、監査を行っていれば、税額控除枠をより早く、より高い値段で売却することが可能になるため）
- ④税額控除は 5 年間、繰越することができる。（ジョージア州歳入部の映画税額控除規約 560-7-8-.45 による）繰越期間の失効は課税年度の終了に基づく。つまり、製作会社が期末に税額控除を申請した場合（例：2015 年 12 月 31 日）、優遇はその 5 年後に失効する（例：2020 年 12 月 31 日）。控除移管通知を、映画税額控除枠の譲渡ないしは売却の 30 日以内にジョージア税務署でジョージア経済発展局とジョージア税務局の双方に報告されなければならない。

(イ)ジョージア州のフィルムコミッションとの連携

ジョージア州では税優遇措置の導入もあり、制作本数が飛躍的に増加した。州全体でこれに対応するために、ジョージア州のフィルムコミッション主導の「カメラ・レディ・コミュニティ・プログラム（“Camera Ready Communities Program¹⁴”）」を取り入れている。ジョージア州内の郡がリエゾン（連絡係）となり、ホームページ上で 600 以上の撮影地点の照会（住所、ウェブサイト、管轄リエゾン、近隣のホテル・レストラン等）ができる仕組みだ。

フィルムコミッションの制度は日本をはじめとした世界各国でも取り入れられているが、ジョージア州の特筆すべき点はそれを州内でも更に郡（地域）のレベルで細分化し、165（注釈：2021 年 3 月時点）にも及ぶことである。地域別での格差が生まれないように州がガイドブックや資料等を揃え連携し、州全体を巻き込んだサポート体制を敷いている。

¹³ 詳細：<https://dor.georgia.gov/film-tax-instructions>

法令規定：<http://rules.sos.ga.gov/GAC/560-7-8-.45>

¹⁴ <https://cameraready.georgia.org/explore/film/>

2.2.6 カナダ

2.2.6.1 カナダに関する調査概要

a. 映画産業

〔2019 年データ〕 ※10 年間の推移は次項参照

(ア) 国内興行収入：	10.14 億カナダドル
(イ) 国内の劇場動員数：	1.107 億人
(ウ) 国内のスクリーン数：	3111
(エ) 平均チケット価格：	9.16 ユーロ
(オ) 一人あたりの年間平均入場回数：	3 回
(カ) マーケットシェアにおける国産映画の割合：	1.7%
(キ) 映画製作本数：	153 本*

*100%国産 = 119 本、国際共同製作 = 34 本

- ・国際共同製作協定数は 56 カ国で世界第 2 位、テレビシリーズを中心とした共同製作が盛ん
- ・海外からのロケ利用は年々増加し、産業全体の半分近くを占める
- ・興行収入の上位はハリウッド映画が独占、全体でも 9 割以上を占める

b. 映画支援団体

- ・政府系企業である Tele Film Canada が支援の中心組織で、国際共同製作の審査窓口も兼ねる
- ・Tele Film Canada の予算は国家予算割当が 7 割の他、ファンドのマネジメントフィーや投資予算も
- ・協定は、カナダ文化遺産省（Canadian Heritage）が権限のある当局として締結を進める

c. 支援形態

- ・協定を介した国際共同製作は、審査のうえ国内映画と同様の支援を受けることが可能。書類審査を行うのは Telefilm Canada で、推薦作品を決定しカナダ・オーディオビジュアル認定オフィス（CAVCO）へ報告、最終的な承認はカナダ文化遺産省が行う
- ・多様性を尊重した支援制度が特徴で、ファースト・ネーション関連支援は多くのスキームが用意され手厚く保護されている
- ・Telefilm Canada の支援はカナダ・オーディオビジュアル認定事務所からカナダ作品として認定されることを条件とするものが大半であり、CAVCO からの認定は税優遇とも密接に関係する
- ・国家レベルでの外国映画のロケインセンティブはない（州毎の対応）

e. 規制・法制度

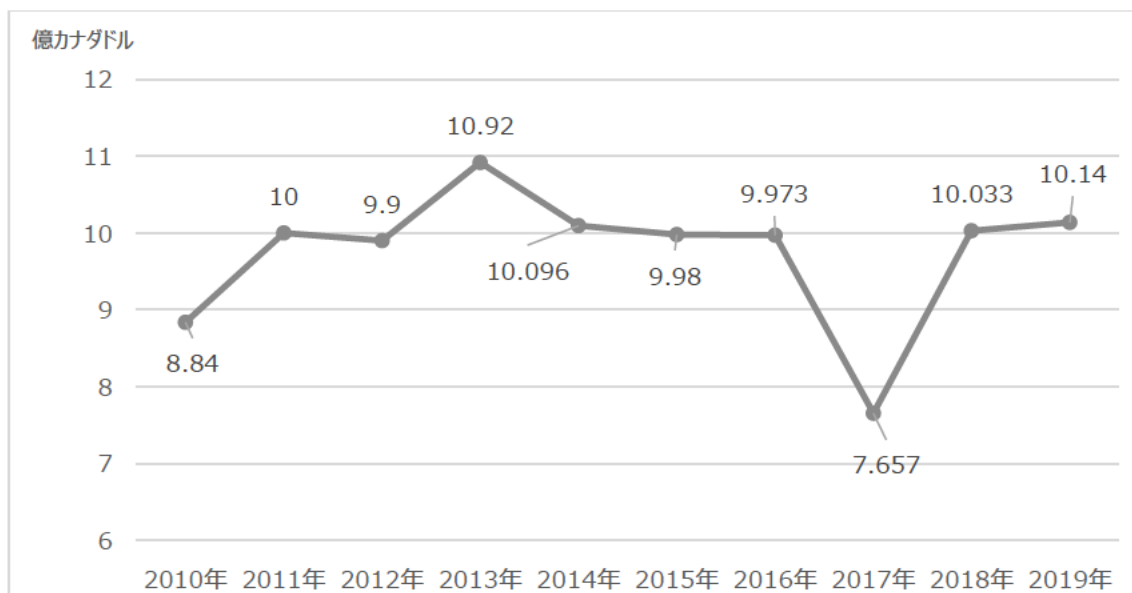
- ・テレビはカナダ・ラジオテレビ通信委員会の定めるルールにより、カナダコンテンツ（通称「CanCon」）を守るための規制がある
- ・カナダ・ラジオテレビ通信委員会（CRTC）の認定を受ければ協定が無くてもテレビのクォータを回避できる

2.2.6.2 カナダの国内市場規模

1. 興行収入（2010-2019）¹

* 変動はあるが 10 億カナダドル前後を推移し、世界第 9 位の興行収入である。

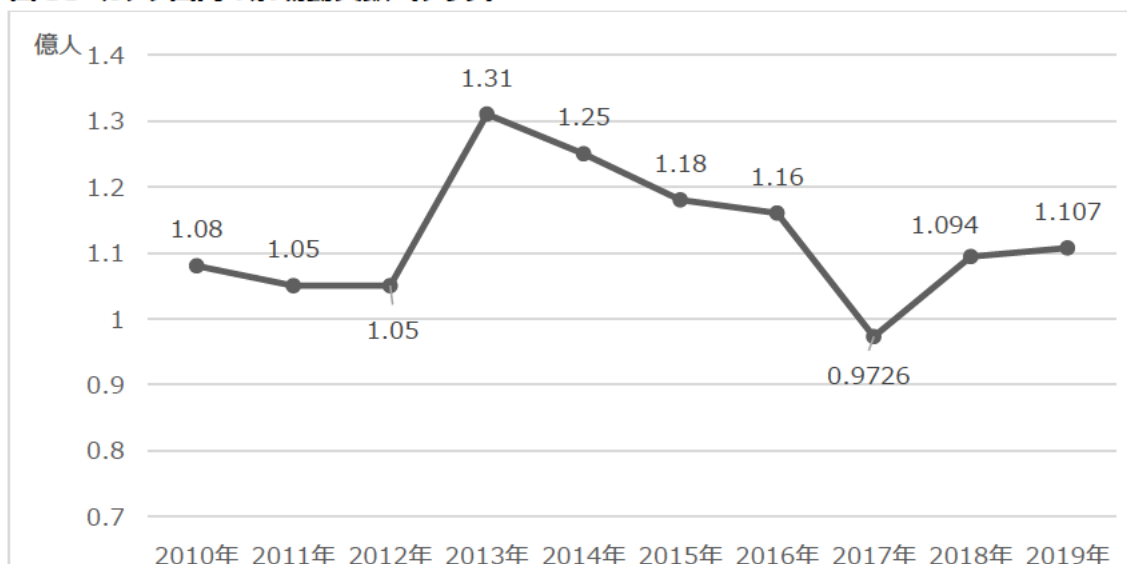
図 32 カナダ国内の劇場興行収入（グラフ）



2. 動員数（2010-2019）²

* 動員数は年により変動はあるが、1 億人以上の水準をキープしている。

図 33 カナダ国内の劇場動員数（グラフ）



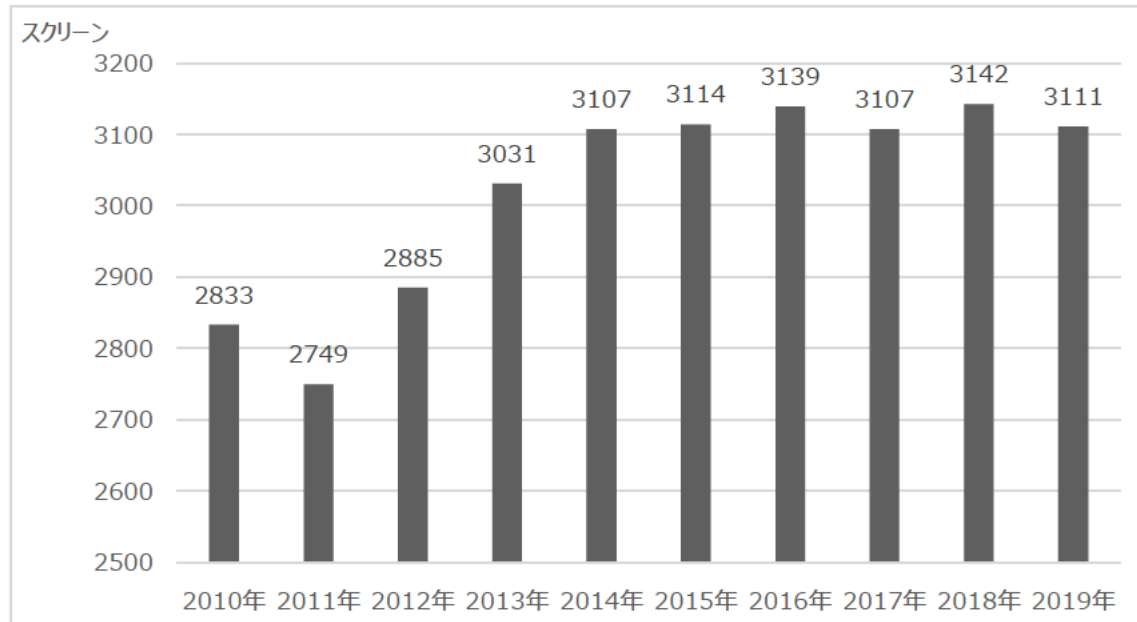
¹ European Audiovisual Observatory 発行「FOCUS」2011 年版～2020 年版を元に作成

² 同上

3. スクリーン数（2010-2019）³

* スクリーン数は年により変動するが、3000 スクリーン以上を維持している。

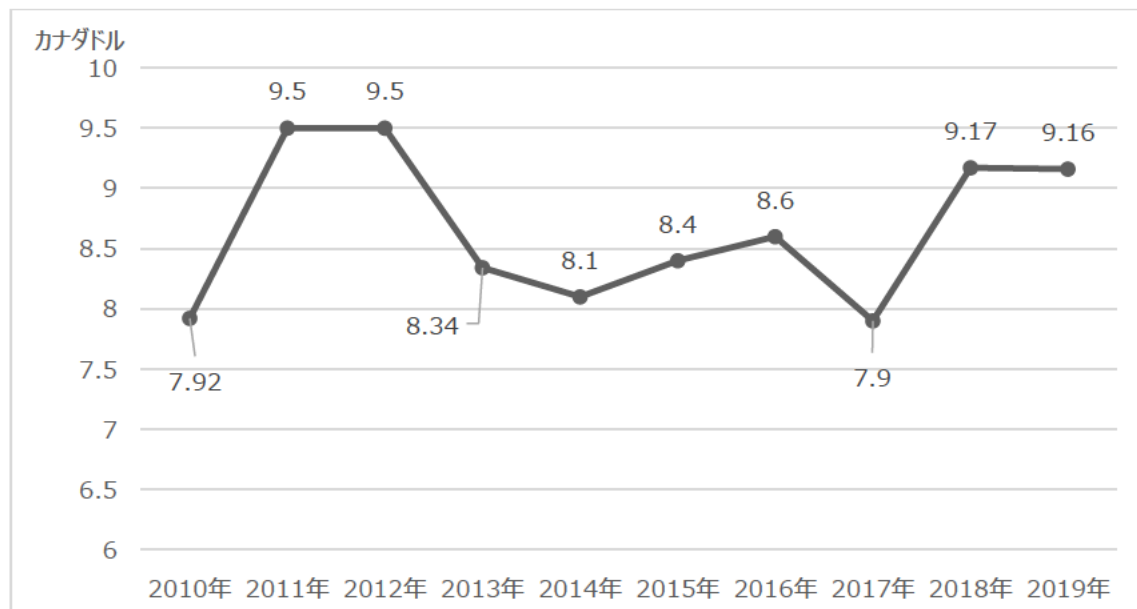
図 34 カナダ国内のスクリーン数（グラフ）



4. 平均チケット価格（カナダドル）（2010-2019）⁴

* チケット価格は、10 年で 1 カナダドル以上値上がりした。

図 35 カナダ国内の平均チケット価格（グラフ）



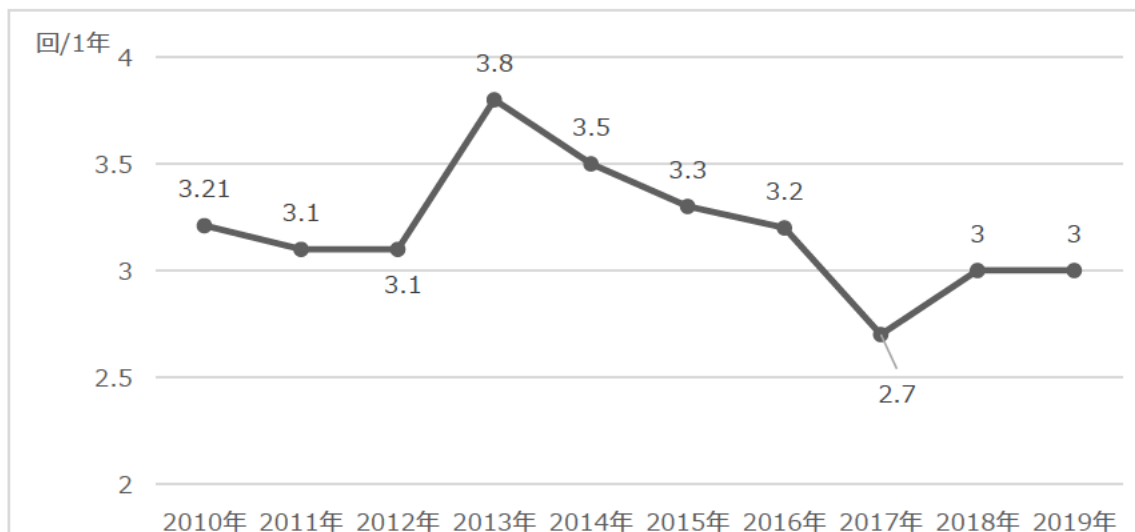
³ European Audiovisual Observatory 発行「FOCUS」2011 年版～2020 年版を元に作成

⁴ 同上

5. 一人あたりの年間平均入場回数（2010-2019）⁵

* 減少傾向にはあるが、概ね 3 回以上をキープし世界的には高水準である。

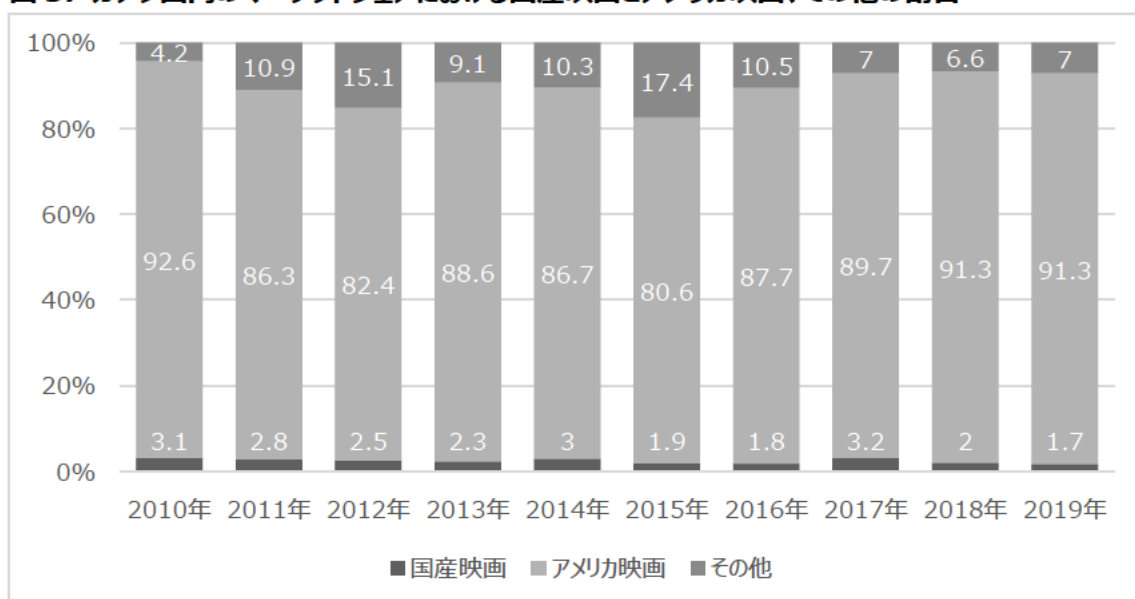
図 36 カナダ国内の一人あたりの年間平均入場回数（グラフ）



6. マーケットシェアにおける国産映画の割合（2010-2019）

* 国産映画の割合が著しく低く、シェアの大半をアメリカ映画が占める。

図 37 カナダ国内のマーケットシェアにおける国産映画とアメリカ映画、その他の割合⁶



⁵ European Audiovisual Observatory 発行「FOCUS」2011 年版～2020 年版を元に作成

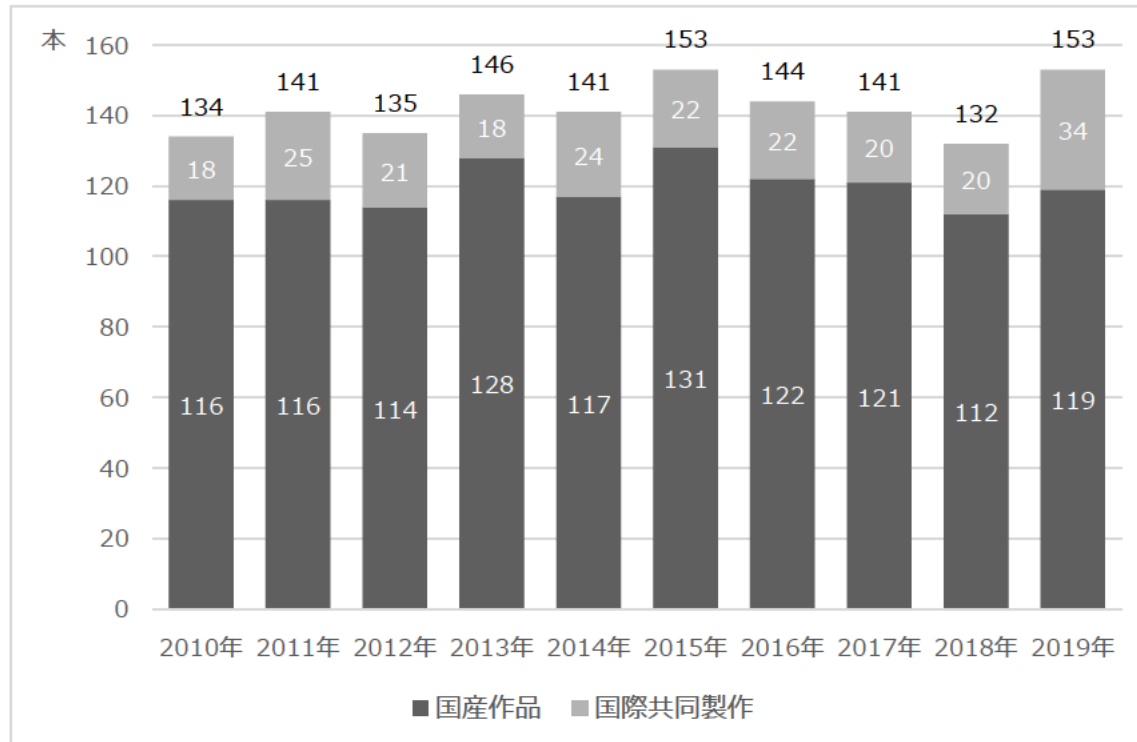
⁶ Canadian Media Producers Association (CMPA)作成「Profile 2019」を元に作成

<https://telefilm.ca/en/studies/profile-2019-economic-report-on-the-screen-based-media-production-industry-in-canada-2019> 四捨五入の関係上、元データで 100%に満たない年有り。

7. 映画製作本数（2010-2019）⁷

* 製作本数は 140 本前後を推移、2019 年は 30 本以上が国際共同製作であった。

図 38 カナダ国内の映画製作本数(グラフ)



⁷ カナダでは国産作品と国際共同製作作品は別の統計であり、便宜上合計値である。

2.2.6.3 カナダの映画産業および国際共同製作にかかる規制、法制度

1. 国際共同製作協定締結国と、権限のある当局

カナダは、二国間国際共同製作協定を計 56 の国と地域と締結しており、締結数においては世界 2 位である⁸。協定に際しては、カナダ文化遺産省（Canadian Heritage）が権限のある当局として協定の締結を進めるが、国際共同製作の審査窓口は政府系企業である Telefilm Canada が行っている。

（ア）ヨーロッパ

オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア共和国、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、ロシア、セルビア、スロベキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス

（イ）アジア、オセアニア

オーストラリア、中国、香港、インド、日本、韓国、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール

（ウ）アフリカ

アルジェリア、モロッコ、セネガル、南アフリカ

（エ）中南米

アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、キューバ、メキシコ、ウルグアイ、ベネズエラ

（オ）中東

イスラエル、ヨルダン

2. クォータ制度

カナダでは隣国アメリカの大規模作品が興行に与える影響が大きく、自国映画の割合が 1%前後という低水準である。クォータ制については長年議論がされてきてはいるものの、現時点では劇場映画についてのクォータ制は存在しない。

一方、テレビにおいてはカナダ・ラジオテレビ通信委員会（Canadian Radio-television and Telecommunications Commission）の定めるルールがある。カナダコンテンツ（通称「CanCon」）を守るための規制があり、日中のプライムタイム（午後 6 時から 11 時まで）は 50%の作品がカナダで

⁸ <https://telefilm.ca/en/coproduction/international-treaties/>

制作されたプログラムでなくてはならない。かつては日中も 55%はカナダで制作されたプログラムでなくてはならなかったが、2015 年に緩和され、規制は撤廃された⁹。

3. 国際共同製作推薦制度 (Coproduction recommendation)¹⁰

国際共同製作作品の書類審査を行うのは Telefilm Canada である。Telefilm Canada は申請者の書類を精査したのち推薦に値する作品を決定。カナダ・オーディオビジュアル認定オフィス (Canadian Audio-Visual Certification Office) へ報告後、最終的な承認はカナダ文化遺産省が行う。

申請内容は、2014 年 7 月 1 日を起点として、協定の締結日により条件が異なる。両者で大きく異なるのは対象となる「作品の条件」だ。2014 年 7 月 1 日以前は映画とテレビ作品のみを対象としているのに対し、それ以降の条件には配信を含めたデジタルコンテンツへも門戸を広げており、デジタル化の加速するコンテンツ分野への柔軟な対応が見て取れる。なお、以下に挙げる Telefilm Canada の定めた申請のための条件が個々の国際共同製作協定との差異がある場合、常に後者が優先される。

(ア) 協定の締結が 2014 年 7 月 1 日以前である国との国際共同製作の場合

a. 申請者の条件

- (a) カナダに拠点を置き、カナダで活動する制作会社であること。
- (b) 申請するプロデューサーが、カナダの国籍を有していること。
- (c) 国際共同製作協定国のプロデューサーと、共同製作契約を結んでいること。

b. 申請にかかる条件

- (a) カナダとの共同製作協定を結んでいること。もし 2 カ国以上の共同製作でカナダとの共同製作協定を結んでいない場合、その他の共同製作国との間に協定を結んでいなくてはならない。
- (b) 個々の協定の内容に従い、製作費の最低支出額をクリアすること。また、制作費の比率が、作品に対するクリエイティビティや技術に関する貢献度と同等でなければならない。例えば 25%の制作費をカナダ側が担った場合、25%のクリエイティブまたは技術的なポジションが担保される必要がある。

⁹ <https://www.cbc.ca/news/business/crtc-eases-canadian-content-quotas-for-tv-1.2992132>

¹⁰ <https://telefilm.ca/en/coproduction/submit-a-coproduction-request/>

表 29 制作費と貢献度の%比較計算表¹¹: Creative Evaluation Grid（実写の場合）

ポジション	貢献度
脚本	15%
監督	15%
音楽	9%
主演俳優(1 番目)	10%
主演俳優(2 番目)	8%
主演俳優(3 番目)	6%
撮影監督	6%
プロダクションデザイナー または アートディレクター	6%
衣装	2%
ヘアドレス	1%
メイクアップ	1%
カメラマン	1%
録音	2%
音響技師	1%
視覚効果	1%
オフライン編集	6%
音響編集	4%
ロケーションマネージャー	3%
ポストプロボ（映像）	2%
ポストプロボ（音響）	1%
計	100%

〔注釈〕

- ・1 つのポジションを分担している場合、按分する
- ・担当者がいない場合は、0%とする
- ・EU 加盟国との共同製作の場合、E U のキーポジションは相手国分に加算する
- ・主演俳優の順番は、出演時間の長い順に並べる
- ・少なくとも 1 項目はカナダでなければならない
- ・国別の共同製作協定で定められたカナダ側の出資比率を下回ってはならない
- ・共同製作作品に関わったキーポジションを国籍で「カナダ」と「共同製作相手国」で振り分けていく。例えばカナダと A 国での出資比率が 40%：60%であった場合、左記リストのカナダの貢献度が 40%以上であればクリアとなる。

¹¹ 実際には Telefilm Canada のホームページにあるエクセルシートで自動算出される。

・40%を下回っているが、協定上のカナダの出資比率は上回っている場合は、後述のボーナス及び許容ポイント（Bonus and Tolerance Points）と称した点数が加点される。ボーナス及び許容ポイントも加味した上で、カナダの貢献度が条件に達すれば、クリアとなる。

表 30 ボーナス及び許容ポイント（Bonus and Tolerance Points）表

追加項目	ポイント（%）数
クリエイティブボーナス： 原権利 ¹² ※（取得担当者、ダイアログライター、ストーリーエディター、脚本執筆協力者、脚本監修、作詞家	1 ポジションにつき 1 ポイント、最大 5 ポイント
パフォーマンスボーナス： スタントコーディネーター、振付師、脇役	1 ポジションにつき 1 ポイント、最大 3 ポイント
技術ボーナス： 助監督(1 st AD)、記録、ユニットマネージャー、美術助手、製図工、建設コーディネーター、大工頭、風景画家、セット装飾、小道具、衣装助手、衣装管理、衣装担当、ヘアドレッサー、カツラ制作、メイクアップアーティスト、特殊効果制作、カメラ助手、追加カメラマン（第 2 ユニット）、特殊装置技術者、照明チーフ、電気技師、特機部チーフ、特殊効果デザイン、特殊効果コーディネーター、編集助手、音響助手、ポストプロ監修、音楽家、リードボーカル、指揮者	1 ポジションにつき 1 ポイント、最大 7 ポイント
許容ポイント： 相手国主導の共同製作の場合	5 ポイント
許容ポイント： カナダ主導の共同製作の場合	10 ポイント

(c)共同製作にかかるキーポジションが、カナダもしくは共同製作相手国の者であること(EU との共同製作の場合は EU の国籍を有する者であること)。

表 31 キーポジションリスト

2D アニメーション	監督（演出）、脚本、絵コンテ、アートディレクター、主演声優、助演声優、編集、音楽
3D アニメーション	監督（演出）、脚本、絵コンテ、アートディレクター、キャラクターモデル監修、モーションキャプチャー、動画、主演声優、助演声優、編集、音楽
実写（フィクション、ドキュメンタリ	監督、脚本、音楽、主演俳優またはナレーター、助演俳優またはナレーター、撮影、アートディレクターまたはプロダクションデザイナー、編集

¹² 映画を製作・利用する権利の根拠となる著作物の権利

ー)	
----	--

(d)制作は必ずカナダもしくは共同製作相手国で行うことを前提とする。脚本上、カナダもしくは共同製作相手国ではない俳優の出演、主要スタッフの登用、ロケーション撮影の必要が生じた場合は書面による承認を得ること。スタジオでの撮影はカナダもしくは共同製作相手国で必ず行わなくてはならない。

(e)IP や収益の分配比率は各プロデューサーの出資比率に従い決定し、協定で定められた最低比率を下回らないこと。

(f)カナダ国内での税控除や補助金に関する手続きは、カナダのプロデューサーが責任をもって対応すること。

(g)カナダ及び共同製作相手国での配給またはテレビ放映が想定すること。

(h)必ず英語かフランス語、またはその両方の吹き替えを行うこと。

(i)作品のクレジットに、カナダとの共同製作作品であることを明記すること。

c. 作品の条件

(a) 個々の共同製作協定で対象に認められているもの。オーディオビジュアル作品とは映画またはテレビ作品を指す。実写（フィクション、ドキュメンタリー）、アニメーションなど協定で認められていれば作品の長さやジャンルは問わない。

(b)クリエイティブ、ファイナンシャル、そして技術的な管理権限がプロデューサーに帰属していること。作品が当初共同製作国ではない国に帰属していた場合でも制作権を取得し企画開発・脚本を行なった場合はこの限りではない。その場合脚本にクレジットされる者はカナダまたは共同製作相手国の者でなければならない。企画開発・脚本を他国で行い、作品への出資または撮影を行う場合は、協定に基づく共同製作とは認められない。

(1) 協定の締結が 2014 年 7 月 1 日以降である国との共同製作の場合¹³

a. 申請者の条件

(a)カナダに拠点を置き、カナダで活動する制作会社であること。

(b)申請するプロデューサーが、カナダの国籍を有していること。

(c)国際共同製作協定国のプロデューサーと、共同製作契約を結んでいること。

b. 申請にかかる条件

¹³ 対象国：ベルギー、中国、インド、アイルランド、ヨルダン、ニュージーランド、ウクライナ

(a)カナダとの共同製作協定を結んでいること。もし 2 カ国以上の共同製作でカナダとの共同製作協定を結んでいない場合、その他の共同製作国との間に協定を結んでいなくてはならない。

(b)個々の協定の内容に従い、製作費の最低支出額をクリアすること（15%～30%）。また、製作費の比率が、作品に対するクリエイティビティや技術に関する貢献度と同等でなければならない。例えば 25%の製作費をカナダ側が担った場合、25%のクリエイティブまたは技術的なポジションが担保される必要がある。¹⁴

(c)共同製作にかかるキーポジションが、カナダもしくは共同製作相手国の者であること。キーポジションの示すのは以下のとおり。少なくとも 1 つのポジションはカナダである必要がある。該当するポジションが複数に分かれている項目は、両方カナダでなければならない。

表 32 キーポジションリスト

アニメーション	監督（演出）、脚本、音楽または音響デザイナー、主演声優または助演声優、動画、絵コンテまたは編集、特殊効果または 3D、作画
ドキュメンタリー	監督、脚本または調査員、音楽、主演俳優またはナレーター、助演俳優またはナレーター、撮影、アートディレクターまたはプロダクションデザイナー、編集
実写	監督、脚本、音楽、主演俳優、助演俳優、撮影、アートディレクターまたはプロダクションデザイナー、編集

(d)制作及びポストプロダクションは必ずカナダもしくは共同製作相手国で行うこと。

(e)脚本上、カナダもしくは共同製作相手国ではない俳優の出演、主要スタッフの登用、撮影の必要が生じた場合は書面による承認を得ること。

(f)コピーライトや収益の分配比率は各プロデューサーの出資比率に従い決定し、協定で定められた最低比率を下回らないこと。

(g)カナダ国内での税控除や補助金に関する手続きは、カナダのプロデューサーが責任をもって対応すること。

(h)カナダ及び共同製作相手国での配給またはテレビ放映が想定されていることを証明すること。

(i)技術サービスがカナダまたは共同製作相手国で行われること。万が一いずれの国でも技術提供が難しい場合は、製作費の 25%を超えない範囲とする。

(j)必ず英語かフランス語、またはその両方の吹き替えを行うこと。

(k)作品のクレジットに、カナダとの共同製作作品であることを明記すること。

c. 作品の条件

(a)映画の場合：劇場公開、テレビ放映（VOD 含む）、または DVD 化を想定しているものであ

¹⁴ 制作費と貢献度の%比較方法は「a. 協定の締結が 2014 年 7 月 1 日以前である国との共同製作の場合」と同じ。前述の表を参照のこと。

ること。

(b)テレビ作品の場合：テレビ放映（VOD 含む）、または DVD 化を想定しているものであること。

(c)オンライン映像作品の場合：インターネットや携帯電話などのデジタル媒体を介して、ユーザーの共感を呼ぶような（ストーリーテリングな）作品であることであること。

手続きは撮影前(Preliminary Recommendation)と撮影後(Final Recommendation)の2度行われ、1 回目は撮影開始の 30 日前までに書類を提出する(アニメーションの場合は原画の段階)。書類は Telefilm Canada のウェブサイトにある“Dialogue”というシステムを使い申請する。書類は英語、またはフランス語で作成する。

(ウ) 必要書類リスト¹⁵

a. 撮影前(Preliminary Recommendation)

申請者情報

(a)企業関連書類：1 年以内に発行された、カナダに設立された会社であることを示す書類（親会社の分も含む）

参加者情報

(b)カナダ国籍または永住権を示す書類：カナダのプロデューサー、エグゼクティブプロデューサー、キーポジション全員分

〔注釈〕

- ・カナダ国籍証明：パスポート、出生証明、住民票、またはカナダ・オーディオビジュアル認証局 (Canadian Audio-Visual Certification Office、通称 CAVCO)への個人登録番号
- ・カナダ永住権証明：撮影期間中有効な、永住権証明書

誓約書類（必要に応じて提出）

- (c)カナダのプロデューサーによる誓約書類：製作にかかるいかなる執筆についても、カナダ国籍またはカナダの永住権を有するものによってなされたことを誓約する
- (d)カナダのクリエイター（脚本家）による誓約書類：脚本家がカナダ国籍またはカナダの永住権を有していることを誓約する（全員分）
- (e)共同製作国以外からのクレジットに関する誓約書：エグゼクティブプロデューサーなど、実際には制作に参加しておらず報酬も得ていないが、撮影等に参加したことでクレジットに掲載される場合に提出する

ファイナンス・配給にかかる書類

¹⁵ Tele Film Canada が追加書類を要求した場合は、下記に加えて提出する

- (f) 公的支援にかかる契約書：撮影前の時点でカナダの公的支援を受けることが決定している場合、有効となる契約書は全て提出する（撮影前であればディールメモ、委任状、簡易契約書でも可）
- (g) 配給契約書：カナダでの配給契約書と、提出可能であれば他国での配給契約書

国際共同製作にかかる書類

- (h) 国際共同製作契約書：履行済みのもので、個々の国際共同製作協定で規定された記載項目を網羅したものに限る

チェーン・オブ・タイトル

- (i) チェーン・オブ・タイトル¹⁶

- ・プロジェクトの初期開発段階から全てを網羅したものであること。関係する全ての会社、個人の国籍を含む。
- ・プロジェクト遂行において、国際共同製作相手のプロデューサーが必要とされる全権利を取得していることを示す契約書
- ・親会社から特別目的会社（すなわち申請者）への権利譲渡契約書

非協定締結国の要素

- (j) 国際共同製作契約書：履行済みのもので、個々の国際共同製作協定で規定された記載項目を網羅したものに限る
- (k) チェーン・オブ・タイトル非協定締結国要素の申告：カナダとの国際共同製作を締結していない国が製作に関わっている場合の申告し、その必要性を報告する。ロケ撮影、出演者、キーポジションなどが該当する。

b. 撮影後(Final Recommendation)

申請者情報

- (a) 企業関連書類：1 年以内に発行された、カナダに設立された会社であることを示す書類（親会社の分も含む）

誓約書類

- (b) カナダのプロデューサーによる誓約書類：製作に際し、プロデューサーが雇用したクリエイター全ての申告及び契約書のコピー（共同製作プロデューサー分も含む）
- (c) 共同製作国以外からのクレジットに関する誓約書（追加分）：エグゼクティブプロデューサーなど、実際には制作に参加しておらず報酬も得ていないが、撮影等に参加したことでクレジットに掲載される

¹⁶ チェーン・オブ・タイトルとは、原権利者から現在の権利者までの連続する権利移転を証する書面のこと。原作者や脚本家などが、自らが著者であり、当該著作物に関する全権利を有することを表明する書類が最初に位置付けられる。

場合に提出する

経費報告

(d) カナダでの経費関連書類：

- ・カナダのプロデューサーが責任を持つ製作費が 50 万カナダドル以上の場合、最終的な経費報告書に加えて外部監査による最終的な会計検査報告
- ・25 万以上 50 万カナダドル未満の場合、最終的な経費報告書に加え、独立公認会計士によるレビューを行ったことを示す書類
- ・25 万カナダドル未満の場合は未承認の経費報告書とプロデューサーの誓約書

(e) 協同製作プロデューサーによる経費報告：

- ・海外での経費につき、使用為替レートを記載の上カナダドル換算し、共同製作プロデューサーのサインと作成日を取り付ける

創造的・技術的要素

(f) 最終スクリーンクレジット： オープンクレジットとエンドクレジット両方の、完全なリストと、クレジットに記載の全ての個人・会社の国籍の申告。リストにはカナダのプロデューサーがサインをすること

(g) 最終版 DVD (DVD がなければそれに準ずるもの)

非協定締結国の要素

(h) 非協定締結国要素の申告： カナダとの国際共同製作を締結していない国が製作に関わっている場合は申告し、その必要性を報告する。ロケ撮影、出演者、キーポジションなどが該当する。

(I) 協定締結国以外との国際共同製作

カナダには、国際共同製作協定を結んでいない国との制作でのオプションとして“Co-venture”というものがある。カナダ作品であるという承認“Canadian Program Certification”を受けることでテレビ放映のクォータを回避するものであり、Telefilm Canada の助成金を受ける条件にはならない。承認はカナダ・ラジオテレビ通信委員会が行う。¹⁷

¹⁷ <https://crtc.gc.ca/canrec/eng/canrec.htm>

2.2.6.4 カナダの映画産業にかかる支援制度

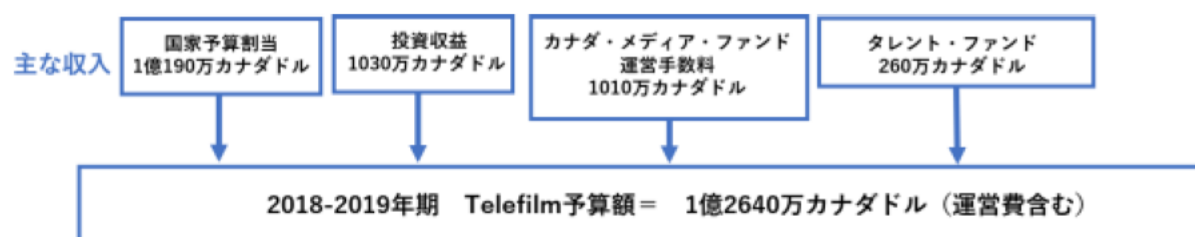
1. 主な支援団体とその財源¹⁸

カナダにおける映画支援の中心団体である Telefilm Canada は、映画を含むオーディオビジュアル全般を支援する政府系企業（Crown Corporation）である。カナダでは国家や州が所有する企業が多く存在し、国家予算も付与されるが組織としては高い独自性が与えられている。

(1) Telefilm Canada の財源

Telefilm Canada は国家予算に加え、Telefilm Canada からの支援を受けた作品でリクープを終えた作品からの投資収益や、カナダ・メディア・ファンドの運営費などを予算として活動している。

図 39 Telefilm Canada の予算内訳(2018-2019 年実績)



(2) Telefilm Canada の支援内訳と過去 5 年の推移¹⁹

表 33 Telefilm Canada 2018-2019 年 期 支援内訳（カナダドル、括弧内は支援数）²⁰

制作支援	6730 万(73 作品)	先住民族関連作品支援	10 万
企画支援	640 万 (301 プロジェクト)	プロモーション	1480 万
若手人材発掘	550 万 (44 作品)	マーケティング	880 万 (95 作品)
ドキュメンタリー	220 万 (23 作品)	海外マーケティング	60 万 (103 作品)
Eurimages への出資	160 万	劇場興行	40 万 (48 社)
国際共同製作審査	50 万 (52 作品)	輸出支援	20 万 (9 作品)
革新的企画の制作支援	30 万 (2 作品)	革新的企画の宣伝支援	(該当なし)

¹⁸ <https://telefilm.ca/en/studies/profile-2019-economic-report-on-the-screen-based-media-production-industry-in-canada-2019>

¹⁹ 出典: Telefilm Canada 2018-2019 Annual Report

<https://telefilm.ca/en/transparency/quarterly-financial-reports>

²⁰ Telefilm Canada の予算は、オーディオビジュアル全般を指し、映画だけに割り当てられたものではない。

表 34 Telefilm Canada 支援 過去 5 年の推移

(カナダドル)	2014- 2015	2015- 2016	2016- 2017	2017- 2018	2018- 2019
全体予算	1 億 1190 万	1 億 1210 万	1 億 2630 万	1 億 2750 万	1 億 2640 万
制作支援	5870 万	5770 万	6810 万	7100 万	6730 万
企画支援	780 万	580 万	630 万	710 万	640 万
若手人材発掘	140 万	190 万	220 万	200 万	550 万
ドキュメンタリー	70 万	110 万	10 万	170 万	220 万
Eurimages への出 資			110 万	140 万	160 万
国際共同製作審査	50 万	50 万	50 万	50 万	50 万
革新的企画の 制作支援			20 万	40 万	30 万
先住民族関連 作品支援				10 万	10 万
プロモーション	1010 万	1070 万	1180 万	1440 万	1480 万
マーケティング	1070 万	1750 万	1000 万	690 万	880 万
海外マーケティング	50 万	50 万	70 万	70 万	60 万
劇場興行					40 万
輸出支援			10 万	10 万	20 万
革新的企画の 宣伝支援			60 万	20 万	

2. Telefilm Canada の国内映画支援の枠組²¹

Telefilm Canada の支援の特徴は、多様性の尊重である。ファースト・ネーション関連支援は多くのスキームが用意され、手厚く保護されている。また、Telefilm Canada の支援はカナダ・オーディオビジュアル認定事務所 (Canadian Audio-Visual Certification Office、以下「CAVCO」) からカナダ作品として認定されることを条件とするものが大半であり、CAVCO からの認定は税優遇とも密接に関係してくる。(CAVCO の認定プロセスについては、後述の「ウ. 税優遇」を参照のこと。

a. 企画開発

支援名	Development program
支援対象	長編映画の企画開発
支援概要	長編映画の企画開発にかかる支援で、4 つの部門に分かれる。 ①自動支援②選択支援③ファースト・ネーション（先住民族）支援④人種化された人 ²² のための支援
主な条件	〔全部門共通〕 ・カナダの企業で、主たる事務所と活動場所がカナダにあること ・長編映画の制作会社であること (a) 自動支援 ・過去 5 年の間に、カナダで劇場公開されたフィクション映画またはドキュメンタリーを最低 1 本制作していること ・カナダ・オーディオビジュアル認証局（CAVCO）によりカナダ映画として認定され、CAVCO の定めるポイントを 60%以上満たしているか、国際共同製作協定のもと「国際共同製作作品」と認められていること ・Telefilm Canada に報告された過去 5 年の実績により算出されるスコア（Track Record Score*）により、支援額が決定される *）興行収入、国内セールス/海外セールス、国際映画祭や国際的なイベントへの出品・受賞、国内の映画祭やイベントでの受賞などがポイント化され決定される (b) 選択支援 ・過去 5 年の間に、カナダで劇場公開されたフィクション映画またはドキュメンタリー

²¹ <https://telefilm.ca/en/financing>

²² カナダで昨今積極的に用いられるようになった表現「人種化」（原語で“Racialized”）は、人種を社会的に構成するプロセスのことを指す。非白人、有色人種、民族的マイノリティなどといった言葉の代替として使用される。Telefilm Canada 支援上の定義では、非白人系で、ファースト・ネーションを除く人を指し、黒人や有色人種に限定しない。

	ーを最低 1 本制作していること ・過去 5 年の間に、フィクション映画またはドキュメンタリーで国際的な映画祭でのプレミア上映を行ったこと ・カナダ・オーディオビジュアル認証局（CAVCO）によりカナダ映画として認定され、CAVCO の定めるポイントを 60%以上満たしているか、国際共同製作協定のもと「国際共同製作作品」と認められていること (c) ファースト・ネーション（先住民族）支援 ・過半数がファースト・ネーションで構成された制作会社であること ・以下のいずれかの条件を満たすこと： 条件 1： 過去 5 年の間に、カナダでの劇場公開か国際的な映画祭でのプレミア上映を行ったフィクション映画またはドキュメンタリーを最低 1 本制作していること。また、カナダ・オーディオビジュアル認証局（CAVCO）によりカナダ映画として認定され、CAVCO の定めるポイントを 60%以上満たしているか、国際共同製作協定のもと「国際共同製作作品」と認められていること 条件 2： 過去 5 年の間に、Talent to Watch プログラム（若手人材発掘）の支援を受け、劇場かデジタルプラットフォームで配給された実績があること 条件 3： ・過去 5 年の間に、短編作品で国際的な映画祭でのプレミア上映を行ったこと 条件 4: ・過去 5 年の間にカナダのテレビで放映された作品があること。また該当作品は、カナダ・オーディオビジュアル認証局（CAVCO）によりカナダ映画として認定され、CAVCO の定めるポイントを 60%以上満たしているか、国際共同製作協定のもと「国際共同製作作品」と認められていること (d) 人種化された人のための支援 ・「人種化された（racialized）」と自認している者により過半数が構成された制作会社であること ・その他の条件は上記「ファースト・ネーション（先住民族）支援」と同じ
年間実績	301 プログラム（2018-2019 年実績）
支援上限額	(a) 1 万 5000 万カナダドル/1 プロジェクト、5 プロジェクトまで (b) 1 万 5000 万カナダドル/1 プロジェクト、2 プロジェクトまで (c) 1 万 8000 万カナダドル/1 プロジェクト、5 プロジェクトまで (d) 1 万 8000 万カナダドル/1 プロジェクト、5 プロジェクトまで

b. 制作

支援名	Production program
支援対象	長編映画の制作またはポストプロダクション
支援概要	長編映画の制作またはポストプロダクションを対象とし、カナダ文化の発信や多様性に資する作品を支援する
主な条件	〔申請者〕 ・カナダの企業で、主たる事務所と活動場所がカナダにあること ・オーディオビジュアル作品の制作会社であること ・プロデューサーと、その他制作にかかるキーポジションはカナダ国民であるか、永住権を有していること（国際共同製作の場合は除く） 〔プロジェクト〕 ・75 分以上の長編フィクション映画で、フランス語、英語またはファースト・ネーションの言語で制作（または完成）をしていること ・カナダでの劇場公開を前提とし、その他のプラットフォームへの配給を行うこと ・カナダ側のプロジェクトの所有権を有し、カナダ人が著作権を保持すること（国際共同製作の場合は除く） ・申請者がファイナンス、クリエイティブ、配給の決定権を有すること ・脚本と監督は、カナダ人またはカナダの永住権を有する者のみで行うこと（国際共同製作の場合は除く） ・制作費は 25 万カナダドル以上であること クリエイティブの要素、キーポジションの経歴、プロジェクトの実現可能性（ファイナンス、クリエイティブ共に）などを審査の上決定する
年間実績	6730 万カナダドル、73 作品（2018-2019 年実績）
支援上限額	・制作費 250 万カナダドル未満で英語、仏語、またはファースト・ネーションの言語で制作されたプロジェクト：最大 50 万カナダドル ・250 万カナダドル以上で英語で制作されたプロジェクト：最大 400 万カナダドル ・250 万カナダドル以上で仏語制作されたプロジェクト：最大 350 万カナダドル
その他特筆すべき事項	・制作費 250 万カナダドル以下の場合、返済不要の助成金とするか商業利用開始日から起算して 2 年間、償還可能なエクイティ投資とするか選択できる ・制作費 250 万カナダドルかそれ以上の場合、前受金が償還可能なエクイティ投資で選択できる

支援名	Talent to Watch program
支援対象	映画・ウェブシリーズの新人制作者
支援概要	映画・ウェブシリーズの第 1 作目の制作費支援
主な条件	条件は部門によって異なる (a) 選択部門 〔申請者〕 ・Telefilm Canada の定めた団体からの推薦 ・プロデューサー、脚本家、監督は全て新人であること（＝少なくとも 1 つの短編映画を制作しているが、長編映画では経験がないこと）。ただしプロデューサーは、過去に長編映画の 1 作品にクレジットされ、それが Telefilm Canada の支援を受けたものであれば対象とし、その他も 25 万カナダドル以下の作品であれば考慮に入れる ・プロデューサー、脚本家、監督はカナダ国民であるか、永住権を有していること 〔プロジェクト〕 ・フィクションかドキュメンタリーのオーディオビジュアル作品で、フランス語、英語またはファースト・ネーションの言語で制作すること ・75 分以上の長編映画、またはオンライン上の観客をターゲットに制作されたウェブコンテンツで、合計で 10 分以上のもの ・Telefilm Canada からの応募案内後、1 つ以上のデジタルフォーマットでの配給が 2 年以内に決まること（劇場配給は不要） ・長編映画の場合は制作費が 15 万カナダドル～25 万カナダドル、ウェブコンテンツの場合 10 分あたり 2 万カナダドルを目安とする (b) ファスト・トラック部門 〔申請者〕 ・Telefilm Canada の定めた団体からの推薦 ・カナダの制作会社で作品にかかる権利を 100%保持し、作品に関わるキーポジションメンバーが所有または運営していること ・監督が過去の短編作品で映画祭での賞を受賞していること（以下、「その他の事項」の一覧参照） ・プロデューサー、脚本家、監督は全て新人であること（＝少なくとも 1 つの短編映画を制作しているが、長編映画では経験がないこと） 〔プロジェクト〕 ・選択部門と同じ（ただし、ファスト・トラックで申請できるのは映画のみ） ・映画祭での受賞から 2 年以内に応募すること ・パイロット事業として、イマジン・ネイティブ（先住民の映画とメディアアートフェスティバル）に推薦され、国際サーミフィルムインスティテュート主催のアーキティク・チルズで紹介された短編映画については、Telefilm の定めた団体からの推

	薦無しでも支援対象とする (c) 映画祭選出部門 【申請者】 ・カナダの制作会社で作品にかかる権利を 100%保持し、作品に関わるキーポジションメンバーが所有または運営していること ・監督が過去の短編作品で映画祭に選出されていること（以下、「その他の事項」の一覧参照） ・プロデューサー、脚本家、監督は全て新人であること（＝少なくとも 1 つの短編映画を制作しているが、長編映画では経験がないこと） 【プロジェクト】 ・選択部門と同じ（ただし、ファスト・トラックで申請できるのは映画のみ） ・映画祭での選出から 2 年以内に応募すること
年間実績	550 万カナダドル（44 作品）
支援上限額	・返済不要、制作費の 100%補填が可能 ・長編映画：15 万カナダドル/1 作品 ・計 75 分以上のウェブシリーズ：12.5 万カナダドル/1 作品 ・計 75 分以下のウェブシリーズ：各セグメント（最大 10 分）に対し 1 万 5000 カナダドル、合計 10.5 万カナダドル ・支援額の最低 8%はプロモーションに使用する
その他の事項	<ファスト・トラック部門での映画賞一覧> ・アヌシー国際アニメーション映画祭 -短編部門アヌシー・クリスタル賞（グランプリ） ・アメリカン・インディアン映画祭 -最優秀短編実写映画賞 -最優秀短編ドキュメンタリー賞 -最優秀短編アニメーション賞 ・ヴェネツィア国際映画祭 -オリゾンティ賞（短編映画） -オリゾンティ賞（中長編映画） ・ベルリン国際映画祭 -最優秀短編映画賞（金熊） -最優秀短編映画賞（銀熊） ・カンヌ国際映画祭 -パルムドール（短編映画） -審査員スペシャル・メンション（短編映画） -監督週間 イリーアワード（短編映画）

	-国際批評家週間 ライカ・シネディスクヴァリー短編映画賞 -国際批評家週間 Canal+ 短編映画賞 ・クレルモン＝フェラン国際短編映画祭 -国際コンペティション部門グランプリ -特別審査員賞 -観客賞 ・米国アカデミー賞（受賞またはノミネート） -最優秀短編実写映画賞 -最優秀短編アニメーション賞 -最優秀短編ドキュメンタリー賞 ・サンダンス映画祭 -審査員グランプリ（短編映画） -国際フィクション部門審査員グランプリ（短編映画） -ノンフィクション部門審査員グランプリ（短編映画） -アニメーション部門審査員グランプリ（短編映画） -特別審査員賞（短編映画監督） <映画祭選出部門での対象映画祭一覧> ・アヌシー国際アニメーション映画祭 ・アメリカン・インディアン映画祭 ・ヴェネツィア国際映画祭 ・ベルリン国際映画祭 ・カンヌ国際映画祭 ・クレルモン＝フェラン国際短編映画祭 ・サンダンス映画祭 ・ロカルノ国際映画祭 ・オーバーハウゼン国際短編映画祭 ・タンペレ映画祭 ・テルユライド映画祭 ・バリアドリッド国際映画祭 ・サウス・バイ・サウスウエスト ・スラムダンス映画祭 ・ナミュール国際フランコフォニー映画祭 ・トライベッカ映画祭
--	---

支援名	Theatrical documentary program
支援対象	劇場公開向け長編ドキュメンタリー

支援概要	長編ドキュメンタリーの制作、ポストプロダクションの支援 (企画開発は含まれない)
主な条件	【申請者】 ・カナダの企業で、主たる事務所と活動場所がカナダにあること ・オーディオビジュアル作品の制作会社であること ※放送局の系列会社の場合は、ケベック州外に限る ・キーポジションはカナダ国民であるか、永住権を有していること 【プロジェクト】 ・75 分以上の長編ドキュメンタリー映画で、フランス語、英語またはファースト・ネーションの言語で制作（または完成）をしていること ・カナダでの劇場公開を前提とし、その他のプラットフォームへの配給を行うこと ・制作費は 40 万カナダドル以上（ただしポストプロダクションは規定なし） ・カナダ側のプロジェクトの所有権を有し、カナダ人が著作権を保持すること（国際共同製作の場合は除く） ・申請者がファイナンシャル、クリエイティブ、配給の決定権を有すること ・監督は、カナダ人またはカナダの永住権を有する者のみで行うこと（国際共同製作の場合は除く） ・支援が決定した場合、劇場公開から 2 年以内にデジタルプラットフォームでの配信を行うこと 〔ファースト・ネーション支援枠〕 上記の条件以外に、以下を満たせば特別枠で審査を受けることができる。 ・ファースト・ネーションにより過半数が所有された制作会社で、最低 51%の著作権を保持していること ・ファースト・ネーションのスタッフにより制作資金とクリエイティブが管理されていること ・監督、プロデューサー、脚本のいずれか 2 人がファースト・ネーションであること ・250 万カナダドル以下の作品で、リモートでの撮影を行う場合は 5 万カナダドルが追加される
年間実績	220 万カナダドル（23 作品）
支援上限額	・制作段階：制作費の 49%以下（15 万カナダドルまで）。ただし制作費が 200 万カナダドル以上の場合は、Telefilm Canada の裁量により 50 万カナダドルまで支援を検討する ・ポストプロダクション段階：制作費の 49%以下（7.5 万カナダドルまで） ・制作費 250 万カナダドル以下の場合、返済不要の助成金とするか商業利用開始日から起案して 2 年間、償還可能なエクイティ投資とするか選択できる ・制作費 250 万カナダドルかそれ以上の場合、前受金が償還可能なエクイティ投資で選択できる

c. マーケティング

支援名	Marketing program
支援対象	長編映画のマーケティングおよび配給
支援概要	長編映画プロジェクトのマーケティングおよび配給に必要な資金を支援する
主な条件	・Telefilm Canada のいずれかの支援を受けた作品が優先される ・マーケティングは、映画館の入場者の増加やデジタル配給、複数のプラットフォームでの視聴を実現するための革新的な戦略に対して支援する 〔申請者〕 ・カナダの配給会社またはカナダの企業に所属するプロデューサーであること ・申請した作品を制作しカナダでの配給権を継続的に保持する制作会社か、カナダでの全配給権を保持する配給会社であること ・キーポジションはカナダ国民であるか、永住権を有していること ・申請者が配給会社の場合：カナダで活動し、長編映画の配給を主たる事業としていること。過去 2 年の間にカナダでの配給事業を行い、一定の成果を上げていること。また、配給の経験が 5 年以上あるものが 1 人以上所属していること ・申請者が制作会社の場合：カナダで活動し、長編映画の制作を主たる事業としていること。プロモーションとマーケティングの経験者が所属し、経営が安定していること 〔プロジェクト〕 ・制作段階で、Telefilm Canada の制作助成を受けた長編作品であること。または、CAVCO の認証を取り付けるか、国際共同製作協定により制作された作品であること 海外で発生したマーケティング費用は、Telefilm Canada の事前の承認を取り付けることを条件に、一部対象とできる（試写や劇場用予告編など）
年間実績	国内マーケティング：880 万カナダドル（95 作品） 海外マーケティング：60 万カナダドル（103 作品）
支援上限額	無利子の前受金として P&A の 75%までを支援 （対象経費は最大 2 万 5000 カナダドル） 返済スケジュールは制作費やリクープの度合いによって異なる

支援名	Promotion program ²³
支援対象	映画、テレビおよびデジタルメディアのプロモーション
支援概要	カナダのコンテンツおよび人材のプロモーション活動支援
主な条件	【申請者】 ・カナダの企業で、主たる事務所と活動場所がカナダにあること ・映画、テレビ、デジタルメディアの制作を主たる事業としていること ・キーポジションはカナダ国民であるか、永住権を有していること 【活動内容】 ・既に前年期（2019-2020 年、以下「前年期」）で当プログラムの支援を受けたものに限る。それ以外の条件は以下の通り (a) カナダ映画祭 ・前年期開催の映画祭でのプログラミングにおいて近年のカナダ作品が 15%以上を占めた ・上記の大半が中編・長編作品であること（ただし短編に特化した映画祭の場合は割合のみで換算） ・100 作品以上の上映がある場合は、カナダの作品が 15 以上あればよい (b) 映画、テレビ、デジタルメディアの受賞セレモニー（国内） ・受賞作品の 75%以上が前年度に配給されていること（トリビュート、その他記念作品は除く） (c) 新たな配給ネットワーク²⁴ ・前年期の公式プログラミングにおいて近年のカナダ作品が 75%以上を占めた ・上記の大半が中編・長編作品であること（ただし短編に特化した映画祭の場合は割合のみで換算） ・100 作品以上の上映がある場合は、カナダの作品が 75 以上あればよい (d) オーディオビジュアル産業にかかるカンファレンス ・オーディオビジュアル産業に従事する者のためのカンファレンス、パネルディスカッション、交流イベント (e) プロモーション、認知向上イベント ・公共に向けたカナダコンテンツや人材の宣伝活動 (f) その他のプロモーション活動 プロモーションに関連した、オーディオビジュアル産業にかかる研究、事業開発、職業訓練など

²³ 2020 年のコロナの影響により、2020-2021 年、以下「前年期」で当プログラムの支援を受けたものに限り、新規の受付は無い。

²⁴ 従来の劇場配給・興行モデルに替わる配給形態で、カナダコンテンツの普及を第一の目的とし、カナダの観客へのコンテンツへのアクセスを可能とするもの

年間実績	1480 万カナダドル
支援上限額	・対象経費のうち、前年期の支援額を超えない範囲 〔補足〕対象経費：プログラミングにかかる直接経費、PR 活動にかかる経費、運営管理費（スタッフ人件費、機材レンタル代）など ・返済不要

d. 興行

支援名	Theatrical exhibition program
支援対象	カナダ国内の興行会社
支援概要	カナダ映画の上映回数と入場者数に応じた支援
主な条件	・商業劇場を運営する会社であること ・カナダの企業で、主たる事務所と活動場所がカナダにあること ・オーディオビジュアル産業のスタンダードに対応する、チケットと興行収入報告システムを有していること ・過去 1 年に、最低 1 本のカナダ長編映画を上映していること ※「カナダ映画」の条件：75 分以上のフィクション映画またはドキュメンタリー。CAVCO の審査を通過しカナダ映画とみなされているか、国際共同製作協定に基づく国際共同製作作品で撮影前または撮影後に Telefilm Canada の推薦を受けているもの
年間実績	40 万カナダドル（48 社）
支援上限額	前年度のカナダ映画の興行成績に基づいた返済不要の助成金 ・1 回上映あたり 10 カナダドル ・1 人入場あたり 0.5 カナダドル ・1 劇場 1 年あたり上限は 1.5 万カナダドルで、1 企業あたり 3 劇場まで（すなわち、1 企業あたり 4.5 カナダドル） ※2020-2021 年期限っては 1 万ドル上乗せし 5.5 万カナダドル ・助成金は必ず、次の興行作品の宣伝費用とする

e. 映画祭

支援名	Participation in international Festivals and Events support program
支援対象	プロデューサー、ディストリビューター、セールスエージェント
支援概要	国際映画祭・イベントへの参加支援

主な条件	【申請者】 ・当該プロジェクトのプロデューサー、ディストリビューターまたはセールスエージェント ・カナダの企業で、主たる事務所と活動場所がカナダにあること 【プロジェクト】 (a) 長編映画 ・カナダのフィクション映画またはドキュメンタリー ・CAVCO によりカナダ映画として認定されているか、国際共同製作協定のもと「国際共同製作作品」と認められていること ・リスト A(以下後述)で示される国際映画祭に公式選出されていること ・劇場公開を想定していること (b) 短編映画 ・カナダの監督またはプロデューサーであること。もしくは、国際共同製作作品として認定されていること ・リスト B(以下後述)で示される国際映画祭にワールドプレミアまたはインターナショナルプレミア作品として公式選出されていること ・フランス語か英語で視聴可能であること（オリジナル言語、字幕いずれでも可） (c) 国際共同製作マーケットへの招待 ・カナダの制作会社 ・企画開発中の国際共同製作プロジェクトが、リスト C（以下後述）に公式に招待されていること
支援上限額	いずれも返済不要の助成金 (a)(b) ・4 万カナダドル/1 作品（短編映画は 2500 カナダドル） ・支援額は、選出された映画祭とグループにより異なる -「グループ 1」の場合：2.5 万カナダドル -「グループ 2」の場合：1 万カナダドル -「グループ 3」の場合：1,500 カナダドル ただしワールドプレミア、インターナショナルプレミアの場合は 5,000 カナダドル -リスト B のうち短編映画祭の場合：2,500 カナダドル 【例外】 ・米国アカデミー賞やゴールデングローブ賞、BAFTA またはセザール賞で「最優秀作品賞」または「最優秀外国語映画賞」に選出された場合、例外的に 4 万カナダドル以上の支援を行うことも可能。その場合はマーケティング計画を確認し、4 万カナダドル以上の支出について最終的にリクープ可能かを判断する (c)

	1500 カナダドル
リスト A	〔リスト A-グループ 1〕 ・ベルリン国際映画祭（コンペティション、アウトオブコンペティション、パノラマ、ジエネレーション、フォーラム、エンカウンター、ベルリナーレ・スペシャル） ・カンヌ国際映画祭（公式コンペティション、ある視点、アウトオブコンペティション、国際批評家週間、監督週間） ・サンダンス映画祭（ワールドコンペティション、パーク・シティ・アット・ミッドナイト、プレミア、サンダンス・キッズ） ・ヴェネツィア国際映画祭（コンペティション、アウトオブコンペティション、オリゾンティ、ヴェニス・デイズ、国際批評家週間） 〔リスト A-グループ 2〕 ・ベルリン国際映画祭の〔グループ 1〕の部門で、ヨーロッパプレミアの場合 ・釜山国際映画祭（フラッシュフォワード、ギャラ、ワールドシネマ） ・カルロヴィ・ヴァリ国際映画祭（コンペティション、アウトオブコンペティション） ・ロカルノ国際映画祭（コンペティション、フィルムメイカーズ・オブ・ザ・プレゼントコンペティション、ピアッツァ・グランデ） ・ロッテルダム国際映画祭（タイガー・アワード・コンペティション、ビッグ・スクリーン、ブライト・フューチャー、スペクトラム） ・サン・セバスティアン国際映画祭（オフィシャルセクション、新人監督、サバルテギ・タバカレラ） ・サンダンス映画祭（スポットライト、ニュー・フロンティア） ・テルライド映画祭（部門不問） 〔リスト A-グループ 3〕※部門不問 ヨーロッパ： アムステルダム国際映画祭、アヌシー国際アニメーション映画祭、ベルリン国際映画祭、BFI、ブリュッセル国際ファンタスティック映画祭、シネキッドフェスティバル、コペンハーゲンドキュメンタリー映画祭、クレティユ国際女性映画祭、ライプツィヒ国際ドキュメンタリーおよびアニメーション映画祭、エディンバラ国際映画祭、アングレーン・フランコフォン映画祭、ヘント映画祭、ジッフォーニ映画祭、グラスゴー映画祭、ヨーテボリ国際映画祭、インディー・リスボア、イスタンブール国際映画祭、カルロヴィ・ヴァリ国際映画祭、ロカルノ国際映画祭、ロリアン映画祭、BUFF 国際映画祭、マンハイム＝ハイデルベルク国際映画祭、モン・プレミエ・フェスティバル、モスクワ国際映画祭、ミュンヘン国際映画祭、ナミュール国際フランス語映画祭、ヌーシャテル国際ファンタスティック映画祭、ビジョン・ドウ・レール、レイキャヴィーク国際映画祭、ロッテルダム国際映画祭、サン・セバスティアン国際映画祭、シェフィールド国際ドキュメンタリー映画祭、シツェス・カタロニア国際映画祭、ストックホルム国際映画祭、シュトゥットガルト国際アニメーション映

	画祭、タリンブラックナイト映画祭、テッサロニキ国際映画祭、トリノ映画祭、バリャドリッド国際映画祭、ヴェネツィア国際映画祭、ワルシャワ映画祭、ズリーン国際映画祭 アメリカ： AFI Fest、AFI ドキュメンタリー映画祭、アメリカン・インディアン映画祭、シカゴ国際映画祭、シカゴ国際こども映画祭、フルフレーム・ドキュメンタリー映画祭、マイアミ国際映画祭、ミルバレー映画祭、ニューダイレクター・ニューフィルムズ、ニューヨーク映画祭、パームスプリング国際映画祭、サンフランシスコ国際映画祭、サンタバーバラ国際映画祭、シアトル国際映画祭、スラムダンス映画祭、SXSW、ビッグスカイ・ドキュメンタリー映画祭、トライベッカ映画祭 中南米： ブエノスアイレス国際インデペンデント映画祭、グアダハラ国際映画祭、ロスカボス国際映画祭、マール・デル・プラタ国際映画祭、リオデジャネイロ国際映画祭、サンパウロ国際映画祭 アジア/オセアニア： 北京国際映画祭、プチョン国際ファンタスティック映画祭、釜山国際映画祭、香港国際映画祭、中国国際漫画・アニメ祭、インド国際映画祭、メルボルン国際映画祭、ムンバイ映画祭、上海国際映画祭、シドニー映画祭、台北金馬映画祭、東京国際映画祭 アフリカ： ケープタウン国際アニメ映画祭、カルタゴ映画祭、ダーバン国際映画祭、マラケシュ国際映画祭
リスト B	アメリカン・インディアン映画祭、アヌシー国際アニメ映画祭およびマーケット、アスペン短編映画祭、ベルリン国際映画祭、カンヌ国際映画祭（公式選出、国際批評家週間、監督週間）、クレルモン＝フェラン国際短編映画祭、オーバーハウゼン国際短編映画祭、ロカルノ国際映画祭、ナミュール国際フランス語映画祭、ニューダイレクター・ニューフィルムズ、米国アカデミー賞（最終ノミネート）、パームスプリング国際短編映画祭、スラムダンス映画祭、SXSW、サンダンス映画祭、タンペレ映画祭、トライベッカ映画祭、テルライド映画祭、バリャドリッド国際映画祭、ヴェネツィア映画祭（オリゾンティ）
リスト C	アムステルダム国際映画祭（IDFA フォーラム）、アトリエ・ドゥ・シネマ・ユーロペアン、アトランティック映画祭（トランスアトランティック・パートナー）、ベルリン国際映画祭（ベルリナーレ共同製作マーケット）、ビッグ・スカイ（Docshop）、ボゴダ・オーディオビジュアル・マーケット、エディンバラ国際映画祭（エディンバラ・ピッチ）、ヨーロッパ・オーディオビジュアル・エンタープラナー、ファンタジア国際映画祭（フロンティア国際共同製作マーケット）、ナミュール国際フランコフォニー映画祭、フィルムバザール・国際共同製作マーケット、インデペンデント映画週間（ノ

	ーボーダー・フォーラム）、ジュニア・エンターテインメント・タレントスレート、ミア国際共同製作マーケット、ワガ（ワガドゥガー）・フィルムラボ、Rencontres de co-productions francophones（注釈：ルクセンブルグで行われる、フランス語圏の国際共同製作のためのイベント）、ロッテルダム国際映画祭（シネマート）、ヴェネツィア国際映画祭（ヴェネツィア・ギャップファイナンスマーケット）
--	--

f. 配給

支援名	Export assistance program
支援対象	劇場映画配給会社
支援概要	カナダ映画の国際配給支援
主な条件	【申請者】 ・劇場映画配給を専門とした会社であること（セールスエージェントは対象外） ・対象国・地域（下記参照）1 つ以上で、当該作品の権利を行使していること。また、MG を支払い、権利を取得していること ・対象国・地域でのマーケティングプランがあること ・申請の翌年までに劇場公開を行うこと 【プロジェクト】 ・75 分以上の長編映画（ジャンル不問） ・Telefilm Canada から製作支援を受けていること ・CAVCO によりカナダ映画として認定されているか、国際共同製作協定のもと「国際共同製作作品」と認められていること ・これまで対象国・地域で劇場公開されていないこと
年間実績	20 万カナダドル（9 作品）
支援上限額	対象国・地域での権利取得のための MG が対象の返済不要の助成金 ・4.5 万カナダドル/1 ヶ国 ・9 万カナダドル/プロジェクト
対象国・地域	アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダ、ブラジル、中国、コロンビア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、韓国、スペイン、アメリカ、イギリス、スウェーデン、スイス、台湾

3. 税優遇

カナダの映画および映像作品への税優遇は、カナダ歳入庁との連携のもと、カナダ・オーディオビジュアル認定事務所 (Canadian Audio-Visual Certification Office、以下「CAVCO」)が行い、2つのプログラムが用意されている。

(ア) Canadian Film or Video Production Tax Credit プログラム (以下「CPTC」)²⁵

CAVCO が「カナダコンテンツ」と認めた映画または映像制作に対し、製作に係る人件費（給与）の25%が税額控除される制度。カナダの映画およびテレビ番組制作を奨励し、国内制作現場の発展を目的とした制度である。

CAVCO のカナダコンテンツ認証は Telefilm Canada の制度を受ける場合でも重要なポイントとなる。また、国際共同製作協定に基づいた共同製作であれば、支援の対象となる。

a. 優遇対象

- ・制作に係る人件費（給与）の25%
- ・各種公的支援が控除された金額のうち、総製作費の60%が対象の上限
⇒すなわち、総製作費の純実費のうち15%
- ・ノン・インタラクティブ（視聴者参加型ではない）作品であること。VR 制作も対象となるが、同様に視聴者の介入を必要としない作品に限る。尚、ウェブサイト、ゲーム、アプリケーションは対象とならない

b. 応募条件

※以下 3、5～8 および 11 については国際共同製作作品は対象とならず、個々の協定での条件が優先される

1. 制作会社は CAVCO に対し、制作段階・完成段階で認証を受けること

* カナダ映画・映像制作認証—パート A 認証 *

- ・申請期限はなく、撮入前もしくは制作中に認証が発行される
- ・カナダ所得税法 125.4 項およびカナダ所得税規定 1106 に基づき審査され、CAVCO がカナダ文化遺産省への推薦を行い、認証の発行は文化遺産省の権限のもと行われる

²⁵ <https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/services/funding/cavco-tax-credits/canadian-film-video-production.html>

完成認証—パート B 認証

- ・制作が完了し、引き続きパート A と同様の条件を満たしているか確認する
- ・撮入から起算し、最初の課税年から 24 か月以内に申請すること（条件により最長 48 か月まで延長は可能）
- ・パート B の認証の発行なしに、税優遇を受けることはできない

2. カナダで課税対象となっている制作会社が申請すること
3. 製作完了後、商業利用が始まってから 25 年間は、申請した制作会社が著作権を有すること
4. 作品のジャンルが以下に該当しないこと：
 - a. ニュース、公務、天気予報やマーケットレポートを含むもの
 - b. ゲームやクイズ、コンテストに関するもの
 - c. スポーツイベント、スポーツ活動
 - d. 新作発表会、受賞式
 - e. 支援を勧誘するための作品
 - f. リアリティ番組
 - g. ポルノ
 - h. 宣伝
 - i. 商業、広報、社会事業を目的としたもの
 - j. 作品の全てまたは大半が（ドキュメンタリーは除く）あらかじめ撮影された既存のストック・フィルムであるもの
5. クリエイティブに関するキーポジションがカナダ国籍または永住権を有するものであること。以下のポイント表に従い、最低 6 ポイントが必要となる。

表 35 実写作品のポイント表：最低 6 ポイント

キーポジション	ポイント数	追加事項
監督	2 ポイント	4 ポイント中 2 ポイントの獲得が必須
脚本	2 ポイント	
報酬が最も高く支払われた主演俳優	1 ポイント	2 ポイント中 1 ポイントの獲得が必須
報酬が 2 番目に高く支払われた主演俳優	1 ポイント	
撮影監督	1 ポイント	
美術監督	1 ポイント	
音楽監督	1 ポイント	
編集監督	1 ポイント	

表 36 アニメ作品のポイント表：最低 6 ポイント

キーポジション	ポイント数	追加事項
監督	1 ポイント	2 ポイント中 1 ポイントの獲得が 必須
脚本主任または絵コンテ	1 ポイント	
報酬が 1 番または 2 番目に高く支払われた 主演声優	1 ポイント	
美術監督	1 ポイント	
カメラ・オペレーター	1 ポイント	作業がカナダで行われた場合付 与
音楽監督	1 ポイント	
編集監督	1 ポイント	
以下はカナダのみで作業が行われた場合に付与される		
キーアニメーション	1 ポイント	必須
レイアウト、背景	1 ポイント	
動画	1 ポイント	

6. 全てのプロデューサーがカナダ国籍または永住権を有するものであること。
7. 制作にかかるサービスのうち最低 75%はカナダ人に対して支払われること（ポストプロダクションについても同様の条件）
8. 商業利用が始まって時点で、申請した制作会社が作品のライセンスを有すること
9. カナダの配給会社もしくはカナダ・ラジオテレビ通信委員会の認めた放送局が、商業利用が開始されてから 2 年以内に上映または放映を行う旨、書面での承諾を得ること
10. 商業利用が開始されてから 2 年以内は、非カナダの配給会社によるカナダでの配給は行わないこと
11. 制作会社もしくはカナダで納税義務のある企業が、カナダ以外でのマーケットでの収益配分を受けること

c. 審査書類

- ・コーポレート関連文書（シェアホルダーの名前、制作会社の代表者名、関連企業一覧、企業登録番号）
- ・財務および権利の行使に関する文書（財務諸表、過去二年の経歴、制作・配給・テレビ放映にかかる契約書など）
- ・個人に関する文書（クリエイティブに関わる全てのキーポジションの名前と報酬、カナダ国籍または永住権を有する者については CAVCO への個人登録番号）
- ・非カナダのプロデューサーがいる場合の関係確認書類
- ・制作に関する詳細（シンプシス、ターゲットとするマーケット情報、ジャンル、作品分数、制作形態、撮入日および完了日、撮影日数）

- ・シリーズタイトル（作品がシリーズの場合）
- ・作品のコピーデータ（DVD、Blu-ray または USB フラッシュメモリー）
- ・支出関連書類（確定支出額、人件費の合計）
- ・最終経費詳細
- ・会計検査報告（制作費 50 万カナダドル以上の場合）
- ・国際共同製作関連情報（国情報、相手国の企業情報、著作権保有の割合、資金の割合、国際共同製作協定）
- ・チェーン・オブ・タイトルに関する書類

(イ) Film or Video Production Services Tax Credit プログラム（以下「PSTC」）²⁶

カナダ企業または在カナダ外資系企業を対象とし、条件を満たせばカナダ居住者またはカナダに納税義務のある企業に対して支払われた人件費の 16%が税額控除される制度。カナダ国内の映画・映像産業の振興や投資、雇用促進を目的としている。

a. 優遇対象

- ・カナダ居住者またはカナダに納税義務のある企業に対して支払われた人件費の 16%で、地方自治体から受けた助成金や税控除などを除いた額（控除額に上限は無し）
- ・CPTC の税優遇を受けたものは、対象とならない
- ・企業に所属する従業員への給与、個人また協力会社に対する報酬、親会社から支払われる従業員の経費も条件を満たせば対象となる。ただし、再委託は対象外

b. 応募条件

- ・CAVCO が著作権保有者に対し与える「認定証明書」：カナダ所得税法 125.5 項およびカナダ所得税規定 9300 に基づき審査され、発行される。1 著作権保有者に対し 1 枚のみ発行されるため、1 作品に関するサービス提供者が複数ある場合は、PSTC への申請のためそれぞれコピーの発行が必要となる。また、著作権保有者が変更となった場合は、変更手続きも行わなくてはならない

【注釈】PSTC の定めるところの「著作権者」となるためには、少なくとも作品の制作完了までの制作に関する許諾を取り付けることが必要となる。例えば既にキャラクターが存在する作品の場合、全てのキャラクター権を取得する必要はない

- ・カナダ企業または在カナダ外資系企業であること
- ・カナダに恒久的施設を有し、主たる事業が映画・ビデオ制作およびプロダクション・サービスであること

²⁶ <https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/services/funding/cavco-tax-credits/film-video-production-services.html>

〔認定証明書のための提出物一覧〕

①登録料： 5212.20 カナダドル

※ただし、最終的な控除額が 2.5 万カナダドルを下回る場合は、控除額に応じて登録料も一部還付される

②チェーン・オブ・タイトル関連書類：申請者が申請時点で著作権の保有者であることを示す契約書、権利譲渡契約書、脚本家の契約書など。法律専門家の法律意見も併せて提出する

③制作費：最終予算サマリー（既に制作が終了している場合は、最終支出のサマリー）

※他国での制作を含む場合、カナダでの制作分のみでよい

④申請者の宣誓書

（配給会社等は対象とならない）。また、非営利団体や慈善団体も対象とならない

・作品のジャンルが以下に該当しないこと：

- a. ニュース、公務、天気予報やマーケットレポートを含むもの
- b. ゲームやクイズ、コンテストに関するもの
- c. スポーツイベント、スポーツ活動
- d. 新作発表会、受賞式
- e. 支援を勧誘するための作品
- f. リアリティ番組
- g. ポルノ
- h. 宣伝
- i. 商業、広報、社会事業を目的としたもの
- j. 作品の全てまたは大半が（ドキュメンタリーは除く）あらかじめ撮影された既存のストック・フィルムであるもの

・撮影開始から 24 か月までの制作費が 100 万カナダドル以上であること。ただしシリーズ作品の場合、1 エピソードが 30 分以内の場合は 10 万カナダドル以上、30 分以上の場合は 20 万カナダドル以上が上限となる

c. 審査書類

- ・コーポレート関連文書（全ての著作権所有者の契約情報、申請者の代表連絡先）
- ・財務に関する文書（予算表、最終的な制作費用とカナダでの全支出に関するコストレポート）
- ・制作に関する詳細（シンプシス、ターゲットとするマーケット情報、ジャンル、作品分数、制作形態、撮入日および完了日、カナダでの撮影日数）
- ・シリーズタイトルと数（作品がシリーズの場合）
- ・チェーン・オブ・タイトルに関する書類（著作権者履歴、個々の著作権者の権利保有率、契約書または法律専門家の法律意見）
- ・申請者の宣誓書
- ・認定証明書

2.2.7 韓国

2.2.7.1 韓国に関する調査概要

a. 映画産業

〔2019 年データ〕 ※10 年間の推移は次項参照

(ア) 国内興行収入:	1 兆 9140 億ウォン ⇒全世界第 4 位
(イ) 国内の劇場動員数:	2.267 億人 ⇒全世界第 5 位
(ウ) 国内のスクリーン数:	3079
(エ) 平均チケット価格:	8442.9 ウォン
(オ) 一人あたりの年間平均入場回数:	4.2 回
(カ) マーケットシェアにおける国産映画の割合:	51%
(キ) 国産映画公開本数:	502 本*

*製作本数、および国際共同製作本数はデータ無

・興行収入の上位作品は、国内作品もしくはハリウッド作品

b. 映画支援団体

・韓国映画振興委員会(KOFIC)が映画支援の中心組織であり、映画振興を目的とした文化体育観光部管轄の特殊法人。協定締結における権限のある当局である

・KOFIC が、映画発展基金の管理運営を介して様々な事業を実施。財源は 100%映画発展基金から成り、映画発展基金は映画チケット代の 3%を原資としている

c. 支援形態

・映画発展基金が、全て KOFIC の活動に使われる

・外国映像作品ロケーション誘致インセンティブについては映画発展基金ではなく、全額観光振興開発基金の予算で賄われる

・支援は開発から海外展開まで多岐に亘るが他国と比して人材支援に手厚く、座学だけでなくワークショップも充実

・国際共同製作作品への支援は 2018 年度を最後に中止され再開予定はないが、ただし共同製作映画を韓国映画として認定する基準は存在する

d. 規制・法制度

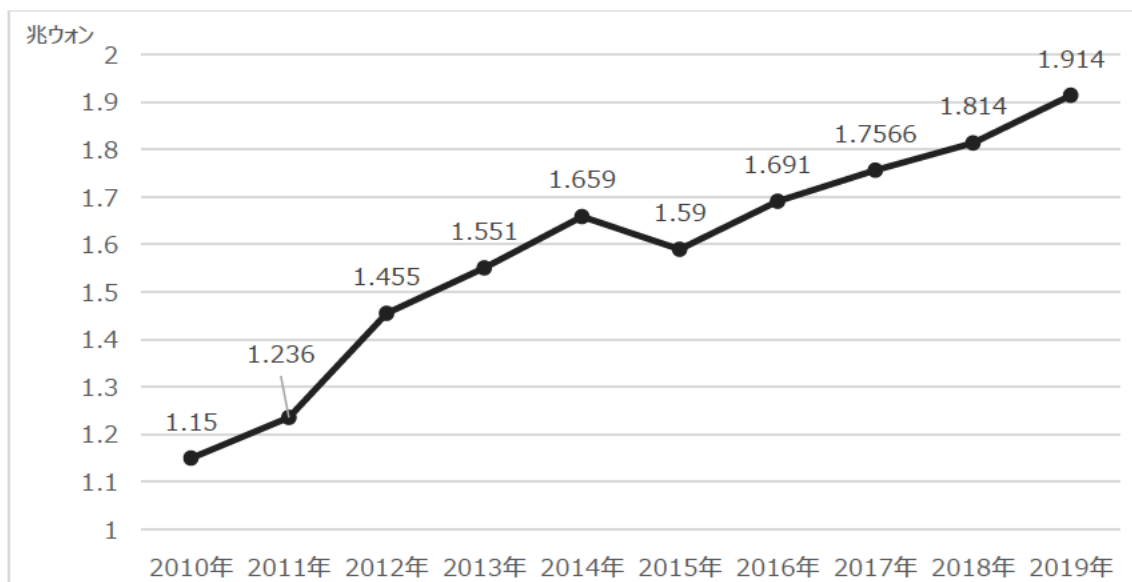
・73 日（1 年の 5 分の 1）というスクリーンクォータ制は存在するが、現状としては韓国の国内マーケットの大半は国内映画が掌握しているためクォータ制なしに韓国映画の割合は保たれている

2.2.7.2 韓国の国内市場規模

1. 興行収入（2010-2019）¹

* 興行収入は順調に増加しており、10年間で9000億ウォン近くの成長を遂げた。

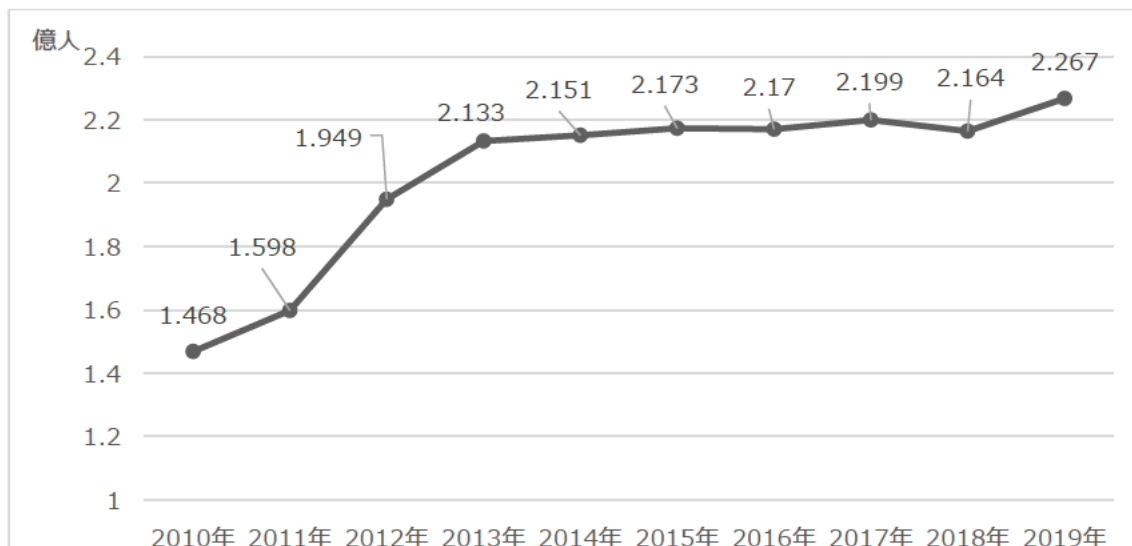
図 40 韓国国内の劇場興行収入（グラフ）



2. 動員数（2010-2019）²

* 動員数も、興行収入と比して順調に成長を続けている。

図 41 韓国国内の劇場動員数（グラフ）



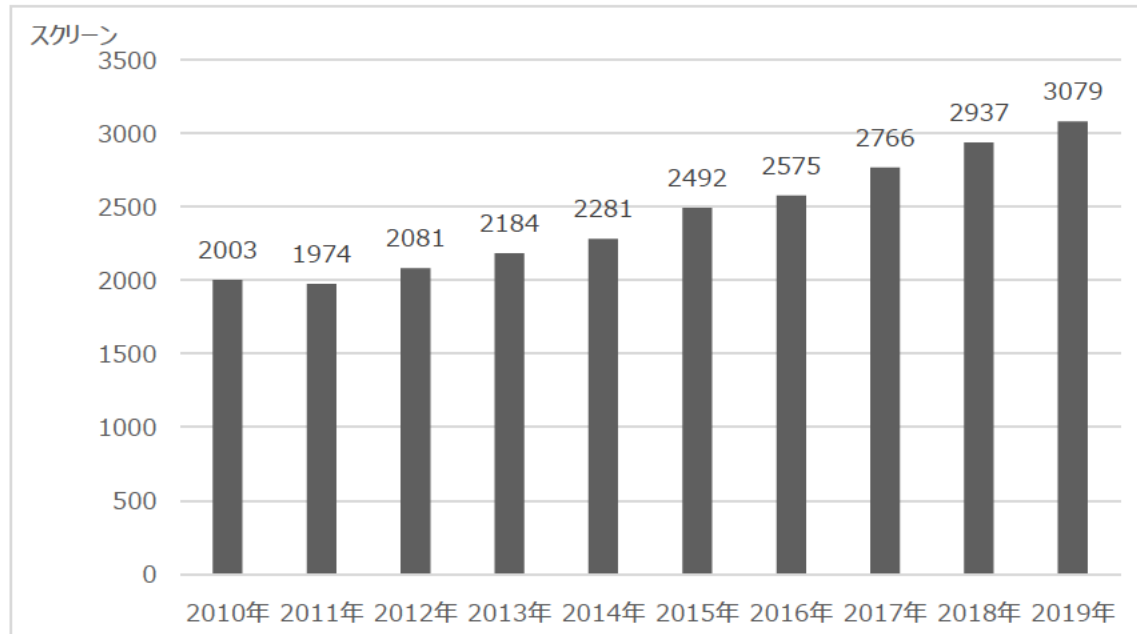
¹ European Audiovisual Observatory 発行「FOCUS」2011年版～2020年版を元に作成

² 同上

3. スクリーン数（2010-2019）³

* スクリーン数は年々増加し、2019年には3000スクリーンを突破した。

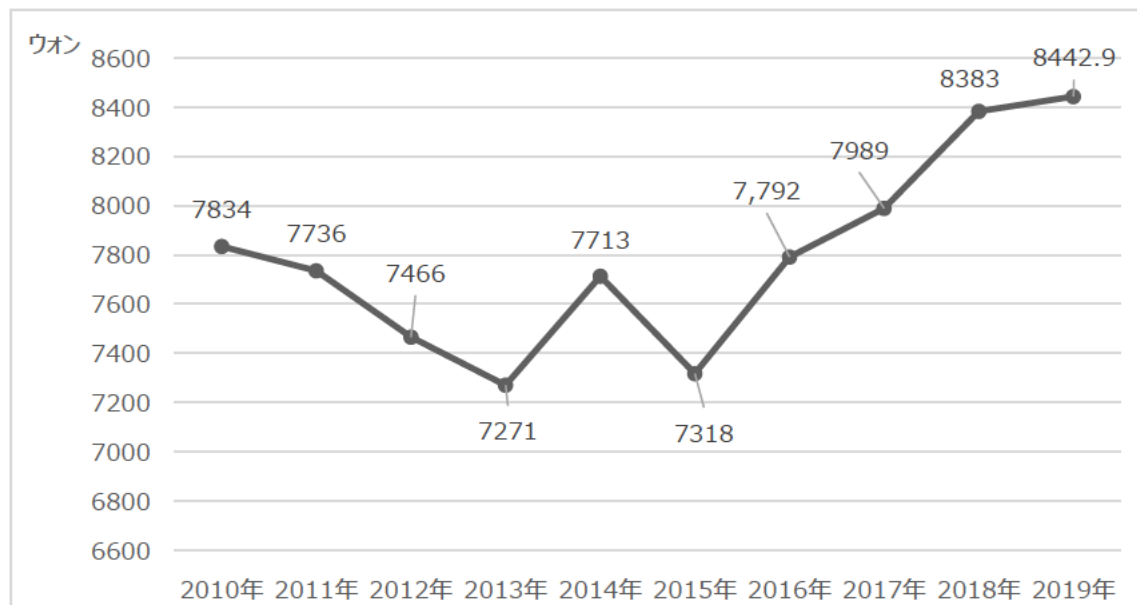
図 42 韓国国内のスクリーン数（グラフ）



4. 平均チケット価格（ウォン）（2010-2019）⁴

* チケット価格は年により変動するが、緩やかに上昇している。

図 43 韓国国内の平均チケット価格（グラフ）



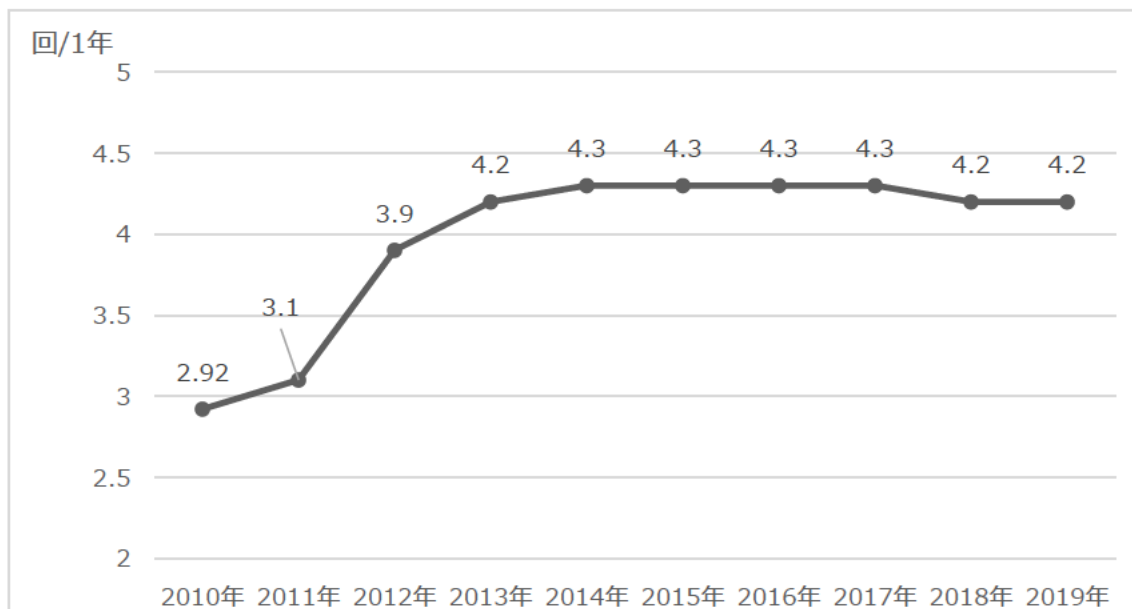
³ European Audiovisual Observatory 発行「FOCUS」2011 年版～2020 年版を元に作成

⁴ 同上

5. 一人あたりの年間平均入場回数（2010-2019）⁵

*ここ数年は常に4回以上の数値をキープし、他国と比べても回数は極めて多い。

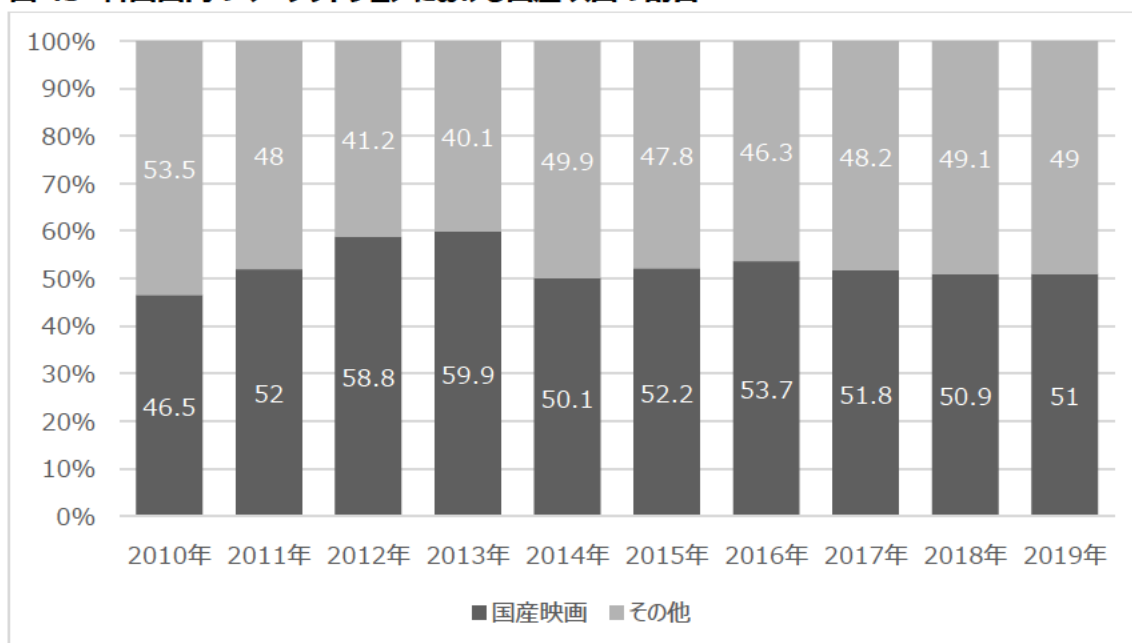
図44 韓国国内の一人あたりの年間平均入場回数（グラフ）



6. マーケットシェアにおける国産映画の割合（2010-2019）⁶

*2011年以降は常に半数以上を国産映画が占めている。

図45 韓国国内のマーケットシェアにおける国産映画の割合



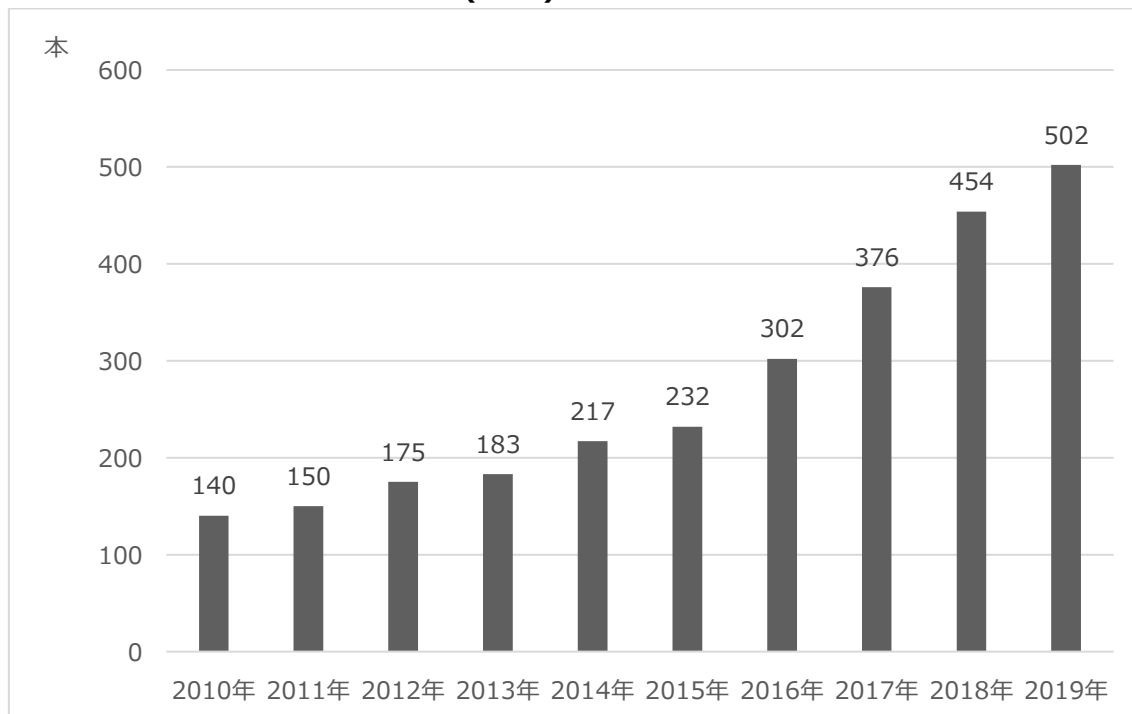
⁵ European Audiovisual Observatory 発行「FOCUS」2011年版～2020年版を元に作成

⁶ 同上

7. 国産映画公開本数（2010-2019）⁷

* 公開本数は、常に昨年を上回るペースで増加している。

図 46 韓国国内の国産映画公開本数(グラフ)



〔注釈〕⁸

韓国は、「映画製作本数」の定点的な統計を取っておらず、本報告書には「公開本数」を掲載する。KMRB（韓国の映倫）に申請のあった年度を基準に数字を算出するため、正確な製作年を判断できないためである。

上記グラフにおける「公開」の定義についても、KOFIC 発行の“Korean Film Industry 2018”によると、Korean Box Office Information System に登録されたタイミングでの集計、としている。なお 2010 年初頭から R 指定作品で、公開後すぐに VOD 市場へ放出する作品が急増した影響から集計結果にはこうした作品（レポート内では“Perfunctory release of R-rated films”と表現）の割合が多い。こうした除外した“実際の公開作品”を 2018 年以降算出することとしている。“実際の公開作品”は該当年に 40 回以上劇場で公開した作品を基準とし、アート系映画や独立系映画で 40 回に満たない作品は KOFIC が個別に判断し、追加している。この統計基準を用いると、2018 年の国産映画公開本数は 194 本（上記グラフでは 454 本）で、大きな違いが生じることとなる。

⁷ Korean Film Industry 2018 および European Audiovisual Observatory 発行「FOCUS」2020 年版を元に作成

⁸ 「Korean Film Industry 2018」の記載内容を参考。当レポートは 2018 年が報告書作成時点での最新版である。

2.2.7.3 韓国の映画産業および国際共同製作にかかる規制、法制度

1. 国際共同製作協定締結国と、権限のある当局

韓国は、二国間国際共同製作協定を 6 ヶ国と締結している。映画・オーディオビジュアルに関しては、映画振興委員会（Korean Film Council、以下「KOFIC」）が権限のある当局として協定の締結を進める。放送番組については放送通信委員（Korea Communications Commission）が権限のある当局となるため、放送番組も含めた協定の場合は、併記される。また、2010 年には EU とオーディオビジュアル作品に関する共同製作協定を結んでおり、協定内に規定された条件を満たせばヨーロッパ映画・韓国映画として認められる。

（ア）ヨーロッパ

フランス

（イ）アジア、オセアニア

中国、オーストラリア、インド、ニュージーランド

（ウ）北米

カナダ

2. クォータ制度⁹

1966 年、映画法施行令第 25 条で「韓国映画の上映基準を年間 6 本（2 ヶ月ごとに 1 本）以上とし、年間総上映日数は 90 日以上とする」というスクリーンクォータが設けられ、1967 年から施行された。

1984 年の改正時は「韓国映画を年間 5 分の 2 以上の上映」を基準とし、1996 年には年間合計 146 日に確定された。146 日は、当時の韓国映画市場シェア目標 40%を基準にしたものである。実際には規定通りに日数が保たれないケースが散見されたが、1993 年にスクリーンクォータ監視団が構成され、本格的に活動を開始してからは実効性が保たれた。1996 年には合計日数が 106 日に縮小された。

1998 年、韓国のスクリーンクォータ制度が大きい局面を迎える。米国映画協会（MPAA）のウィリアム・ベイカー会長が韓国を訪問し、「スクリーンクォータ日数を減らしてくれれば 5 億ドル規模の投資をしたい」と提案したことから始まった。そして、7 月 21 日ワシントンで開かれた第 1 回韓米投資協定の実務交渉で、米国側が「スクリーンクォータが二国間投資協定（BIT）の標準に反する」と指摘。通商交渉本

⁹ <https://mk.co.kr/news/culture/view/2019/09/694353/>

部長も記者懇談会を通じて「外資誘致と韓国映画振興のためにスクリーンクォータ廃止が望ましい」と発言した。その後韓国政府がスクリーンクォータ日数を縮小するという案に対し、米国側が完全廃止を要求して拒否するなど二国間の闘争が続き、スクリーンクォータ制の現行維持を求める韓国映画人をも巻き込んだ騒動が長年続いた。米国側のこのような要求が、韓米自由貿易協定（韓米 FTA）の交渉につながる。結果として韓国政府は FTA 早期締結のために、FTA 交渉を前に「映画・ビデオの振興に関する法律施行令」の改正。2006 年 7 月 1 日、スクリーンクォータを 73 日に縮小した。韓米 FTA でスクリーンクォータは現行留保で合意された。

現在も 73 日（1 年の 5 分の 1）というスクリーンクォータ制は存在するが、現状としては韓国の国内マーケットの大半は国内映画が掌握しているためクォータ制なしに韓国映画の割合は保たれている。

3. 国際共同製作認定システム¹⁰

国際共同製作作品への開発支援、制作支援、投資誘致支援については 2018 年度を最後に中止され、今後も支援再開の予定はない。ただし、海外との共同製作映画を韓国映画として認定する基準は存在する。

（ア）国際共同製作映画認定基準

KOFIC は映画、ビデオ作品振興関連法第 2 条第 4 号、第 27 条第 2 項、法施行令第 10 条第 1 項、法施行規則第 5 条の規定に則り、共同制作映画の韓国映画認定業務を遂行している。

a. 認定対象

韓国と外国の映画製作者が製作費用を共同出資し、KOFIC に韓国映画認定審査を申請する映画

b. 申請書類

- ・申請書 1 部
- ・作品の技術的、芸術的、人的要素の評価のため、必要に応じ委員会が要請する書類 各 1 部（委員会が必要とする場合のみ）
- ・共同製作契約書（韓国語版含む）1 部
- ・映画シノプシスおよびシナリオ 各 1 部
- ・プリント 1 セットまたは同一内容のコピー版 8 セット：作品完成後の申請時に申請。スクリーナー対応可
- ・作品商業利用のための著作権取得に関する書類のコピー（必要時）各 1 部
- ・撮影所、または野外撮影の主要撮影期間、ロケ地を明記した週間作業計画書 1 部
- ・制作費調達計画を含む予算計画書 1 部

¹⁰ https://www.kobiz.or.kr/new/kor/02_overseas/production/korMovieAuthInfo.jsp

・制作日程表 1 部

・映画の完成前に韓国映画認定を申請した場合、完成後に「上映等級分類」申請を行う 15 日前までに確認審査書類を提出する。提出の無かった場合は、認定が取り消されることもある。

c. 審査基準ポイント表

下記ポイント表で、25 点以上取得した場合は韓国映画として認定される。参加スタッフの国籍に関しては韓国国籍か国内外居住の同胞¹¹であればカウントの対象とする。

表 37 劇映画およびドキュメンタリーのポイント表（合計 100 点）

大項目	小項目	ポイント	備考
製作者		10 ポイント	製作者、プロデューサーなど
劇中言語		10 ポイント	
テーマ		5 ポイント	
クリエイティブ (16 ポイント)	監督	10 ポイント	
	脚本	5 ポイント	脚色、原作含む
	作曲	1 ポイント	
俳優 (18 ポイント)	主演俳優	10 ポイント	
	助演俳優	8 ポイント	
技術 (15 ポイント)	演出部	3 ポイント	アクション監督含む
	撮影部	3 ポイント	
	制作部	2 ポイント	
	編集・音響・美術・大道具・メイク・照明・VFX	各 1 ポイント	
参加業者 (6 ポイント)	スタッフ業者	4 ポイント	
	制作参加業者（セット、エキストラ）	2 ポイント	
撮影場所		3 ポイント	
撮影機材 (5 ポイント)	カメラ	2 ポイント	
	照明	2 ポイント	
	その他	1 ポイント	
ダビング		5 ポイント	
VFX, DI, CG 等		7 ポイント	

¹¹ 「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」により、韓国国民として外国に長期滞在する人のほか、外国で永住権を取得した人、国籍に関係なく韓民族の血統を持ち外国で居住、生活する人などを「在外同胞」と定めている。

表 38 アニメーションのポイント表（共通部門 50 点+ジャンル別 50 点=合計 100 点）

共通部門（合計 50 点）

大項目	小項目	ポイント
製作者 (18 ポイント)	製作者	10 ポイント
	プロデューサー	5 ポイント
	絵コンテ	3 ポイント
クリエイティブ (17 ポイント)	監督	10 ポイント
	脚本	5 ポイント
	作曲	2 ポイント
素材・背景		5 ポイント
ポストプロダクション (10 ポイント)	音響	5 ポイント
	現像	3 ポイント
	フィルムレコーディング	2 ポイント

ジャンル別部門（各 50 点）

(a) 2D アニメーション（50 点）

美術監督・キャラデザイン・背景デザイン・アニメーション監督	各 5 ポイント
色彩デザイン・背景制作・レイアウト・原画・動画制作	各 4 ポイント
撮影	7 ポイント
彩色	3 ポイント

(b) 3DCG アニメーション（50 点）

美術監督・キャラデザイン・背景デザイン・キャラクターモデリング	各 5 ポイント
背景モデリング・テクスチャー・アニメーション・VFX・レンダリング	各 5 ポイント
編集	各 5 ポイント

(c) ストップモーション・アニメーション（50 点）

美術監督・キャラデザイン・背景デザイン・アニメ監督・撮影監督・撮影部	各 5 ポイント
キャラクター制作・セット制作・アニメーション・合成（CG）・編集	各 4 ポイント

2.2.7.4 韓国の映画産業にかかる支援制度

1. 主な支援団体とその財源

韓国の映画支援は、映画振興委員会（KOFIC）を通じて行われる。KOFIC は、映画振興を目的とした文化体育観光部管轄の特殊法人である。映画発展基金の管理運営を介して様々な事業を実施している。財源は 100%映画発展基金から成り、映画発展基金は映画チケット代の 3%を原資としている。映画発展基金は全て KOFIC の活動に使われる。ただし「外国映像作品ロケーション誘致インセンティブ」については映画発展基金ではなく、全額観光振興開発基金の予算で賄われる。

（ア）映画発展基金事業の目標

- ・映画創作の多様性拡大
- ・映画産業の持続的成長牽引
- ・映画文化の価値拡大

（イ）支援の方向性

1.韓国映画創作力の強化

- ・国際交流活性化を通じ韓国映画産業のグローバルネットワークの強化
- ・韓国映画創作能力強化のため企画開発支援と制作支援の継続
- ・公共オンライン流通網の運営を通じデジタルオンライン市場の活性化と違法流通対応
- ・独立芸術映画製作支援および独立芸術映画専用映画館支援強化を通じ映画産業の脆弱な分野での支援拡大
- ・安定投資環境づくりと中低予算映画投資の活性化

2.映画産業の基盤インフラの強化

- ・収益分配構造の改善、工程管理環境づくりの設置など秩序強化
- ・統合コンピュータネットワークと制作管理システム高度化を通じ映画産業透明性強化
- ・映画労働の環境改善と事業多様化を通じ現場福祉インフラの改善
- ・映画産業内の性犯罪対応機構の運営を通じたセクハラ・性暴行の根絶と労働環境の改善
- ・視聴環境改善を通じた映画文化格差の解消と文化福祉拡大
- ・VFX/ SFX 映画などのデジタルシネマの新技術の開発と普及

(ウ) KOFIC の予算の推移 (2016 年～2020 年) ¹²

前述の通り、KOFIC の運営は全て映画発展基金が財源となるため、基金の運用計画を示す。以下「収入支出総括表」のうち「事業費」が、KOFIC の支援事業に使われる。

表 39 KOFIC 収入支出総括表(2016 年～2020 年) *単位 100 万ウォン

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
収入					
自己収入	121,093	71,873	60,459	55,992	58,996
・投資総合出資金回収	14,720	11,500	3,500		
・利子収入	7,764	7,787	4,671	3,704	3,688
・加算金		15	15	15	16
・映画館入場券賦課金	47,280	49,946	50,398	50,398	54,446
・国庫補助金返金等	1,000	1,000	250	250	711
・他収益	1,705	1,625	1,625	1,625	135
・官有物売却金	48,609				
政府内部収入	1,567	31,638	32,212	23,674	97,403
・公資基金 ¹³ 預託元金回収		30,000	30,000	20,000	94,000
・公資基金預託利子回収	1,567	1,638	2,212	3,674	3,403
余裕資金回収	252,338	223,863	233,527	185,284	113,115
収入合計	375,007	327,374	326,198	264,950	269,514
支出					
事業費	72,441	64,587	55,285	66,000	89,948
・経常支出	72,441	64,587	55,285	66,000	89,948
・融資支出					
基金運営費	10,124	10,260	10,629	10,835	11,587
・人件費	8,093	8,396	8,642	8,870	9,288
・基金管理費	2,031	1,864	1,987	1,965	2,299
政府内部支出	20,000	19,000	75,000	75,000	
・公資基金預託	20,000	19,000	75,000	75,000	
余裕資金運用	272,472	233,527	185,284	113,115	

¹² <https://www.kofic.or.kr/kofic/business/board/selectBoardList.do?boardNumber=25>

¹³ 公資基金 = 公的資金管理基金

(工) KOFIC 年度別事業費内訳¹⁴

表 40 2020 年度事業費内訳 *単位 100 万ウォン

事業名	89,948	内訳
映画制作支援	35,482	映画制作支援 10,404 ・独立芸術映画制作支援(5,986) ・長編劇映画撮影空間支援(2,020) ・アニメ映画総合支援(2,038) ・VR 専門力量強化(360) 国際共同製作支援 1,078 ・中国フィルムビジネスセンター運営(572) ・国際交流活性化(72) ・海外事務所運営(434) 投資出資事業 24,000
映画流通支援	22,366	映画流通インフラ支援 11,089 ・専門館運営支援(2,979) ・独立芸術映画公開支援(2,830) ・独立芸術映画流通配給総合支援(2,000) ・デジタルオンライン市場活性化(3,280) 海外進出支援 5,196 ・韓国映画海外進出支援(2,901) ・韓国映画海外上映行事(1,070) ・映画撮影地情報ネットワーク構築(225) ・アジア映画市場支援(1,000) 国内外映画祭育成 6,081 ・国内映画祭育成(631) ・独立映画祭開催支援(300) ・国際映画祭支援(5,150)
映画政策支援	20,128	映画政策支援 3,062 ・映画政策産業研究(711) ・公正環境調査事業(1,495) ・賦課金管理(771) ・南北映画交流支援(85) 韓国映画アカデミー運営 6,243 現場スタッフ養成 1,153 ・専門性強化教育(611)

¹⁴ <https://www.kofic.or.kr/kofic/business/prom/introPromotion.do>

		・職業訓練支援(542) 映画享有権強化 7,920 ・映画教育支援(706) ・文化疎外階層観覧環境改善(1,673) ・地域映像制作支援(77) ・地域映像生態系基盤構築(5,500) アジア映画交流センター運営 1,750
先端映画技術育成	4,570	先端映画技術支援 3,170 ・映画技術標準化商用化支援(927) ・独立映画ポストプロダクション技術支援(289) ・映写技師資格検定運営(154) ・先端映像 Digital Creature 支援(1,800) 次世代映像コンテンツ制作支援 1,400 ・小型技術起業プロジェクト育成支援(1,400)
映画企画開発支援	5,843	企画開発支援 5,843 ・シナリオ公募(415) ・韓国映画企画開発支援(1,630) ・韓国映画次回作企画開発支援(1,443) ・企画開発専門力強化支援(2,355)
映画情報システム運用	1,559	映画情報システム運用 1,559

表 41 2019 年度事業費内訳 *単位 100 万ウォン

事業名	66,000	内訳
映画制作支援	17,311	映画制作支援 8,098 ・独立芸術映画制作支援(5,460) ・アニメ映画総合支援(2,038) ・専門力量強化(600) 国際共同製作支援 1,213 ・中国フィルムビジネスセンター運営(571) ・国際交流活性化(192) ・海外事務所運営(428) ・外国映像物ロケ誘致広報費(22) 投資出資事業 8,000
映画流通支援	18,810	映画流通インフラ支援 7,904 ・専門館運営支援(3,006) ・独立芸術映画公開支援(2,830)

		・独立芸術映画流通配給総合支援(680) ・デジタルオンライン市場活性化(4,218) 海外進出支援 4,895 ・韓国映画海外進出支援(2,250) ・韓国映画海外上映行事(1,420) ・映画撮影地情報ネットワーク構築(225) ・アジア映画市場支援(1,000) 国内外映画祭育成 6,011 ・国内映画祭育成(631) ・独立映画祭開催支援(300) ・国際映画祭支援(5,080)
映画政策支援	16,412	映画政策支援 3,328 ・映画政策産業研究(711) ・公正環境調査事業(1,661) ・賦課金管理(771) ・南北映画交流支援(85) ・有功映画人支援(100) 韓国映画アカデミー運営 1,874 現場スタッフ養成 1,523 ・専門性強化教育(711) ・職業訓練支援(542) 映画享有権強化 6,637 ・映画教育支援(759) ・文化疎外階層観覧環境改善(1,669) ・地域映像制作支援(109) ・地域映像生態系基盤構築(4,100) アジア映画交流センター運営 1,750 韓国映画 100 周年記念事業 1,570
先端映画技術育成	3,160	先端映画技術支援 1,460 ・映画技術商用化支援(300) ・映画技術標準化(440) ・映写技師資格検定運営(160) ・先端映像技術投入拡散(260) ・映像制作施設運営(300) 次世代映像コンテンツ制作支援 1,900 ・次世代映像コンテンツ制作支援(510) ・小型技術起業プロジェクト育成支援(1,190)

映画企画開発支援	6,150	企画開発支援 6,150 ・シナリオ公募(694) ・韓国映画企画開発支援(1,633) ・韓国映画次回作企画開発支援(1,458) ・企画開発専門力強化支援(2,255) ・支援事業事後管理(110)
映画情報システム運用	2,220	
ナムヤンジュ 総合撮影所運営	1,937	

表 42 2018 年度事業費内訳 *単位 100 万ウォン

事業名	55,285	内訳
映画制作支援	23,093	企画開発支援 1,518 ・シナリオマーケット(608) ・企画開発支援(910) 映画制作支援 6,710 ・独立芸術映画制作支援(5,460) ・韓国映画積立式支援(1,250) アニメ映画総合支援 2,038 デジタル映画ハブ造成 200 映画現場緊急医療支援 159 国際共同製作活性化 2,499 ・国際共同製作企画開発支援(150) ・中国フィルムビジネスセンター運営(562) ・国際共同製作映画投資誘致行事(360) ・国際共同製作映画インセンティブ支援(810) ・海外事務所運営(537) ・外国映像物ロケ誘致広報(80) 投資出資事業 10,000
映画流通支援	14,606	専門館運営支援 3,050 低予算映画公開支援 680 デジタルオンライン市場活性化 1,980 海外進出支援 4,074 国内映画祭育成 630 独立映画祭開催支援 112 国際映画祭支援 4,080

映画政策支援	9,552	映画政策産業研究 693 公正環境調査事業 571 賦課金管理 838 有功映画人支援 100 韓国映画アカデミー運営 1,945 現場スタッフ専門性強化教育 1,337 職業訓練支援 737 映像メディアセンター運営 1,091 文化疎外階層観覧環境改善 1,705 地域映像制作支援 135 地域映像生態系基盤構築 400
先端映画技術育成	4,256	先端映画技術支援 1,538 ・現場映画技術発掘支援(349) ・映画技術標準化(474) ・映写技師資格検定運営(100) ・映像技術投入拡散(190) ・映像制作施設運営(425) 先端映画制作支援 1,883 次世代映像コンテンツ制作支援 835
ナムヤンジュ 総合撮影所運営	2,344	管理運営 2,100 観覧体験施設・教育プログラム運営 214 スタジオ貸与サービス 30
映画情報 システム運用	1,434	

表 43 2017 年度事業費内訳 *単位 100 万ウォン

事業名	64,587	内訳
映画制作支援	32,542	企画開発支援 1,518 ・シナリオマーケット(608) ・企画開発支援(910) 映画制作支援 1,025 ・独立芸術映画制作支援(1,160) ・韓国映画積立式支援(1,457) ・多様性家族映画制作支援(4,170) ・低予算映画育成支援 (1,780) ・ライブラリー構築 (200) ・アニメ映画総合支援 (1,758)

		国際共同製作活性化 2,499 ・国際共同製作企画開発支援(150) ・中国フィルムビジネスセンター運営(562) ・国際共同製作映画投資誘致行事(360) ・国際共同製作映画インセンティブ支援(810) ・中国、アメリカ海外事務所運営(537) ・外国映像物ロケ誘致広報(80) 投資出資事業 18,000
映画流通支援	10,318	専門館運営支援 3,050 低予算映画公開支援 680 デジタルオンライン市場活性化 1,980 海外進出支援 2,871 韓国映画海外上映行事支援 1,000 映画撮影地情報ネットワーク構築 225 国内映画祭育成 430 独立映画祭開催支援 112
国際映画祭育成	2,580	国内で開催される国際映画祭支援
人的支援育成管理	4,568	韓国映画アカデミー運営 1,950 現場スタッフ専門性強化教育 1,794 職業訓練支援 665 撮影現場応急医療支援 159
映画政策支援	1,948	映画政策産業研究 590 公正環境調査事業 420 賦課金管理 838 有功映画人支援 100
先端映画技術育成	4,427	先端映画技術支援 1,629 ・現場映画技術発掘支援(350) ・映画技術標準化(549) ・映写技師資格検定運営(130) ・映像技術投入拡散(270) ・映像制作施設運営(330) 先端映画制作支援 1,883 次世代映像コンテンツ制作支援 915
ナムヤンジュ 総合撮影所運営	3,111	管理運営 2,511 観覧体験施設・教育プログラム運営 360 スタジオ貸与サービス 240
映画享有権強化	3,470	映像メディアセンター運営 1,085

		文化疎外階層観覧環境改善 1,705 地域映像制作支援 680
映画情報 システム運用	1,623	KOFIC システム運用 386 映画館入場券総合統計運用 1,237

表 44 2016 年度事業費内訳 *単位 100 万ウォン

事業名	72,411	内訳
映画制作支援	16,164	企画開発支援 1,520 ・シナリオマーケット(560) ・企画開発支援(960) 映画制作支援 7,657 ・独立芸術映画制作支援(1,200) ・韓国映画積立式支援(1,457) ・多様性家族映画制作支援(5,000) 国際共同製作活性化 2,667 ・国際共同製作企画開発&インセンティブ支援(1,110) ・KOPRODUCTION 開催(360) ・国際共同製作映画投資誘致行事(360) ・海外事務所/駐在員/中国ビジネスセンター運営(1,087) デジタル映画ハブ造成(4,320)
映画流通支援	9,857	専門館運営支援 3,352 多様性映画公開支援 480 付加市場活性化 2,450 海外進出支援 2,325 韓国映画海外上映行事支援 1,000 映画撮影地情報ネットワーク構築 250
投資出資事業	10,000	マザーファンド出資 (映像専門投資組合向け) 10,000
国際/国内映画祭 育成	4,022	国内で開催される国際国内映画祭支援
人的支援育成管理	5,090	韓国映画アカデミー運営 2,009 現場スタッフ専門性強化教育 2,222 職業訓練支援 700 撮影現場応急医療支援 159
映画政策支援	1,803	映画政策産業研究 590 公正環境調査事業 420 賦課金管理 838 有功映画人支援 100

先端映画技術育成	5,555	先端映画技術支援 1,610 ・現場映画技術発掘支援(350) ・映画技術標準化(440) ・映写技師資格検定運営(140) ・映像技術投入拡散(350) ・映像制作施設運営(330) 先端映像ソフトウェア利用支援 955 先端映画制作支援 1,110 次世代映像コンテンツ制作支援 1,880
ナムヤンジュ 総合撮影所運営	2,538	管理運営 2,157 観覧体験施設・教育プログラム運営 341 スタジオ貸与サービス 40
映画享有権強化	3,232	映像メディアセンター運営 1,030 文化疎外階層観覧環境改善 2,002 地域映像制作支援 200
映画振興委員 地方移転	12,322	釜山移転費用
映画情報 システム運用	1,828	KOFIC システム運用 499 映画館入場券総合統計運用 1,329

イ. KOFIC の国内映画支援の枠組¹⁵

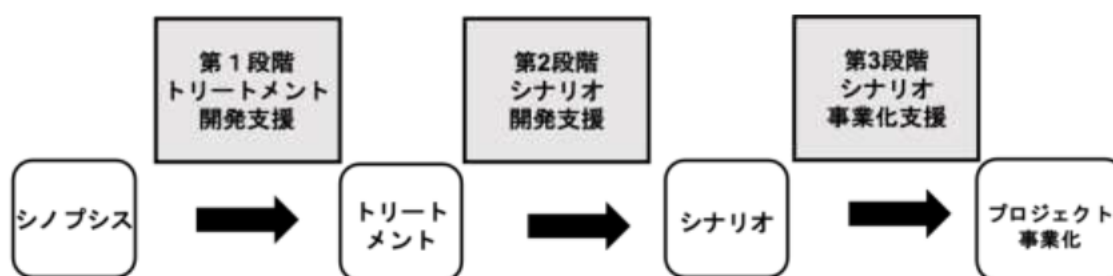
a. 企画開発

KOFIC の企画開発支援は、3つのフェーズに応じて段階的に行われる。韓国映画界に新たなクリエイティビティと革新をもたらす制作者に対し、企画開発の段階別支援を通じた多様なジャンルとテーマの映画制作の可能性を拡大することを目的としたものだ。第1段階のトリートメント¹⁶(*)開発支援ではシノプシスのトリートメント化を図り、第2段階のシナリオ開発へと繋げる。また、企画開発能力は優れているが開発費投資誘致が困難な制作者に対し、第3段階では映画プロジェクト企画開発誘導を行っている。各段階での支援の詳細は、下記の通りである。

¹⁵ <https://www.kofic.or.kr/kofic/business/prom/promotionBoardList.do#none>

¹⁶ 「トリートメント」とは映画の内容や形式を描いたスケッチ等を指し、アイディア（プロット）と脚本の中間に位置する、詳細なあらすじのこと。脚本執筆の前に映画の構成を確認するために執筆され、主要セリフや演出に関する記載も含まれる。映画の特徴やスタイルが明らかになることで本格的な脚本へと発展する

図 47 KOFIC における開発支援の段階図



支援名	한국영화기획개발지원 1 단계 - 트리트먼트 개발 지원사업 공고
支援概要	韓国映画企画開発支援 1 段階 トリートメント開発支援
主な条件	・プロダクションの申請は不可（個人またはチームでのみ申請可能） ・個人（1 名）申請要件：プロデューサー、脚本、監督が対象で、過去に劇場公開された長編映画でのクレジットが 1 作以上あること ・チーム（2 名以上）申請要件：プロデューサー、脚本、監督から 2 名以上が参加すること。うち 1 名が代表で申請し、過去に劇場公開された長編映画でのクレジットが 1 作以上あること ※「劇場公開」とは全国で最低 7 スクリーンまたは 7 回以上の上映を行われた作品のことを指す
支援上限額	38 作品前後対象に、1 作品あたり 1500 万ウォン前後

支援名	한국영화기획개발지원 2 단계 - 시나리오 개발지원 사업 공고
支援概要	韓国映画企画開発支援 2 段階 シナリオ開発支援
主な条件	・個人（1 名）申請要件 プロデューサー、脚本、監督が対象で、過去に劇場公開された長編映画でのクレジットが 1 作以上あること ・チーム（2 名以上）申請要件 プロデューサー、脚本、監督から 2 名以上が参加すること。 うち 1 名が代表で申請し、過去に劇場公開された長編映画でのクレジットが 1 作以上あること ・制作プロダクション申請要件 プロデューサー、脚本、監督から 2 名以上が参加すること。 申請者はプロダクション代表が行い、また過去に劇場公開された長編映画でのクレジットが 1 作以上あること
支援上限額	20 作品前後対象に、1 作品あたり 2000 万ウォン前後

支援名	한국영화기획개발지원 3 단계 - 시나리오 사업화 지원사업 공고
支援概要	韓国映画企画開発支援 3 段階 シナリオ事業化支援
主な条件	・チーム（2 名以上）申請要件 プロデューサー、脚本、監督から 2 名以上が参加すること。 うち 1 名が代表で申請し、過去に劇場公開された長編映画でのクレジットが 1 作以上あること ・制作プロダクション申請要件 プロデューサー、脚本、監督から 2 名以上が参加すること。 申請者はプロダクション代表が行い、また過去に劇場公開された長編映画でのクレジットが 1 作以上あること
支援上限額	15 作品前後対象に、1 作品あたり 4000 万ウォン前後

その他の企画支援については、下記に示したとおりである。

支援名	애니메이션 영화 초기기획지원 사업 공고
支援概要	アニメーション映画初期企画支援事業
主な条件	韓国内の映画制作事業社または個人が対象 企画、制作準備中の劇場用国産長編アニメーションに対して 具体対象：シナリオ・メインキャラ・主要デザインの開発費
支援上限額	4 作以内を対象に、1 作品あたり 5000 万ウォン前後

支援名	지역영화 기획개발 및 제작지원사업 공고
支援概要	地域映画企画開発、制作支援
主な条件	ソウル以外の全国単位で地域映画の開発、制作支援事業遂行のため作品を選定。かつ管理運用の可能な法人を対象に企画開発費と制作支援事業費支援
支援上限額	1 法人のみ / 4 億ウォン

支援名	한국영화 차기작 기획개발지원사업 공고
支援概要	韓国映画次作企画開発支援
主な条件	・過去劇場公開実績のある制作プロダクションに対しての、次回作の開発費支援 A:長編劇映画 観客数 10 万人以上の実績のあるプロダクションの次回作 支援額は下記ポイント制で算出される 100,000 人 1 人当たり 100 ポイント（最小 1 千万ウォン） 100,001～500,000 人 1 人当たり 75 ポイント

	500,001～1,000,000 人 1 人当たり 20 ポイント 100 万人以上の場合は 5000 万ウォン (算出例) 観客数 834,000 人の場合 (長編劇映画) 100,000 人×100p =1000 万ウォン 400,000 人×75p =3000 万ウォン 334,000 人×20p =668 万ウォン =合計 (約) 4600 万ウォン B:独立芸術映画 観客数 5000 人以上の実績のあるプロダクションの次回作 5,000～10,000 人 300 万ウォン 10,001～20,000 人 500 万ウォン 20,001～40,000 人 700 万ウォン 40,001～100,000 人 1000 万ウォン
支援上限額	45 作以内を対象に、1 作品あたり最大 5000 万ウォン前後

b. 制作

支援名	독립예술영화 제작지원사업 공고
支援概要	独立芸術映画制作支援 劇映画長編部門 (一般)
主な条件	制作費 10 億ウォン未満の実写劇映画 (60 分以上) ※撮影開始済のもの、申請後 2 カ月以内に撮影予定の作品は除く 監督個人申請時: 長編短編の演出歴のある個人 プロダクション申請時: 長編短編の演出歴のある監督と契約をしたプロダクション
支援上限額	最大 4 億ウォン

支援名	독립예술영화 제작지원사업 공고
支援概要	独立芸術映画制作支援 劇映画長編部門 (新人)
主な条件	制作費 10 億ウォン未満の実写劇映画 (60 分以上) ※撮影開始済のもの、申請後 2 カ月以内に撮影予定の作品は除く 監督個人申請時: 長編演出歴は無く、短編演出歴が 1 作以上ある 個人 プロダクション申請時: 上記監督と契約をしたプロダクション
支援上限額	最大 1.5 億ウォン

支援名	독립예술영화 제작지원사업 공고
支援概要	独立芸術映画制作支援 劇映画短編部門

主な条件	制作費 5000 万ウォン未満の実写劇映画（60 分未満） 監督個人申請時：長編短編の演出歴がある。または映画へのクレジットが 2 作以上ある プロダクション申請時：上記監督と契約をしたプロダクション
支援上限額	最大 2000 万ウォン

支援名	독립예술영화 제작지원사업 공고
支援概要	独立芸術映画制作支援 ドキュメンタリー部門（一般）
主な条件	・制作費 10 億ウォン未満のドキュメンタリー映画（60 分以上） ※撮影開始済のものも申請可能だが支援金額は一考される ・監督個人申請時：長編演出歴があること ・プロダクション申請時：上記監督と契約をしたプロダクション
支援上限額	最大 1 億ウォン

支援名	독립예술영화 제작지원사업 공고
支援概要	独立芸術映画制作支援 ドキュメンタリー部門（新人）
主な条件	制作費 10 億ウォン未満のドキュメンタリー映画（60 分以上） ※撮影開始済のものも申請可能だが支援金は一考される ・監督個人申請時：長編演出歴は無く、短編演出歴が 1 作以上ある ・プロダクション申請時：上記監督と契約をしたプロダクション
支援上限額	短編：最大 2000 万ウォン 長編：最大 5000 万ウォン

支援名	애니메이션 영화 장편제작지원 사업 공고
支援概要	アニメーション映画長編制作支援
主な条件	韓国制作プロダクションが制作予定の制作費 30 億ウォン以内の 劇場用長編アニメ制作支援 A:制作費 10 億ウォン未満時 4 億ウォン～7 億ウォンを支援 ただし自己出資率が 10%以上であること 人件費優先支払い義務 B: 制作費 10 億～30 億ウォン未満時 4 億ウォン～7 億ウォンを支援 ただし自己出資率が 30%以上であること (他社からの投資契約のある場合優先支援) 人件費優先支払い義務
支援上限額	2 作前後 詳細上記

支援名	애니메이션 영화 중단편제작지원 사업 공고
支援概要	アニメーション映画中短編制作支援
主な条件	韓国制作プロダクションが制作予定の上映時間 20 分前後の中短編アニメ制作支援 監督個人申請時：過去作品 1 作の提出 プロダクション申請時：契約済み監督の過去作提出
支援上限額	3 作前後に 1 作あたり 1000 万ウォン前後

c. 興行

支援名	독립예술영화 개봉지원 사업 공고
支援概要	独立芸術映画公開支援
主な条件	作品性芸術性を兼ね備えた上映時間 60 分以上（オムニバス含）の韓国劇映画・ドキュメンタリーの劇場公開のための配給広報支援 ※申請前に公開されたものは対象外
支援上限額	20 作前後に 1 作品あたり 4000 万ウォン均一

支援名	애니메이션 영화 개봉지원 사업 공고
支援概要	アニメーション映画公開支援
主な条件	完成済みのアニメーション映画の公開支援 対象経費 A:配給 プリント制作費・配給代行費・DCP 制作費・映倫審査費等 B:広報 宣伝材料制作費・広報代行費等
支援上限額	2 作品前後に 6000 万ウォン前後

d. 海外展開

支援名	한국영화 해외배급 선제물 제작지원 사업 공고
支援概要	韓国映画海外配給宣材物制作支援
主な条件	対象：製作完了後 1 年以内の海外配給が予定されている劇映画・アニメーション・ドキュメンタリーで期間内に宣材制作が可能な制作費 20 億ウォン以内の中・低予算の韓国映画（アニメの場合は 50 億ウォン以内） 支援内訳：海外宣材制作に必要な翻訳費・字幕制作費・ダビング費・ME 費・海外用広報物制作費等
支援上限額	上半期 5 作・下半期 5 作前後 1 作あたり最大 800 万ウォン

e. 映画祭

支援名	국제영화제 참가활동 지원사업 공고
支援概要	国際映画祭参加活動支援
主な条件	制作費 60 億ウォン以内の中・低予算韓国映画で国際映画祭参加支援対象の映画祭やプロジェクト行事に招待された長・短編韓国映画、劇場用アニメーション、VR 映画に対しての支援 (TV シリーズ、広告、ミュージックビデオは対象外)
支援上限額	年平均 60 作前後 参加者航空券費・海外用 DCP 制作費上限 300 万ウォン・通訳費等

支援名	국내영화제육성지원 사업요강
支援概要	国内映画祭育成支援
主な条件	国内開催の映画祭や授賞式を実施し韓国映画の発展を担う支援 ※営利目的の事業は対象外 ※2020.1.1～ 2020.12.31 実施が対象
支援上限額	25～30 前後の行事の運営費の一部負担 (総額 6 億 2200 万ウォン)

支援名	필름마켓 참가지원(기술서비스업체 대상) 사업공고
支援概要	フィルムマーケット参加支援 (技術サービス業対象)
主な条件	韓国映画技術サービス業者に対し支援対象となるフィルムマーケット参加 (航空券・ブース費・マーケットバッジ費・広報費用等) と契約活動のための航空券支援
支援上限額	前年度実績に応じて業態別に支給 (総額 5000 万ウォン)

支援名	필름마켓 참가지원(해외세일즈사 대상) 사업공고
支援概要	フィルムマーケット参加支援 (海外セールス社対象)
主な条件	韓国映画を海外販売する海外セールス専門社に対し、支援対象のフィルムマーケット参加 (航空券・ブース費・マーケットバッジ費・広報費用等) 支援
支援上限額	昨年度実績に応じ業者別に支給 (総額 3 億 9000 万ウォン)

f. 人材育成

人材育成に関しては、KOFIC 内に映画専門人材の養成のために 1984 年に設立された韓国映画アカデミー(Korean Academy of Film Arts、通称「KAFA」¹⁷)が専門教育機関として中心となり活動を行っている。少数精鋭で映画演出、撮影、アニメーション、プロデューサー専攻を運営しており、2006 年からは長編コースを設け、毎年 4 本の長編映画を製作する「現場実務型」の教育を進めている。コースを通じて製作した映画の多くは国内外の映画祭に出品され、多数の受賞歴を誇る。

以下は 2020 年度に公募のあった KAFA の人材育成プログラムの一覧である。コロナの影響もありオンラインでの講座が目立ち、実務は少ない。

(a) Intensive Program(正規課程)

四半期で行われる教育プログラム。既に経験を積み、エキスパートになる素質を有している映画制作者が対象とし、集中的に学習する場としている。学歴や年齢、国籍の制限はない。

プログラム名	영화 촬영조명 워크숍
支援概要	映画照明ワークショップ
主な内容	映画照明技術の能力強化のため、新しい技術の学習やテスト撮影などの実習を通して、作品制作に直接生かせる技術を習得する

プログラム名	창작반(시나리오/연출/기획제작)
支援概要	シナリオ/演出/企画制作 講座
主な内容	・企画開発に必要なシナリオ、演出、制作分野別能力教育 ・ジャンルと専門分野別（アクション、スポーツ、コメディ、メロドラマ、スリラー、SF など）の企画開発講座

プログラム名	기술반(VFX 프로듀싱과정/프리비즈제작실무)
支援概要	VFX プロデュース過程/プリビズ制作実務
主な内容	・VFX プロデュース：VFX の基礎/作品事例分析/作品適用実習を通じた VFX プロダクションマネジメントプロセスの理解と VFX 専門能力を強化 ・プリビズ制作実務：事前視覚化可能な活用教育を通じた、映画制作と企画のクオリティ向上

¹⁷ <http://www.kafa.ac/index.do>

プログラム名	시나리오프로그램 씨네한글
支援概要	シナリオプログラム「シネハングル」実習
主な内容	・シナリオ作成のためのソフトウェア「シネハングル」の活用方法の習得 ・シネハングルのシナリオを適用し、企画制作現場との連携方策習得 ・作品の事例分析とシナリオへの適用実習

プログラム名	글로벌 비즈니스 직무교육
支援概要	グローバルビジネス職務教育
主な内容	10 日間に亘るオンラインでの講義を通じ、グローバルビジネスについて学ぶ 講義例：韓国映画とアジア市場、韓日国際共同製作ケーススタディ、ポストコロナの中国、東南アジアの国際共同製作、欧州映画市場と韓国映画、映画上映環境の変化、欧州映画市場と国際共同製作など

プログラム名	영화연출의 이해
支援概要	映画演出の理解
主な内容	映画演出にかかる様々なジャンルの専門講師を招き、実務に役立つスキルの取得と映画製作現場で必須となる基礎知識などを身につける 講義例：ビジュアルライゼーション、ストーリーテリング、ミザンセー(作品の筋、登場人物を作り出すこと)等

プログラム名	프리덕션 디자인과 영화음악
支援概要	プロダクションデザインと映画音楽 についての講座
主な内容	映画美術：プロダクションデザイン概要、シナリオ理解、デザインと造形、ミザンセーヌの理解、キャラクターデザイン基礎 映画音楽：映画音楽概要、シナリオ理解、製作過程、音楽著作権

プログラム名	시나리오과정 통합
支援概要	シナリオプロセス 総合講座
主な内容	シナリオにかかる様々なジャンルの専門講師を招き、実務に役立つスキルの取得と映画製作現場で必須となる基礎知識などを身につける 講座例：シナリオ作成理論、作成実務

プログラム名	영화투자배급 교육생
支援概要	映画投資配給講座
主な内容	オンラインでの受講を通じ、投資配給について学ぶ

	講座例：投資配給市場動向、企画開発ファンド、中小の配給会社、海外ロケーションインセンティブ、海外スタジオ、OTT 市場
--	---

(b) Advanced Program（上級課程）

長編映画制作を目的とし、正規課程の卒業生を対象として実践的な養成を行うプログラム。制作だけでなく企画や撮影、ポストプロダクションまで全工程にわたり専門的な指導を受けることができる。正規課程の卒業生を対象とするため、公募は無い。年間 4 本の長編映画が制作され、完成後に韓国のシネコン大手 CGV で企画上映が行われ、配給がつけばその後に通常の興行の可能性もある。以下は長編映画過程とは別に開講されている講座である。

プログラム名	영화분야 청년취업 지원을 위한 예비영화인 교육
支援概要	映画産業への青年就職支援のための講座
主な内容	・韓国映画産業の主要職種の基本知識と業界最新動向 ・韓国映画産業の現役映画人による講座

プログラム名	애니메이션산업이해
支援概要	アニメーション産業理解のための講座
主な内容	アニメ産業理解を深めるための 20 の講義の開講 講座例：アニメ産業概略、ハリウッドアニメの企画開発、マーチャンダイジング、ポストプロダクション、マーケティング、海外セールスなど

プログラム名	영화시장변화 이해
支援概要	映画市場変遷の理解
主な内容	オンラインでの全 30 講座の受講を通じ、映画市場の現状について学ぶ 講座例：OTT、ウェブ小説、投資、クラウドファンディング、IP 市場、国際共同製作、グローバル市場の展望など

プログラム名	영화연기 워크숍
支援概要	演技ワークショップ
主な内容	・必須：映画俳優の基礎能力 ・基礎：映画演出者との現場での演技ワークショップ ・能力：現場映画俳優と特殊技能（モーショングラフィックス、ゾンビ、アクション、特殊撮影）を学ぶ

プログラム名	젠더 감수성에 기반한 현장영화인 통합직무교육
支援概要	ジェンダー感受性(被影響性)に基づく現場映画統合職務教育

主な内容	ジェンダー感受性に基いた韓国映画の制作現場環境づくりのために、女性の観点の映画企画・開発と制作現場の業務プロセスなど全般を再検証することにより、現場のジェンダー感受性強化や映画表現の範囲の多様性の拡大を図る
------	---

プログラム名	영화제스태프 직무교육
支援概要	映画祭スタッフの職務教育
主な内容	・現場映画スタッフの再教育を通じた専門性の強化と現場映画人材の産業内離脱防止、専門人材輩出 ・様々な国内映画祭のスタッフの職業訓練を通じ、従事者の専門性強化と他の職務分野についての理解向上

(c) KAFA+ Next D

既に映画の現場で働く映画制作者のために、最先端の映画技術と映画文法のトレーニングを提供するプログラム。

プログラム名	S3D VR 입체 단편영화제작교육 및 첨단영화제작교육 심화과정 교육생 모집 공고
支援概要	S3D（ステレオスコピック 3D）VR 立体短編映画制作教育と最先端の映画制作教育
主な内容	・VR 立体化過程の基本教育 ・撮影、講義/作品分析セミナー（ケーススタディ） ・VR 短編映画制作実習/ゲームエンジン（UNITY）の活用

ウ. KOFIC の外国映画誘致政策

外国の映像作品を誘致するためのロケーションインセンティブ（補助金）は、KOFIC ではなく全額「観光振興開発基金」から支出される。韓国国内で支出がなされる外国映像作品の制作費一部を支援することにより、観光誘発、雇用創出などの諸経済効果の向上と外国映像作品の撮影・ポストプロダクション誘致を通じ韓国映画産業の製作能力向上と国際的な製作ネットワークの形成を図る。

a. 支援対象

- ・外国映像製作会社が企画・開発し製作する外国映像作品で、外国資本が純制作費 80%を超えて投資されている長編劇映画、TV シリーズ、ドキュメンタリー
- ・「長編劇映画」とは、映像がフィルムまたはハードディスクなどデジタルメディアでの著作物として、映画館

などや施設などオンラインで公に観覧させることを目的に制作された 70 分以上の長編実写劇映画を指す

- ・「TV シリーズ」とは、テレビやオンライン配信を目的に制作され、事前に計画された一定本数のエピソードで構成されている実写ドラマやエンターテインメントプログラム（各エピソードは、構成または内容面で共通要素を持たねばならない）を指す

- ・「ドキュメンタリー」とは、映画館などや施設、テレビ、オンライン配信を目的に制作されたドキュメンタリーを指す

- ・アニメーション、広告、スポーツイベント、教育プログラムは対象外となる

b. 作品条件

- ・「観光寄与」、「韓国映画産業寄与」、「外国製作者参加度」を KOFIC で評価し、支援の必要性が認められなければならない

- ・KOFIC が認める国内での映像製作費用（以下「製作認定費用」）が 5 千万ウォン以上であること。（TV シリーズは、複数エピソード制作費合算可）

- ・韓国で少なくとも 3 日以上撮影があること

c. 申請者条件

- ・韓国に設立され事業者登録された法人であること

- ・映画制作業者やビデオ制作業者、または放送映像独立制作会社

- ・外国映像製作会社とプロダクションサービス契約を結び、外国映像の国内制作に必要な役務を提供し、国内制作費執行を管理する企業（外国映像制作会社の韓国内支社、出資法人は申請不可）

※ただし、韓国人や韓国法人子会社が海外出資し、50%を超える株式を所有した法人又は韓国法人海外支社は「外国映像制作会社」とみなさない

d. 支援内容

- ・制作として認定された費用の 25～30%にあたる現金支援（1 作品当たりの補助金額は残存する予算範囲内で対応）

- 1 30%リファンド：国内撮影 10 日以上、国内執行費用 20 億ウォン以上

- 2 25%リファンド：国内撮影 3 日以上、国内執行費用 5000 万ウォン～20 億ウォン未満

- ・国内で発生し、制作として認定された費用は、国内での本撮影日 3 ヶ月前から費用確認監査報告書作成日まで発生した費用に限り認め、支援申請者は申請書上に記載した銀行口座を通じ法人カード決済または口座振替、電子税金計算書使用方法で至急される

- ・ポストプロダクション作業支出と俳優及びスタッフの人件費は、それぞれ製作認定申請額の 50%を超えることはできず、主演俳優出演料は総キャスト、スタッフ人件費申請額の 30%を超えることはできない

- ・作品当たりの補助金額は、最大 7 億ウォン
- ・韓国から他の公的支援を受ける場合、支援額は同補助事業から製作認定費用とし申請することはない

e. 年間予算

- ・8 億ウォン
- ・補助金は、ソウル/釜山/チェジュ以外の撮影地域について一定期間（上半期）の間、予算（10%以内）を配分支援。ただし、一定期間（上半期）間に支援申請がない場合には全地域対象に支援する
- ・補助金は、課税対象となる

f. 申請と支援までのスケジュール

(a) 申請手続きの流れ

事前申請→約定書締結→最終申請→補助金支給の順で進行する

- ・事前申請：支援申請者が事前申請書と諸添付書類を KOFIC に提出。評価委員会で支援するかどうか、支援可能金額を評価、KOFIC から評価結果を最終審査によって支援申請者に通知
- ・約定書締結：KOFIC と支援申請者の間で支援約定書締結
- ・最終申請：支援申請者から最終支援申込書と費用を確認。監査報告書と補助事業精算報告書の検証など諸添付書類を提出させ、評価委員会で支援するかどうか、および補助金の最終的評価
- ・補助金支給：KOFIC から評価委員会評価結果を最終審議認定の費用を支給

(b) 事前申請

申請者は、映像作品の韓国内の本撮影日 30～90 日前に以下書類を提出しなければならない

【オンライン提出書類】

- 1 事前支援申請書（所定様式）
 - ・支援者と外国映像制作会社情報
 - ・作品プロット
 - ・作品言語、監督、撮影地、俳優、制作スタッフ、撮影機材、ポストプロ情報
- 2 全体撮影計画書
- 3 支援者の事業者登録証、法人登記簿謄本、映画制作/ビデオ制作/放送映像制作会社（該当業種）申告証各 1 部
- 4 外国映像製作会社の事業者登録証、法人登記簿謄本（またはこれに準ずる書類）各 1 部

- 5 国内執行純制作費予算計画書（所定様式）1 部
- 6 シナリオ原語本と韓国語本（申請日基準）各 1 部
- 7 監督フィルモグラフィー（演出本数、演出作、観客数または売上高/視聴率、映画祭受賞回数など含めて記載）
- 8 主・助演俳優フィルモグラフィー（出演本数、出演作観客数または売上高/視聴率、映画祭受賞回数など含めて記載）
- 9 総責任プロデューサー、脚本家、撮影監督フィルモグラフィー（参加本数、参加作観客数または売上高/視聴率、映画祭受賞回数など含めて記載）

【オフライン提出書類】

- 1 全体純制作費の調達計画書（所定様式、外国映像製作会社が作成）1 部
- 2 外国映像製作会社の投資契約書写し、国文公証本 各 1 部
- 3 外国映像製作会社と締結したプロダクションサービス契約写し、国文公証本各 1 部
- 4 性犯罪・セクハラ講習確認書（所定様式）1 部
- 5 性犯罪・セクハラ防止誓約書（所定様式）1 部

- ・申請者は、プロダクションサービス契約上の国内執行製作予算の超過申請不可
 - ・関係書類審査後、KOFIC は追加資料を要求でき、申請者は 5 日以内に関連資料を提出しなければならない。資料の提出が遅れる場合、KOFIC は、その映像支援申込受付をキャンセルまたは留保できる
 - ・KOFIC は、評価委員会を開催して、申請者が提出した関係書類をもとに支援申請資格と対象かどうか、制作認定費用の申請内容の適正性を評価後、支援するかどうかと可能な制作認定コストを決定する
 - ・評価委員会は、評価当日に同事業残存予算で対応可能額を決定する
 - ・KOFIC は、評価委員会の決定事項を審議・議決して、支援申請者に結果を通知する。KOFIC は、支援可否と支援可能金額のすべての決定権限を持ち、決定に対する不服申立は認められない。ただし、支援決定された映像制作に重大な変更が発生し返戻事由が解消されたと判断した場合支援申請者は、再申請も可能である
 - ・評価委員会は、事前決定作品が計 2 回以上申請を中止した場合は、審査対象から除外することができる
 - ・映画振興委員の企画開発及び制作支援事業に選定された作品は審査対象から除外する
 - ・KOFIC の関連規定または各種約定および契約に違反し、制裁措置期間中の作品と制作会社（代表）、配給会社（代表）、監督および個人は、申請不可
- ※申請者は、申請書受付の前に KOFIC への債務の返済を完了する

(c) 約定書締結と国庫補助統合管理システムへの登録

- ・事前申請結果の通知後 2 週間以内に KOFIC と支援申請者は約定書を締結する
- ・同意書は合計 3 部（公証用 1 部を含む）を提出し公証費は支援申請者が負担する
- ・約定書締結後に撮影計画書上の国内本撮影日から 3 ヶ月以内に撮影が開始されない場合、KOFIC は同事業の予算の効率的運用のため支援契約を解約する権利がある
- ・支援申請者は企画財政部「国庫補助統合管理システム」に補助金執行と精算に関する内容を登録する

(d) 中間精算

申請者は、制作進行中であっても必要性が認められた場合、履行保証保険証券、費用確認監査報告書等、KOFIC が要請する資料を提出の上補助金中間支払を 1 回申請可能

(e) 最終申請

- ・事前申請から最大 12 ヶ月以内に国内での映像制作を完了
- ・国内制作完了日から 3 ヶ月以内に最終的申請書をはじめとする以下関係書類を KOFIC に提出する
- ・必要に応じ両者間の合意によって書類の提出期限の延長は可能とする

【オンライン提出書類】

- 1 最終支援申請書（所定様式）
プロット、作品言語、監督、撮影地、俳優、スタッフ、撮影機材、ポスプロ情報
- 2 デイリー撮影進行報告書
- 3 国内執行純制作費精算書（所定様式）1 部
- 4 最終シナリオ原語本と韓国語版 各 1 部

【オフライン提出書類】

- 1 全体純制作費の調達計画書最終版（所定様式、外国映像製作会社が作成）1 部
- 2 費用確認監査報告書と補助事業精算報告書の検証報告書（会計法人で作成）
- 3 配給上映契約または確認書のコピー、国文公証本各 1 部
- 4 外国映像製作会社の外貨送金取引明細書 1 部
- 5 映像（国内撮影シーン収録）DVD
- 6 性犯罪・セクハラ予防教育履修書（所定様式）1 部
- 7 映画の労働者報酬支払い履歴（所定様式）1 部
- 8 支援事業参加者比統計データ（所定様式）1 部

(f) 補助金支給

- ・最終決定された製作認定費用に基づき補助金を申請、銀行口座に支払われる
- ・補助金は、別途通帳および国支援預託口座を利用し管理・運用し、KOFIC で定める基準に基づいて運用かつ精算しなければならない

(g) 支援作配給・流通の結果提出

- ・申請者は、映像制作完了または公開、放映後の映像最終版 DVD（2 枚）を KOFIC に提出する
- ・申請者は、映像製作の完了後、海外での劇場、TV やオンライン配信、放送などの配給・流通の結果を KOFIC に提出する

(h) 評価委員会の構成

- ・KOFIC は、支援申請資格と支援対象かどうか、製作予算書及び執行の適正性を評価し、補助金額を算定するために内外の専門家 7 人以内の評価委員会を構成する
- ・委員会は、申請者がすべての書類を揃え、事前申請書の提出を完了した場合にのみ正式に受理し、評価委員会は、正式に受理された順に評価を進める
- ・評価委員会は、詳細な評価のために KOFIC を介して申請者に追加の材料を要求することができ、申請者が全資料を提出した場合にのみ評価を進める

2.2.8 中国

2.2.8.1 中国に関する調査概要

a. 映画産業

〔2019 年データ〕 ※10 年間の推移は次項参照

(ア) 国内興行収入：	642.7 億元 ⇒世界第 2 位
(イ) 国内の劇場動員数：	17.3 億人 ⇒世界第 1 位
(ウ) 国内のスクリーン数：	69787 ⇒世界第 1 位
(エ) 平均チケット価格：	37.2 元
(オ) 一人あたりの年間平均入場回数：	1.2 回
(カ) マーケットシェアにおける国産映画の割合：	64.1%
(キ) 映画製作本数：	1037 本 ⇒世界第 2 位

- ・映画産業の管理は国家電影局が行い、共産党中央宣伝部の監視下に置かれる
- ・大型作品の興行がメイン、制作費の年々高騰
- ・市場の過去 5 年の成長率は 8%超

b. 国産認定による優遇

- ・協定を介した国際共同製作作品が、認定機関である中国電影合作制片公司(CFCC)からの承認を受けると国産作品と同等の恩恵を享受できる（審査/検閲は共産党も関与）
 - ・中外合作攝制電影片管理規定に基づき、CFCC(および電影局、共産党)からの承認を受けた「連合攝制」（中国・相手国双方が出資し利益やリスクも共同に負う形での合作）は、中国市場において国産映画としての優遇政策が適用される（審査/検閲は共産党も関与）
- ⇒承認されれば輸入作品よりも高い利益配分率となる

c. 規制・法制度

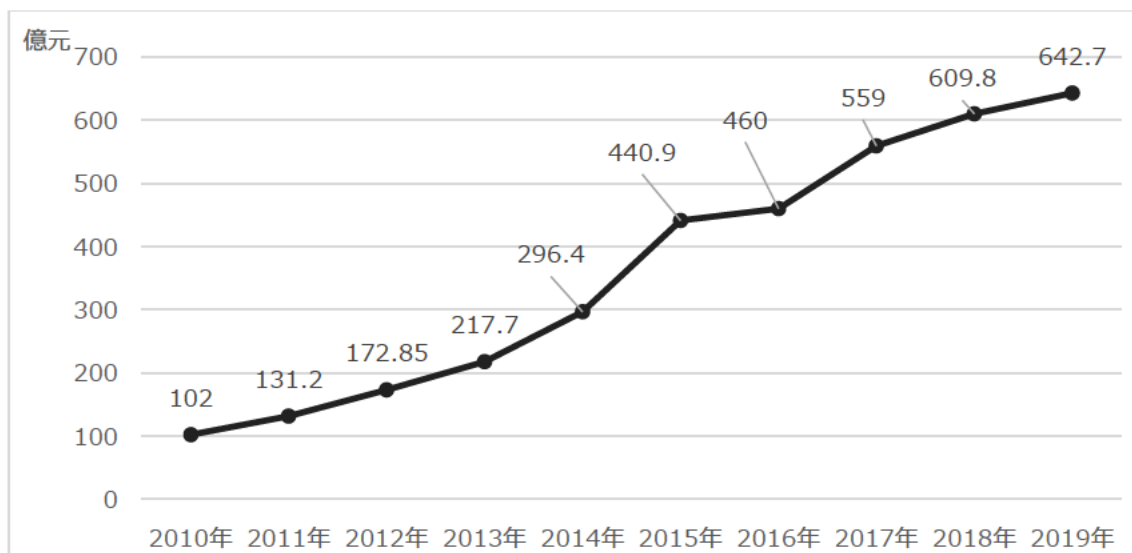
- ・映画館は、中国領域内の法人およびその他の組織が製作した映画の上映回数および時間帯を調整しなければならない、年間の映画上映総時間数の 3 分の 2 以上でなければならない
- ・中国国内での制作および上映には許可証が必要
- ・外国映画の輸入は、中国电影股份有限公司にのみにライセンスされる
- ・外国映画を配給できるのは、中国電影集團電影發行放映分公司（中影）と華夏電影發行有限責任公司（華夏）の 2 社のみ
- ・映画の輸入には利益配分型（分帳）と版權買切型（買断）があり、分帳は年間 34 本まで。買断は中国市場での利益配分を受けられず、分帳の配分も 25%に留められる

2.2.8.2 中国の国内市場規模

1. 興行収入（2010-2019）¹

* 興行収入は急速に増加し、10年間で6倍以上に成長し世界第2位の規模となった。

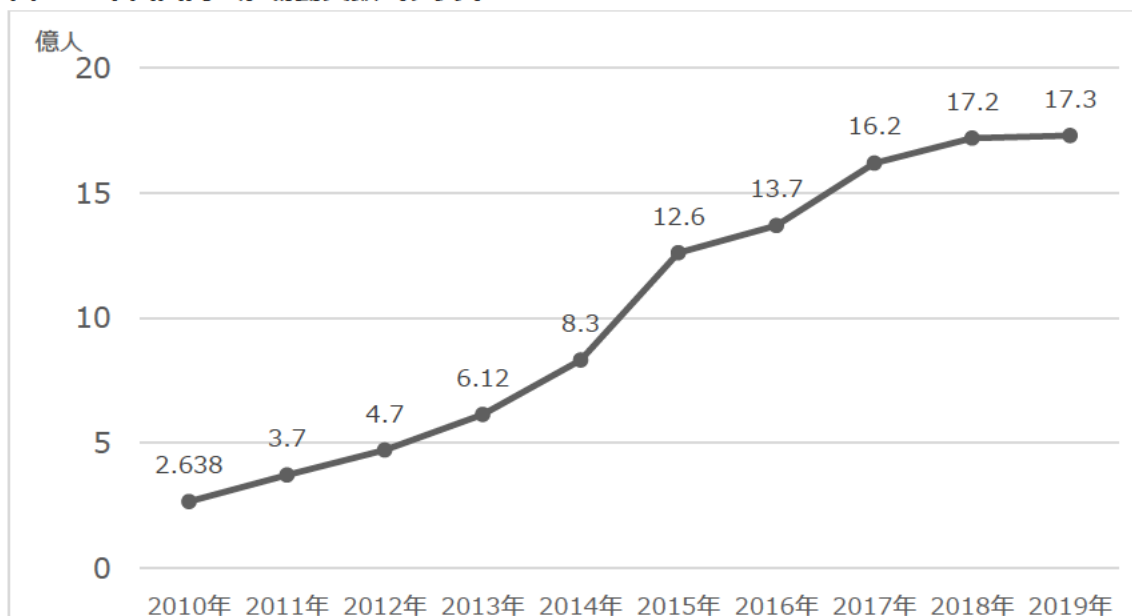
図 48 中国国内の劇場興行収入（グラフ）



2. 動員数（2010-2019）²

* 動員数も急速に増加し、10年間で6倍以上に増加した。

図 49 中国国内の劇場動員数（グラフ）



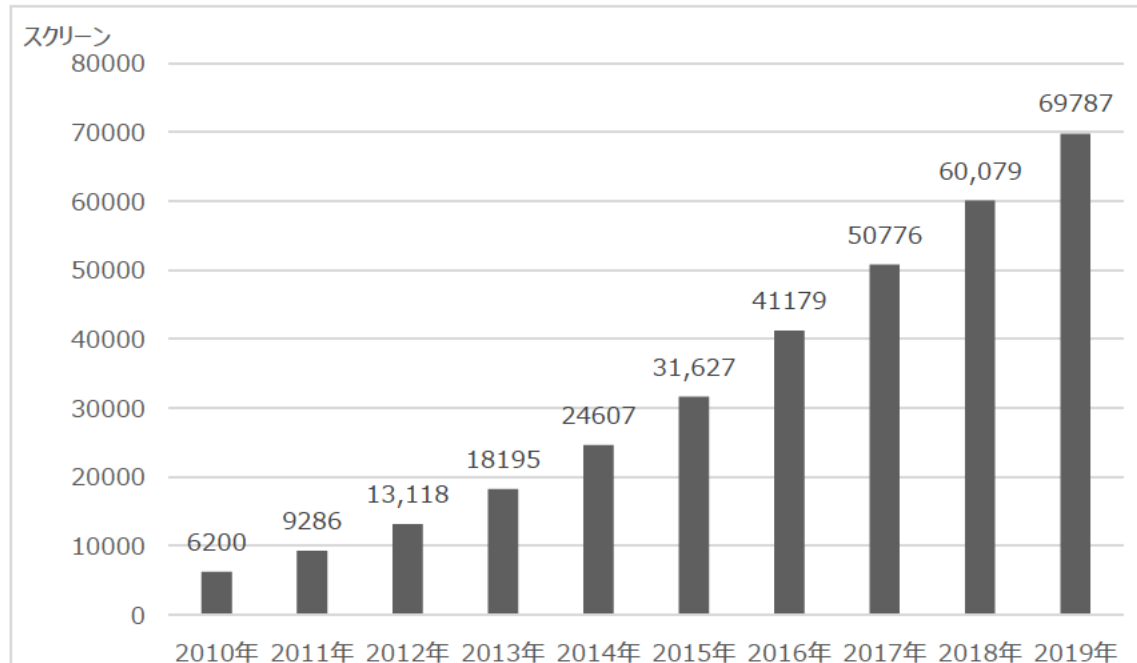
¹ European Audiovisual Observatory 発行「FOCUS」2011 年版～2020 年版を元に作成

² 同上

3. スクリーン数（2010-2019）³

*スクリーンは急激に数を増やし、10年間で10倍以上となった。

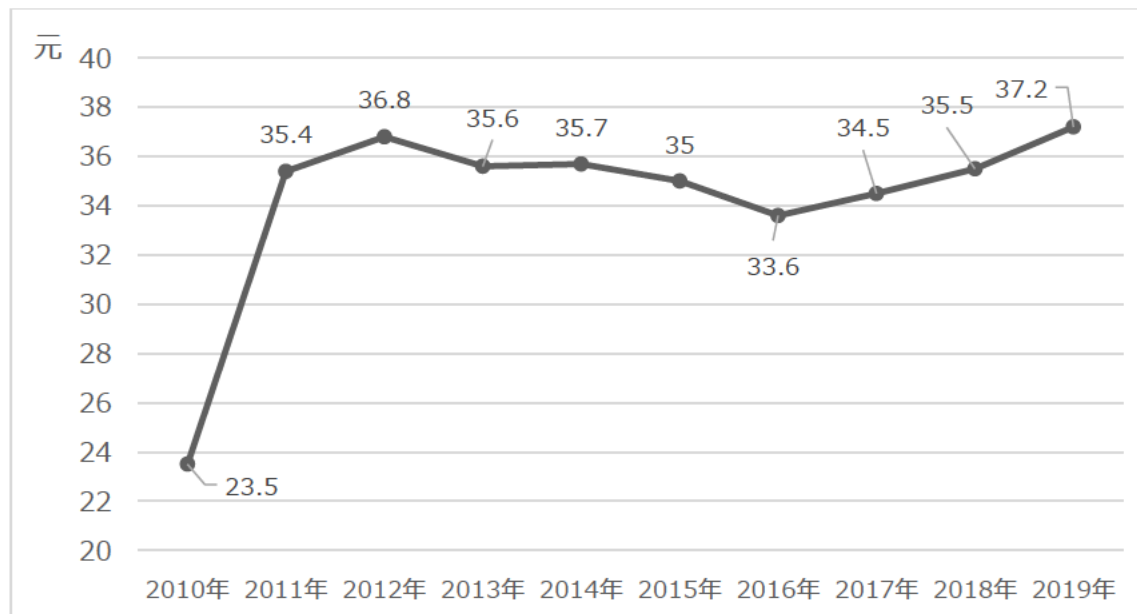
図 50 中国国内のスクリーン数（グラフ）



4. 平均チケット価格（元）（2010-2019）⁴

*チケット価格は一時値下がりしたが、10年で1.5倍以上となった。

図 51 中国国内の平均チケット価格（グラフ）



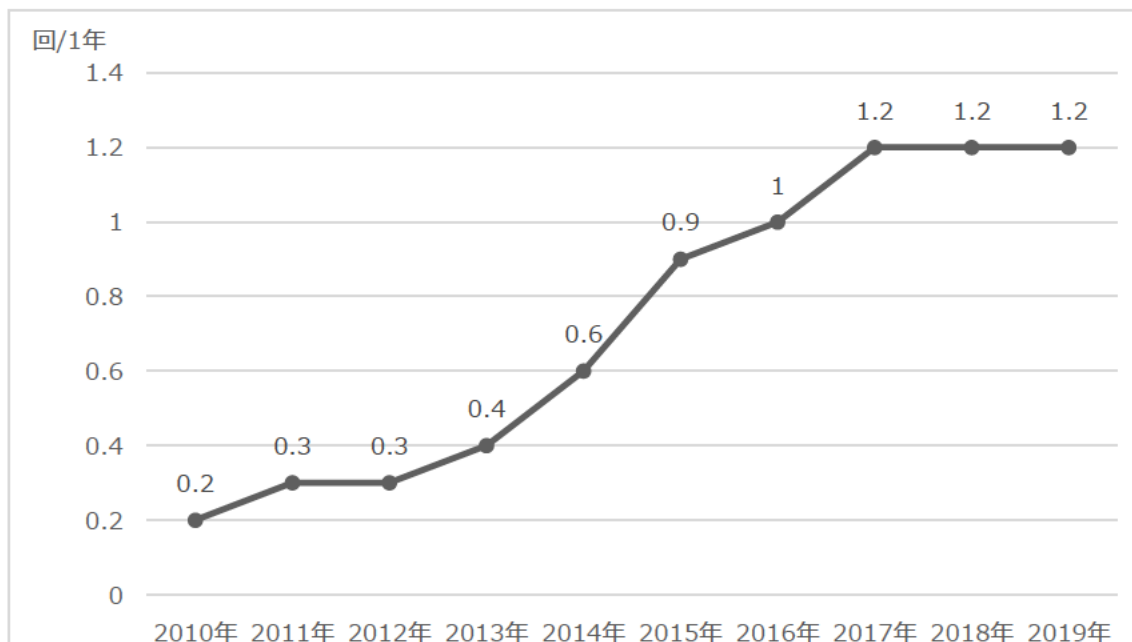
³ European Audiovisual Observatory 発行「FOCUS」2011 年版～2020 年版を元に作成

⁴ 同上

5. 一人あたりの年間平均入場回数（2010-2019）⁵

* 10年前は低い水準であったが、現在は映画先進国と同等の数値となっている。

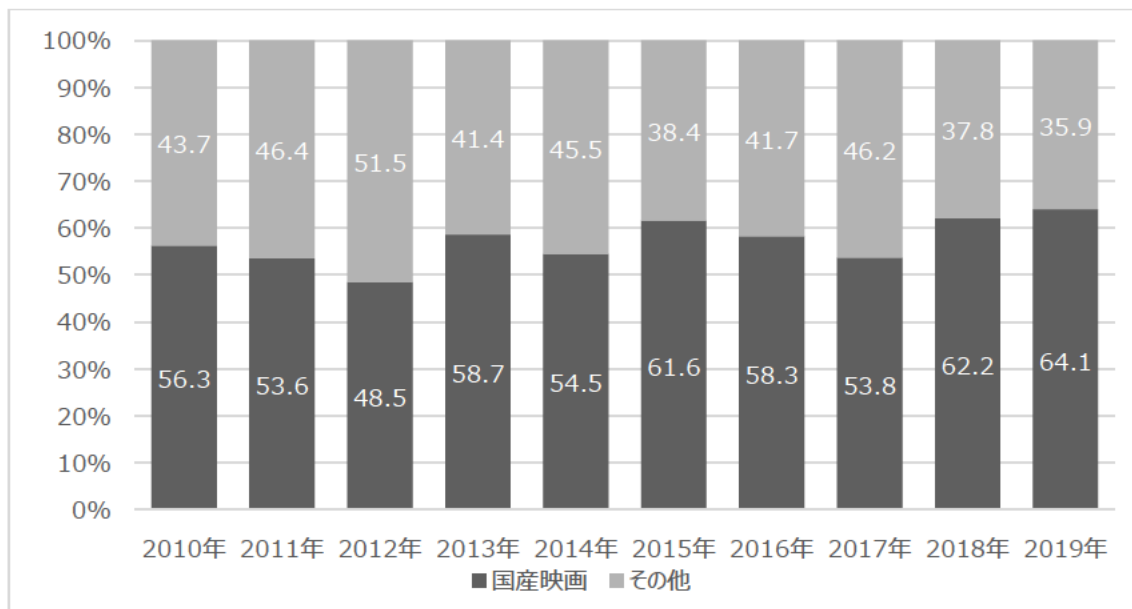
図 52 中国国内の一人あたりの年間平均入場回数（グラフ）



6. マーケットシェアにおける国産映画の割合（2010-2019）⁶

* クォータ制度も影響し国産映画の割合は常に半数以上であり、近年は高くなる傾向にある。

図 53 中国国内のマーケットシェアにおける国産映画の割合



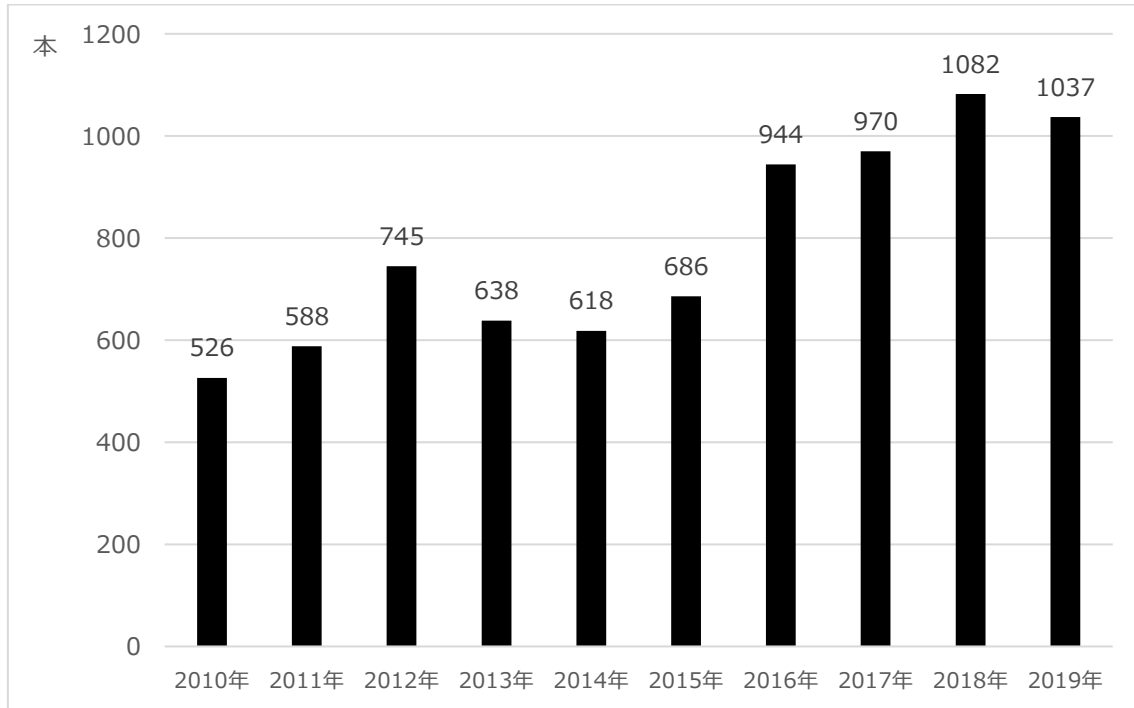
⁵ European Audiovisual Observatory 発行「FOCUS」2011 年版～2020 年版を元に作成

⁶ 同上

7. 映画製作本数（2010-2019）⁷

* 製作本数は 1000 本を超え、インドに次ぐ世界第 2 位の規模である。

図 54 中国国内の映画製作本数(グラフ)



〔注釈〕国際共同製作の本数に関する定点的なデータはないため、記載しない。

⁷ European Audiovisual Observatory 発行「FOCUS」2011 年版～2020 年版を元に作成

2.2.8.3 中国の映画産業および国際共同製作にかかる規制、法制度

1. 国際共同製作協定締結国と、権限のある当局

中国は、二国間国際共同製作協定を計 22 ヶ国と締結している⁸。協定に際しては、国家電影局⁹（China Film Administration）が権限のある当局として協定の締結の交渉を進め、国際共同製作作品の認定作業は中国電影合作制片公司¹⁰（China Film Co-production Corporation、通称「CFCC」）が行う。中国は 2021 年 3 月時点、日本が唯一国際共同製作協定を締結している国である。

（ア）ヨーロッパ

フランス、ベルギー、スペイン、イタリア、イギリス、オランダ、エストニア、マルタ、デンマーク、ギリシャ、ルクセンブルグ、ロシア

（イ）アジア、オセアニア

日本、韓国、オーストラリア、インド、シンガポール、ニュージーランド、カザフスタン、タジキスタン

（ウ）中南米

ブラジル

（エ）北米

カナダ

2. 中国映画産業の全体像

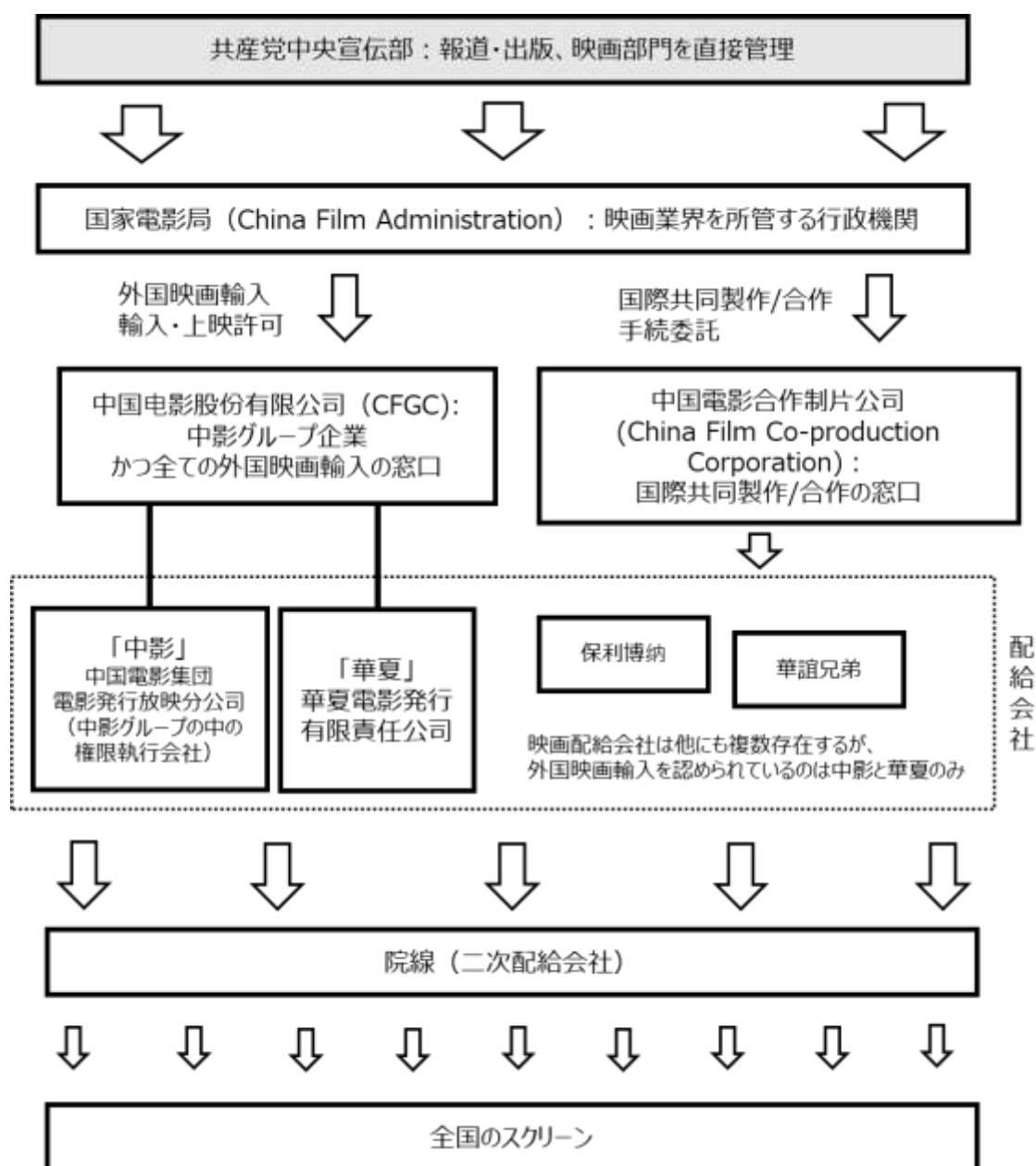
中国の映画産業はかつて、国家廣播電影電視総局電影事業管理局（ラジオ映画テレビ総局・映画局管理局、通称「ラテ総局」）に管理されてきたが、「国家放送電視（テレビ）総局」に改編されるのに伴い、現在は映画にかかる管理は国家電影局に移された。加えて、習近平国家主席による権力集中により、中国の映画産業全体は共産党中央宣伝部の監視下に置かれることとなり、より一層国による検閲が厳しくなっているのが現状である。

⁸ <http://www.cfcc-film.com.cn/policeg/content/id/2.html>

⁹ 中国語表記は「国家电影局」、日中協定上の表記は「中国映画局」。

¹⁰ 中国語表記は「中国电影合作制片公司」日中協定上の表記は「中国映画共同製作会社」。

図 55 中国映画産業の構造



中国の映画産業では、前述の国家電影局管理のもと、国営企業である中国電影集团公司（中国映画グループ会社/China Film Group Corporation）が大きな存在としてあり、傘下に輸出入会社、配給会社、デジタル・シネマ配給会社、マーケティング会社、撮影所、二次配給会社（院線）などの子会社がある。

3. 外国映画の輸入制限¹¹

映画の輸入は、中国電影グループ会社である中国电影股份有限公司（CFGF）にのみライセンスされている。輸入に関して、最終的には、国家電影局の承認を得なければならない。外国映画を配給できるのも、中国電影グループの中で権限執行会社である中国電影集團電影發行放映分公司（グループ全体の略称が「中影」）と華夏電影發行有限責任公司（華夏）の 2 社のみである。かつては中影が外国映画の配給を独占していたが、2003 年からは華夏も認められることとなった。しかし近年、中影の社長が華夏の社長も兼任することになるなど、両者の機能分担がますます恣意的ないし曖昧になっている。なお、外国映画の輸入には 2 つの方法がある。

①分帳（利益配分型）：配給収入に応じて契約された印税を払う、一般的に行われている取引。分帳での輸入とするかは中国電影集團電影進出口分公司にしか決定権がない。分帳で取り扱われるのは、これまでハリウッドを中心とした大型映画が中心であり、2012 年に米中で結ばれた「WTO の映画関係の問題解決のための了解覚書（中美双方就解决 WTO 电影问题谅解备忘录）」に由来する。この覚書で、中国が輸入する映画の本数を 20 本から 34 本に引き上げたうえで追加の 14 本は IMAX と 3D 映画とすること、米国の映画興行の配分割合も 13%から 25%に引き上げることで合意した。¹²しかしこの合意も 2017 年に期限切れとなり、更新や再交渉は進んでいない。加えて 2018 年からの米中貿易摩擦や共産党中央宣伝部の介入により、中国映画産業におけるハリウッド作品の優位性は不安定になっている。

②買断（版權買切型）：劇場上映権ないしオールライツを一定の金額で取引することで、その契約された作品がいかにヒットしても、追加の印税は支払われない方式。現在、日本映画のほとんどはこの形式で輸入されている。分帳の枠に入れず買い切りであってもなお大きな中国の市場は魅力的であり、ハリウッドのブロックバスター作品ではなく低予算の独立系映画の輸入は買断が多い。分帳については割り当てが厳しく管理される一方、買断については 30 作品という資料もあるが年によって数が大きく変動し、枠が明確に決まっていない。

また、2017 年 3 月 1 日より施行されている「中華人民共和國電影産業促進法」の 29 条で定めるところにより¹³、「映画館は、中国領域内の法人およびその他の組織が製作した映画の上映回数および時間帯を調整しなければならない、その上映時間は年間の映画上映総時間数の 3 分の 2 以上でなければならない」としており、中国にはクォータ制が存在する。

¹¹ 参考：2018 年 JETRO 発行「中国映画テレビ市場調査」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2018/ab0ab7636de81fe2/movies_tv.pdf

2008 年度 日本映像国際振興協会作成「映像コンテンツ国際共同製作基盤整備事業報告書」

¹² http://www.peoplechina.com.cn/xinwen/txt/2014-02/12/content_595875.htm

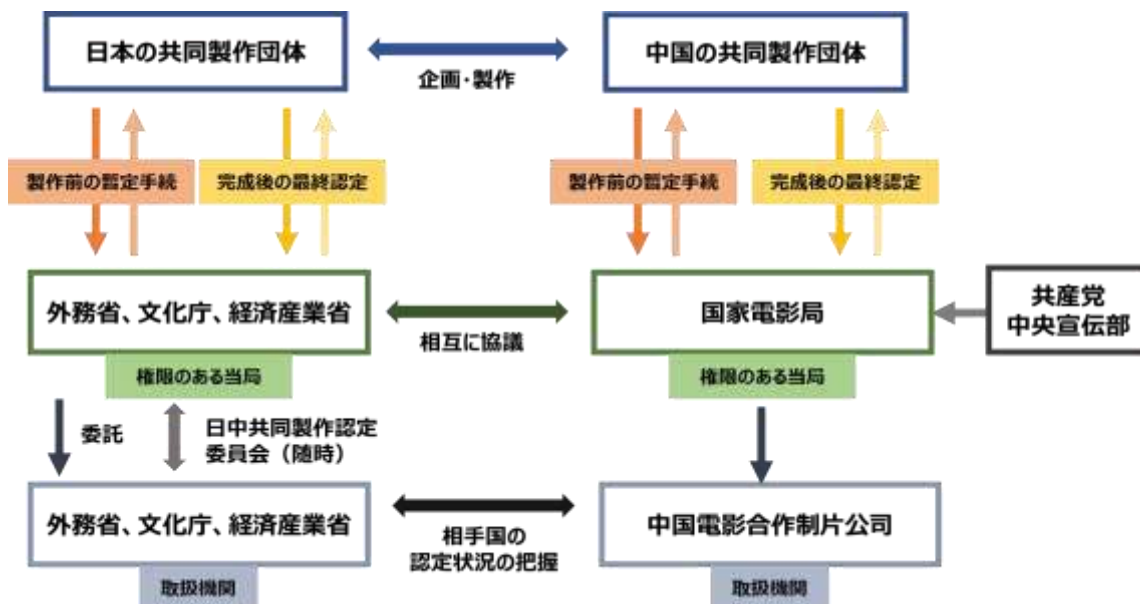
¹³ http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2016-11/07/content_2001625.htm

4. 協定に基づく「国際共同製作」

中国作品として認められ、国産映画と全て同じ待遇を受けることが可能となる1つの条件として、二国間共同製作協定の提携国との「国際共同製作作品」がある。協定締結国との共同製作作品の認定作業は、CFCCが行う。出資比率やロケーション先、キャストの割合の規定などは個々の協定により異なるが、撮影前・撮影後の承認（検閲）をクリアすることが共通の条件とされている。

加えて、かつては香港・台湾との共同製作作品については「外国映画作品」とみなされ制限を受けていたが、制限が緩和され、中国（大陸）と共同で製作した映画については国産映画として配給が可能となっている。この影響から、中国の共同製作作品の大半は香港と台湾で占められている。

図 56 日中映画共同製作認定の流れ



5. 合作映画¹⁴

(ア) CFCC における「合作」の定義

前項で述べた国際共同製作協定を介した共同製作のほかに、CFCC は、“Co-production”（合作制片）を以下の 3 つの定義に定めている。いずれも、「中外合作攝制電影片管理規定¹⁵」を満たす必要がある。なお、本報告書では、協定を介して製作された作品は「国際共同製作（作品）」、そうでない場合は「合作（作品）」と定義するものとする。

①連合撮制（Co-production Film）

中国と、合作相手国の双方が資金を投資し、資金、人材、資材/機材も分担することで利益やリスクも共同に負う形での合作。中国市場において、国産映画としての優遇政策が適用される（“在中国内地市場可以享受国産影片的待遇”）。この定義において、必ずしも国際共同製作協定の介入は必要としないため、アメリカとの合作作品は、これが適用となる。

②協作撮制（An Assisted Film）

海外相手国からの投資により、中国国内で制作される作品。中国側は海外制作者に対し、ロケーション現場や機材、人材などを、海外制作者側の負担により調達支援を行う。この場合は中国側に著作権は与えられず、作品も輸入手続きを経て輸入作品としてみなされる。

③委託撮制（An Entrusted Film）

海外相手国からの投資により、中国国内での制作側を中国側が完全に請け負う作品。海外制作者側の負担により中国側は作品を完成させるが、中国側に著作権は与えられず、作品も輸入手続きを経て輸入作品としてみなされる。

(イ) 中外合作攝制電影片管理規定

「中外合作攝制電影片管理規定」は国家広電総局令 31 号として 2004 年 7 月 6 日に施行され、現在も改定はされていない。以下は規定の中で重要と思われる条項の抜粋である。輸入作品と比較して合作映画として申請・承認された作品の利益配分が多いことから（後述）、アメリカとの合作映画が申請をするケースが多い。一方、ここ数年の中国要素が少ないハリウッド作品が合作として申請されるケースが散見され、形ばかりの“米中合作”作品が増加したことを受け、電影局側の審査が厳しくなる傾向にある。

¹⁴ 参考資料：2017 年“China Co-Production Handbook”

<https://www.mpa-apac.org/policy-statement/2017-china-co-production-handbook/>

¹⁵ <http://www.cfcc-film.com.cn/polic/content/id/22.html>

中外合作攝制電影片管理規定一部抜粋

（注釈）締結当時の権限のある当局は国家ラジオ映画テレビ総局である。

第 2 条：この規定にいう「映画製作における中外協力」とは、法律に基づき「映画製作許可証」または「映画製作許可証（単一映画）」を取得した国内の映画製作者と外国の映画製作者が、中国国内または国外で映画を合作（連合撮制）、協力製作（協作撮制）、または委託製作（委託撮制）することをいう。

第 7 条：国は、中国と外国との間の映画共同製作のためのライセンス制度（中外合作攝制電影片実行許可制度）を実施する。中国国内のいかなる団体または個人も、「中外合作攝制電影片実行許可証」または承認文書を取得せずに、海外の団体または個人と協力して映画を製作することはできない。また、この承認を得ずに、外国の団体または個人が中国で単独で映画製作することはできない。

第 13 条：合作において外国人クリエイターの雇用が必要な場合、国家ラジオ映画テレビ総局に承認を得たうえで、外国人の主役の割合は主役総数の 3 分の 2 を超えてはならない。

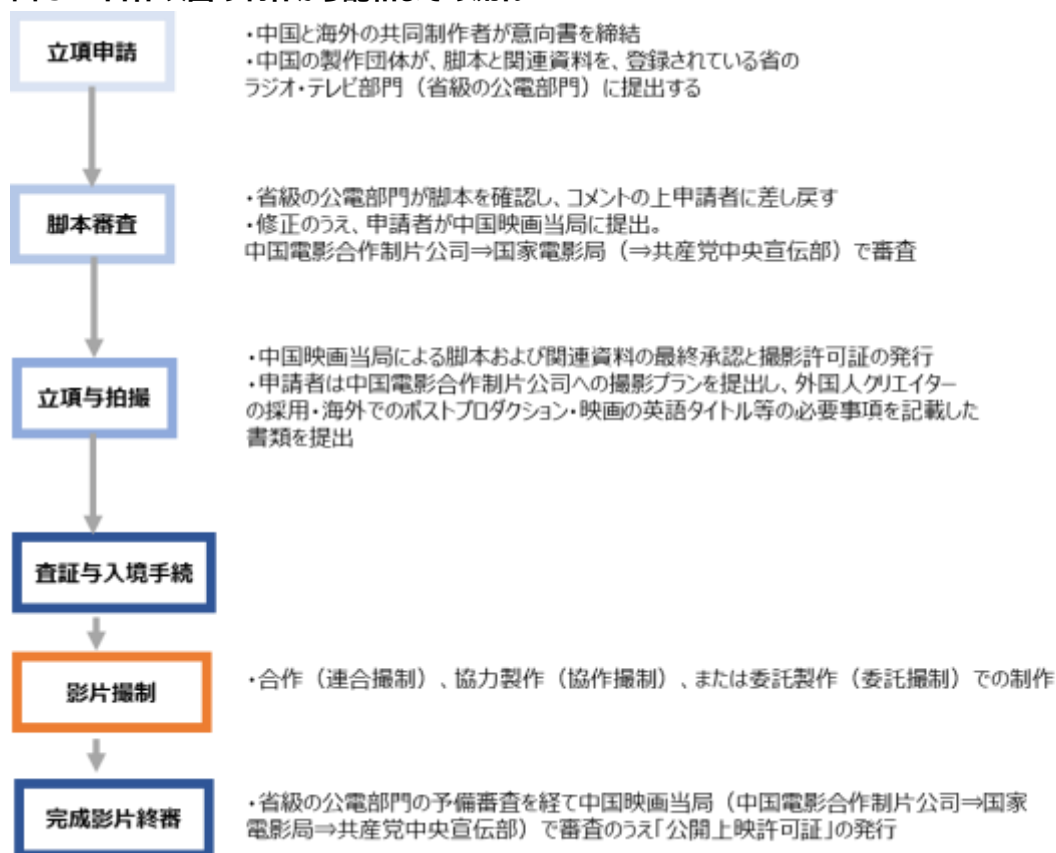
第 14 条：中国語（標準語）で製作し、字幕は「規範漢字」を使用しなければならない。（配給の際、必要に応じ配給する国・地域・少数民族言語版の制作を許可する）

第 15 条：合作映画は、地方の省級ラジオ・テレビ・映画行政部門の予備審査を経て、国家ラジオ映画テレビ総局の映画検閲委員会に提出して審査を受ける。中央政府および国家機関に属する映画製作団体が製作した映画、および「映画製作ライセンス（単一作品）」を保有する団体がプロジェクトの設立を申請して映画製作を完了した映画は、直接、国家ラジオ映画テレビ総局の映画検閲委員会に提出して審査を受ける。

第 16 条：合作映画は、審査に合格し、国家ラジオ映画テレビ総局が発行する映画公開上映許可証を取得した後でなければ、中国の国内外で公開上映のために配給することができない。

第 22 条：この規定は、香港、マカオ特別行政区および台湾の映画製作者が、香港域内で映画を共同製作する場合にも適用される。

図 57 合作映画の制作から配給までの流れ



6. 中国市場における収益の分配

中国映画市場においては、総収入から 3.3%程度の法人税および課徴金（都市維持・建設税法や教育税など、地方により異なる）を差し引き、更に 5%の特別映画基金が控除された純利益が分配される仕組みとなっている。

加えて、その作品が国産作品であるか輸入作品かにより、興行収入の分配方式も大きく異なる。実際には作品により割合は変動するが、2017 年発行の“China Co-Production Handbook”によると、基本的な配分は概ね以下の通りとなっている。

表 45 中国映画市場における興行収入分配の基本割合

	製作	配給	劇場チェーン (院線)	劇場
国内作品	30%	13-15%	5-8%	48-50%
輸入作品： 買断（版權買切型） Imported Buy-Out	買切額	43%	5%	52%
輸入作品： 分帳（利益配分型） Imported Revenue Sharing	25%	23-27%	5-8%	40-43%

アップストリーム（製作および配給）とダウンストリーム（劇場チェーンおよび劇場）の分配率は、おおむね 43%：57%とされており、審査を通じて合作として認められることにより 43%の分配を得ることが可能としている。前述の米中の交渉により、分帳による輸入作品の分配率は 13%から 25%に引き上げられたが合作としての収益率のほうは依然として高く、ハリウッド作品が合作の認証を取り付けるために中国的要素を取り入れる動きが活発化しているのはこのためである。輸入作品の中でも「買断」の場合は買取時点での分配以上の配分はなく、中国映画市場でのヒットが全く還元されない仕組みだ。

配給に対しての配分が多いのには幾つか理由があるが、大きい要因に宣伝費がある。中国では宣伝費が製作費を上回ることが珍しくなく、宣伝費は基本的に配給会社が全額負担し、興行後にトップオフで回収をする。買断の場合輸入許可（すなわち「上映許可」）が下りるタイミングを予想できず、上映劇場を事前に抑え、宣伝を行うことが難しい。許可が出たらすぐに上映するために、配給側には劇場への支配力と多額の宣伝費が必要となる。分帳の場合でも事情は同様だが、さらに分配対象の「利益」について、トップオフされる宣伝費の内容が非常に曖昧かつチェックが困難である（海外の権利元は、中国の配給会社に対し帳簿閲覧権を持ちえない）。原資の興行収入と分配利益の著しい乖離が、ハリウッド側との軋轢を生んでいる。

2.2.9 台湾

2.2.9.1 台湾に関する調査概要

a.映画産業

〔2019 年データ〕 ※10 年間の推移は次項参照

(ア) 国内興行収入:	101.91 億台湾ドル
(イ) 国内の劇場動員数:	4320 万人
(ウ) 国内のスクリーン数:	918
(エ) 平均チケット価格:	235.90 台湾ドル
(オ) 一人あたりの年間平均入場回数:	1.83 回
(カ) マーケットシェアにおける国産映画の割合:	6.9%
(キ) 映画製作本数:	2019 年は未集計 新作台湾映画公開本数は 57 本

- ・興行収入、動員数、スクリーン数は年々堅調に増加
- ・協定を介した国際共同製作は無く、外国映画のロケ誘致の際の共同製作がメイン
- ・公開本数/興行収入共にハリウッド映画のシェアが圧倒的、作品別の成績でも上位を占める
- ・公開本数はアメリカに次ぎ日本が 2 位、ただし興行収入は韓国が上回る

b.映画支援団体

- ・文化部影視及流行音楽産業局を介した国家予算で映画産業を支援
- ・外国映画のロケ誘致は文化部だけでなく台北市を中心とした地方自治体も積極的に対応

c. 支援形態

- ・映画関連支援は欧米諸国と比べるとまだ少ないが、予算も増加傾向。支援の枠組みも開発から製作、上映、海外展開まで幅広く網羅している
- ・支援は、大きく「奨励業務」と「補助業務」、「製作補助」（外国映画誘致政策）に分類され、いずれも補助金もしくは還付である
- ・「製作補助」をカンヌ国際映画祭、ヴェネツィア国際映画祭、ベルリン国際映画祭、米国アカデミー賞での最優秀監督賞受賞者に限定するなど、映画祭での受賞が評価される場合が多い

e. 規制・法制度

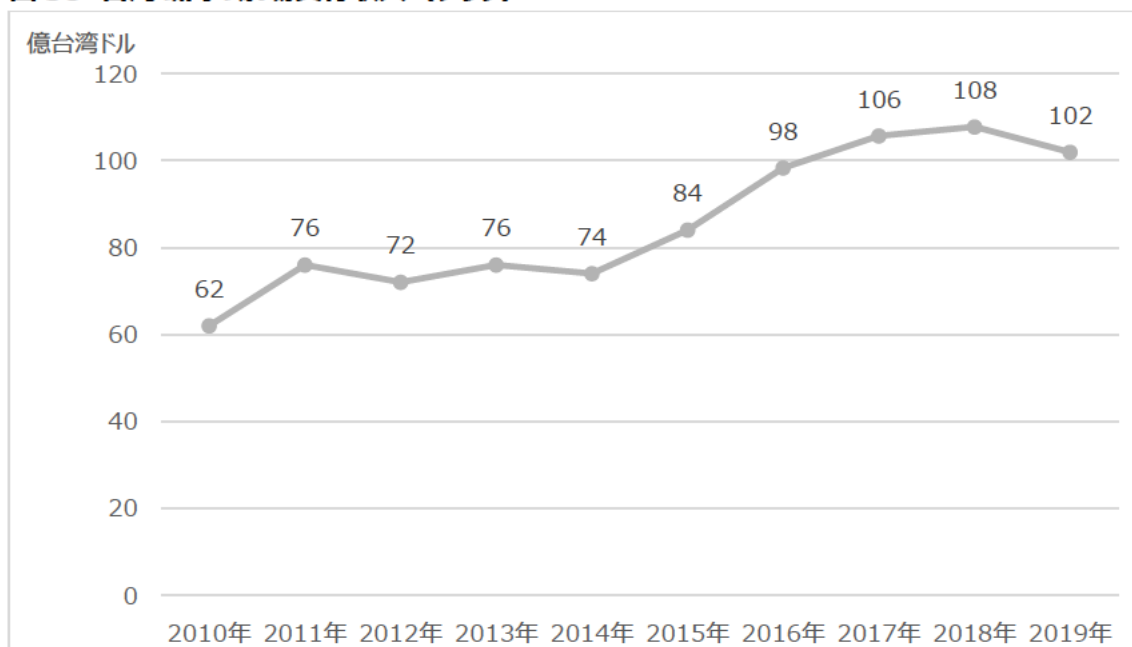
- ・中国（大陸）の映画に限り、輸入数量を 10 本程度とする制限有り（映画賞受賞作品など例外あり）

2.2.9.2 台湾の域内市場規模

1. 興行収入（2010-2019）¹

* 興行収入は順調に増加し、現在は 100 億台湾ドル前後を推移している。

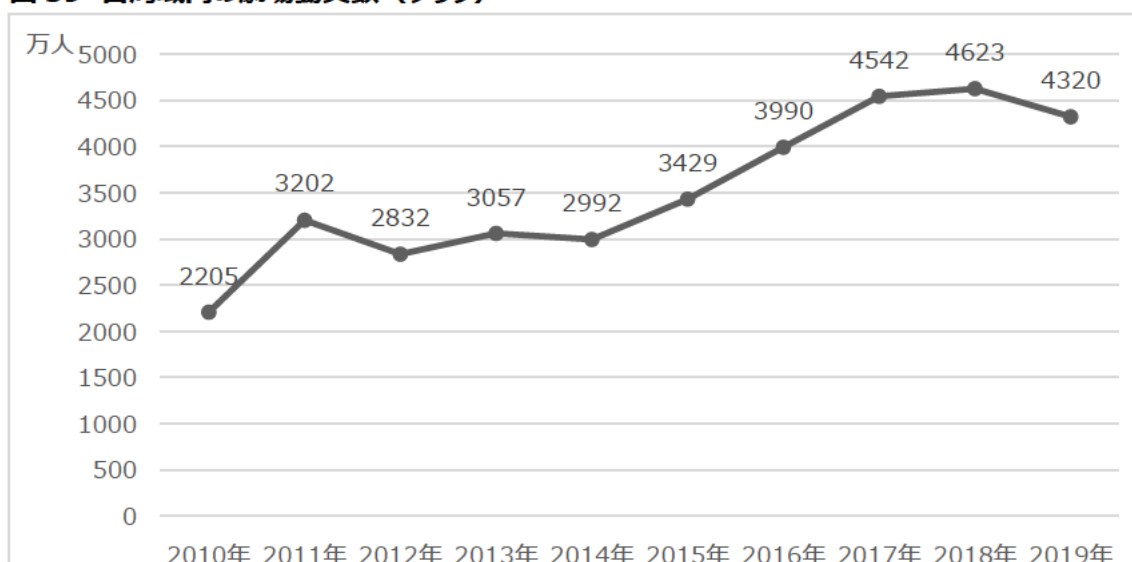
図 58 台湾域内の劇場興行収入（グラフ）



2. 動員数（2010-2019）²

* 劇場動員数は、堅調に増加している。

図 59 台湾域内の劇場動員数（グラフ）



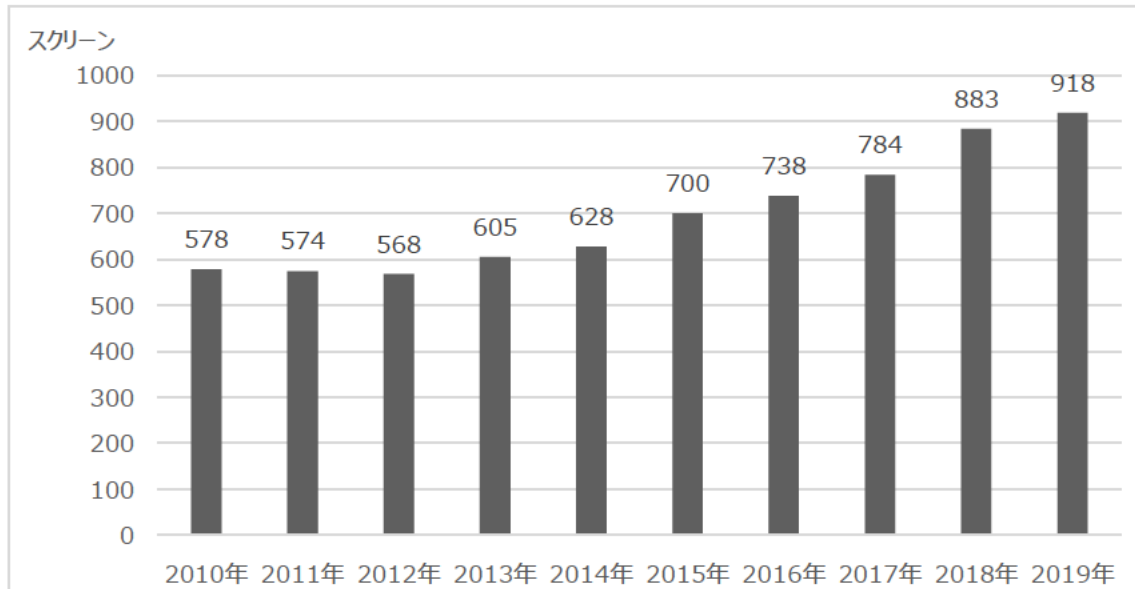
¹ 文化部発行「電影市場動態」を元に作成 https://www.bamid.gov.tw/informationlist_243_1.html

² 同上 ただし 2015 年と 2016 年の動員数はデータ無く、興行収入総計÷チケット単価で概算し四捨五入

3. スクリーン数（2010-2019）³

* 順調に増え続け、10年で400スクリーン以上増加した。

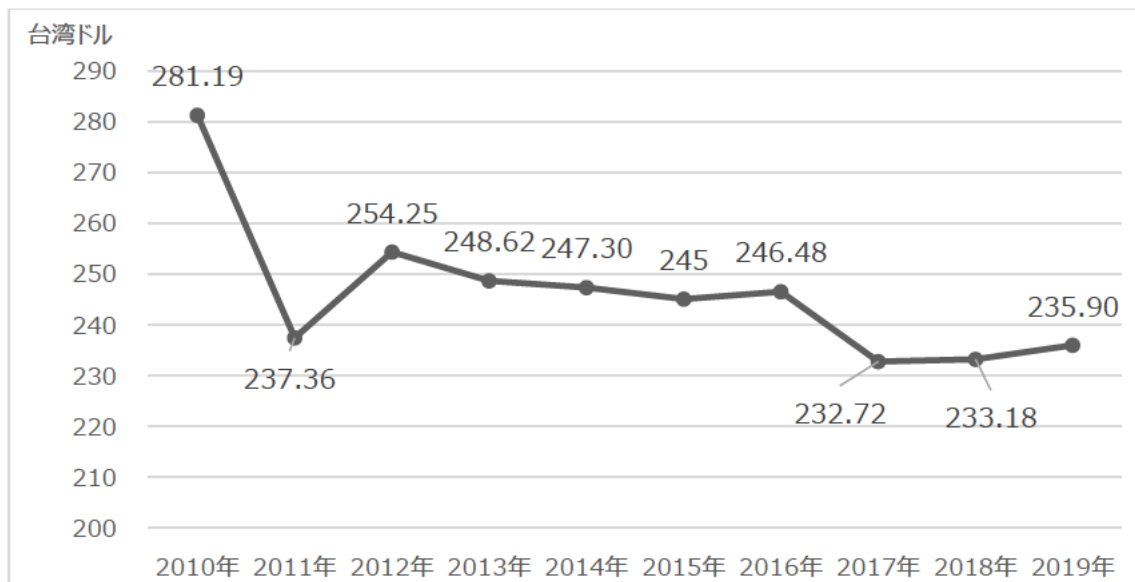
図 60 台湾域内のスクリーン数（グラフ）



4. 平均チケット価格（台湾ドル）（2010-2019）⁴

* チケット価格は減少気味だが、近年は230台湾ドル程度で落ち着いている。

図 61 台湾域内の平均チケット価格（グラフ）



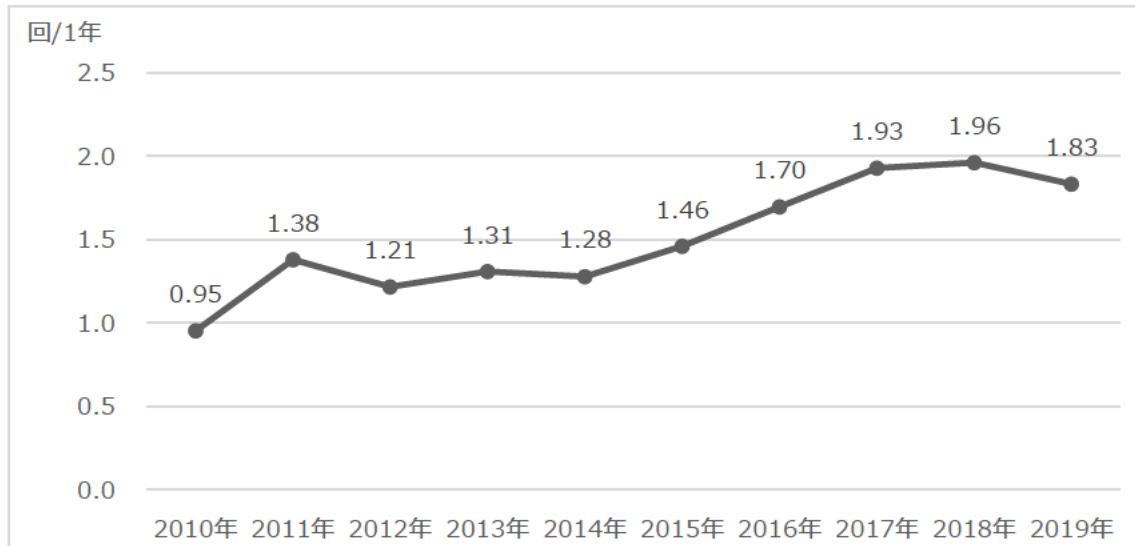
³ データ参照 文化部発行「電影市場動態」を元に作成 https://www.bamid.gov.tw/informationlist_243_1.html

⁴ 同上 ただしデータがないものは、興行収入÷動員数で算出

5. 一人あたりの年間平均入場回数（2010-2019）⁵

* 順調に増えており、10年で平均1回程度の増加となっている。

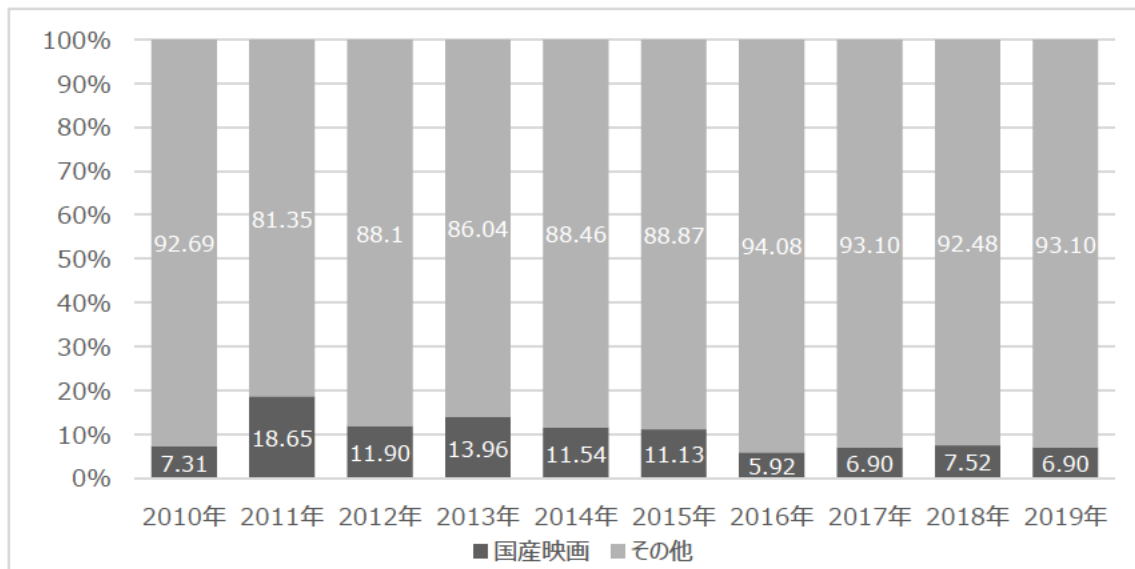
図 62 台湾域内の一人あたりの年間平均入場回数



6. マーケットシェアにおける台湾映画の割合（2010-2019）⁶

* 台湾映画の割合は大きな変動はなく、1割前後を推移している。

図 63 台湾域内のマーケットシェアにおける台湾映画の割合



【注釈】2017年までは台北市の数値のみを集計しているため、参考データとする。

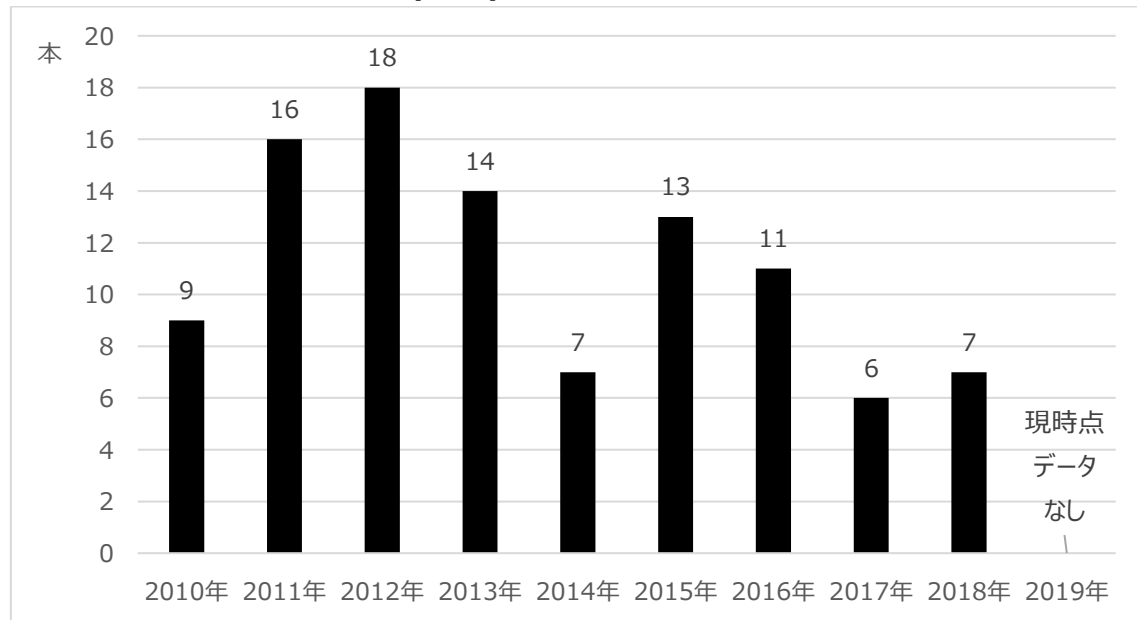
⁵ 既存データをもとに算出（人口÷動員数）

⁶ 文化部発行「電影市場動態」を元に作成 https://www.bamid.gov.tw/informationlist_243_1.html

7. 映画製作本数（2010-2018）⁷

* 他の調査国と比べるとまだ製作本数は少なく、年による変動が大きい。

図 64 台湾域内の映画製作本数(グラフ)



【注釈】2019 年は現時点未集計。製作本数は変動が大きく統計が取りにくいことに加え、台湾では映画制作が完了したことを報告する義務がないため、正確な数字は不明。本報告書に記載の数字は、文化部に報告のあった「制作兼発行部数」に依る。文化部は通常レポート等には「新作台湾映画公開本数」を記載しており、2019 年は 57 本であった。

⁷ 文化部発行「電影市場動態」を元に作成

https://www.bamid.gov.tw/informationlist_243_1.html

2.2.9.3 映画産業および国際共同製作にかかる規制、法制度

1. 国際共同製作協定締結国と、権限のある当局

台湾に「国際映画共同製作協定」は存在しないため、公式な国際共同製作作品を認定する制度や機関は存在しない。ただし、ニュージーランドとのみ「紐西蘭與臺澎金馬個別關稅領域經濟合作協定（“Agreement between the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen, and Matsu and New Zealand on Economic Cooperation”、略して“ANZTEC”）」を締結している⁸。協定の 18 章に「映画とテレビの共同制作」についての項目があり、双方の合意のもとで制作した映画またはテレビの映像作品は、国産映像作品と同等に扱うことができ、優遇措置を受けることができる。

2. クォータ制度

台湾には中国産の映画に限り、輸入数量を制限することが法律で規定されている⁹。規定内容は以下の通りである。

（ア）中国産映画を台湾で配給、上映することに関する規定

1 条： 中国産映画を台湾へ輸入する数量は、1 年に付き 10 作品を限度とする。また、輸入映画のジャンルについてはラブロマンス、ファミリードラマ、コメディ、宮廷歴史、武侠ファンタジー、ミステリー、スリラー、アドベンチャー、アクションに限る。中国産映画の台湾での配給・上映を希望する場合、映画配給会社は文化部影視及流行音樂産業局に申請し、許可を得なければならない。1 回の申請につき 1 作品とし、申請書類は以下の通りである。

1. 申請作品の台湾での配給・上映にかかる権利認可証明書
2. 申請者の商業登記簿謄本コピー
3. 申請作品のあらすじ
4. 申請作品の上映許可証明書類コピー。証明書類は作成から申請まで 2 年以内のものとする。ただし申請作品が制作中、または他の理由により上映許可証明書類の取り付けが難しい場合、申請作品の中国映画制作会社、または申請作品の権利を有する会社の声明書で代用する
5. その他の文化部影視及流行音樂産業局の指定する書類

申請期間や方法、許可などに関する事項は、文化部影視及流行音樂産業局から別途通知する。

⁸ <http://fta.trade.gov.tw/pimage/20140311194627086.pdf>

⁹ https://www.moc.gov.tw/information_319_20854.html

2 条： カンヌ国際映画祭、ヴェネツィア国際映画祭、ベルリン国際映画祭、米国アカデミー賞、金馬奨で最優秀作品賞または最優秀監督賞を受賞した中国産映画については、1 条で示した作品数とジャンルの限りではない。

台湾で 2 条に該当する作品の配給・上映を申請する者は、申請作品の映画配給会社に限る。受賞 1 年以内に以下の書類を文化部影視及流行音楽産業局に提出・申請し、許可を得ること。

1. 申請作品の台湾での配給・上映にかかる権利認可証明書
2. 申請者の商業登記簿謄本コピー
3. 受賞証明書類
4. その他の文化部影視及流行音楽産業局の指定する書類

3 条： 文化部影視及流行音楽産業局が 1 条または 2 条に該当する作品を審査し、違反がなければ、申請作品の台湾での配給・上映を許可する。

4 条： 許可を得た映画配給会社は許可期間内、電影法に基づき、申請作品の鑑賞制限(レイティング)審査を文化部に申請し、鑑賞制限証明を取得後、上映映画館にて商業プレミア上映をする。違反の場合、申請作品の台湾での配給・上映許可を廃止し、当配給会社は許可廃止日から 2 年以内、台湾での中国産映画の配給・上映許可を申請できない。

5 条： 許可を得た中国産映画に関して、中国から既にビデオグラム商品、テレビ放送作品として台湾に流通している場合、または台湾で同等の商品・作品として制作・販売・放送を行っている場合、申請作品の台湾での配給・上映許可を撤回する。

2.2.9.4 台湾の映画産業にかかる支援制度

1. 主な支援団体とその財源

台湾では、文化部（文化省）の影視及流行音楽産業局が映画をはじめとした文化産業の支援を行っている。

（ア）文化部影視及流行音楽産業局の支援内訳と過去5年の推移¹⁰

表 46 2019 年度文化部支援内訳：合計 6 億 2232 万 4000 台湾ドル

(1)映画産業発展フラッグシップ計画		小計：5 億 1807 万 4000 台湾ドル
1	脚本開発	1300 万台湾ドル
2	台湾映画制作補助金(投資、利息、制作、育成、ロケーション等)	3 億 6851 万 8000 台湾ドル
3	映画デジタル化(業者委託、設備、説明会等)	1552 万 2000 台湾ドル
4	台湾映画上映補助金(市場開発、民間映画祭、研究会、鑑賞促進等)	6025 万 7000 台湾ドル
5	民間国際イベント参加(映画祭&フィルムマーケット、賞金、市場開発等)	908 万台湾ドル
6	台湾映画の海外普及活動	331 万 3000 台湾ドル
7	映画人材育成	896 万 1000 台湾ドル
8	電影網、映画撮影情報ネットワーク開発、クラウドシステム、PC 環境整備	490 万 2000 台湾ドル
9	ヨーロッパ・アメリカ・アジアでの国際映画会議および映画祭参加	14 万 2000 台湾ドル
10	映画産業分析、研究	106 万 7000 台湾ドル
11	家賃、事務設備、通信費、システム等各種維持費	218 万台湾ドル
12	財団法人国家電影中心（Taiwan Film & Audiovisual Institute）補助	3113 万 2000 台湾ドル
(2)映画産業における国際共同製作とその普及計画		小計：2313 万 1000 台湾ドル
(3)映画事業管理と補助		小計：1011 万 9000 台湾ドル
1	映画普及活動への協力(映画事業、従事者及び団	539 万 1000 台湾ドル

¹⁰ 文化部影視及流行音楽産業局單位預算案

https://www.bamid.gov.tw/informationlist_276.html

	体の指導と奨励)	
2	財団法人中華民国電影事業發展基金会の台湾および中国映画祭、活動補助	239 万 4000 台湾ドル
3	民間の台湾および中国の映画交流活動、共同製作宣伝	43 万 3000 台湾ドル
4	中国および香港の映画祭、映画関連研究会、交流活動	36 万台湾ドル
5	レイティング作業、設備メンテナンス、反盗作活動、消耗品など	129 万 7000 台湾ドル
6	上映、情報設備	24 万 4000 台湾ドル
(4)台湾ドキュメンタリー映画国際交流 ※財団法人国家電影中心の「台湾国際ドキュメンタリー映画祭」開催補助		小計：1500 万台湾ドル
(5)映画産業デジタル化推進拡大		小計：5600 万台湾ドル

表 47 文化部影視及流行音樂産業局予算の 5 年間の推移

年度予算 (台湾ドル)	2015	2016	2017	2018	2019
合計	4 億 8712 万 9000	4 億 3370 万 2000	5 億 7614 万 4000	5 億 4251 万 7000	6 億 2232 万 4000
映画産業發展フラッグシップ計画	4 億 1886 万 4000	3 億 9125 万 3000	5 億 12 万 7000	4 億 3700 万 6000	5 億 1807 万 4000
映画産業における国際共同製作とその普及計画	2500 万	2313 万 1000	2313 万 1000	2313 万 1000	2313 万 1000
映画事業管理と補助（映画産業従事者及び団体の補助と奨励）	1653 万	1260 万 5000	1117 万 3000	1138 万	1011 万 9000
映画審査及び映画事業管理	173 万 5000	171 万 3000	171 万 3000		
台湾ドキュメンタリー映画国際交流	2500 万	1500 万	1500 万	1500 万	1500 万
映画産業デジタル化推進拡大			2500 万	5600 万	5600 万

※小項目は年度により異なる

2. 文化部影視及流行音樂産業局の国内映画支援の枠組

台湾の映画関連支援は欧米諸国と比べるとまだ数としては少ないが、予算も増加傾向にあり、支援の枠組みも開発から製作、上映、海外展開まで幅広く網羅している。文化部影視及流行音樂産業局が提供する支援は、大きく「奨励業務」と「補助業務」、そして「製作補助」（外国映画誘致）に分類される。特に外国映画誘致には力を入れており、近年多くの海外作品を呼び込むことに成功している。

a. 奨励業務¹¹

支援名	国際影展(国際映画祭)
支援対象者	台湾域内映画事業従事団体及び個人
支援対象	映画祭で受賞した台湾産の長編&短編映画 (フィクション、アニメーション、ドキュメンタリー)
主な条件	・台湾名義の作品であること ・台湾映画従事団体であること ・台湾身分証明書所持の個人であること ・映画祭は 4 種類に分類され、参加する映画祭によって奨励金が異なる（別表参照） ・奨励金の最高額は 500 万台湾ドル ・同一の賞に 2 作品(2 人)以上入賞した場合、奨励金を平均して按分すること ・文化局の判断により、米国アカデミー賞に参加した台湾作品については、ノミネート以前に翻訳費・字幕制作費・プリント費・運送費・宣伝費等の補助を文化局に申請することができる。補助金額は申請費用の 50%以内、かつ 150 万台湾ドルを上限とする
支援上限	・同一の映画事業従事団体及び個人が異なる映画祭で複数受賞した場合、1 年以内に受けられる奨励金は 600 万台湾ドルを上限とする ・同一作品の場合、1 年以内に受けられる奨励金は 500 万台湾ドルを上限とする

〔別表：映画祭一覧〕

第 1 分類：

米国アカデミー賞、ベルリン国際映画祭、カンヌ国際映画祭、ヴェネツィア国際映画祭

第 2 分類：

アヌシー国際アニメーション映画祭、釜山国際映画祭、Hot Docs 国際ドキュメンタリー映画祭、インディペンデント・スピリット賞、アムステルダム国際ドキュメンタリー映画祭、ロッテルダム国際映画祭、カルロヴィ・ヴァリ国際映画祭、ロカルノ国際映画祭、ニューヨーク映画祭、オタワ国際アニメーションフェスティバル、サン・セバスティアン国際映画祭、シッチェス・カタロニア国際映画祭、サンダンス映画祭、東京国際映画祭、トロント国際映画祭、ザグレブ国際アニメーション映画祭、山形国際ドキュメンタリー映画祭

第 3 分類：

ブリュッセル国際ファンタスティック映画祭、プチョン国際ファンタスティック映画祭、ブエノスアイレス国際映画祭、シカゴ国際児童映画祭、シカゴ国際映画祭、コペンハーゲン国際ドキュ

¹¹ https://www.bamid.gov.tw/submenu_170.html

メンタリー映画祭、エジンバラ国際映画祭、ファンタスティック・フェスト、ヨーテボリ国際映画祭、香港国際映画祭、マンハイム＝ハイデルベルク国際映画祭、インド国際映画祭、ライブツ化国際ドキュメンタリーおよびアニメーション映画祭、ロンドン国際映画祭、ベルポレン国際映画祭、ミュンヘン国際映画祭、モスクワ国際映画祭、ナント三大陸映画祭、ローマ映画祭、サンフランシスコ国際映画祭、サンパウロ国際映画祭、上海国際映画祭、シェフィールド国際ドキュメンタリー映画祭、SIGGRAPH（シーグラフ）、シンガポール国際映画祭、シドニー映画祭、タリンブラックナイト映画祭、東京フィルメックス、トリノ映画祭、トライベッカ映画祭、ウーディネ極東映画祭、バンクーバー国際映画祭、ヴィジョン・ドゥ・レール

第4分類：

AFI Fest、カイロ国際映画祭、DMZ 国際ドキュメンタリー映画祭、ヘント映画祭、ハンブルグ映画祭、オスロ・南からの映画祭、福岡国際映画祭、フリブール国際映画祭、ハイファ国際映画祭、ハワイ国際映画祭、マール・デル・プラタ国際映画祭、ムンバイ国際映画祭、大阪アジア映画祭、プリ・ジュネス、サンフランシスコ国際 LGBT 映画祭、シアトル国際映画祭、ソウル国際マンガ・アニメーション映画祭、ウィーン国際映画祭、ワルシャワ国際映画祭

支援名	国内映演奨励（域内上映奨励）
支援対象者	域内映画興行事業者
支援対象	台湾産映画
主な条件	・台湾の法律に基づき、会社を設立している事業者であること ・上映作品が本局に台湾映画として認定された作品であること ・上映作品が本局の上映許可を得た作品であること
支援上限	・上映する日数と1日の上映回数の比率によって計算され、200万台湾ドルを上限とする

支援名	金穂獎(Golden Harvest Awards/ 映画新鋭賞)
支援対象者	域内若手映画人 (監督、プロデューサー、脚本、俳優、撮影、編集、美術、ヘアメイク/衣装、オリジナル映画音楽、音響、VFX、アクションデザイン)
支援対象	台湾産映画
主な条件	・台湾(中華民国)国籍、または台湾身分証明書所持者を有すること ・優秀作品賞の受賞者は監督とする ・個人賞(監督、プロデューサー、脚本、俳優、撮影、編集、美術、ヘアメイク/衣装、オリジナル映画音楽、音響、ビジュアル、アクションデザイン)の受賞対象者は1年に8名とする ・同じ賞に2作品(2人)以上入賞した場合、奨励金は平均して按分すること
その他特筆すべ	・奨励金の最高額は60万台湾ドル

き事項	・最優秀監督賞受賞者は、金馬奨映画アカデミーの参加資格を保証される
-----	-----------------------------------

支援名	優良電影劇本(優秀映画脚本)
支援対象者	域内脚本家
支援対象	台湾産映画
主な条件	・60 分以内の作品であること ・台湾身分証明書所持者であること ・オリジナル脚本で、著作権を侵害していないこと ・小説等他者の作品を題材とする、または引用した場合、原作者の許可証明を提出すること ・応募者本人の出版物、または公開作品を題材にした場合、その証明を提出すること ・脚本に外国語がある場合、原文及び中国語翻訳をつけること ・域内における他の行政機関主催の脚本奨励を受けていないこと ・映画として撮影可能であること ・本奨励を以前受けていないこと
その他特筆すべき事項	・文化局職員、文化局の事業受託者は参加資格はなし

b. 補助業務¹²

支援名	劇本開発補助(脚本開発補助)
支援対象者	域内映画制作会社
支援対象	台湾産映画
主な条件	・台湾の法律に基づき、設立した制作会社であること ・著作権を侵害していないこと ・過去に当補助金を申請した経歴のある制作会社は、前プロジェクトが終了してからの再申請とすること ・当補助金の申請と同時に、台湾長編映画製作補助金を申請していないこと ・既に撮影を開始している作品の脚本ではないこと ・開発している題材が、「優秀映画脚本奨励」を含む他の行政機関の奨励や補助を受けていない脚本であること ・文化部や文化部所属機関、財団法人の補助金を受けていない脚本であること ・60 分以上の映画が制作可能な脚本であること

¹² https://www.bamid.gov.tw/submenu_200.html

支援上限額	・申請者 1 人につき、脚本 1 部の申請が可能 ・文化局が認可した予算の 49%以内 ・脚本 1 部につき、80 万台湾ドルが上限
その他特筆すべき事項	開発している脚本の題材が、台湾の作者の文学または漫画作品の場合、脚本 1 部につき、補助金は 130 万台湾ドルに引き上げられる

支援名	長片輔導金(長編映画補助金)
支援対象者	台湾(中華民国)の法律に基づき、設立した映画制作会社
支援対象	台湾産長編映画
主な条件	(A) 一般グループ (1)監督、またはプロデューサーが台湾(中華民国)国籍であること (2)申請は、監督 1 人につき 1 作品とすること (3)プロデューサー1 人につき、申請は 2 作品までとすること (4)監督を含む 1/3 以上のキーポジションは台湾(中華民国)国籍であること (5)編集、調光、調色、音声(録音、サウンドエフェクト、ミキシング)、フィルム処理等のポストプロダクションは台湾域内で完了すること (B)新人グループ (1)監督は唯一のプロデューサーを兼ねてはならない (2)監督は 2 人とし、そのうち 1 人は長編映画 1 作品、短編映画(10 分以上 60 分以下)1 作品、75 分以上のテレビドラマの監督経験があること (C) 多元グループ (1)(A)の(1)～(4)の条件を満たすこと (2)監督は 2 作品以上の長編映画監督経験があり、そのうち 1 作品が台湾全域興行収入 1 万台湾ドル以上であること、または台湾域内外の映画祭でノミネート/受賞経験があること 〔共通条件〕 ・上映時間が 60 分以上であること ・セリフは国語発音(中国語)であること ・全てが海外でのロケーション作品ではないこと
支援上限額	文化局が認可する制作費の 49%以内、かつ： ・一般グループ：上限 3000 万台湾ドル ・新人グループ：上限 1500 万台湾ドル ・多元グループ：上限 3000 万台湾ドル

支援名	短片輔導金(短編映画補助金)
支援対象者	台湾の映画制作会社
支援対象	台湾産短編映画
主な条件	・台湾(中華民国)の法律に基づき、設立された制作会社であること ・監督、プロデューサー、脚本家の3人全てが台湾(中華民国)国籍であること ・プロデューサーは監督を兼ねていないこと ・プロデューサー1人につき、申請は2作品までとすること ・監督1人につき申請は1作品までとすること
支援上限額	文化局が認可する制作費の80%以内、かつ250万台湾ドル(アニメーションは300万台湾ドル)を上限とする

支援名	人才育成補助(人材育成補助)
支援対象者	・映画課程のある域内の大学、専門学校 ・台湾(中華民国)の法律に基づき設立された映画関連財団法人、協会および組合 ・台湾(中華民国)の法律に基づき設立された映画事業者
支援対象	・プリプロダクション、ポストプロダクション ・海外から映画専門家を招き、台湾映画事業者の各種技術指導
主な条件	・20才以上の台湾(中華民国)身分証明書所持者であること ・直近1年間で映画事業に従事した者または海外で映画製作実習やトレーニングを受けた一般人
支援上限額	文化局が認可する費用の49%以内

支援名	國際市場展補助(国際フィルムマーケット参加補助)
支援対象者	台湾域内映画制作会社および配給会社
支援対象	台湾産長編&短編映画 (フィクション、ドキュメンタリーおよびアニメーション)
主な条件	・申請作品は既に域内のレーティング審査を申請し、かつ文化部が台湾産映画として認定していること ・認定証明は認定日から12か月以内のものとする
支援内容	航空代金、入場バス、上映費用、宣伝費用、ブース費用、各種レンタル費用、字幕制作費用等の支援

支援名	国際影展補助(国際映画祭参加費用)
支援対象者	台湾域内映画制作会社
支援対象	台湾産長編&短編映画 (フィクション、ドキュメンタリーおよびアニメーション)
主な条件	・台湾映画として第 1 分類の映画祭でノミネートまたは受賞した作品 ・台湾映画として第 2 分類の映画祭でノミネートまたは受賞した作品 ・台湾映画として第 3 分類の映画祭でノミネートまたは受賞した作品 (分類は前述の「奨励業務：国際影展」の別表参照のこと)
支援上限額	(第 1 分類の場合) ・最優秀作品賞に選出作品の監督で、台湾(中華民国)身分証明書を所持している者：500 万台湾ドル ・最優秀監督賞に選出された監督で、台湾(中華民国)身分証明書を所持している者：500 万台湾ドル ・審査員賞に選出作品：300 万台湾ドル
その他特筆すべき事項	・参加映画祭は 4 種類に分類される(分類は前述の「奨励業務：国際影展」の別表参照のこと) ・上記分類に属さない映画祭に自ら参加しノミネートされた場合、映画祭参加の企画書・経費予算表を文化局に提出のうえ参加に必要な翻訳費、字幕制作費、上映関連費、往復郵送費、宣伝費などの費用補助を申請できる。その場合の補助費用は予算経費の 50%以内、かつ 50 万台湾ドルを上限とする

支援名	輔導電影産業數位升級(映画産業デジタル化補助)
支援対象者	台湾の映画事業者
主な条件	台湾(中華民国)の法律に基づき設立された事業会社であること
支援対象	指定期間 1 年以内に購入した映画産業デジタル化に関する撮影、音声、スペシャルエフェクト、アニメーション制作、劇場上映用機材設備等
支援上限額	(1)映画デジタル制作機材設備購入補助： 購入総額の 30%まで、かつ 1000 万台湾ドルを上限とする (2)映画デジタル上映用機材設備購入補助： 購入総額の 30%まで、かつ 100 万台湾ドルを上限とする

支援名	国内行销補助(域内マーケティング補助)
支援対象者	台湾の映画事業者
支援対象	台湾産映画
主な条件	・台湾(中華民国)の法律に基づき設立された事業会社であること ・60 分以上の作品であること ・同一年度に 1 作品、以下の 2 種類から 1 種類のみ申請が可能 (1)第一類マーケティング策略計画補助： 台湾(中華民国)の法律に基づき、設立した映画制作会社が申請対象 (2)第二類マーケティング宣伝活動補助： ・台湾(中華民国)の法律に基づき、設立した映画制作会社、映画配給会社が申請対象 ・台湾域内で申請する台湾産映画の上映劇場が決定し、プレミア商業上映権利を有するもの
支援上限額	・第一類マーケティング策略計画補助： 文化局が認可する費用の 49%以内かつ 100 万台湾ドルを上限とする ・第二類マーケティング宣伝活動補助： 文化局が認可する費用の 49%以内かつ 300 万台湾ドルを上限とする

支援名	電影數位特效製作奨助(映画 SFX 奨励)
支援対象者	映画制作会社または SFX 制作会社
支援対象	SFX を使用する台湾産映画
主な条件	・台湾(中華民国)の法律に基づき設立された会社であること ・SFX を使用する作品であること ・申請作品はポストプロダクション中で、デジタル作業に入っていないこと ・文化局のレーティング審査結果をまだ受けていないこと ・60 分以上の作品であること
支援上限額	文化局が認可する費用の 49%以内かつ 1200 万台湾ドルを上限とする

支援名	得奨/入園影片製作下一部補助 (前作の受賞・ノミネート経歴に対しての次回作制作補助)
支援対象者	映画制作会社、テレビ事業者、衛星チャンネル事業者、テレビ番組制作会社
支援対象	台湾産長編&短編映画 (フィクション、アニメーション、ドキュメンタリー)
主な条件	・申請者は台湾(中華民国)の法律に基づき、設立した会社であること ・作品が域内外の重要映画祭にて、作品賞・監督賞を受賞またはノミネートされたこと

	・受賞またはノミネートされた映画は台湾産映画であること ・監督は台湾(中華民国)の身分証明書を所持していること
支援上限額	・文化局が認定した予算総額の 49%以内とする ・上限金額は、映画祭や賞により異なる

c. 製作補助¹³

台湾政府は海外の製作者が台湾で映像制作すること、また台湾をロケ地として撮影することを歓迎し、積極的に支援する政策がある。台湾政府は「国外影視製作業在我國製作影視内容補助要點（海外チームが台湾で映像制作することに関する補助内容）」を制定し、文化部影視及流行音楽産業局が補助申請の審査を行う。2019 年度に台湾が撮影協力した海外映画作品数は合計 25 本あり、オランダと合同製作した「High Time」では 921 万台湾ドルが交付された。

〔補助金額〕

- ・台湾での制作総経費の 30%、かつ 3000 万台湾ドルを上限とする。
- ・当補助金以外に台湾の他の公的機関補助を受ける場合、台湾で受けられる補助金の総額は台湾での制作総経費の 50%、かつ 3000 万台湾ドルを上限とする。

〔補助項目〕

- ・人件費：45%を補助(台湾の俳優を雇用すること)
- ・制作費：35%を補助
- ・保険、交通及び宿泊費：20%を補助(賠償責任保険、台湾の俳優の傷害保険、交通費と宿泊費)
- ・特別優遇：台湾人を主要または副部門責任者として雇用し、かつ、台湾人の人数が映画制作人数総数の 70%に達した場合、人件費の 45%を超える補助を受けることが可能である。

〔申請資格〕

- ・監督がカンヌ国際映画祭、ヴェネツィア国際映画祭、ベルリン国際映画祭、米国アカデミー賞での最優秀監督賞受賞者であること。
- ・台湾での映画撮影経費が 3000 万台湾ドル NT\$30,000,000 に達する海外映画作品であること。
- ・コミュニケーションの円滑を図るため、台湾の優れた映画制作会社を通して申請することを推奨する。

〔補足〕

文化部だけでなく、台湾各地の地方政府が映画やテレビの撮影チームのロケーション撮影を歓迎しており、制作や宿泊補助について各地方政府に相談窓口がある。

¹³ <https://taiwancinema.bamid.gov.tw/Assistant/AssistantContent/?ContentUrl=5>

・制作補助 ⇒ 台北市、宜蘭県、桃園市、台中市、台南市、高雄市、花蓮県、金門県、台東県、嘉義県

・宿泊補助 ⇒ 台中市、台南市、高雄市、花蓮県、金門県、台東県

2.2.10 日本

2.2.10.1 日本に関する調査概要

a. 映画産業

〔2019 年データ〕 ※10 年間の推移は次項参照

(ア) 国内興行収入：	2611.8 億円 ⇒全世界第 3 位
(イ) 国内の劇場動員数：	1.949 億人 ⇒全世界第 8 位
(ウ) 国内のスクリーン数：	3583
(エ) 平均チケット価格：	1340 円
(オ) 一人あたりの年間平均入場回数：	1.54 回
(カ) マーケットシェアにおける国産映画の割合：	54.44%
(キ) 映画公開本数：	1278*

*100%国産 = 671 本、国際共同製作 = 18 本

b. 映画支援団体

- ・映画支援を専門とする機関は無く、文化庁・経済産業省等がそれぞれの予算で映画支援を行う
- ・実際の審査業務等は、関連省庁ではなく公募により受託した団体が行う場合もある

c. 支援形態

- ・支援は全て公募により選ばれた作品のみアクセス可能となる
- ・支援は全て助成金で、税優遇はない
- ・助成金は、採択後の経費精算のうえ金額が確定し、事後払いとなる

d. 規制・法制度

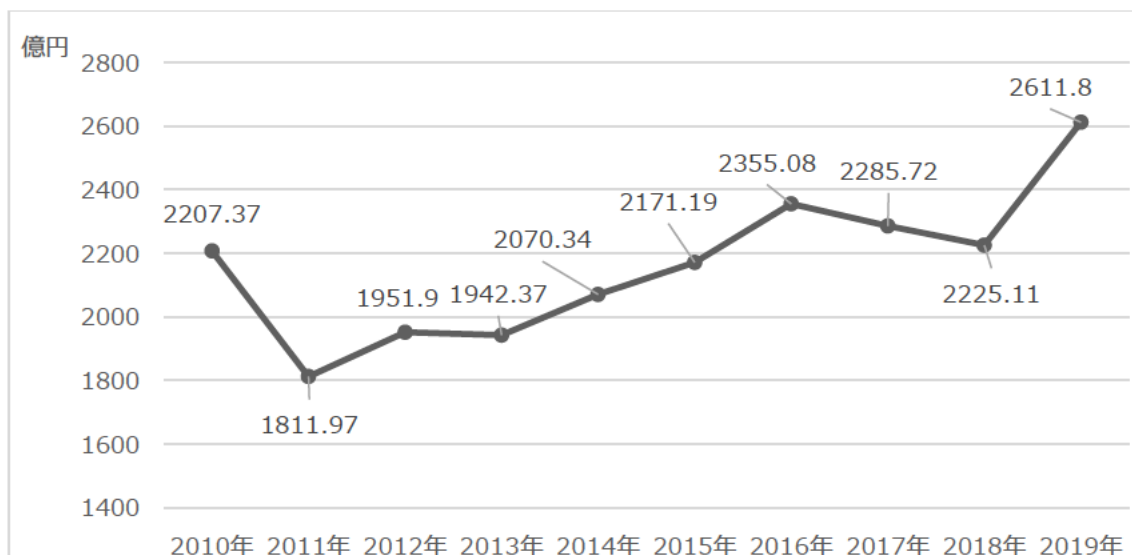
- ・クォータ制は無い
- ・協定の締結および日中共同製作協定作品の認定は、権限のある当局である外務省、文化庁および経済産業省が行う
- ・国際共同製作協定（現時点では日中協定のみ）の認定を受けることによりアクセスできる支援制度はなく、協定を介さない作品と条件は同じとなる

2.2.10.2 日本の国内市場規模

1. 興行収入（2010-2019）¹

* 興行収入は増加傾向にあり、2019 年時点で北米・中国に次ぐ世界第 3 位である。

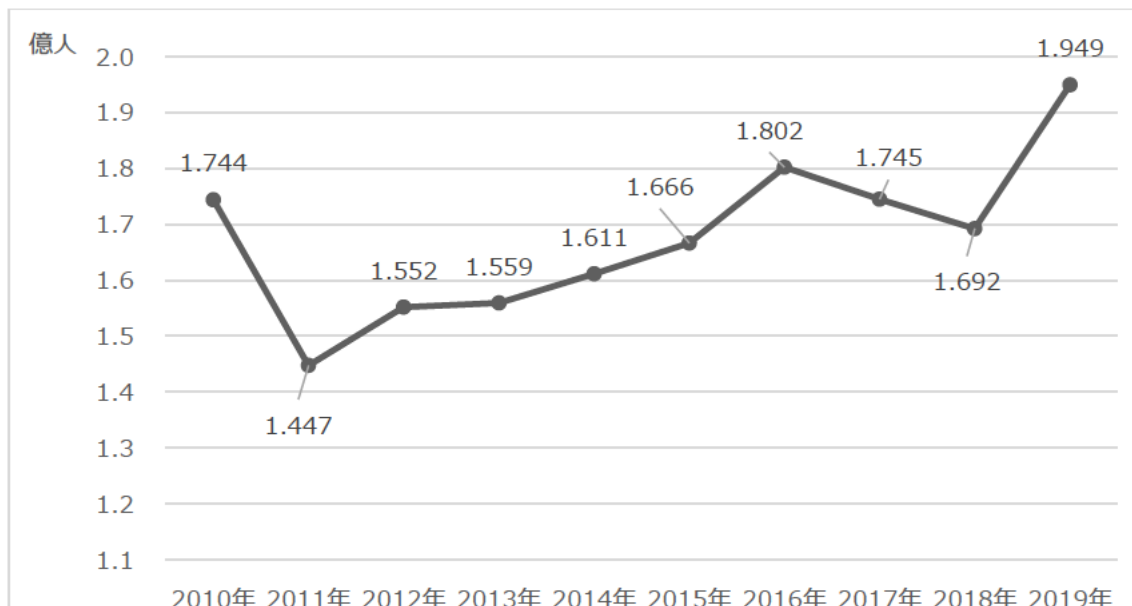
図 65 日本国内の劇場興行収入（グラフ）



2. 動員数（2010-2019）²

* 年により変動するが増加傾向にあり、2019 年には 2 億人突破間近の結果となった。

図 66 日本国内の劇場動員数（グラフ）



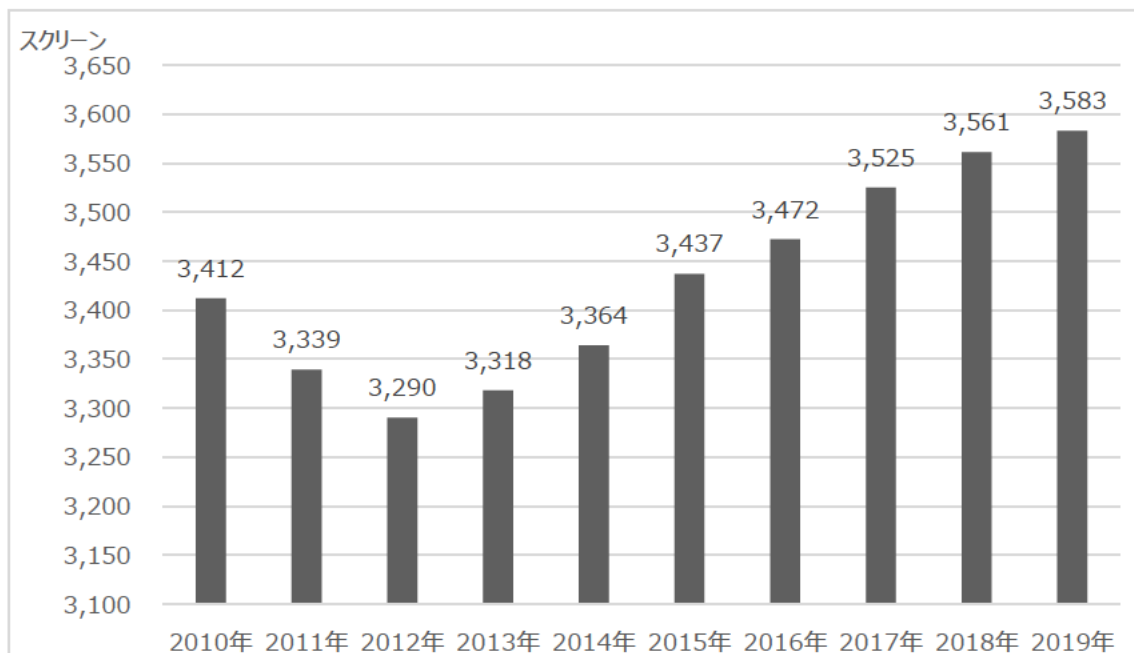
¹ 日本映画製作者連盟作成 日本映画産業統計より <http://www.eiren.org/toukei/data.html>

² 同上 ただし他国と条件を合わせて端数切捨て

3. スクリーン数（2010-2019）³

* シネマコンプレックスの増加により、2012 年よりスクリーン数は伸び続けている。

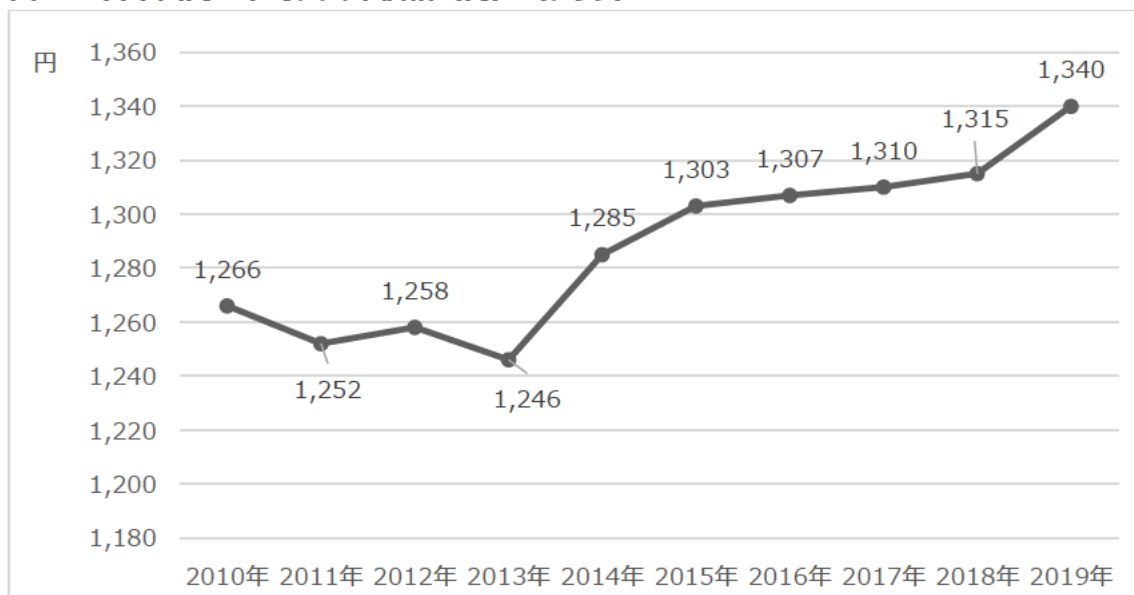
図 67 日本国内のスクリーン数（グラフ）



4. 平均チケット価格（円）（2010-2019）⁴

* チケット価格は年々上昇しており、調査国の中で最も高い金額となっている。

図 68 日本国内の平均チケット価格（円）（グラフ）



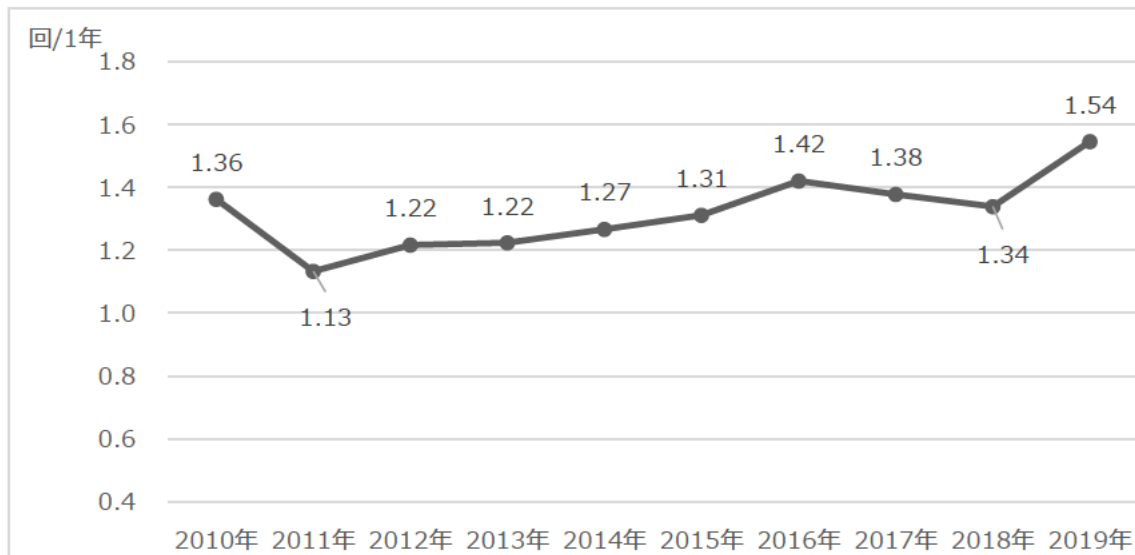
³ 日本映画製作者連盟作成 日本映画産業統計より <http://www.eiren.org/toukei/data.html>

⁴ 同上

5. 一人あたりの年間平均入場回数（2010-2019）⁵

* 入場回数は伸び悩む時期が続いたが、2019年には1.5回に飛躍した。

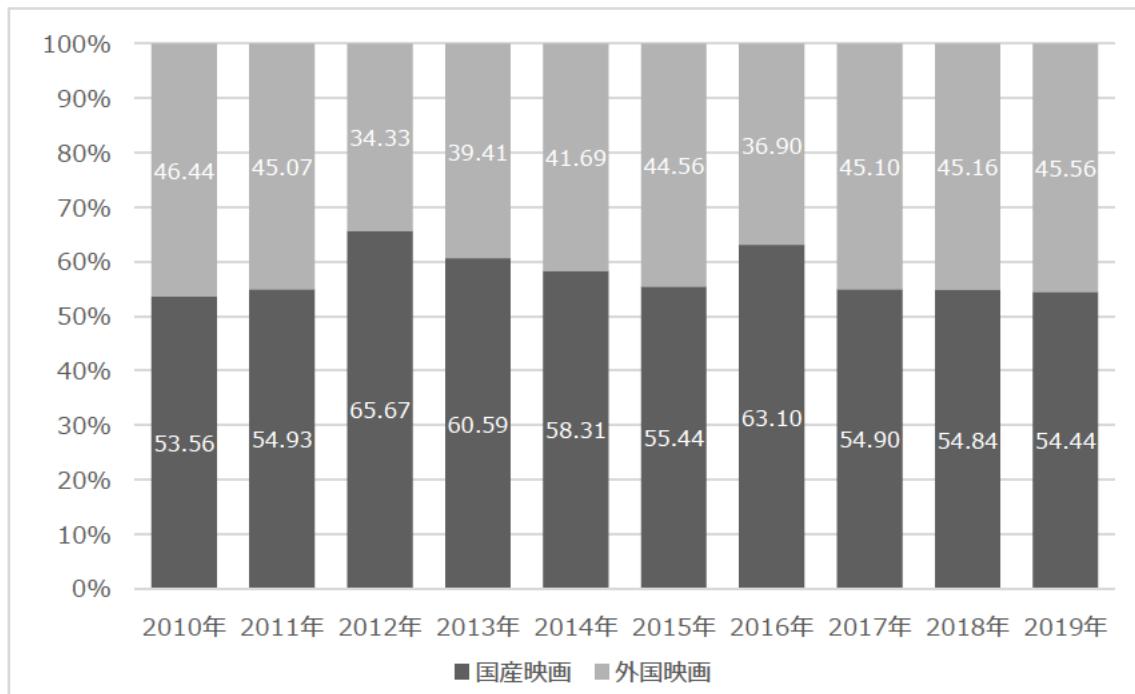
図 69 日本国内の一人あたりの年間平均入場回数（グラフ）



6. マーケットシェアにおける国産映画の割合（2010-2019）⁶

* 年により変動するが、国産映画の割合は過半数をキープし続けている。

図 70 日本国内のマーケットシェアにおける国産映画の割合



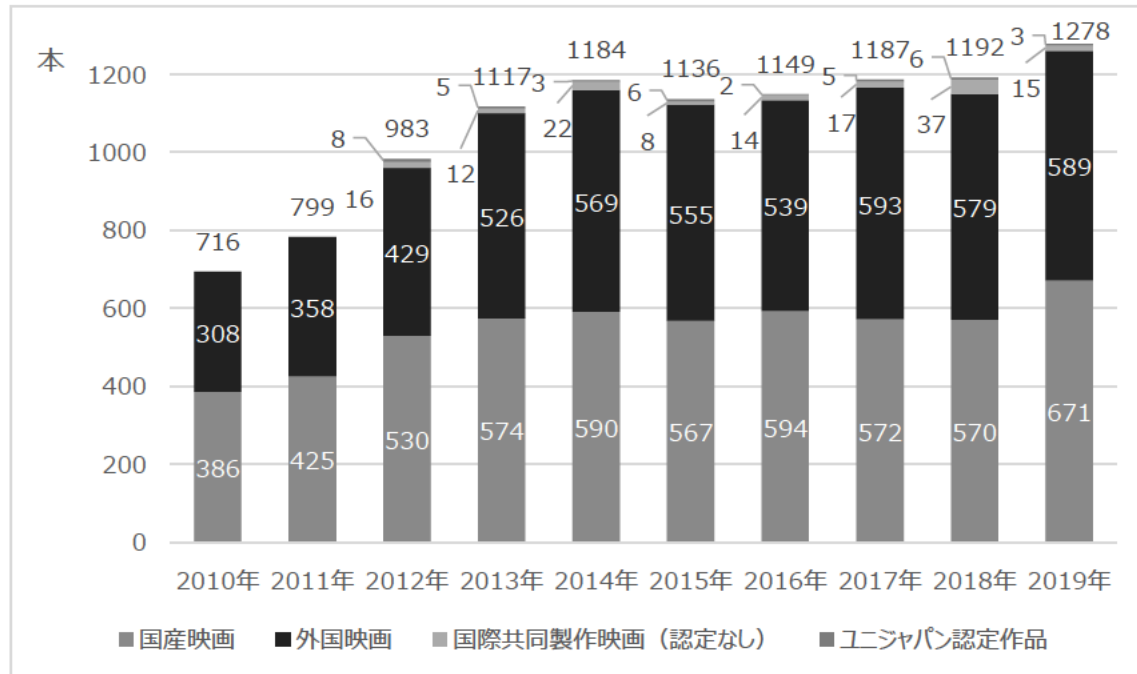
⁵ 入場者数と人口統計データから算出 <https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2019np/index.html>

⁶ 日本映画製作者連盟作成 日本映画産業統計より <http://www.eiren.org/toukei/data.html>

7. 映画公開本数（2010-2019）⁷

* 公開本数は年々増加しており、2019年には1200本を突破した。

図 71 日本国内の映画公開本数(グラフ)



〔注釈〕日本は製作本数の統計を取っていないため、公開本数の記載とする。

⁷ 日本映画製作者連盟作成 日本映画産業統計より公開本数総計を参照 <http://www.eiren.org/toukei/data.html>
国際共同製作映画の公開本数およびユニジャパン認定作品の公開本数は独自データより算出

2.2.10.3 日本の映画産業および国際共同製作にかかる規制、法制度

1. 国際共同製作協定締結国と、権限のある当局

日本の二国間国際共同製作協定締結国は、中国の 1 ヶ国である。外務省、文化庁および経済産業省が権限のある当局として協定の締結を進める。

2. クォータ制度

日本には映画、オーディオビジュアル、テレビ等においてクォータ制度はない。

3. 国際共同製作認定システム

第 1 章の冒頭でも述べたとおり、昨年度（2019 年度）を以って経済産業省の「国際共同製作認定制度」は、廃止された。2011 年度から 10 年間の制度適用期間においては、我が国を含む二か国以上で共同製作される劇場用長編映画（実写劇映画及びアニメーション映画）の制作において、国際共同製作作品と認定された作品に対して「最終認定書」の発行を行い、この最終認定書が文化庁の「国際共同製作映画への支援」への申請への必須条件とされていたが、廃止に伴い、申請は文化庁への直接応募へ変更された。なお、2020 年度時点では文化庁の「国際共同製作映画への支援」へ応募する際に相手国との国際共同製作協定は不要である。日中協定を介した日中国際共同製作作品は、応募において優遇対象とはならない。

2020 年度以降は「日中映画共同製作認定制度」のみを継続して行うこととなった。制度の詳細は「1.1 日中協定における取扱機関としての事務業務」および「1.1.1 日中協定に基づく認定の申請書類一式」を参考のこと。

2.2.10.4 日本の映画産業にかかる支援制度

1. 主な支援団体とその財源

日本は、フランスやドイツ、韓国のような映画産業に特化した特別税はなく、国家レベルでの映画支援は国の予算によって賄われている。予算額・支援内容は年度予算により変動がある。また、映画産業にかかる支援は複数の関連機関に分かれており、窓口業務は別機関に委託している場合も多い。

イ. 日本の国内映画支援の枠組

日本は自動的に適用となる助成金や税優遇はなく、全て製作者側の申請のあったものから支援機関が支援対象を採択する。また、採択は制作前に行われ、助成金は制作後に精算払いで行われるのが通常である。

内容は報告書作成時点のものであり、あくまで概略である。実際の支援内容や条件については、必ず関係機関ホームページや応募要項を確認のうえ応募のこと。

支援名	令和3年度文化芸術振興費補助金（国際共同製作映画への支援） ⁸
支援機関	文化庁
支援対象	国際共同製作の劇映画及びアニメーション映画
支援概要	製作費の支援
主な条件	・上映時間 1 時間以上 ・補助対象経費 1 億円以上 ・原則として完成後 1 年以内に一般に広く公開されるもの ・「国際共同製作」は、以下の全てを満たす作品とする a. 日本国民又は日本に永住を許可された者と、外国籍であって日本の永住権を有していない者が共同して製作活動に貢献する作品であること b. 日本の団体（申請者である日本の製作者団体及びその他の日本の団体を含む）が製作費全体の 20% 以上の出資を行うとともに海外の団体（海外の製作者団体及びその他の海外の団体、また外国政府の助成金を含む）が 10% 以上の出資を行う作品であること c. 申請者である日本の製作者団体に所属するプロデューサーが、クレジットタイトルに明記されること d. 申請者である日本の製作者団体が本件映画の著作権を一部保有し、マスター類の保有又はマスターに対するアクセス権を保有すること e. 申請者である日本の製作者団体が、出資比率等その貢献に見合った収益

⁸ https://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/kobo/92692001.html

	の配分を受けること f. 原則として同一内容の作品が、日本国内及び海外において配給されること ・助成金は、採択された助成対象団体が負担する「映画製作に必要な経費」に充てられるもので、助成対象経費の範囲内で、かつ、交付決定した年度内に支払いが完了する経費に限る
支援上限額	・1 団体が応募できる活動数は、1 活動 ・補助の対象となる者の自己負担金の額の範囲内において、補助対象経費の 5 分の 1 以内 ・区分に応じて 5000 万円もしくは 1 億円を上限 〔区分〕 a. 劇映画：補助対象経費 1 億円以上、補助上限額 5000 万円 b. アニメーション映画：同上 c. 特別製作映画(劇・アニメーション)：補助対象経費 3 億円以上、補助上限額 1 億円
その他特筆すべき事項	・日本の国際共同製作にかかる支援は、相手国との国際共同製作協定の有無にかかわらず申請が可能 ・令和 2 年度より制度が変更となり、ユニジャパン発行の「最終認定書」が不要となった

支援名	令和 3 年度日本映画製作への支援 ⁹
支援機関	文化庁（独立行政法人日本芸術文化振興会）
支援対象	日本の劇映画、アニメーション映画、および記録映画
支援概要	製作費の支援
主な条件	・日本映画の企画から完成までの製作活動 ・国内において、原則として完成後 1 年以内に一般に広く公開されるもの ・助成条件と助成金額は製作する映画の上映時間と製作に要する予算総額、活動区分による ・「日本映画」とは、日本国民、日本に永住を許可された者又は日本の法令により設立された法人により製作された映画（テレビ用アニメーションを除く） ※ただし、外国の製作者と共同で製作する映画については、専門委員会の審査等において主要なスタッフ、キャスト、経費の負担状況等について総合的に検討を行い、日本映画として認められるかどうかを判断する ・助成金は、採択された助成対象団体が負担する「映画製作に必要な経費」に充てられるもので、助成対象経費の範囲内で、かつ、交付決定した年度内に支払いが完了する経費に限る

⁹ <https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/grant/applicant/download04.html>

支援上限額	下記参照
その他特筆すべき事項	・日本映画は、2 か年度に亘る助成を受けることが可能

表 48 助成の対象となる活動及び助成金の額（単年度の場合）

活動区分		助成条件		助成額
		上映時間	予算総額	
劇映画	特別	1 時間以上	1 億円以上	2000 万円
	A	1 時間以上	5000 万円以上	1000 万円
	B	1 時間以上	1500 万円以上	500 万円
記録映画	特別	1 時間以上	5000 万円以上	1500 万円
	A	1 時間以上	2000 万円以上	500 万円
	B	20 分以上	600 万円以上	200 万円
アニメーション映画	長編	1 時間以上	8000 万円以上	2000 万円
	短編 A	1 時間未満	1000 万円以上	300 万円
	短編 B	1 時間未満	300 万円以上	100 万円

表 49 助成の対象となる活動及び助成金の額（2 か年度の場合）

2 か年度助成では、下表の助成金を 2 か年に分けて交付する。各年度の配分額は、助成額の 50%を原則とし、年度によって 50%以上の助成金額が必要となる場合には、各年度 70%を上限として配分額を調整することができる。

活動区分		助成条件		助成額
		上映時間	予算総額	
劇映画	特別	1 時間以上	1 億円以上	2000 万円
	A	1 時間以上	5000 万円以上	1000 万円
記録映画	特別	1 時間以上	5000 万円以上	1500 万円
アニメーション映画	長編	1 時間以上	8000 万円以上	2000 万円

支援名	若手映画作家育成プロジェクト（ndjc）2020 ¹⁰
支援機関	映像産業振興機構（VIPO） ※文化庁委託事業
支援対象	若手映画作家
支援概要	若手映画作家の発掘と育成(シナリオ開発と撮影を必須とした、短編映画の制作) ①同一の課題・条件の下での 5 分間の短編制作 ・講師（プロデューサー、脚本家、編集技師等）による指導と講評

¹⁰ <http://www.vipo-ndjc.jp/>

	②ワークショップ参加作家の中から、製作実地研修参加作家を決定 ・企画：オリジナルの劇映画作品（年齢等による鑑賞制限がかからず、広く発表できるものを前提） ・上映分数：25分以上、30分以内 ・脚本：参加作家自身の執筆を基本とする ・撮影：35mm フィルム ③作品発表の機会を提供、講評を作家へフィードバック ・映画関係者、マスコミ等を対象とした合評上映会、プロジェクト検討委員・脚本指導者による講評会の実施 ・一般向け劇場公開 ・国内外の映画祭への出品や映画館への上映の働きかけ 他
主な条件	①日本国籍又は日本の永住資格を有すること ②35才未満（2020年3月31日現在）の年齢条件を満たすこと ③プロ・アマ不問。但し過去に商業用長編映画の監督経験、ならびに監督予定者は除く ④過去の当プロジェクト製作実地研修参加者は除く（但しワークショップまでの参加者については再応募可能） ⑤以下のいずれかに該当することが望ましい ・製作した映像作品等で評価を得た実績のある者（映画祭等での入選等） ・商業映像等、映像製作分野での優秀な実務実績のある者（助監督、CMディレクター等も可） ⑥応募は、団体等の推薦によるものとする ⑦以下を提出すること（※基本的に応募作家自身が執筆すること） ・製作実地研修で制作したい作品の企画意図、プロット、脚本（25分～30分以内実写作品） ・事務局の指定する様式による応募書類 ・⑤の条件を示す資料

支援名	映画スタッフ育成事業 ¹¹ ※令和2年度実績
支援機関	映像産業振興機構（VIPO） ※文化庁委託事業
支援対象	・対象作品：原則的に、劇場用映画の制作現場（それ以外は事務局が適当と判断した作品） ・対象学生：原則的に映画関連の学科等がある大学または専門学校にて、映像関連の教育を一定期間以上受けた学生（在校生に限る）で、日本国籍または日本の永住権を有する者 ・対象制作会社：インターンシップの趣旨を理解し、インターンを指導するにあ

¹¹ <https://vipo-cinema-intern.jp/>

	たって人的及び物理的環境の整った制作現場
支援概要	インターンシップ制度を通じた映画制作現場における初歩的な知識と技術を習得
主な条件	・実習期間の上限は原則として1ヶ月（31日） ・制作会社からの受け入れ申し込みは、原則として受入開始日より3週間前までに行う ・実習時間は、制作会社が学校にあらかじめ提示する制作スケジュール表によるものとし、休日等もそのスケジュールに準ずる
支援上限額	・指導料の金額は実習生1人につき1日当たり15,000円（税込） ・支払いの対象期間の上限は1ヶ月（31日）
その他特筆すべき事項	・事務局がインターンシップ実習候補の撮影現場を選定した後、学生と学校側の指導教官、制作現場における指導責任者、指導担当者との面談を行う

支援名	JLOD①（コンテンツ等の海外展開を行う際のローカライズ及びプロモーションを行う事業の支援）¹² ※令和元年度補正予算実績
支援機関	映像産業振興機構（VIPO） ※経済産業省委託事業
支援対象	①および②の要件を満たすコンテンツであること ①対象となるコンテンツジャンル a.映像（番組・映画・アニメ・メディアアート等） b.音楽（配信楽曲・ライブコンサート等） c.ゲーム（家庭用ゲーム・モバイルゲーム等） d.出版（電子コミック・電子書籍等） e.キャラクター（マスコット等）※日本国内で商標登録もしくは意匠登録されているもの f.その他（ミュージカル・ダンス等）※審査委員会で特別に認められたもの ②コンテンツの製作過程と権利保持（下記いずれかを満たすこと） ・日本の法令に基づき設立された法人または日本国民(特別永住者を含む)によって製作され、かつ日本国民がその製作活動に主体的に関わっており、その法人または日本国民が著作権の全部または一部を有しているコンテンツ ・他国と、日本の法令に基づき設立された法人または日本国民(特別永住者を含む)との共同で製作され、かつ日本国民がその製作活動に主体的に関わっており、その法人または日本国民が著作権の全部または一部を有しているコンテンツ
支援概要	コンテンツが主体となった又はコンテンツを有効活用した海外展開を行う際のローカライズおよびプロモーションを行う事業に係る費用

¹² <https://j-lodr1.jp/subsidy1/>

	対象① コンテンツが主体となって海外展開を促進する事業 〔スキーム例〕 ・海外で開催される商談会にブースを出展 ・国際コンテンツイベントを実施 ・海外見本市にセラー登録して参加 ・コンテンツを海外のメディアで宣伝 ・海外での放送を目的とした海外での商談会の商材として、外国語字幕版を製作 ・海外での上映を目的とした国際コンテンツイベントでプロモーションする際、現地の俳優で吹き替え版を製作 対象② コンテンツを有効活用して海外展開を促進する事業 〔スキーム例〕 ・コンテンツを活用した広告をテレビ、雑誌、屋外広告、ウェブ等に出稿 ・コンテンツとタイアップして海外の見本市に出展 ・旅行博に出展する際に当地が舞台のコンテンツ（漫画・アニメ）と連動して展開
主な条件	・補助を受ける事業のために事業者自身が支出したもののみが対象 ・申請者は日本の法令に基づき設立された法人、地方自治法で定められた地方公共団体または条件を満たした海外現地法人 ・幹事法人を持たない団体（コンソーシアム・製作委員会・実行委員会等）からの申請はできない ・経費は、交付決定日以降に発注したもので、事業完了日までに支払ったものが対象となる ・どのような経費でも、一定の基準で証拠を揃える 等
支援上限額	・対象①：対象経費の 2 分の 1（ただし国際共同製作されたものは審査員が総合的に判断し、3 分の 2 を補助） ・対象②：対象経費の 3 分の 1 ・1 案件につき 2000 万円 ・1 社につき 4000 万円
その他特筆すべき事項	・補助を受けた事業は公表され、効果測定に協力する

支援名	JLOD②（海外向けコンテンツ制作に資する資金調達・人材育成を行う事業の支援）¹³ ※令和元年度補正予算度実績
支援機関	映像産業振興機構（VIPO） ※経済産業省委託事業
支援対象	〔対象コンテンツ〕

¹³ <https://j-lodr1.jp/subsidy2/>

	a. 映像（番組・ <u>映画</u> ・アニメ） b. ゲーム（家庭用ゲーム・モバイルゲーム等） c. その他のコンテンツ ※審査委員会で特別に認めたもの
支援概要	対象①本格的制作に必要な資金を調達するためのピッチ（プレゼン）において活用する映像の制作等への支援 〔スキーム例〕 ・本制作のパートナー獲得のためピッチ映像/シナリオを制作 ・流通事業者との交渉に向けピッチ映像として 1 話目を制作 ・流通事業者との交渉に向けピッチ映像として 1 話目を制作 ・本制作のパートナー獲得のため見本市での企画ピッチングセッションに参加しピッチングを実施 対象②若手人材が率いるプロジェクトにおける、資金調達のためのピッチに向けた研修、ピッチ映像制作等への支援 〔スキーム例〕 ・本制作のパートナー獲得のためピッチトレーニングを受け見本市での企画ピッチセッションに参加 ・本格的なコンテンツ制作にあたり未調達の資金を外部から調達するためピッチトレーニングを受けピッチ映像/β 版/ シナリオを制作 ・本制作のパートナー獲得のためピッチ映像/ シナリオを制作 ・流通事業者との交渉に向けピッチ映像として 1 話目を制作
主な条件	対象①・②共通 ・本制作するコンテンツが海外発信を想定していること ・制作会社が本制作されたコンテンツの著作権またはこれに関連する権利の一部もしくは全部を持つこと または著作権等の権利を保有しない場合にあっては制作会社が本制作されたコンテンツでレベニューシェアを受けること ・補助を受ける事業のために事業者自身が支出したもののみが対象 ・経費は、交付決定日以降に発注したもので、事業完了日までに支払したものが対象となる ・どのような経費でも、一定の基準で証憑を揃える 対象②の場合 ・若手人材が提案事業のプロジェクトリーダーを担うこと ・プロジェクトリーダーを担う若手人材へのサポートとして、「補佐役（他プロジェクトにおけるリーダーの経験を有する者）」を配置すること ※若手人材：35 歳以下（各回応募締切時点）で、国内または海外において一定の活動実績がある者 ※補佐役：過去プロジェクトリーダーとして国内及び海外において一定の活動

	実績があり、かつ国内または海外において一定の受賞歴があるもの
支援上限額	対象① ・対象経費の2分の1 ・1案件につき1500万円（補助対象額3000万円） ・1社につき3000万円（補助対象額6000万円） 対象② ・対象経費の3分の2 ・1案件につき1000万円（補助対象額1500万円） ・1社につき2000万円（補助対象額3000万円）
その他特筆すべき事項	・補助を受けた事業は公表され、効果測定に協力する

支援名	日本映画海外発信事業（海外映画祭への出品等支援事業） ¹⁴ ※令和2年度実績
支援機関	公益財団法人ユニジャパン ※文化庁委託事業
支援対象	【申請者】 海外の映画祭に参加する日本映画・日本の映画製作者 【対象作品】 ・支援対象映画祭で上映される日本映画 ・作品のジャンル、上映時間、フォーマットは問わないが、クラシック作品は対象外とする ※日本映画の規定は、文化庁の他の支援規定に準じる
支援概要	海外の支援対象映画祭（コード別支援対象映画祭は後述）に参加した日本映画に対し、外国語字幕制作費、映画製作者の海外渡航費への支援する コードA 支援対象映画祭公式部門出品への支援（3大映画祭メインコンペティション部門を除く） コードB 3大映画祭長編メインコンペティション部門出品への支援 コードC 支援対象映画祭公式部門出品への支援
主な条件	【申請対象者】 コードA：団体 コードB：団体 コードC：個人（団体の要件を満たさない自主製作者）

¹⁴ <https://www.unijapan.org/oversea/support/>

	「団体」とは、当該作品の映画製作者またはその代理者である日本の法令により設立された法人またはそれに準ずる団体 【支援対象経費】 ・当該作品の映画製作者またはその代理者が、支援対象映画祭への参加に際して直接出費した下記費用に限る ・海外のセールスエージェント、共同製作者等、国外の法人による負担分は対象とならない ＜外国語字幕制作費＞ 外国語上映素材制作費、外国語版上映素材輸送費、翻訳費、字幕打ち込み費 ＜映画製作者の海外渡航費＞ 映画製作者（※）最大 4 名までの海外渡航費、宿泊費 ※映画製作者とは、プロデューサー、監督、出演者を指す。尚、プロデューサーとは本編に"プロデューサー"とクレジットされた者に限る。エグゼクティブプロデューサー、アソシエイトプロデューサー、共同プロデューサー（Co-Producer）等は対象外とする
支援上限額	コード A：申請費用の 2 分の 1、ただし支援上限額 40 万円 コード B:申請費用の 2 分の 1、ただし支援上限額 200 万円 コード C:申請費用の 2 分の 1、ただし支援上限額 20 万円
支援対象映画祭	※新型コロナウイルスの影響により、多くの海外映画祭が延期・中止となっている状況をうけ、令和 2 年度に限り、海外映画祭への出品等支援の中期・後期の支援対象映画祭と支援対象経費を拡大している 【コード A】 モスクワ国際映画祭 カンヌ国際映画祭（メインコンペ以外の部門） オーバーハウゼン国際短編映画祭 ズリーン国際映画祭（こども・若者向け） シェフィールド国際ドキュメンタリー映画祭 アヌシー国際アニメーション映画祭 富川国際ファンタスティック映画祭 カルロヴィヴァリ国際映画祭 ファンタジア国際映画祭 ニューホライズン国際映画祭 ロカルノ国際映画祭 ヴェネチア国際映画祭（メインコンペ以外の部門）

	トロント国際映画祭 サンセバスチャン国際映画祭 シッチェス・カタロニア国際ファンタスティック映画祭 釜山国際映画祭 平遥国際映画祭 アムステルダム国際ドキュメンタリー映画祭（IDFA） サンダンス映画祭 ロッテルダム国際映画祭 クレルモンフェラン国際短編映画祭 ベルリン国際映画祭(メインコンペ以外の部門) ニューディレクターズ・ニューフィルム（NDNF） 香港国際映画祭 シネマ・ドウ・リール国際ドキュメンタリー映画祭 【コード B（メインコンペ部門）】 カンヌ国際映画祭 ヴェネチア国際映画祭 ベルリン国際映画祭 【コード C】 モスクワ国際映画祭 カナディアン国際ドキュメンタリー映画祭（HotDocs） 全州国際映画祭 カンヌ国際映画祭（メインコンペ以外） オーバーハウゼン国際短編映画祭 ズリーン国際映画祭（こども・若者向け） シェフィールド国際ドキュメンタリー映画祭 ザグレブ国際アニメーション映画祭 アヌシー国際アニメーション映画祭 富川国際ファンタスティック映画祭 カルロヴィヴァリ国際映画祭 ファンタジア国際映画祭 ニューホライズン国際映画祭 ロカルノ国際映画祭 ヴェネチア国際映画祭(メインコンペ以外) トロント国際映画祭 レインダンス映画祭
--	--

	オタワ国際アニメーションフェスティバル サンセバスチャン国際映画祭 バンクーバー国際映画祭 シッチェス・カタロニア国際ファンタスティック映画祭 釜山国際映画祭 平遥国際映画祭 高雄映画祭 テサロニキ国際映画祭 タリンブラックナイト映画祭 アムステルダム国際ドキュメンタリー映画祭（IDFA） トリノ映画祭 ナント三大陸映画祭 サンダンス映画祭 ロッテルダム国際映画祭 ヨーテボリ映画祭 クレルモンフェラン国際短編映画祭 ベルリン国際映画祭（メインコンペ以外） ニューディレクターズ・ニューフィルム（NDNF） 香港国際映画祭 シネマ・ドゥ・リール国際ドキュメンタリー映画祭
--	---

支援名	海外マーケット出展支援 ¹⁵ ※令和 2 年度実績
支援機関	公益財団法人ユニジャパン ※文化庁委託事業
支援対象	当該年度に定められた国際映画祭併設のマーケットへの出展者 2020 年度の場合の対象マーケット： ・マルシェ・ドゥ・フィルム（カンヌ国際映画祭） ・ヨーロッパ・フィルム・マーケット（ベルリン国際映画祭） ・香港フィルマート（香港国際映画祭） ※2020 年度は新型コロナ感染拡大の影響により、全てオンラインでの参加
支援概要	世界各国の映画祭に併設されている映画見本市でのジャパンプース参加支援 ⇒日本映画の制作者や代理者による海外広報・営業活動の支援拠点としても活用することで、個々の出展費用を軽減し、映画祭等への出品を通して日本映画の海外一般公開を促進する
主な条件	・日本の映画コンテンツの海外販売権を有し、それらのコンテンツの海外セールスおよび PR が参加の主目的であること ・オンラインブースに掲載するポスター、チラシおよび予告編映像等に、18 歳未

¹⁵ <https://unijapan.org/oversea/market.html>

	満の児童が鑑賞するには不適切な表現および映像を使用しないこと ・ブース参加企業決定に際しては、申込資格を満たした企業を対象に、セールスを予定する作品数、新作の本数、これまでのセールス実績、映画祭への公式出品作品の有無（映画の場合）等を総合的に考慮し審査・選考（同評価の場合は先着者を優先） 〔現地開催の場合の申込資格〕※2020年ヨーロッパ・フィルム・マーケットの実績 ・日本の長編映画の海外販売に関する権利を有し、同マーケットで海外セールスを行う意欲のある日本の企業であること ・担当者等が現地に5日以上赴き、可能な限りジャパンブースに常駐し、自社コンテンツを積極的にPRできること ・自社コンテンツの海外PRおよび海外セールスが参加の主目的であること
--	--

支援名	VIPO 無料法律相談 ¹⁶
支援機関	映像産業振興機構（VIPO）
支援対象	VIPOの会員/VIPOの団体会員、およびコンテンツビジネスに関わる企業・団体・個人
支援概要	法律専門家（弁護士・弁理士）によるコンテンツに関連した法律関連事項についての無料法律相談 〔相談例〕 ● 権利の取得 ・自社で展開するキャラクターについて、どのような権利で保護できるか知りたい ・国内及び海外における商標等の権利取得の方法、手続、調査、費用等について知りたい ● 契約 ・相手方から受け取った契約書で気になる部分やよくわからない条項、不当ではないかと思う条項があるので、相談したい（なお、契約書全体のレビューは無料法律相談の範囲外） ・契約交渉について、疑問点やポイント等を相談したい ・自社の権利を守るために、契約書ではどのようなことに注意すればよいかわからない ・新規事業のために、どのような契約が必要となるのか相談したい ● 権利処理 ・コンテンツ制作にあたり、著作権や肖像権などの権利処理について相談したい ・オンラインビジネスを実施するにあたり、ユーザーの個人情報の保護について知

¹⁶ <https://www.vipo.or.jp/project/legal/>

	りたい ●トラブル ・取引先と知的財産権の帰属でもめている、元従業員と知的財産権の帰属でもめている ・自社のコンテンツが無断でネット配信されている、無断で改変された ・他者の権利を侵害しているという警告書が届いた ・取引先が代金を支払ってくれない ・取引先から契約解除をされた、損害賠償請求をされた ●その他 ・新規事業をはじめるにあたり、気になる法律問題がある
主な条件	・コンテンツビジネスを中心とする業務に関する法律問題についての相談が対象 ・同一の案件について、原則 1 回（予約制・最大 1 時間）
支援上限額	無料（相談料）※内容によっては相談対象外となるものや、別途有料で専門家と直接契約となる案件等がある

支援名	内閣府 大型映像作品ロケーション誘致の効果検証調査事業（外国映像作品ロケ誘致プロジェクト）¹⁷※令和 2 年度実績
支援機関	映像産業振興機構（VIPO）※内閣府委託事業
支援対象	日本を撮影ロケーションに含んで製作される、海外の大型映像作品（実写映画、テレビドラマ、ネットドラマ）
支援概要	日本において製作・撮影される海外映像作品に対し、製作費用の一部を実費支援して誘致し、その効果を検証する
主な条件	【申請者】 ・申請は、日本の法人である製作者団体（制作会社を含む）が行う ・申請者は、株式会社（特例有限会社を含む）、合同会社、社団法人、財団法人等の法人に限る 【支援対象となる映像作品】 以下（ア）または（イ）に該当するもの。また、それに加え（ウ）と（エ）の条件も満たすもの （ア）以下の（a）または（b）に該当する映像作品 （a）日本国内における直接製作費が 10 億円以上の作品 （b）総製作費が 30 億円以上で、かつ、日本国内における直接製作費が 5 億円以上の作品 （イ）公開、放映、放送、または配信する予定としている国が 10 カ国以上、かつ、日本国内における直接製作費が 5 億円以上の作品 （ウ）製作者が作品のプロモーションを通じ、ロケ地となった地域のプロモーション

¹⁷ <https://www.vipo.or.jp/project/location-project/>

	ンに協力可能な作品 （エ）撮影地の地方自治体・フィルムコミッション等も誘致活動を支援（エキストラ募集、自治体からの補助金の出演、広報活動等）することとし、そのことを当該自治体・フィルムコミッション等から具体的に確認できていること
支援上限額	・映像製作に関わる直接経費かつ日本国内で日本法人、個人、自治体、公共団体等に支払われたもの ・受給資格決定日以降に発注された経費のみ ・上限金額を 2 億円あるいは対象経費の 20 パーセントのうちのより低い金額 ※ただし、最終的な支援金額は案件内容・応募状況等を考慮して外部有識者による検討委員会を経て事務局にて決定
その他特筆すべき事項	効果検証調査段階であり、本プロジェクトの結果を踏まえて今後の支援の有無が決定される

二次利用未承諾リスト

報告書の題名 令和2年度コンテンツ海外展開
促進事業（我が国映画産業の海外展開のた
めの国際共同製作促進事業）報告書

委託事業名 令和2年度コンテンツ海外展開促
進事業（我が国映画産業の海外展開のための
国際共同製作促進事業）

受注事業者名 公益財団法人ユニジャパン

頁	図表番号	タイトル
32	表1	フランスとの共同製作における国別出資比率
35	表2	CNCの予算内訳の過去5年の推移
39	表3	ヨーロッパスケール：フィクションの場合
39	表4	ヨーロッパスケール：アニメーションの場合
40	表5	ヨーロッパスケール：ドキュメンタリーの場合
41	表6	自動助成スケール：フィクションの場合
43	表7	自動助成額一覧
44	表8	自動助成金額算出テーブル
62	表9	文化テスト 実写の場合
72	表10	スコア表A（フィクション映画またはオーディオビジュアル作品の場 合）
73	表11	スコア表B（ドキュメンタリー映画またはオーディオビジュアル作品の 場合）
73	表12	スコア表C（アニメーション映画またはオーディオビジュアル作品の場 合）
74	表13	スコア表D（ゲームコンテンツのオーディオビジュアル作品の場合）
76	表14	法令制定後の過去4年間ににおける映画産業へのMiBACTの支 援額の推移
77	表15	脚本支援のためのスコア表（長編映画、テレビ、ウェブコンテンツ 共通）
79	表16	開発およびプロダクション支援のためのスコア表（長編映画、テ レビ、ウェブコンテンツ共通）
97	表17	二国間協定における他の共同製作国の参加可否リスト
100	表18	資金提供の割合
101	表19	欧州附則Ⅱ：ポイント表
102	表20	カルチュラルテスト
105	表21	BFIの支出 過去5年の推移
127	表22	ヨーロッパスケール フィクションの場合

様式 2

128	表23	ヨーロッパスケール アニメーションの場合
128	表24	ヨーロッパスケール ドキュメンタリーの場合
131	表25	過去5年間ににおけるFFA支援額の推移（2015年～2019年）
152	表26	アメリカ各州でのインセンティブ制度導入状況
190	表27	製作会社のジョージア製作費用として認められる例
192	表28	製作会社のジョージア製作費用として控除が認められない例
203	表29	制作費と貢献度の%比較計算表: Creative Evaluation Grid（実写の場合）
204	表30	ボーナス及び許容ポイント（Bonus and Tolerance Points） 表
204	表31	キーポジションリスト
206	表32	キーポジションリスト
210	表33	Telefilm Canada 2018-2019年 支援内訳
211	表34	Telefilm Canada支援 過去5年の推移
227	表35	実写作品のポイント表
228	表36	アニメ作品のポイント表
238	表37	劇映画およびドキュメンタリーのポイント表
239	表38	アニメーションのポイント表
241	表39	KOFIC収入支出総括表(2016年～2020年)
242	表40	2020年度事業費内訳
243	表41	2019年度事業費内訳
245	表42	2018年度事業費内訳
246	表43	2017年度事業費内訳
248	表44	2016年度事業費内訳
277	表45	中国映画市場における興行収入分配の基本割合
285	表46	2019年度文化部支援内訳
286	表47	文化部影視及流行音楽産業局予算の5年間の推移
304	表48	助成の対象となる活動及び助成金の額（単年度の場合）
304	表49	助成の対象となる活動及び助成金の額（2か年度の場合）
26	図1	フランス国内の劇場興行収入（グラフ）
26	図2	フランス国内の劇場動員数（グラフ）
27	図3	フランス国内のスクリーン数（グラフ）
27	図4	フランス国内の平均チケット価格（ユーロ）
28	図5	フランス国内の一人あたりの年間平均入場回数
28	図6	フランス国内のマーケットシェアにおける国産映画の割合
29	図7	フランス国内の映画製作本数(グラフ)
35	図8	CNCの予算内訳(2019年実績)
65	図9	イタリア国内の劇場興行収入（グラフ）
65	図10	イタリア国内の劇場動員数（グラフ）
66	図11	イタリア国内のスクリーン数（グラフ）
66	図12	イタリア国内の平均チケット価格（グラフ）

67	図13	イタリアの一人あたりの年間平均入場回数（グラフ）
67	図14	イタリアのマーケットシェアにおける国産映画の割合
68	図15	イタリアの映画製作本数(グラフ)
91	図16	イギリス国内の劇場興行収入（グラフ）
91	図17	イギリス国内の劇場動員数（グラフ）
92	図18	イギリス国内のスクリーン数（グラフ）
92	図19	イギリス国内の平均チケット価格（ポンド）
93	図20	イギリス国内の一人あたりの年間平均入場回数
93	図21	イギリスのマーケットシェアにおける国産映画の割合
94	図22	イギリスの映画製作本数
104	図23	BFIの収入と支出
120	図24	ドイツ国内の劇場興行収入（グラフ）
120	図25	ドイツ国内の劇場動員数（グラフ）
121	図26	ドイツ国内のスクリーン数（グラフ）
121	図27	ドイツ国内の平均チケット価格（グラフ）
122	図28	ドイツ国内の一人あたりの年間平均入場回数（グラフ）
122	図29	ドイツのマーケットシェアにおける国産映画の割合（グラフ）
123	図30	ドイツの映画製作本数(グラフ)
131	図31	FFAの予算内訳（2019年実績）
197	図32	カナダ国内の劇場興行収入（グラフ）
197	図33	カナダ国内の劇場動員数（グラフ）
198	図34	カナダ国内のスクリーン数（グラフ）
198	図35	カナダ国内の平均チケット価格（グラフ）
199	図36	カナダ国内の一人あたりの年間平均入場回数（グラフ）
199	図37	カナダ国内のマーケットシェアにおける国産映画とアメリカ映画、その他の割合
200	図38	カナダ国内の映画製作本数(グラフ)
210	図39	Telefilm Canadaの予算内訳(2018-2019年期中実績)
232	図40	韓国国内の劇場興行収入（グラフ）
232	図41	韓国国内の劇場動員数（グラフ）
233	図42	韓国国内のスクリーン数（グラフ）
233	図43	韓国国内の平均チケット価格（グラフ）
234	図44	韓国国内の一人あたりの年間平均入場回数（グラフ）
234	図45	韓国国内のマーケットシェアにおける国産映画の割合
235	図46	韓国国内の国産映画公開本数(グラフ)
250	図47	KOFICにおける開発支援の段階図
266	図48	中国国内の劇場興行収入（グラフ）
266	図49	中国国内の劇場動員数（グラフ）
267	図50	中国国内のスクリーン数（グラフ）

様式 2

267	図51	中国国内の平均チケット価格（グラフ）
268	図52	中国国内の一人あたりの年間平均入場回数（グラフ）
268	図53	中国国内のマーケットシェアにおける国産映画の割合
269	図54	中国国内の映画製作本数(グラフ)
271	図55	中国映画産業の構造
273	図56	日中映画共同製作認定の流れ
276	図57	合作映画の制作から配給までの流れ
279	図58	台湾域内の劇場興行収入（グラフ）
279	図59	台湾域内の劇場動員数（グラフ）
280	図60	台湾域内のスクリーン数（グラフ）
280	図61	台湾域内の平均チケット価格（グラフ）
281	図62	台湾域内の一人あたりの年間平均入場回数
281	図63	台湾域内のマーケットシェアにおける台湾映画の割合
282	図64	台湾域内の映画製作本数(グラフ)
297	図65	日本国内の劇場興行収入（グラフ）
297	図66	日本国内の劇場動員数（グラフ）
298	図67	日本国内のスクリーン数（グラフ）
298	図68	日本国内の平均チケット価格（円）（グラフ）
299	図69	日本国内の一人あたりの年間平均入場回数（グラフ）
299	図70	日本国内のマーケットシェアにおける国産映画の割合
300	図71	日本国内の映画公開本数(グラフ)